

**令和元年度  
船橋市包括外部監査の結果報告書**

船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別  
支援学校に係る事務の執行について

令和2年2月7日

**船橋市包括外部監査人**

公認会計士 川口明浩



## 目 次

	頁
<b>第1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>5</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	5
2. 選定した特定の事件（テーマ） . . . . .	5
3. 事件を選定した理由 . . . . .	5
4. 外部監査の方法 . . . . .	7
5. 外部監査の実施期間 . . . . .	9
6. 外部監査の補助者 . . . . .	10
<b>第2 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行に 関する概要</b> . . . . .	<b>11</b>
1. 教育委員会の概要について . . . . .	11
2. 教育委員会の予算及び決算の状況について . . . . .	29
3. 市立特別支援学校の概要について . . . . .	33
4. 市立船橋高等学校の概要について . . . . .	34
<b>第3 外部監査の結果</b> . . . . .	<b>37</b>
<b>I 外部監査の実施結果の一覧について</b> . . . . .	<b>37</b>
<b>II 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行の 監査の結果（総括的意見）について</b> . . . . .	<b>43</b>
1. 学校監査を実施するに当たっての事務事業ヒヤリング、アンケート調査及び 現場往査等について . . . . .	43
2. 「点検・評価」、「学校評価」及び「教職員人事評価」の縦割り管理について . . . . .	53
3. 東日本大震災の教訓と市教育委員会及び市立学校の備えについて . . . . .	56
<b>III 各論としての外部監査結果</b> . . . . .	<b>62</b>
<b>III-1 財務監査の結果</b> . . . . .	<b>62</b>
1. 市立学校における施設改修工事等について . . . . .	62
2. 備品管理の現状について . . . . .	68
3. 奨学金貸付制度の運用状況について . . . . .	76
4. 公会計化後の学校給食業務の実施状況について . . . . .	87
5. 内部委託事業等（総合教育センターの委託事業及び補助事業）の財務管理に ついて . . . . .	97
6. 学校現場における校納金等の管理及び教育委員会の指導等について . . . . .	106
7. 総合教育センターにおける学習バス運営事業に係る財務管理について . . . . .	116
8. 市立船橋高等学校における財務事務の執行状況について . . . . .	121
<b>III-2 業務監査の結果</b> . . . . .	<b>131</b>
1. 「点検・評価」及びその対象事業等について . . . . .	131

2. 学校評価の実施状況について	160
3. 人事評価の実施状況について	183
4. 教職員の労働時間の管理について	189
5. 保護者からのクレーム対応について	194
6. 教職員の不祥事対策について	196
7. スクールロイヤール制度の導入及び課題について	198
8. 生徒の問題行動対策について	200
<b>Ⅲ-3 学校における防災対策の監査結果</b>	<b>203</b>
1. 市立学校における防災対策の現状を知るためのアンケート結果について	203
2. 研究学校（防災モデル校）の指定及びその効果について	215
3. 今後の方向性等について（提言）	216
<b>第4 利害関係について</b>	<b>219</b>

略記（「第3 外部監査の結果」Ⅱ以降での読み替え）：

船橋の教育：船橋の教育 -教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画-

点検・評価報告書：教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する  
報告書（平成30年度実施事務事業対象）

人事評価の手引：千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引（平成30年4月）

市教育委員会：船橋市教育委員会

注：

外部監査結果報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び船橋市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

平成30年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和元年度

### 3. 事件を選定した理由

船橋市の市民意識調査（平成30年度）によると、「市の施策」について、「力を入れるべきもの」の上位に、「学校教育の充実や家庭と地域の教育力の向上：10.9%」（11位）及び「避難所の整備、自主防災組織の支援、施設の耐震化など災害対応の充実：18.2%」（5位）が位置付けられており、また、同調査での「自由意見」の件数でも「学区・学校：44件、3.9%」及び「治安・災害：66件、5.9%」について市民の関心が高い。

これらの行政施策の中でも学校教育に関しては、船橋市が実施している「市政モニターアンケート」の調査結果（平成30年度）を見ると、船橋市の学校教育を充実させるために「特に力を入れること」の上位の項目は次のとおりである。すなわち、「子供たちの問題行動やいじめ、不登校への対策：44.4%」、「子供たちの道徳心や規範意識を高めるための教育：42.7%」、「子供たちが主体的に考え、学びに向かう力を育むための教育：41.6%」、「子供たちの対面でのコミュニケーション能力を向上させるための教育：35.8%」、「先生の指導力の向上：32.6%」及び「外壁やトイレなど、老朽化した学校施設や設備の改修：29.0%」などである。

このような調査結果を受けて、船橋市教育委員会は、現在の教育施策に係る計画である「船橋の教育—教育振興ビジョン及び教育振興基本計画—」（教育基本法第17条第2項に基づく計画）の次期計画策定に当たり「市民の意見等を把握し、資料としたい」としている。具体的には、次期計画の原案に「子供たちの体験・交流活動などの推進に関する施策を現行計

画から引き続き記述し、現在策定作業を進めている」など、調査結果の分析に基づき施策への反映を行う方針であることが分かる。

一方、現在の「船橋の教育—教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画—」は平成 22 年度からの前期計画を踏まえた平成 27 年度から平成 31 年度までの後期計画である。この後期計画は前期計画の成果を踏まえて、「新規事業の計上と施策体系の見直し」を実施し、次のような主要な変更（一部抜粋）を行っている。

- ① 国の第 2 期教育振興基本計画の 4 つの基本的方向性を参酌し、教育基本法の理念を踏まえた教育再生の実現のための具体的方策を推進目標ごとに整理している。
- ② 事務事業内容の見直し、重複の統合、完結した事業の廃止を行った。
- ③ 学校・家庭・地域の連携協力事業の充実を図った。
- ④ 東日本大震災の教訓を道德教育や防災教育に生かす事務事業とした。
- ⑤ 事務事業の表記を統一し、5 年後の姿を明確にした。

このような後期計画の内容としては、2 つの教育目標と 8 つの基本方針が規定され、それらの項目ごとに推進目標と施策が体系的に設定されている。これらの「船橋の教育」の体系を評価するために毎年度、施策とその事務事業の点検評価が行われている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条）。

包括外部監査を実施するうえでも、これらの後期計画及び点検・評価の結果は船橋市民の関心の高さを勘案して、有用な監査情報のひとつとして位置付けられるものと考えられる。特に、施策と事務事業の体系については、予算事業等との整合性の状況や目標指標等の性格（インプット、アウトプット又はアウトカム等の識別）等を、財務監査の基本的な証拠資料として検証・評価することも必要性が高いものと考えられる。

また、船橋市立学校は、小学校が 54 校、中学校が 27 校、特別支援学校が 1 校及び高等学校 1 校であり、教職員が 2,900 人で船橋の教育を現場において支えている（平成 30 年 5 月 1 日現在）。また、学校の児童・生徒数や施設の校舎面積等の規模を見ると、小学校 54 校では、児童数は 33,902 人、校舎面積は 343,670 m<sup>2</sup>、学級数は 1,136 クラスであり、中学校 27 校では、生徒数は 15,057 人、校舎面積は 218,207 m<sup>2</sup>、学級数は 465 クラスである。また、特別支援学校 1 校（金堀と高根台）では、児童・生徒数は 343 人、校舎面積は 13,187 m<sup>2</sup>、学級数は 74 クラスである。（『教育要覧』令和元年度より）。これらの学校教育施設の改築、新設又は統廃合等の計画的な実施が求められている。

これらの学校現場では、「船橋の教育—教育振興ビジョン及び後期教育振興基本計画—」等に基づき、校長をトップとして教職員が学校運営を行っている。その過程で、学校評価も実施している（「学校評価ガイドライン」文部科学省）。これらの学校運営の中では、児童・生徒の学ぶ意欲を育てるための教職員の活動が学力の向上に効果的につながっているか、客観的な証拠に基づく学校経営がなされなければならない。それは、豊かで、健やかな心身を育むための学校の活動についても同様に言えることである。そのためには教職員の力量を高

め、指導力を発揮できる環境を、施設ハード面や働き方等の改革も含めて環境整備する必要がある。

一方、学校は自然災害が発生した際には市の宿泊可能避難所に指定されている（『船橋市地域防災計画』）。現在の船橋市地域防災計画は、東日本大震災の教訓等を踏まえて、平成 28 年 2 月に大幅に改訂されているが、学校教育との関係では、「園児・児童生徒などの安全確保」、「避難対策」、「応急医療救護」及び「応急教育と応急保育」等（第 2 部第 2 章第 6 節、第 7 節、第 8 節及び第 15 節等）が明記されている。それを踏まえた各種マニュアルの整備が進められてきている。このような災害対策の仕組みとその運用が、日常の学校教育の中でどのように徹底されているかを検証することも重要である。

このような船橋市の学校教育を効果的に運営するための財務面のデータとしては、一般会計に占める教育費の推移等がある。すなわち、平成 31 年度当初予算ベースで、一般会計 2,122 億円に対して教育費は 245 億円であり（社会教育費等含む。以下同じ。）、その構成比は 11.5% である。また、現時点での直近の公表決算である平成 30 年度決算では、一般会計が 2,049 億円に対して教育費は 233 億円であり、その構成比は 11.39% であった。このように教育費はその予算規模が実額でも一般会計に占める割合でも重要性が極めて高いものである。

更に、小・中学校等の校舎等の施設を含む「教育」財産の資産規模は、2,057 億円であり、一般会計等の範囲の資産規模である 5,591 億円のうち、36.8% という大きな割合を占めている。（「平成 29 年度船橋市の財務書類（統一的な基準）」の「②有形固定資産の行政目的別明細」）。

このように、船橋市の学校教育には市民の関心が高く、災害対策の面でも要望が多い行政項目であることが分かる。また、「船橋の教育—教育振興ビジョン及び教育振興基本計画—」の後期計画が今年度で終了し、次期計画の策定を行っている時期に該当し、実績の評価と次期計画への反映の面で極めて重要な時期である。そして、学校教育の予算・決算規模については、船橋市の一般会計に占める割合が大きく、財務面でも重要性が高い。

それらを総合すると、災害対策を含めて学校教育を今年度の包括外部監査のテーマとして選定し、船橋市の教育行政等を検証する意義は極めて高いものと考ええる。

## 4. 外部監査の方法

### （1）外部監査の実施目的

平成 11 年 4 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを

検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものと考えられる。

## (2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

## (3) 監査の視点

船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 当該市立学校の事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 当該市立学校の事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて
- ③ 当該市立学校の事務の執行が、効果的に実施されているかどうかについて

## (4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続等を実施した。具体的な監査手続等の概要は次のとおりである。

まず、当該市立学校の財務に係る事務の執行について、関連する資料に基づき事業内容の説明を受けて、外部監査の実施に必要な質問を行い、平成30年度の事務の執行等について、各事務事業の趣旨、執行体制、執行額、実績及び課題等を把握した。併せて、当該市立学校の財務に係る事務の執行及び内部統制の状況等についても検証し、監査計画に適切に反映した。

次に、当該市立学校の財務に係る事務の執行を対象にして、現場往査を実施し、その合規性を検証すると共に、それらの事務の執行等の経済性・効率性等について検証した。現場往査に際しては、市立学校全て(小学校54校、中学校27校、高等学校1校及び特別支援学校1校の計83校)に対して、財務監査の視点及び学校経営を中心とする業務監査の



視点から質問事項を設定してアンケート調査を実施し、回答を得て、その中からも現場往査に適した学校を選定した。また、防災対策の専門家としての補助者を選定して、そのアンケートの中では、その防災対策の専門家が中心となり、学校教育において防災教育や応急教育がどのように組み込まれているか、防災対策という行政施策の効果的な実施にとってリスクになるものは何かをあぶりだす質問事項を設定し、現場往査時に質問や関連資料の提出及び閲覧・分析等を実施した。

更に、法的側面からの監査では当該市立学校の財務に係る事務の執行や教職員の働き方改革及び不祥事処理、クレーム処理、生徒等の問題行動に対する対処の実態並びにスクールロイヤー制度等について、合規性を中心に検証した。また、東日本大震災における学校の防災対策として問題になった震災時対応マニュアル等の整備・運用状況を確定判例の内容分析に基づいて検証した。

なお、監査実施手続の全般について、監査の基準が要求する水準を確保するために、品質管理担当補助者による品質管理レビューを実施した。

## (5) 監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査の結果」(37～42頁)に記載しているとおりである。監査の結果として、指摘事項は24件、意見は77件であった。

## (6) 監査対象

### ① 監査対象項目

船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行について

### ② 監査対象部局等

ア. 教育委員会の次の各課等

教育総務課、施設課、学務課、指導課、保健体育課、総合教育センター、小学校、中学校、船橋特別支援学校、船橋高等学校、青少年センター

イ. 危機管理課

## 5. 外部監査の実施期間

自 令和元年6月6日 至 令和2年3月31日

## 6. 外部監査の補助者

### (1) 監査実証手続等実施補助者

草薙信久、松原創、豊田泰士、泉亮子、平井隆規、新宅秀樹、木村玲欧、澤野次郎

### (2) 監査品質管理担当補助者

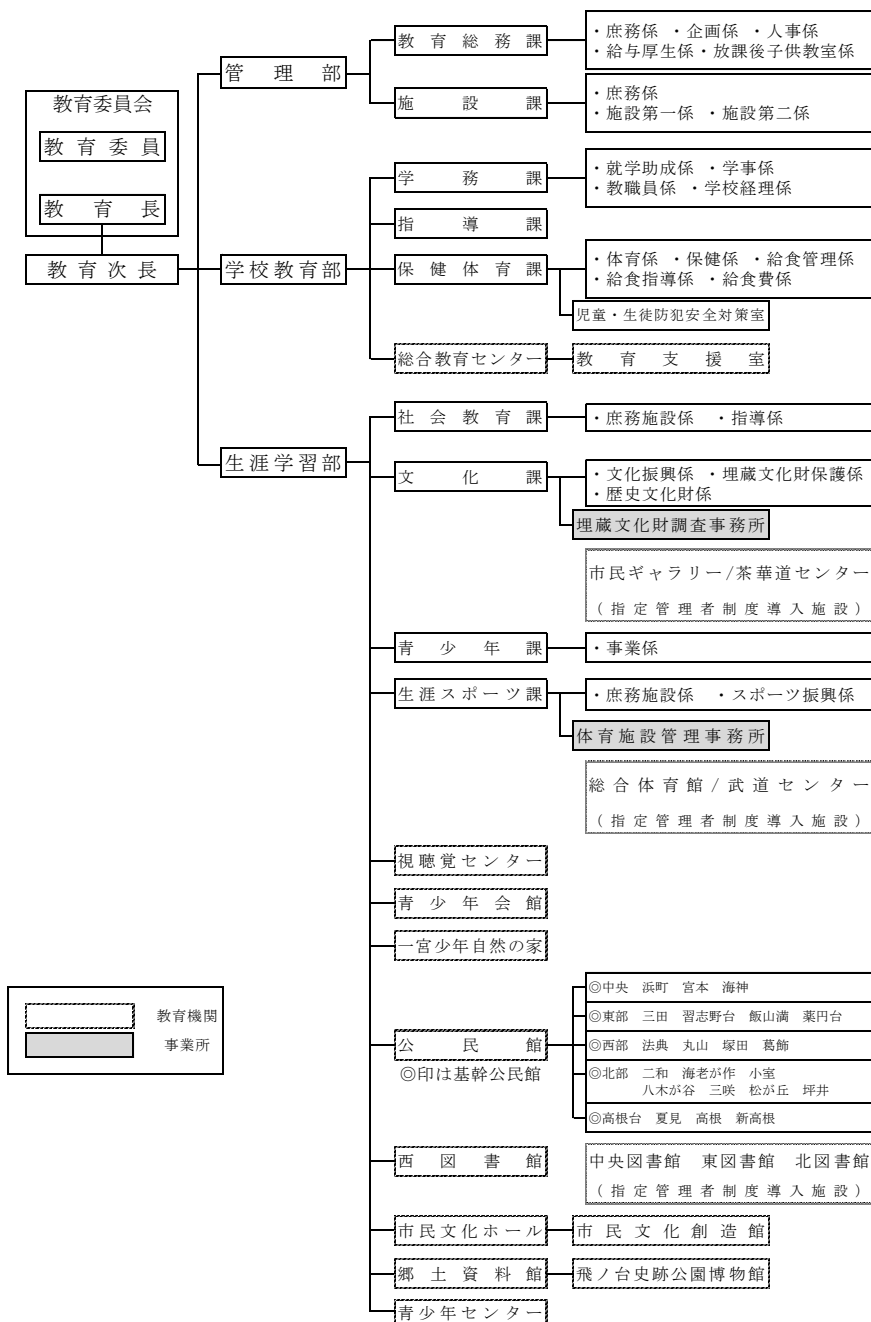
豊田泰士（弁護士）

## 第2 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行に関する概要

### 1. 教育委員会の概要について

#### (1) 教育委員会の組織について（学校を除く。）

船橋市教育委員会の組織は次のとおりである（令和元年5月1日現在）。なお、この項を含め、「第2」の掲載資料は『教育要覧』（船橋市教育委員会）の内容に基づいている。



## (2) 教育委員会事務局の所掌事務について

船橋市教育委員会事務局のうち、今年度の外部監査のテーマに係る組織の事務分掌は次に列挙するとおりである（船橋市教育委員会組織規則）。

### [管 理 部]

#### ① 教育総務課

会議に関すること。秘書に関すること。教育委員の報酬及び費用弁償に関すること。儀式及び交際に関すること。褒賞に関すること。渉外に関すること。規則及び規程の制定及び改廃に関すること。公告式に関すること。文書の収発、編さん及び保存に関すること。公印に関すること。教育行政の総合的企画・調査に関すること。教育広報に関すること。教育行政の相談に関すること。事務改善に関すること。校長会議に関すること。職員（市立高等学校の校長及び教員を除く。）の任免、分限、賞罰、服務その他身分に関すること。職員の定数管理に関すること。分掌事務の主管の決定に関すること。職員の研修に関すること。職員団体に関すること。公益的法人等への派遣に関すること。職員（市立高等学校の校長及び教員を除く。）の給与に関すること。職員の福利厚生に関すること。職員共済組合に関すること。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。放課後子供教室に関すること。予算の調整及び決算に関すること。事務局内の連絡調整に関すること。部の庶務に関すること。

#### ② 施設課

学校施設の建築計画に関すること。学校施設台帳の整備に関すること。学校施設の用途変更及び廃止に関すること。学校施設（給食施設を除く。）の国庫補助金等に関すること。学校施設の修繕に関すること。学校施設の維持管理に関すること。公有財産の記録管理に関すること。学校緑化の計画、調査、推進及び指導に関すること。校地内樹木、芝等の保全及び病虫害の防除に関すること。学校用地及び建物の借受けに関すること。学校用地の取得及び物件の移転補償に関すること。学校施設の目的外使用許可に関すること。学校施設の寄附採納に関すること。

### [学校教育部]

#### ③ 学務課

児童生徒の就学に関すること。学校教育に係る調査及び統計に関すること。通学区域の設定及び変更に関すること。児童生徒の就学援助に関すること。学校、幼稚園等の補助及び助成に関すること。奨学金に関すること。県費負担教職員の任免、給与その他の進退についての内申に関すること。県費負担教職員の服務及び勤務成績に関すること。事故補助教員（職員）の臨時的任用職員の任免に関すること。市立高等学校に係る重要施策の企画及び調整に関すること。市立高等学校に係る特命事項の調査及び立案に関すること。市立高等学校との連絡調整に関すること。市立高等学校の校長及び教員並びに市立特別支援学校

の教育職員(県費負担教職員を除く。)の任免、分限、賞罰、給与その他身分に関する事。学校級編制に関する事。学校の設置及び廃止に関する事。教職員団体に関する事。学校配当予算(他の課の所管に属するものを除く。以下同じ。)の予算及び決算に関する事。学校配当予算の経理指導に関する事。学校配当予算の教材、教具、備品等の整備計画及び管理に関する事。学校の寄附受入れ(施設を除く。)に関する事。学校施設の維持管理に係る委託業務(施設課に係るものを除く。)に関する事。部の庶務に関する事。

#### ④ 指導課

指導方針の企画に関する事。学校教育に係る指導に関する事。教育課程及び教育内容に関する事。教科用図書その他教材取扱いの指導に関する事。児童生徒の指導に関する事。児童生徒の出席停止に関する事。国際理解教育に関する事。研究学校(保健体育課に係るものを除く。)に関する事。教育実習に関する事。教育研究団体の育成指導に関する事。教科用図書の採択事務及び無償給付に関する事。学校の臨時休業及び振替授業の承認に関する事。修学旅行、遠足等に関する事。国際理解教育に係る一般職の非常勤職員の任免に関する事。スクールカウンセラーに関する事。総合教育センターとの連絡調整に関する事。

#### ⑤ 保健体育課

学校体育の指導に関する事。学校体育施設設備の整備に関する事。研究学校(指導課に係るものを除く。)に関する事。学校保健に関する事。学校の環境衛生に関する事。学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。学校給食に関する事。学校給食設備に関する事。学校体育関係団体の育成指導に関する事。学校保健関係団体の育成及び連絡に関する事。学校給食関係団体の育成及び連絡に関する事。

##### (児童・生徒防犯安全対策室)

児童生徒の防犯対策及び学校安全(交通安全を含む。以下この項において同じ。)の確保に関する事。学校安全教育に関する事。学校安全関係教職員等の研修に関する事。児童生徒の防犯及び学校安全に関する関係機関及び団体等との連絡調整に関する事。学校職員の労働安全衛生に関する事。

#### ⑥ 総合教育センター

総合教育センター運営委員会に関する事。関係機関及び団体との連携に関する事。施設及び設備の維持管理に関する事。プラネタリウム館の管理運営及び観覧料の徴収に関する事。当面する教育課題の調査及び研究に関する事。学校教育関係職員及び社会教育関係職員の研修に関する事。各種研修の総合的企画及び実施に関する事。教育情報の収集、整理及び提供に関する事。科学教育の奨励に関する事。学校教育に係る情報教育に関する事。学校の情報化施策の企画及び調整に関する事。学校の情報システムの運用及び管理に関する事。

(教育支援室)

児童生徒の教育相談に関すること。特別支援教育に関すること。市立特別支援学校に係る重要施策の企画及び調整に関すること。市立特別支援学校に係る特命事項の調査及び立案に関すること。市立特別支援学校との連絡調整に関すること。適応指導教室に関すること。特別支援教育に係る一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員の任免に関すること。スクールソーシャルワーカーに関すること。

[生涯学習部]

⑦ 青少年センター

青少年健全育成に関すること。青少年センターの維持管理及び利用に関すること。青少年補導委員に関すること。

(3) 教育委員会の事務局等の職員数及び学校の教職員数

① 事務局等の職員数

職員、職務の 級	事務局及び教育機関の職員数								合計	
	事務職員及び技術職員									業務員
	9・8	7	6	5	4	3	2・1	1~5		
部・課・教育機関名	教育次長 部長 次長 参事	課長 館長 所長 副参事 主幹 室長	課長補佐 館長 所長 館長補佐 副所長 所長補佐 副主幹 室長	主査 館長	係長 副主査 所長代理 館長代理	主任主事 主任技師	主事 技師	技労員等 技能員等		
事務局	教 育 次 長	1							1	
管 理 部	管 理 部	2							2	
	教 育 総 務 課		1	3	4	5	6	7	26	
	(公財)船橋市文化・スポーツ公社派遣			1					1	
	施 設 課			1	2	3	3	6	15	
学 校 教 育 部	学 校 教 育 部	2							2	
	学 務 課		1	1	3	5	3	14	27	
	指 導 課		1	5	3	8	1		18	
	保 健 体 育 課		2	4	3	6	2	3	20	
	児童・生徒防犯安全対策室		1		2	1			4	
	生 涯 学 習 部	3							3	
	社 会 教 育 課		1	1	2	(2)	2	2	8	(2) 16
文 化 課		1	1	2		3	2	8	17	
埋蔵文化財調査事務所			1			3	2	5	11	
青 少 年 課		1	1			2		2	6	
生 涯 ス ポ ー ツ 課			1	2		2	2	5	12	
体育施設管理事務所			1	3	(7)		1	2	(7) 7	
	小 計	8	9	21	26	(9) 40	24	60	(9) 188	
教 育 機 関	総 合 教 育 セ ン タ ー		2	3	3	(2) 8			(2) 16	
	教 育 支 援 室			3	2	6			11	
	一 中 略									
	青 少 年 セ ン タ ー		1	1	1	6			9	
	小 計		11	40	19	(27) 31	12	33	6 (27) 152	
	合 計	8	20	61	45	(36) 71	36	93	6 (36) 340	

( )内数字は、再任用職員であり、外書き。週5日と週3日の2種類の勤務形態あり。実配置数を掲載。兼務及び事務取扱は掲載せず、本来の職のみ掲載。

② 学校配置の教職員数（令和元年5月1日）

ア. 市立小学校の教職員数（54校（単位：人））

【小学校の教職員（県費負担）】-1/2-

No.	区分 学校名	県 費 負 担 教 職 員															
		校 長		教 頭		主幹教諭 教諭		講 師		養護教諭	事務職員		栄養職員 栄養教諭		小 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	男	女	男	女	計
1	船 橋	1		1		8	22		1	1		1		1	10	26	36
2	湊 町	1		1		10	15			1		1		1	12	18	30
3	南 本 町	1			1	8	13		2	1		1		1	9	19	28
4	宮 本	1		1		15	21	1		2		2		1	18	26	44
5	若 松	1		1		17	25	1	2	2		2		1	20	32	52
6	峰 台	1		1		12	20			1		1		1	14	23	37
7	市 場	1			1	11	17			1		1		1	12	21	33
8	海 神		1	1		11	12		2	1		2		1	12	19	31
9	西 海 神	1			1	10	19	1		1		1			12	22	34
10	海 神 南	1			1	8	14			1		1			9	17	26
11	葛 飾	1		1	1	16	27	1		2		2		1	19	33	52
12	小 栗 原	1		1		12	20		1	2		1			14	24	38
13	八 栄	1		1		14	20			2	1			1	17	23	40
14	夏 見 台		1	1		8	19	1	1	1		1			10	23	33
15	高 根	1		1		3	4			1		1			5	6	11
16	高 根 東	1		1		8	14			1		1		1	10	17	27
17	金 杉		1	1		4	8		1	1		1		1	5	13	18
18	三 咲	1		1		16	21		1	2		2			18	26	44
19	二 和	1			1	8	15	1		1		1			10	18	28
20	八木が谷	1		1		8	16			1		1		1	10	19	29
21	八木が谷北	1			1	6	12			1		1			7	15	22
22	咲 が 丘	1			1	4	3	1		1		1		1	6	7	13
23	金 杉 台	1		1		5	7	1		1		1		1	8	10	18
24	法 典		1	1	1	15	27	1	2	2	1	1			18	34	52
25	丸 山		1	1		5	10		1	1	1			1	7	14	21
26	法 典 東	1			1	12	20		1	2		1		1	13	26	39
27	法 典 西	1		1		9	19			1	1	1		1	12	22	34
28	塚 田	1		1		17	23			2		2			19	27	46
29	行 田 東		1	1		10	15		1	1	1			1	12	19	31
30	行 田 西		1	1		10	14		3	1		1			11	20	31

【小学校の教職員(市費負担)及び合計(県費負担教職員+市費負担職員)】-1/2-

No.	区分 学校名	市 費 負 担 職 員													合 計						
		学校事務		学校 司書	栄養士		用務員		給 食 調理員		事務 補助	小 計									
		男	女	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	計	男	女	計				
1	船 橋														10	26	36				
2	湊 町								(2)	2			(2)	2	(2)	2	12	(2)	20	(2)	32
3	南 本 町								(1)	2			(1)	2	(1)	2	9	(1)	21	(1)	30
4	宮 本						1						1			1	19		26		45
5	若 松			(2)				1					(2)	1	(2)	1	20	(2)	33	(2)	53
6	峰 台								2	1			2	1	3	16		24		40	
7	市 場								2	1			2	1	3	14		22		36	
8	海 神									3				3	3	12		22		34	
9	西 海 神					1								1	1	12		23		35	
10	海 神 南					1			(2)	2			(2)	3	(2)	3	9	(2)	20	(2)	29
11	葛 飾		1	1										2	2	19		35		54	
12	小 栗 原					1								1	1	14		25		39	
13	八 栄								1	3			1	3	4	18		26		44	
14	夏 見 台					1			1	2			1	3	4	11		26		37	
15	高 根					1								1	1	5		7		12	
16	高 根 東									3				3	3	10		20		30	
17	金 杉															5		13		18	
18	三 咲					1		1						2	2	18		28		46	
19	二 和					1								1	1	10		19		29	
20	八 木 が 谷															10		19		29	
21	八 木 が 谷 北					1								1	1	7		16		23	
22	咲 が 丘															6		7		13	
23	金 杉 台															8		10		18	
24	法 典		1	1	1	(2)							(2)	3	(2)	3	18	(2)	37	(2)	55
25	丸 山															7		14		21	
26	法 典 東															13		26		39	
27	法 典 西															12		22		34	
28	塚 田					1			1	5			1	6	7	20		33		53	
29	行 田 東															12		19		31	
30	行 田 西					1								1	1	11		21		32	



【小学校の教職員(県費負担)】-2/2-

No.	区分 学校名	県 費 負 担 教 職 員															
		校 長		教 頭		主幹教諭 教諭		講 師		養護 教諭	事務職員		栄養職員 栄養教諭		小 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	男	女	男	女	計
31	前 原	1			1	10	19	1		1		1		12	22	34	
32	中 野 木		1	1	1	13	30		1	2	1	1		15	37	52	
33	二 宮	1			1	10	19		2	1		1		11	25	36	
34	飯 山 満	1		1		10	20			1		1		12	23	35	
35	飯山満南	1			1	7	14	1		1		1		9	18	27	
36	芝 山 東	1		1		4	13	1		1	1			8	15	23	
37	芝 山 西	1			1	5	9			1		1		6	13	19	
38	七 林	1		1		6	10	2		1		1		10	13	23	
39	薬 円 台	1		1		9	23	1	1	1		1		12	27	39	
40	薬円台南	1			1	8	12			1	1			10	15	25	
41	田喜野井		1	1		4	9			1		1		5	13	18	
42	三 山	1		1		7	16	1	1	1		1		10	20	30	
43	三 山 東	1			1	6	8		2	1		1		7	14	21	
44	高根台第二	1			1	5	11	1	1	1		1		7	15	22	
45	高根台第三	1		1		9	14		1	1		1		11	18	29	
46	高 郷	1			1	7	13			1		1		8	17	25	
47	習志野台第一		1	1		13	15	1	1	1		1		15	20	35	
48	習志野台第二	1		1		10	20		2	1		1		12	24	36	
49	古 和 釜	1		1		8	10	2		1		1		12	12	24	
50	坪 井	1			1	17	25			2		2		18	31	49	
51	大 穴		1	1		7	10	1	1	1	1			10	14	24	
52	大 穴 北		1	1		12	14			1		1		13	17	30	
53	豊 富		1	1		3	6			1	1			5	8	13	
54	小 室	1		1		5	8			1		1		7	10	17	
合 計		41	13	37	20	495	840	21	32	65	10	54		36	604	1,060	1,664

【小学校の教職員(市費負担)及び合計(県費負担教職員+市費負担職員)】-2/2-

No.	区分 学校名	市 費 負 担 職 員												合 計				
		学校事務		学校 司書	栄養士		用務員		給食 調理員		事務 補助	小 計			男	女	計	
		男	女	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	計				
31	前 原					1							1	1	12	23	35	
32	中 野 木		1							(1)			(1)	1	(1)	38	(1) 53	
33	二 宮														11	25	36	
34	飯 山 満														12	23	35	
35	飯山満南														9	18	27	
36	芝 山 東														8	15	23	
37	芝 山 西								(1)	2			(1)	2	(1)	15	(1) 21	
38	七 林														10	13	23	
39	薬 田 台									3				3	3	12	30	42
40	薬田台南														10	15	25	
41	田喜野井														5	13	18	
42	三 山														10	20	30	
43	三 山 東														7	14	21	
44	高根台第二					1								1	1	7	16	23
45	高根台第三								(1)	2			(1)	2	(1)	20	(1) 31	
46	高 郷														8	17	25	
47	習志野台第一		1											1	1	15	21	36
48	習志野台第二			1	1			1						3	3	12	27	39
49	古 和 釜					1								1	1	12	13	25
50	坪 井	(1)	(1)	1								(1)	(1)	1	(2)	18	(1) 32	(2) 50
51	大 穴						(1)						(1)	(1)	10	(1) 14	(1) 24	
52	大 穴 北					1								1	1	13	18	31
53	豊 富					1				2				3	3	5	11	16
54	小 室					1								1	1	7	11	18
合 計		(1)	(1)	(2)				(3)		(7)	(1)	(1)	(14)	(15)	(1)	(14)	(15)	
			4	4	18	1	3	7	33		8	62	70	612	1,122	1,734		

( )内数字は、再任用職員で、外書き。週5日と週3日の2種類の勤務形態あり。

イ. 市立中学校の教職員数 (27 校 (単位 : 人))

【中学校の教職員(県費負担)】

No.	区分 学校名	県 費 負 担 教 職 員															
		校 長		教 頭		主幹教諭 教 諭		講 師		養護 教諭	事務職 員		栄養職員 栄養教諭		小 計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	女	男	女	男	女	男	女	計
1	船 橋	1		2		23	24	1	2	2		2			27	30	57
2	湊	1		1		15	7	2		1	1			1	20	9	29
3	宮 本	1		1		20	18	1	2	2		2			23	24	47
4	若 松		1	1		14	6	1		1		1		1	16	10	26
5	海 神	1		1		21	14			1		1		1	23	17	40
6	葛 飾	1		1	1	25	25	2	1	2	1	1		1	30	31	61
7	行 田	1		1		20	20	1	2	2	1	1			24	25	49
8	法 田	1		1		18	10			1	1				21	12	33
9	旭		1	1		23	12	3		1	1	1		1	28	16	44
10	御 滝	1		1		20	16	3	1	2		2		1	25	22	47
11	高 根		1	1		9	10			1		1			10	13	23
12	八木が谷	1		1		15	19	1		1		2			18	22	40
13	金 杉 台	1		1		5	1		1	1	1			1	8	4	12
14	前 原	1			1	22	14	1		2	1	1		1	25	19	44
15	二 宮	1		1		17	21	4		1	1	1			24	23	47
16	飯 山 満	1		1		12	7			1		1		1	14	10	24
17	芝 山		1	1		10	6		1	1		1			11	10	21
18	七 林	1		1		14	10	1	1	1		1		1	17	14	31
19	三 田	1		1		18	13	1	1	1		1		1	21	17	38
20	三 山	1		1		13	5			1		1			15	7	22
21	高 根 台	1		1		10	12			1		2			12	15	27
22	習志野台	1		1		21	13		1	1	1				24	15	39
23	古 和 釜	1		1		11	7	1		1		1		1	14	10	24
24	坪 井	1		1		16	13			1		1			18	15	33
25	大 穴	1		1		20	8		1	1		1		1	22	12	34
26	豊 富	1		1		7	5	1		1		1			10	7	17
27	小 室	1		1		6	3			1	1			1	9	5	14
合 計		23	4	27	2	425	319	24	15	33	10	27		14	509	414	923

【中学校の教職員(市費負担)及び合計(県費負担教職員+市費負担職員)】

No.	区分 学校名	市 費 負 担 職 員											合 計						
		学校事務		栄養士		用務員		理科実験 事務員		小 計			男	女	計				
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計							
1	船 橋		1		1		1		1		4	4	27	34	61				
2	湊												20	9	29				
3	宮 本				1	1			1	1	2	3	24	26	50				
4	若 松												16	10	26				
5	海 神								1		1	1	23	18	41				
6	葛 飾	(1)				1			1	1	(1)	1	(1)	2	31	(1)	32	(1)	63
7	行 田				1			1			1	1	2	25	26	51			
8	法 田				1		1				2	2	21	14	35				
9	旭												28	16	44				
10	御 滝		1						1		2	2	25	24	49				
11	高 根				1						1	1	10	14	24				
12	八木が谷				1	1				1	1	2	19	23	42				
13	金 杉 台												8	4	12				
14	前 原								1		1	1	25	20	45				
15	二 宮			(1)					1	(1)	1	(1)	24	(1)	24	(1)	48		
16	飯 山 満												14	10	24				
17	芝 山				1						1	1	11	11	22				
18	七 林												17	14	31				
19	三 田												21	17	38				
20	三 山				1						1	1	15	8	23				
21	高 根 台				1						1	1	12	16	28				
22	習志野台				1	1					2	2	24	17	41				
23	古 和 釜												14	10	24				
24	坪 井				1						1	1	18	16	34				
25	大 穴						1				1	1	22	13	35				
26	豊 富				1						1	1	10	8	18				
27	小 室												9	5	14				
合 計		(1)	2	(1)	12	3	4	1	7	4	(2)	25	(2)	29	513	(2)	439	(2)	952

( )内数字は、再任用職員で、外書き。週5日と週3日の2種類の勤務形態あり。

ウ. 市立特別支援学校の教職員数（1校（単位：人））

【市立特別支援学校の教職員（県費負担）】

船橋特別支援学校	県 費 負 担 教 職 員																
	校長		副校長 教頭		教諭		講師		養護教諭		事務職員		栄養職員		小 計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
	1		2	1	47	64	9	9		4	2	2		2	61	82	143

【市立特別支援学校の教職員（市費負担）及び合計（県費負担教職員＋市費負担職員）】

船橋特別支援学校	市 費 負 担 職 員								合 計									
	実習助手		事務職員		用務員		介助員		給食調理員		小 計							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計					
					1	(1)			3	(1)	4	(1)	4	61	(1)	86	(1)	147

( )内数字は、再任用職員で、外書き。週5日と週3日の2種類の勤務形態あり。

エ. 市立高等学校の教職員数（1校（単位：人））

【市立高等学校の市費負担教職員】

船 橋 高等学校	市 費 負 担 教 職 員										合 計									
	校長		教頭		主幹教諭 教諭		実習助手		養護教諭		一般事務		用務員		運転手	合 計				
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	男	男	女	計	
	1		2		(2)	52	24	1		2	3	2	1	1		(2)	60	29	(2)	89

( )内数字は、再任用職員で、外書き。週5日と週3日の2種類の勤務形態あり。

③ 教職員（県費負担）の数の年次推移

【県費負担教職員年次推移】

(各年度とも5月1日現在)

(単位：人)

年度	小学校			中学校			特別支援学校			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
14	390	909	1,299	454	285	739	31	32	63	875	1,226	2,101
15	416	927	1,343	443	295	738	31	30	61	890	1,252	2,142
16	440	965	1,405	448	303	751	33	32	65	921	1,300	2,221
17	439	962	1,401	448	294	742	37	31	68	924	1,287	2,211
18	480	1,016	1,496	463	307	770	44	33	77	987	1,356	2,343
19	481	1,015	1,496	469	318	787	49	38	87	999	1,371	2,370
20	492	1,029	1,521	474	339	813	45	39	84	1,011	1,407	2,418
21	509	1,037	1,546	485	346	831	47	48	95	1,041	1,431	2,472
22	537	1,036	1,573	495	352	847	57	51	108	1,089	1,439	2,528
23	562	1,039	1,601	513	355	868	58	57	115	1,133	1,451	2,584
24	579	1,039	1,618	515	364	879	52	61	113	1,146	1,464	2,610
25	588	1,019	1,607	514	381	895	48	67	115	1,150	1,467	2,617
26	597	1,024	1,621	508	390	898	55	66	121	1,160	1,480	2,640
27	604	1,030	1,634	497	396	893	53	73	126	1,154	1,499	2,653
28	595	1,039	1,634	491	401	892	51	79	130	1,137	1,519	2,656
29	604	1,050	1,654	494	408	902	53	83	136	1,151	1,541	2,692
30	608	1,049	1,657	503	398	901	61	79	140	1,172	1,526	2,698
元	604	1,060	1,664	509	414	923	61	82	143	1,174	1,556	2,730

④ 教職員（県費負担）の年齢別人数

【年齢別県費負担教職員数】 (年齢基準日：令和2年3月31日) (単位：人)

区分 年齢	小学校			中学校			特別支援学校			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
24以下	30	77	107	32	33	65	5	5	10	67	115	182
25～29	127	197	324	98	79	177	14	18	32	239	294	533
30～34	122	194	316	103	85	188	15	17	32	240	296	536
35～39	100	149	249	50	50	100	9	10	19	159	209	368
40～44	54	113	167	28	26	54	2	6	8	84	145	229
45～49	26	62	88	15	31	46	4	9	13	45	102	147
50～54	24	71	95	20	34	54	3	5	8	47	110	157
55～59	53	116	169	80	43	123	5	6	11	138	165	303
60	11	25	36	24	14	38	1	1	2	36	40	76
61以上	57	56	113	59	19	78	3	5	8	119	80	199
計	604	1,060	1,664	509	414	923	61	82	143	1,174	1,556	2,730

(4) 児童及び生徒数の年次推移

【小学校】

年度	学校数	学級数	児童数
昭和 35	18 分校 3	332 (2)	15,151 (19)
40	21 分校 1	409 (7)	16,650 (54)
45	29	735 (14)	28,706 (108)
50	38	1,138 (20)	45,665 (149)
51	41	1,193 (22)	47,913 (168)
52	45	1,241 (22)	49,742 (167)
53	47	1,290 (23)	51,939 (181)
54	49	1,368 (19)	54,897 (129)
55	50	1,388 (17)	55,970 (142)

年度	学校数	学級数	児童数
平成 16	55	895 (33)	29,033 (175)
17	55	910 (34)	29,586 (177)
18	55	944 (36)	30,251 (198)
19	54	970 (36)	30,845 (210)
20	54	995 (38)	31,458 (210)
21	54	1,008 (38)	31,879 (222)
22	54	1,022 (39)	32,244 (233)
23	54	1,041 (42)	32,447 (250)
24	54	1,030 (42)	32,322 (251)

56	51	1,401 (19)	56,001 (159)
57	52	1,399 (21)	55,417 (166)
58	53	1,362 (22)	53,979 (170)
59	54	1,319 (23)	51,950 (184)
60	55	1,254 (23)	49,380 (181)
61	55	1,218 (24)	46,904 (159)
62	55	1,185 (24)	44,468 (146)
63	55	1,153 (22)	42,590 (145)
平成元	55	1,135 (22)	40,765 (134)
2	55	1,107 (22)	38,748 (119)
3	55	1,079 (23)	36,803 (120)
4	55	1,026 (23)	34,989 (124)
5	55	985 (23)	33,461 (122)
6	55	953 (21)	31,955 (103)
7	55	931 (24)	30,810 (105)
8	55	896 (26)	29,402 (118)
9	55	865 (23)	28,148 (112)
10	55	847 (24)	27,591 (127)

25	54	1,036 (46)	32,403 (252)
26	54	1,047 (46)	32,634 (261)
27	54	1,047 (46)	32,853 (276)
28	54	1,048 (52)	33,081 (303)
29	54	1,063 (56)	33,308 (336)
30	54	1,070 (61)	33,549 (382)
令和元	54	1,068 (68)	33,469 (433)

11	55	842 (26)	27,182 (139)
12	55	836 (28)	27,136 (143)
13	55	838 (26)	27,201 (142)
14	55	854 (26)	27,708 (145)
15	55	879 (28)	28,501 (163)

注：各年度とも5月1日現在。( )内数字は、特別支援学級で外書。

【中学校】

年度	学校数	学級数	生徒数
昭和 35	8	114	6,895
40	11	184 (2)	7,979 (28)
45	13	210 (6)	8,720 (56)
50	17	362 (7)	14,978 (52)
51	18	397 (7)	16,376 (51)
52	20	433 (8)	18,212 (67)
53	20	464 (8)	19,723 (70)
54	23	492 (8)	20,720 (60)
55	24	518 (7)	22,018 (58)
56	25	551 (7)	23,317 (57)
57	25	593 (7)	25,144 (58)
58	26	606 (7)	25,825 (54)

年度	学校数	学級数	生徒数
平成 16	27	346 (12)	12,027 (69)
17	27	349 (12)	11,940 (68)
18	27	354 (14)	12,169 (85)
19	27	368 (15)	12,592 (85)
20	27	380 (17)	12,968 (103)
21	27	393 (16)	13,424 (106)
22	27	398 (20)	13,530 (118)
23	27	409 (21)	13,934 (133)
24	27	417 (21)	14,171 (142)
25	27	433 (25)	14,572 (158)
26	27	430 (25)	14,715 (153)
27	27	435 (27)	14,855 (154)



59	26	620 (7)	26,293 (64)
60	27	629 (8)	26,776 (52)
61	27	637 (8)	27,028 (74)
62	27	629 (9)	26,603 (86)
63	27	601 (9)	25,365 (82)
平成元	27	580 (10)	23,476 (81)
2	27	562 (10)	21,979 (73)
3	27	554 (10)	20,710 (77)
4	27	527 (9)	19,724 (70)
5	27	496 (9)	18,329 (58)
6	27	464 (9)	17,106 (63)
7	27	443 (12)	16,174 (70)
8	27	432 (11)	15,704 (59)
9	27	424 (10)	15,293 (56)
10	27	409 (8)	14,649 (46)
11	27	390 (12)	13,874 (66)
12	27	375 (10)	13,317 (54)
13	27	370 (12)	12,967 (63)
14	27	361 (10)	12,628 (59)
15	27	352 (11)	12,305 (64)

28	27	433 (29)	14,711 (177)
29	27	432 (30)	14,841 (185)
30	27	428 (30)	14,730 (186)
令和元	27	431 (34)	14,863 (194)

注：各年度とも5月1日現在。( )内数字は、特別支援学級で外書。

(5) 小・中学校の一覧

① 小学校の一覧

【小学校一覧】-1/2-

(単位: クラス、人)

No.	学校名	所在地	創立年月日	学級数		児童数		特別教室	校地面積(㎡)		建物面積(㎡)		プー ル	
				普通	特支	普通	特支		校地全体	運動場	校舎	体育館	縦横(m)	コース
1	船橋	本町4-17-20	M 5.11.18	18	3	540	14	11	7,903	4,404	6,691	900	25×10	5
2	湊町	湊町1-16-5	S26.4.1	17	5	494	33	12	21,402	11,970	6,207	862	25×10	5
3	南本町	栄町1-7-1	S44.4.1	16	1	448	3	11	13,223	7,000	5,499	845	25×10	5
4	宮本	宮本7-10-1	M 6.1.8	31		1002		9	19,057	8,419	7,890	952	25×10	5
5	若松	若松3-2-4	S44.4.1	33	2	1,085	14	9	20,389	11,306	6,998	908	25×10	5
6	峰台	宮本6-33-1	S30.9.1	24	2	775	12	11	19,919	7,782	6,547	987	25×10	5
7	市場	市場1-5-1	S60.4.1	23		770		12	15,996	5,594	4,228	982	25×10	5
8	海神	海神2-6-5	M 6.5	20	1	664	7	13	10,911	4,861	5,870	682	25×10	5
9	西海神	海神5-19-36	S28.4.1	23	2	787	12	13	14,087	8,134	6,051	769	25×10	5
10	海神南	海神町南1-1510	S52.4.1	18		544		11	11,151	6,380	5,250	819	25×10	5
11	葛飾	印内1-2-1	M25.8	34	1	1,143	3	9	16,419	7,636	8,420	971	25×10	5
12	小栗原	本中山3-16-12	S27.4.1	27		908		8	14,132	7,022	6,214	987	25×10	5
13	八栄	夏見5-27-1	M 6.6	29		962		7	12,615	6,068	5,227	1,011	25×10	5
14	夏見台	夏見台2-12-1	S48.4.1	23	2	685	10	11	17,200	8,460	6,249	904	25×10	5
15	高根	高根町2895	M17	6		159		19	14,740	4,643	8,132	913	25×10	5
16	高根東	新高根1-17-1	S47.4.1	18		569		13	24,293	15,505	6,482	726	25×10	5
17	金杉	金杉8-10-1	S53.4.1	11	1	262	8	12	14,297	6,745	5,621	723	25×10	5
18	三咲	二和東5-39-1	M11.11.1	24	5	815	32	17	22,200	10,036	7,620	1,052	25×10	5
19	二和	二和東1-9-11	S53.4.1	20		633		8	15,497	7,099	5,824	807	25×10	5
20	八木が谷	八木が谷2-3-1	S48.4.1	19		565		14	17,110	7,800	7,539	777	25×10	5
21	八木が谷北	八木が谷4-13-1	S52.4.1	14	1	407	7	15	16,636	7,502	6,556	807	25×10	5
22	咲が丘	咲が丘1-22-1	S58.4.1	6		172		10	14,697	5,827	5,309	906	25×10	5
23	金杉台	金杉台2-1-7	S46.4.1	12		280		16	15,345	7,941	5,795	745	25×10	5
24	法典	藤原5-2-1	M 6.2.20	34	4	1,126	30	9	20,594	8,607	8,523	819	25×10	5
25	丸山	丸山4-43-1	S51.4.1	13		357		15	15,132	6,677	6,098	748	25×10	5
26	法典東	丸山5-25-1	S42.4.1	26	1	879	6	10	15,280	6,661	6,780	898	25×10	5
27	法典西	上山町1-111-5	S59.4.1	24		800		10	16,138	7,636	5,932	833	25×10	5
28	塚田	前貝塚町600	M22.10.4	33		1,076		7	13,490	7,403	6,005	878	25×10	5
29	行田東	行田2-4-1	S51.4.1	21		675		11	16,529	8,319	5,565	920	25×10	5
30	行田西	行田3-4-1	S51.4.1	14	6	432	41	11	16,310	9,667	5,642	803	25×10	5

## 【小学校一覧】-2/2-

(単位:クラス、人)

No.	学校名	所在地	創立年月日	学級数		児童数		特別教室	校地面積(m <sup>2</sup> )		建物面積(m <sup>2</sup> )		プールの	
				普通	特支	普通	特支		校地全体	運動場	校舎	体育館	縦横(m)	コース
31	前原	前原西2-28-1	S31.4.1	24	2	825	9	8	11,702	5,400	5,803	575	25×10	5
32	中野木	中野木2-19-1	S35.10.1	36	2	1,197	14	9	16,265	6,521	7,017	777	25×10	5
33	二宮	前原東5-9-3	M32.6.1	19	5	615	32	12	13,463	8,290	6,962	873	25×10	5
34	飯山満	飯山満町3-1394-3	S44.4.1	25		792		12	20,886	10,802	6,034	886	25×10	5
35	飯山満南	飯山満町1-954-4	S50.4.1	18		517		11	16,925	8,221	5,558	896	25×10	5
36	芝山東	芝山3-19-1	S52.4.1	12	2	319	16	10	17,031	9,212	5,856	807	25×10	5
37	芝山西	芝山2-4-1	S54.4.1	11		290		13	20,498	10,973	4,935	830	25×10	5
38	七林	七林町115-13	S55.4.1	15		448		11	14,284	7,692	5,668	825	25×10	5
39	薬円台	薬円台4-5-1	S25.4.1	20	6	598	43	15	25,755	13,504	6,799	1,092	25×10	5
40	薬円台南	薬円台2-18-1	S49.4.1	17		552		13	16,792	7,863	6,645	796	25×10	5
41	田喜野井	田喜野井4-33-1	S56.4.1	12		332		14	20,419	10,018	5,506	831	25×10	5
42	三山	三山2-42-1	S35.4.1	19	2	577	9	15	19,318	9,807	7,312	965	25×10	5
43	三山東	三山6-32-1	S57.4.1	13		413		12	10,481	5,977	5,258	870	25×10	5
44	高根台第二	高根台5-2-1	S37.9.1	15	1	408	8	11	16,215	8,445	5,040	899	25×10	5
45	高根台第三	高根台1-4-1	S47.4.1	12	5	373	34	12	12,261	8,060	5,243	777	25×10	5
46	高郷	西習志野1-47-1	S43.4.1	17		490		14	18,640	6,355	6,214	691	25×10	5
47	習志野台第一	習志野台2-51-1	S42.4.1	23		722		17	16,529	6,323	7,474	800	25×10	5
48	習志野台第二	習志野台5-43-1	S45.4.1	24	3	768	15	18	21,868	10,328	10,012	1,323	25×10	5
49	古和釜	松が丘3-42-1	S43.4.5	16		451		14	17,784	8,092	6,275	798	25×10	5
50	坪井	坪井町747-1	S50.4.1	35		1,236		14	17,325	6,958	8,011	895	25×10	5
51	大穴	大穴南2-7-1	S46.4.1	14	2	389	16	17	20,876	9,826	7,176	777	25×10	5
52	大穴北	大穴北1-7-1	S52.4.1	22		694		11	17,238	8,795	7,371	803	25×10	5
53	豊富	豊富町1	M 6.5.11	7		190		9	26,130	16,572	4,269	893	25×10	5
54	小室	小室町899	S54.4.1	11	1	259	5	17	32,625	20,325	6,468	867	25×10	5
合計				1,068	68	33,469	433	653	924,002	457,463	343,670	46,480	-	-

注：建物面積はリース建物を除いて掲載。

## ② 中学校の一覧

【中学校一覧】

(単位: クラス、人)

No.	学校名	所在地	創立年月日	学級数		生徒数		特別教室	校地面積(m <sup>2</sup> )		建物面積(m <sup>2</sup> )			プール	
				普通	特支	普通	特支		校地全体	運動場	校舎	体育館	武道場	縦横(m)	コース
1	船橋	夏見2-11-1	S22.5.10	30	2	1,049	13	20	46,450	24,021	11,129	1,396	710	25×13	6
2	湊	日の出1-1-2	S36.4.1	11	2	362	12	20	26,565	15,713	6,933	1,054		25×15	7
3	宮本	東船橋7-8-1	S22.5.10	24	2	862	10	21	32,485	16,888	9,410	1,611		25×15	7
4	若松	若松3-2-3	S44.4.1	11	1	364	3	15	25,120	12,111	8,065	1,008		25×15	7
5	海神	海神4-27-1	S22.5.10	21		746		17	25,768	16,348	7,990	1,215		25×13	6
6	葛飾	印内1-5-1	S22.5.10	33		1,192		22	28,142	13,817	9,921	1,214		25×15	7
7	行田	行田3-6-1	S51.4.1	26	2	921	14	16	23,152	10,873	8,676	1,154		25×15	7
8	法田	藤原7-46-1	S22.5.10	16	2	536	12	22	25,608	11,121	8,411	1,183		25×15	7
9	旭	旭町2-23-1	S60.4.1	21	2	768	9	17	21,754	9,737	9,164	1,465		25×15	7
10	御滝	金杉6-5-1	S24.4.1	22	2	830	10	19	27,260	16,972	7,937	1,103		25×15	7
11	高根	新高根1-17-2	S48.4.1	10		341		22	27,069	15,966	8,000	975		25×15	7
12	八木が谷	八木が谷2-9-1	S54.4.1	18	4	670	21	19	27,884	14,199	9,866	1,065	554	25×13	6
13	金杉台	金杉台1-2-18	S46.4.1	3		58		19	20,892	10,511	5,242	975	684	25×13	6
14	前原	中野木2-33-1	S36.4.1	23		824		17	28,029	12,551	7,704	1,272		25×15	7
15	二宮	滝台1-2-1	S22.5.10	20	6	710	41	20	22,955	9,989	9,275	1,198	635	25×13	6
16	飯山満	飯山満町1-946-1	S58.4.1	9	1	318	7	18	21,859	11,848	6,390	1,217		25×15	7
17	芝山	芝山1-40-11	S52.4.1	9		258		17	20,356	11,877	6,160	1,158		25×15	7
18	七林	七林町130	S52.4.1	16		541		18	22,432	10,260	8,211	1,196	507	25×13	6
19	三田	田喜野井2-24-1	S49.4.1	20		701		19	29,180	11,049	7,868	952	659	25×13	6
20	三山	三山6-26-1	S56.4.1	9		266		22	23,607	11,152	7,375	1,039		25×15	7
21	高根台	高根台3-3-1	S36.9.1	9	3	270	18	19	22,997	9,133	8,152	1,137		25×15	7
22	習志野台	習志野台6-23-1	S42.4.1	19	2	696	9	22	29,752	17,919	9,729	1,278		25×15	7
23	古和釜	松が丘3-69-1	S47.4.1	9		260		23	25,655	10,876	8,625	1,210	589	25×13	6
24	坪井	坪井東1-24-1	S55.4.1	18		620		13	24,612	11,003	8,242	1,024	695	25×13	6
25	大穴	大穴南3-19-2	S54.4.1	15	2	487	13	25	26,276	11,002	9,483	1,238	696	25×13	6
26	豊富	豊富町12	S22.5.10	5	1	116	2	13	17,085	9,435	4,711	1,225		25×11	5
27	小室	小室町898	S54.4.1	4		97		21	27,223	12,960	5,538	1,193		25×15	7
合計				431	34	14,863	194	516	700,167	349,331	218,207	31,755	5,729	-	-

## 2. 教育委員会の予算及び決算の状況について

### (1) 一般会計及び教育費の当初予算額及び決算額

#### 【一般会計とその内訳としての教育費の年度推移】

年度	当 初 予 算			決 算 額			
	一般会計 (千円)	教育費 (千円)	割合 (%)	一般会計 (千円)	教育費 (千円)	割合 (%)	増減率 (%)
H14	139,550,000	17,674,800	12.67	133,470,431	16,675,526	12.49	△ 4.26
H15	139,770,000	18,035,900	12.90	135,045,207	16,815,115	12.45	0.84
H16	157,070,000	17,893,700	11.39	151,405,251	17,126,759	11.31	1.85
H17	142,500,000	18,014,000	12.64	138,035,551	17,119,475	12.40	△ 0.04
H18	146,400,000	18,234,000	12.45	145,030,392	17,648,230	12.17	3.09
H19	151,460,000	18,982,200	12.53	149,078,368	18,570,018	12.46	5.22
H20	145,640,000	17,793,800	12.22	141,615,971	17,833,586	12.59	△ 3.97
H21	150,800,000	18,169,400	12.05	157,709,913	18,289,811	11.60	2.56
H22	160,460,000	17,985,900	11.21	158,610,998	20,398,466	12.86	11.53
H23	171,970,000	20,162,600	11.72	175,763,908	24,550,565	13.97	20.35
H24	173,550,000	18,688,000	10.77	173,249,933	24,286,998	14.02	△ 1.07
H25	179,200,000	21,663,400	12.09	174,834,941	25,700,817	14.70	5.82
H26	190,760,000	25,653,200	13.45	188,853,381	29,013,333	15.36	12.89
H27	201,110,000	26,956,100	13.40	200,669,498	28,926,250	14.41	△ 0.30
H28	212,250,000	26,279,500	12.38	203,902,256	25,370,308	12.44	△ 12.29
H29	209,500,000	29,061,000	13.87	208,221,875	32,530,834	15.62	28.22
H30	207,950,000	22,641,000	10.89	204,901,108	23,341,089	11.39	△ 28.25
R1	212,160,000	24,547,000	11.57	—	—	—	—

注：単位未満は四捨五入。増減率は前年度との比較。

## (2) 教育費決算額及び人口1人当たりの教育費の決算額

【人口1人当たりの教育費の年度推移】

(△減)

年度	人口 (人)	教育費決算額 (千円)	人口一人当たりの教育費	
			金額 (円)	増減額 (円)
H13	550,466	17,417,672	31,642	△ 105
H14	557,775	16,675,526	29,897	△ 1,745
H15	563,173	16,815,115	29,858	△ 39
H16	567,027	17,126,759	30,204	346
H17	569,772	17,119,475	30,046	△ 158
H18	574,590	17,648,230	30,714	668
H19	581,628	18,570,018	31,928	1,214
H20	589,307	17,833,586	30,262	△ 1,666
H21	597,238	18,289,811	30,624	362
H22	605,067	20,398,466	33,713	3,089
H23	601,830	24,550,565	40,793	7,080
H24	611,529	24,286,998	39,715	△ 1,078
H25	614,166	25,700,817	41,847	2,132
H26	617,824	29,013,333	46,961	5,114
H27	622,217	28,926,250	46,489	△ 472
H28	625,631	25,370,308	40,552	△ 5,937
H29	630,185	32,530,834	51,621	11,069
H30	634,805	23,341,089	36,769	△ 14,852
R1	638,316	24,547,000	38,456	1,687

注：人口は各年度とも5月1日現在（常住人口）。令和元年度は当初予算による。増減額は前年度との比較。

## (3) 教育費項目別の決算額

【教育費項目別決算額の年度推移】

項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	決算額 (千円)	構成比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)	決算額 (千円)	構成比 (%)
10 教育総務費	4,290,753	14.8	4,561,954	18.0	4,398,320	13.5	4,400,158	18.9
15 小学校費	5,591,981	19.3	4,046,991	16.0	8,504,528	26.2	3,607,449	15.5
20 中学校費	4,207,661	14.6	2,523,813	9.9	3,712,621	11.4	1,836,698	7.9
25 高等学校費	1,213,280	4.2	1,366,861	5.4	3,364,250	10.3	1,444,930	6.2
30 特別支援 学校費	184,195	0.6	284,502	1.1	463,096	1.4	815,248	3.5
35 社会教育費	6,296,841	21.8	5,077,553	20.0	4,915,058	15.1	4,280,297	18.3
40 保健体育費	7,141,539	24.7	7,508,634	29.6	7,172,961	22.1	6,956,309	29.7
合計	28,926,250	100.0	25,370,308	100.0	32,530,834	100.0	23,341,089	100.0

#### (4) 小学校費及び中学校費の決算額

##### 【小学校費及び中学校費の決算推移】

	区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	決算額 (千円)	8,181,186	5,591,981	4,046,991	8,504,528	3,607,449	3,585,250
	(学校数)	(54)	(54)	(54)	(54)	(54)	(54)
	1校当たり (千円)	151,503	103,555	74,944	157,491	66,805	66,394
	(学級数)	(1,093)	(1,093)	(1,100)	(1,119)	(1,131)	(1,136)
	1学級当たり (千円)	7,485	5,116	3,679	7,600	3,190	3,156
	(児童数)	(32,895)	(33,129)	(33,384)	(33,644)	(33,931)	(33,902)
	児童1人当たり (千円)	249	169	121	253	106	106
中学校	決算額 (千円)	6,080,383	4,207,661	2,523,813	3,712,621	1,836,698	1,678,850
	(学校数)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)
	1校当たり (千円)	225,199	155,839	93,475	137,504	68,026	62,180
	(学級数)	(455)	(462)	(462)	(462)	(458)	(465)
	1学級当たり (千円)	13,363	9,107	5,463	8,036	4,010	3,610
	(生徒数)	(14,868)	(15,009)	(14,888)	(15,026)	(14,916)	(15,057)
	生徒1人当たり (千円)	409	280	170	247	123	111

注：単位未満は四捨五入。令和元年度は当初予算による。学校数、学級数、児童生徒数は、各年度とも5月1日現在。

(5) 教育費の歳出予算（当初）項目別の年度比較

【教育費の歳出予算（当初）項目別】

区 分	令和元年度		平成30年度		増減額 (千円)	増減率 (%)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)		
項 10 教育総務費	5,309,130	21.6	4,626,540	20.4	682,590	14.8
目 10 教育委員会費	6,390	0.0	6,410	0.0	△ 20	△ 0.3
目 15 事務局費	4,287,790	17.5	3,624,120	16.0	663,670	18.3
目 20 私立学校振興費	109,980	0.4	111,880	0.5	△ 1,900	△ 1.7
目 25 教育センター費	135,240	0.6	131,470	0.6	3,770	2.9
目 30 教育指導費	769,730	3.1	752,660	3.3	17,070	2.3
項 15 小学校費	3,585,250	14.6	2,733,940	12.1	851,310	31.1
目 10 学校管理費	2,133,290	8.7	2,137,150	9.4	△ 3,860	△ 0.2
目 15 教育振興費	140,970	0.6	120,350	0.5	20,620	17.1
目 20 学校建設費	1,310,990	5.3	476,440	2.1	834,550	175.2
項 20 中学校費	1,678,850	6.8	1,678,040	7.4	810	0.0
目 10 学校管理費	1,430,600	5.8	1,430,260	6.3	340	0.0
目 15 教育振興費	135,850	0.6	122,260	0.5	13,590	11.1
目 20 学校建設費	112,400	0.4	125,520	0.6	△ 13,120	△ 10.5
項 25 高等学校費	1,329,940	5.4	1,455,630	6.4	△ 125,690	△ 8.6
目 10 学校管理費	1,108,740	4.5	1,018,690	4.5	90,050	8.8
目 15 教育振興費	4,950	0.0	5,110	0.0	△ 160	△ 3.1
目 20 学校建設費	216,250	0.9	431,830	1.9	△ 215,580	△ 49.9
項 30 特別支援学校費	731,280	3.0	653,490	2.9	77,790	11.9
目 10 学校管理費	176,980	0.7	274,240	1.2	△ 97,260	△ 35.5
目 13 教育振興費	20	0.0	30	0.0	△ 10	△ 33.3
目 15 学校建設費	554,280	2.3	379,220	1.7	175,060	46.2
項 35 社会教育費	4,540,340	18.6	4,346,290	19.2	194,050	4.5
目 10 社会教育総務費	1,979,260	8.1	1,984,400	8.8	△ 5,140	△ 0.3
目 13 文化施設費	235,830	1.0	236,970	1.0	△ 1,140	△ 0.5
目 15 公民館費	755,910	3.1	745,200	3.3	10,710	1.4
目 20 図書館費	765,980	3.1	764,840	3.4	1,140	0.1
目 25 視聴覚センター費	19,260	0.1	6,670	0.0	12,590	188.8
目 30 青少年対策費	452,420	1.8	464,140	2.0	△ 11,720	△ 2.5
目 35 青少年センター費	39,010	0.2	14,150	0.1	24,860	175.7
目 40 青少年会館費	13,410	0.1	13,190	0.1	220	1.7
目 45 少年自然の家費	243,620	1.0	78,310	0.3	165,310	211.1
目 50 博物館費	35,640	0.1	38,420	0.2	△ 2,780	△ 7.2
項 40 保健体育費	7,372,210	30.0	7,147,070	31.6	225,140	3.2
目 10 保健体育総務費	650,930	2.7	651,030	2.9	△ 100	0.0
目 15 学校給食費	5,677,560	23.1	5,611,330	24.8	66,230	1.2
目 18 体育振興費	79,920	0.3	101,480	0.4	△ 21,560	△ 21.2
目 20 体育施設費	963,800	3.9	783,230	3.5	180,570	23.1
合 計	24,547,000	100.0	22,641,000	100.00	1,906,000	8.4



### 3. 市立特別支援学校の概要について

#### (1) 施設の概要

区 分	校地面積 (㎡)		建物面積 (㎡)		保有教室数	
	校地全体	運動場	校舎	体育館	普通	特別
船橋特別支援学校	23,344	5,473	8,055	634	28	22
船橋特別支援学校 高根台校舎	15,755	6,815	5,132	869	19	6

#### (2) 沿革

- 昭和 53 年 6 月 千葉県教育委員会より市立養護学校の設置認可  
 昭和 54 年 4 月 開校 初代校長 立石康夫 (前市教委指導課主幹) 任命  
 教職員 49 人 (県職員 33 人、市職員 16 人) 小学部 73 人・中学部 27 人・  
 学級数 18  
 昭和 55 年 4 月 千葉県教育委員会より高等部の併設を認可 入学者 6 人  
 平成 19 年 4 月 校名「船橋市立船橋特別支援学校」と変更  
 平成 21 年 3 月 千葉県教育委員会より船橋市立船橋特別支援学校高根台校舎の設置認可  
 平成 21 年 4 月 小学部を旧高根台第一小学校に移転

#### (3) 学級編制 (令和元年 5 月 1 日現在)

##### ① 小学部

学級数の ( ) 内は重複学級数で内数

区分	1 年			2 年			3 年			4 年			5 年			6 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
児童数	20	5	25	16	8	24	23	7	30	13	3	16	15	7	22	12	2	14	99	32	131
学級数	6(2)			6(2)			8(4)			5(3)			5(1)			4(2)			34(14)		

##### ② 中学部

区分	1 年			2 年			3 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
生徒数	19	6	25	16	6	22	19	4	23	54	16	70
学級数	5(1)			5(1)			6(3)			16(5)		

##### ③ 高等部

区分	1 年			2 年			3 年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
生徒数	33	23	56	32	13	45	29	12	41	94	48	142
学級数	9(2)			7(2)			8(3)			24(7)		

#### 4. 市立船橋高等学校の概要について

##### (1) 施設の概要

校地面積 (㎡)		建 物 面 積 (㎡)				プ ー ル		保有教室数	
校地全体	運動場	校舎	研修棟	体育館	武道室	縦×横 (m)	コース数	普通	特別
36,422	15,333 (行田テニスコ ート2,333 含)	13,918	973	11,731	(659) 第2体育 館内に含	25×15	7	30	30

##### (2) 沿 革

- 昭和 31 年 12 月 千葉県教育委員会指令第 1123 号により市立高等学校の設置認可  
普通科 2 学級、商業科 2 学級設置
- 昭和 32 年 4 月 開校 初代校長 吉井正男 (前北海道教育委員会人事課長) 任命
- 昭和 37 年 4 月 普通科 2 学級増置 (計 4 学級)
- 昭和 53 年 8 月 仮校舎へ移転・旧校舎取壊し作業開始
- 昭和 54 年 4 月 新校舎建設開始
- 昭和 55 年 6 月 仮校舎より移転
- 昭和 56 年 4 月 普通科 2 学級増置 (計 6 学級)
- 昭和 58 年 4 月 体育科 1 学級設置
- 昭和 59 年 3 月 体育科関係新校舎完成
- 昭和 59 年 4 月 体育科 1 学級増置 (計 2 学級)
- 平成 元年 11 月 アメリカ合衆国カリフォルニア州ヘイワード市モロー高校と姉妹校提携  
調印
- 平成 7 年 5 月 中国西安市第八十五中学校と友好提携調印
- 平成 9 年 11 月 創立 40 周年記念事業
- 平成 19 年 11 月 創立 50 周年記念事業
- 平成 20 年 3 月 アメリカ合衆国カリフォルニア州立大学イーストベイ校との留学に関わ  
る提携調印
- 平成 24 年 7 月 モロー高校姉妹校提携 20 周年記念行事挙行
- 平成 26 年 1 月 体育科 30 周年記念行事挙行
- 平成 29 年 4 月 普通科学区拡大、単位制導入
- 平成 29 年 12 月 第 3 体育館完成
- 平成 30 年 1 月 創立 60 周年記念式典挙行
- 平成 30 年 2 月 市制 80 周年記念事業 第 3 体育館お披露目会挙行

### (3) 学科の特色

#### ① 普通科

##### ア. 進学を目指した学習指導

(ア) 英語教育に力を注ぐ「国際教養コース」、文系で国公立4年制大学を目指す「 $\alpha$ 類型」など多様なコースを設け、個性にあった学習指導体制を構築している。

(イ) 単位制を生かして多くの講座から自由に選択でき、高大連携で大学の講座に参加できるなど、多くの学習機会を確保している。

##### イ. 充実した各教科の特別教室

(ア) 理数講義室、社会科教室、複数ある理科の実験室や講義室、コンピュータ室(3室)、視聴覚室、調理室、被服室、各芸術教科室など、多彩な特別教室を設置し、効果的な授業を行う。

#### ② 商業科

##### ア. 資格取得・進路に対応した選択制の導入

##### (ア) 資格取得

簿記・情報処理・商業経済などビジネスで求められる知識・技術を取得することができる。

##### (イ) 進路

就職指導以外にも、進学に向けたきめ細かい指導を行っている。

2年次、3年次では科目選択を行い、自分の進路希望に合わせた学習が可能となる。

3年次にはインターンシップがあり、進路希望により職場体験や大学、専門学校での模擬授業などが行われる。

#### ③ 体育科

##### ア. 体育・スポーツの専門性の向上

(ア) 専門競技の高度な運動技能を培うとともに、スポーツ栄養、傷害などのスポーツサイエンスを幅広く取り入れている。

(イ) 体育科講義室、トレーニング室、国際試合が可能な体育施設や、理論と実践両面に対応した施設・設備を最大限に活用した授業を行う。

##### イ. 心身のバランスのとれた全人教育

(ア) キャンプ、スキー等の野外実習や、運動部活動の経験から豊かな人間性を身に付ける。

## (4) 学級編制 (令和元年5月1日現在)

(単位:人)

区分 学科	1年				2年				3年				合計			
	学級数	生徒数			学級数	生徒数			学級数	生徒数			学級数	生徒数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計		男	女	計
普通科	6	103	138	241	6	98	146	244	6	92	152	244	18	293	436	729
商業科	2	37	43	80	2	35	44	79	2	30	52	82	6	102	139	241
体育科	2	59	21	80	2	58	21	79	2	58	22	80	6	175	64	239
計	10	199	202	401	10	191	211	402	10	180	226	406	30	570	639	1,209

## (5) 卒業者の進路状況 (平成30年度卒業生)

(単位:人)

			普通科			商業科			体育科			合計		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
進学	4年制大学	国公立	0	0	0	0	0	0	2	1	3	2	1	3
		私立	91	55	146	19	18	37	40	11	51	150	84	234
	短期大学	国公立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私立	0	16	16	0	4	4	0	2	2	0	22	22
	専門学校等		16	45	61	3	21	24	9	4	13	28	70	98
就職			6	7	13	5	7	12	7	3	10	18	17	35
その他(浪人、自営業)			5	1	6	2	1	3	1	0	1	8	2	10
合計(卒業生総数)			118	124	242	29	51	80	59	21	80	206	196	402

### 第3 外部監査の結果

#### I 外部監査の実施結果の一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の表（【監査結果一覧表】）である。

この一覧表に記載されている大項目～小項目までの項目名称は、概ね指摘及び意見の項目に合致している。

ここで、指摘とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が質的又は金額的な重要性の視点から、不当であると考えられる場合に合規性違反又はそれに準ずるものとして監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、意見は、当該財務事務等が合規性違反ではないが、経済性・効率性、又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部門の改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性に係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。

この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側が12月上旬から監査結果報告書の第1稿を監査対象部門に提示し、その後、数回にわたって協議を重ねた結果、指摘及び意見の内容及び今後の措置の実施についての理解を共有したものである。

なお、指摘の場合は、「第3 外部監査の結果」のⅡ及びⅢに記載している【結果】欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一している。また、意見の場合は同様に文章末尾を概ね、「～することを要望する。」などの文言で表現している。また、表中の数値の表記について、「①」は「指摘」が1件であることを、また、「1」は「意見」が1件であることを表している。

【監査結果一覧表】

【外部監査の結果（各論）一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

大項目（外部監査種類等）/中項目（指摘・意見の項目）/小項目（指摘・意見の細項目）	指 摘	意 見
Ⅱ 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行の監査の結果（総括的意見）について		
3. 東日本大震災の教訓と市教育委員会及び市立学校の備えについて		
① 各学校作成の震災時対応マニュアルに係る是正・指導について【保健体育課】（指摘）	①	
② 「防災教育調査」の回答結果への対応不備について【保健体育課】（指摘）	①	
小 計	2 件	0 件
[Ⅱ 総括的意見としての外部監査の結果]	2 件	0 件
Ⅲ-1 財務監査の結果		
Ⅲ-1-1. 市立学校における施設改修工事等について		
① 市立学校の施設改修について【施設課】（意見）		1
② 公有財産台帳の整備について【施設課】（指摘：1件、意見：2件）	①	2
小 計	1 件	3 件
Ⅲ-1-2. 備品管理の現状について		
① 寄附備品の受入について【学務課・海神中学校】（指摘：2件）	②	
② テレビの廃棄処理について【学務課・海神中学校】（指摘：2件）	②	
③ 返納備品の理由の特定について【学務課・特別支援学校】（意見）		1
④ 備品の実査のルール化及び学校への周知について【学務課】（指摘）	①	
小 計	5 件	1 件
Ⅲ-1-3. 奨学金貸付制度の運用状況について		
① 借受者ごとの納期限の管理について【学務課】（指摘）	①	
② 遅延損害金の徴収について【学務課】（指摘）	①	
③ 履行延期の特約の解除による履行期限の繰上げについて【学務課】（意見）		1
④ 本人(奨学金貸付申請者)の借受意思の確認について【学務課】（意見）		1
⑤ 債権放棄について【学務課】（意見）		1
⑥ 口座振替制度について【学務課】（意見）		1
小 計	2 件	4 件
Ⅲ-1-4. 公会計化後の学校給食業務の実施状況について		
① 学校給食調理の業務委託について		
ア. 業務委託に係る入札について【保健体育課】（意見）		1
イ. 業務委託先の業務評価について【保健体育課】（意見）		1
② 業務委託契約書に貼付する収入印紙について【保健体育課】（指摘）	①	
③ 学校給食費実費徴収金の収入未済額について【保健体育課】（意見：2件）		2

④ 予算執行伺書の押印の意義について【保健体育課】(意見)		1
小 計	1 件	5 件
<b>Ⅲ-1-5. 内部委託事業等（総合教育センターの委託事業及び補助事業）の財務管理について</b>		
① 委託先の任意団体における資金管理に係る内部統制の整備について【総合教育センター】(指摘：1件、意見：1件)	①	1
② 研究成果の展開方法について【総合教育センター】(意見)		1
③ 教務主任研究協議会の研究業務に係るコスト認識について【総合教育センター】(意見)		1
小 計	1 件	3 件
<b>Ⅲ-1-6. 学校現場における校納金等の管理及び教育委員会の指導等について</b>		
① 現金の受払に係る内部統制について【学務課、特別支援学校、豊富中学校】(指摘)	①	
② 教職員による立替払の精算に係るモニタリングについて【学務課、特別支援学校】(指摘)	①	
③ 教職員に対する家庭科実習費の前渡しについて【学務課、豊富中学校】(意見)		1
④ 教職員による立替金の精算のタイミングについて【学務課、豊富中学校、海神中学校】(意見)		1
⑤ 教職員の立替金の解消策について【学務課】(意見)		1
⑥ 学校徴収金に係る出納簿の作成と様式の統一について【学務課、市立船橋高等学校】(指摘)	①	
⑦ 私費会計時代の学校給食費未収金の現在の管理について【保健体育課、市立学校】(意見)		1
小 計	3 件	4 件
<b>Ⅲ-1-7. 総合教育センターにおける学習バス運営事業に係る財務管理について</b>		
① 事業者による請求内容の検証方法について【総合教育センター】(指摘：2件)	②	
② 事業者によるバス点検状況の検証について【総合教育センター】(意見)		1
③ 請求距離の端数処理方法の経済合理性について【総合教育センター】(意見)		1
小 計	2 件	2 件
<b>Ⅲ-1-8. 市立船橋高等学校における財務事務の執行状況について</b>		
① 随意契約の根拠法令と理由の未記載について【市立高等学校】(意見)		1
② 検査完了の口頭での報告について【市立高等学校】(意見)		1
③ 契約書作成日付の遡及について【市立高等学校】(指摘)	①	
④ 支出負担行為伺書の誤記載について【市立高等学校】(意見)		1
⑤ 支出負担行為伺書の様式について【市立高等学校】(意見)		1
⑥ 概算払の精算遅延について【市立高等学校】(指摘)	①	
⑦ 薬品の在庫管理について【市立高等学校】(指摘)	①	
小 計	3 件	4 件
(Ⅲ-1 財務監査の結果の合計)	18 件	26 件
<b>Ⅲ-2 業務監査の結果</b>		
<b>Ⅲ-2-1. 「点検・評価」及びその対象事業等について</b>		

① 「点検・評価」の仕組みについて		
ア. 施策の総合評価について【教育総務課】(意見)		1
イ. 事務事業評価の手法の見直しについて【教育総務課】(意見:4件)		4
ウ. 予算事業との関係について【教育総務課】(意見)		1
② 施設課所管の「点検・評価」について		
ア. 点検・評価項目の評価指標・効果測定の在り方について【施設課】(意見)		1
イ. 評価指標としてのトイレ改修工事件数について【施設課】(意見)		1
ウ. エレベーター設置工事数について【施設課】(意見)		1
③ 学務課所管の「点検・評価」について		
ア. 施策の目標と「船橋の教育」との関連性について【学務課】(意見)		1
イ. 事務事業における点検・評価の文書化について【学務課】(意見)		1
ウ. 施策における数値目標の明確化について【学務課】(意見)		1
④ 指導課所管の「点検・評価」について		
ア. 点検・評価項目の評価指標・効果測定の在り方について【指導課】(意見)		1
イ. 小中一貫英語教育の推進事業について【指導課】(意見)		1
ウ. 理教教育の充実事業について【指導課】(意見)		1
エ. スクールカウンセラーの配置事業について【指導課】(意見)		1
⑤ 保健体育課所管の「点検・評価」について		
ア. 学校給食に関する啓発の推進について【保健体育課】(意見)		1
イ. 学校給食の充実にについて【保健体育課】(意見)		1
ウ. 「いきいきちばっ子ノート」の活用について【保健体育課】(意見)		1
エ. 危機管理課等市長部局及び学校現場との連携・評価について【保健体育課】(意見)		1
小 計	0 件	20 件
<b>Ⅲ-2-2. 学校評価の実施状況について</b>		
① 自己評価の評価項目について【指導課】(意見)		1
② 自己評価の公表について		
ア. 自己評価結果の公表の有無に係る回答不備への対応について【指導課】(指摘)	①	
イ. 自己評価結果の公表内容が不十分な事例について【指導課】(指摘)	①	
ウ. 自己評価結果の公表方法を改善すべき事例について【指導課】(意見)		1
③ 学校関係者評価について【指導課】(意見)		1
④ 第三者評価について【指導課】(意見)		1
⑤ 学校評価結果の活用について【指導課】(意見)		1
小 計	2 件	5 件
<b>Ⅲ-2-3. 人事評価の実施状況について</b>		
① 観察・指導記録の様式の改訂について【学務課】(意見)		1



② 多面的な授業評価について【学務課】（意見）		1
③ 目標申告シートにおけるチーム（集団）が行う業務について【学務課】（意見）		1
小 計	0 件	3 件
<b>Ⅲ-2-4. 教職員の労働時間の管理について</b>		
① 月 45 時間を超える超過勤務時間の把握について【学務課】（意見）		1
② 産業医による面接の実施について【学務課】（意見：2 件）		2
③ 教職員の超過勤務に対する市の関与について【学務課】（意見）		1
小 計	0 件	4 件
<b>Ⅲ-2-5. 保護者からのクレーム対応について</b>		
① 情報の収集及び共有体制について【学務課】（意見：3 件）		3
② クレーム等の相談事案に係る処理結果の把握について【学務課】（意見）		1
小 計	0 件	4 件
<b>Ⅲ-2-6. 教職員の不祥事対策について</b>		
① 告知聴聞の機会の付与について【学務課】（意見）		1
小 計	0 件	1 件
<b>Ⅲ-2-7. スクールロイヤー制度の導入及び課題について</b>		
① スクールロイヤーの具体的な活動内容の類型化について【指導課】（意見）		1
小 計	0 件	1 件
<b>Ⅲ-2-8. 生徒の問題行動対策について</b>		
① 生徒の問題行動に関する報告体制の不備について【指導課】（意見）		1
② 生徒に対する損害賠償請求について【指導課】（意見：2 件）		2
小 計	0 件	3 件
（Ⅲ-2 業務監査の結果の合計）	2 件	41 件
<b>Ⅲ-3 学校における防災対策の監査結果</b>		
<b>Ⅲ-3-1. 市立学校における防災対策の現状を知るためのアンケート結果について</b>		
① 応急教育の実施について【保健体育課】（意見）		1
② ガラス飛散防止の実施について【保健体育課・危機管理課】（意見）		1
③ 物資の備蓄の充実と保管場所・使用方法の共有について【保健体育課・危機管理課】（意見）		1
④ 災害時の組織体制・役割分担等の保護者への通知について【保健体育課】（意見）		1
⑤ 職員との緊急連絡方法・安否確認体制などの情報収集体制と応援要請について【各学校・保健体育課・危機管理課】（指摘：1 件、意見：2 件）	①	2
⑥ 初期対応時の全体指示のための放送手段・放送原稿について【各学校・保健体育課】（意見）		1
⑦ ハザードマップをもとにした施設内の防災安全マップ・施設外への避難方法について【各学校・保健体育課・危機管理課】（指摘）	①	
⑧ 自治会等の地域組織との災害時の連携強化と防災倉庫管理・点検について【保健体育課・危機管理		1

課】（意見）		
⑨ 災害で学校の教育機能が中断した場合の再開への手順・段取りについて【保健体育課】（意見）		1
小 計	2 件	9 件
Ⅲ-3-2. 研究学校（防災モデル校）の指定及びその効果について		
① 防災モデル校の指定の効果について【保健体育課】（意見）		1
小 計	0 件	1 件
Ⅲ-3-3. 今後の方向性等について（提言）	-	-
（Ⅲ-3. 学校における防災対策の監査結果の合計）	2 件	10 件
[Ⅲ 各論としての外部監査の結果]	22 件	77 件
【Ⅱ 総括的意見＋Ⅲ各論】	24 件	77 件
指摘の合計数（件）	24 件	-
意見の合計数（件）	-	77 件

以上のとおり、今年度の外部監査の結果として、指摘事項は 24 件、意見は 77 件であった。

## Ⅱ 船橋市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に係る事務の執行の監査の結果（総合的意見）について

### 1. 学校監査を実施するに当たっての事務事業ヒヤリング、アンケート調査及び現場往査等について

#### （1）学校教育等を監査テーマとした外部監査の効率的、効果的实施のために

今年度の外部監査の監査テーマを決定した後に、内部統制の評価を実施する一環として、市教育委員会が実施している教育行政と学校現場で展開されている学校教育の関係を理解する必要があり、そのために、市教育委員会事務局から教育行政及び学校教育の概略に関して、事務事業等の説明を受けた。そのうえで、学校現場における教育行政と学校教育がどのように実施されているかを把握するために、市立小中学校、特別支援学校及び市立高等学校に対して、全校アンケート調査を実施した。その中から一定の基準により抽出した学校に対して、現場往査を実施した。

まず、教育行政を理解するためには、市教育委員会が策定し実施している「船橋の教育」の内容を把握し、そこに掲載された事務事業の進行管理と併せて、各施策について点検・評価の実施状況を把握した。この施策の点検・評価は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、市教育委員会の各課が中心になって実施するものである。一方、教育行政の一環として、学校現場では学校評価が実施され、教職員の人事評価が実施されている。それぞれの評価制度は国の法律や県の実施の仕組み等に基づき実施されているが、市教育委員会が第一義的に実施しているというよりも、学校現場で校長の主導のもとで実施されているものである。

このような3つの評価制度は、市教育委員会の所管課が異なることもあり、また、学校評価と人事評価は学校現場で主導的に実施されていることもあり、3つの評価制度の間の密接な関連や有機的な連携の必要性が認識されづらいという実態が現場往査においても、全校アンケート調査の内容からも把握された。そのような課題を認識したうえで、それぞれの評価制度の実施状況に対して、財務監査の視点や業務監査の視点から外部監査（市教育委員会所管課からのヒヤリングや資料の閲覧・分析等及び現場往査時の校長等へのヒヤリング等の実施）を進めてきた。

次に、学校教育を把握することも、学校監査の内部統制を把握し評価するうえでは必要になる。各市立学校において、校長の指揮のもとでどのようなカリキュラムが生まれ、どのような学校経営の方針や教職員の人材育成の方針のもとで、児童や生徒の教育が行われているか、そのための教育費がどのように執行されており、また、私費としての校納金等の管理がどのようになされているか、更に、食育としても重要である学校給食がどのような仕組みで実施されているかなど、学校教育そのものの実施状況や学校教育を円滑に効果

的に実施するための仕組みを学校現場で把握し、評価し、一定の基準に基づき検証することが重要であると考え、学校現場での外部監査を実施した。

なお、現場往査を実施するための学校を選定する際に、学校に過度な負担をかけないことに留意する必要があった。具体的には、県教育委員会等の指導等の学校訪問が数年に1回は各学校において巡ってくるため、毎年度市立小中学校等は、その準備に追われることとなり、指導等のための学校訪問日には、適切に対応するための時間も少なからず要してしまうようである。その学校訪問に該当する学校は、外部監査の現場往査の対象校からは除外する必要があった。そのためには、むやみに往査対象の学校に連絡をとって、県教育委員会による学校訪問の有無を個別に確認する方法を採用すると、思わぬ時間の浪費が発生してしまう。そのため、外部監査の計画を策定する段階において、市教育委員会の所管課から当該年度における年間学校訪問等の計画表等を入手し、外部監査の往査対象となる学校を選定の際に十分に活用することが重要であった。

更に、今回の学校監査における特徴のひとつとして計画した点は、学校における防災教育や応急教育等の実施状況と震災や風水害発生時点での学校での避難所開設や運営等とそのためのマニュアルの整備状況等を検証するという視点であった。この点は、財務監査の視点ではなく、業務監査の一環として、新学習指導要領にも防災教育の視点が組み込まれることから、これまでの学校現場における防災教育等の実施状況等を監査の対象とすることとした。その検証のためにも、全校アンケート調査の中に、学校における防災対策の実施状況に係る質問事項を組み込んだ。その際には、外部監査人補助者として防災の専門家が外部監査に参加した。

それぞれの外部監査の視点の結果としては、以下のような構成で記載することとした。

まず、3つの評価制度の有機的な連携の視点に関しては、「第3 外部監査の結果」の「Ⅱ」の「2. 「点検・評価」、「学校評価」及び「教職員人事評価」の縦割り管理について」及び「Ⅲ - 2」の1. ～3. において記載している。なお、これらの3つの評価制度に係る監査以外の業務監査の実施結果としては、同じく、「Ⅲ - 2」の4. ～8. に、「4. 教職員の労働時間の管理について」から「8. 生徒の問題行動対策について」まででそれらの監査結果を記載している。

次に、学校教育を実施するための予算等の執行に係る財務監査の視点としては、「Ⅲ - 1」の「1. 市立学校における施設改修工事等について」から「8. 市立船橋高等学校における財務事務の執行状況について」までの各項目にその結果を記載している。

更に、学校における防災対策の監査結果としては、「Ⅱ」の「3. 東日本大震災の教訓と市教育委員会及び市立学校の備えについて」及び「Ⅲ - 3 学校における防災対策の監査結果」に記載している。

なお、以下の項では、現場往査において把握した特筆すべき学校現場での取組を、また、毎年度の外部監査で論点となる施設管理のうち、公有財産管理と資産管理との認識の整理の仕方等を記載することにより、個別の監査結果を補足する内容として位置付けることと

する。

## (2) 学校現場における基礎学力の蓄積対策や教職員の人材育成等の取組について

現場往査の対象校のうち御滝中学校では、その校長が、生徒として将来入学すると考えられる児童が通っている小学校に出向き、算数の授業を行っているという事例があった。その校長は専門が数学であるが、関連する小学校の校長等からの任意の依頼に基づき、その小学校で算数の授業を行っていた。その狙いは、自らの中学校に入学してくる生徒に対して数学を教える際に、学力の面でその基礎となる算数の知識に欠ける生徒が増えることを懸念しているということがある、中学校へ入学する前に小学校において更に十分な算数の知識を児童に植え付けることであるということであった。このような取組は、市教育委員会の制度として実施していることではないが、中学校における数学の授業で生徒が数学の学力を効果的に身に付けることができる任意の仕組みとして特筆することが適切であると考えられる。

その校長はこの取組の中で、若い数学の教員の人材育成の取組を実施していた。具体的には、その校長が小学校で算数の授業を行う際には、自らの中学校で数学を教える若手の教員を帯同して、小学校での自らの算数の授業を観察させることなどを行っていた。その校長は、中学校に配属される若手の教員の人材育成として中堅の教員が少なくなり、中堅教員による若手の教員に対する人材育成が学校現場ではできにくい環境になってきているという認識を持っていた。そのような問題意識から、その校長は所属する若手の教員を小学校での算数の授業に帯同することにより、中学校の授業では経験し会得することが難しい、小学校でのより丁寧な授業の実施方法を直接体験させることができることで、若手教員の人材育成にも寄与するのではないかと考えるようになったということであった。

確かに、最近では、アクティブ・ラーニング（教員が一方向的に教えるのではなく、児童・生徒がグループ・ディスカッション、ディベート又はグループ・ワークなどの能動的な学習を行うことができる授業）の採用や電子教材による授業など、比較的新しい授業手法が実際に導入されていることを、現場の授業視察等で確認した。これについては、校長や教頭との面談の中では、従来からの教え込みの授業だけではなく、アクティブ・ラーニングの手法やその要素は以前から授業で実施してきたという回答も得られている。

しかし、今回現場往査において把握した任意の取組として、特に校長や教頭という経験豊富な教員が、児童・生徒の学力面での不安や課題にどのように対処するべきであるか、その実践的解決の取組や若手の教員に対する人材育成の実践的取組は、現場に根差した学校教育の改善手法として評価されるべきものと考えられる。現場におけるこのような特筆すべき事例は、これ以外でも多くの事例が埋もれているのではないかと考えられる。

市教育委員会としても現場における任意の学校教育手法や人材育成手法の実態調査を行い、又は、そのような任意の取組事例の発表会などを開催して、現場における特筆すべ

き取組を把握し、掘り起こし、他の学校での取組に応用することができるような仕組みを市教育委員会として実施されることを期待する。

### (3) 公有財産管理と資産管理の効果的実施について

地方公共団体の包括外部監査においては、常に検証すべき監査要点のひとつとして、効率的で効果的な財産管理を実施しているかという視点が設定される。逆に言えば、地方公共団体の財産管理は、財産管理の基本である財産台帳での実態に即した管理を効果的、効率的に実施していないのではないか、それと併せて、財産の現場における現物管理や機能管理を効果的、効率的に実施していないのではないかという視点が、財産管理に係る外部監査の重要な論点である。

今回の市立学校を対象とした外部監査においても、昨年の外部監査と同様、これらの監査要点が問題になった。それらの外部監査の結果としては、個別意見に指摘事項及び意見を記載している。これらの外部監査の指摘事項等がどのような論拠で構成されているのかについて確認することができ、また、今後、それらの指摘事項等に対して措置を有効に実施することができるようにするため、個別意見の記載を総括する形でこの項において、個別意見の論拠となる内容等を次のとおり記載することとする。

#### ① 公有財産に関する法律及び規則の諸規定について

まず、地方自治法において、公有財産の範囲等については、次のとおり規定されている（同法第238条第1項）。

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

以下、省略。

また、公有財産に関する長の総合調整権としては、次のとおり規定されている（同法第238条の2第1項）。

第238条の2 普通地方公共団体の長は、公有財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、公有財産の取得又は管理について、報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

次に、船橋市公有財産規則では、公有財産の台帳整備について、「課長は、財産台帳を整備し、その管理する公有財産について、実態を明らかにしておかなければならない」とし

ている（同規則第 32 条）。

また、財産台帳の取得価格については、次のとおり規定している（同規則第 34 条）。

第 34 条 財産台帳に登録すべき価格は、次の各号に掲げる取得の原因の区分に応じ、当該各号に定める額によらなければならない。

- (1) 買入 買入価額
- (2) 交換 交換した時における見積価額
- (3) 収用 補償金額
- (4) 代物弁済 当該財産により弁済を受けた額
- (5) 寄附 見積価額
- (6) その他の原因に基づく取得 次のアからキまでに掲げる公有財産の区分に応じ、当該アからキまでに定める額
  - ア 土地 付近の類似する土地の時価を考慮して算定した額
  - イ 建物及びその従物並びに船舶その他の動産及びその従物 建築又は製造に要した額（建築又は製造に要した額の算定が困難な場合は、見積価額）
  - ウ 立木 その材積に単価を乗じて算定した額（材積を基準として算定することが困難な場合は、見積価額）
  - エ 物権及び無体財産権 取得価格（取得価格によることが困難な場合は、見積価額）
  - オ 有価証券 額面金額（株券にあつては、取得価額）
  - カ 出資による権利 出資金額
  - キ その他のもの 見積価額

更に、財産の取得時の検査に関しては次のとおり規定されている（同規則第 7 条）。

第 7 条 課長は、取得した公有財産の引渡しを受けるときは、取得の原因となった契約、工事等及び引渡しに関する書類並びに関係図面と照合して、当該公有財産が適格であると認める場合を除き、当該引渡しを受けてはならない。

そして、このような公有財産の管理に関して、公有財産の総括と公有財産の事務分掌を次のとおり定めている（同規則第 4 条、第 5 条）。

（公有財産の総括）

第 4 条 財産主管部長は、公有財産に関する事務を総括し、その取得、管理及び処分の適正を期するため必要があると認めるときは、部長及び教育委員会に対して報告を求め、実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を命じることができる。

（公有財産の事務の分掌）

第 5 条 公有財産の取得及び処分に関する事務は、行政財産については当該行政財産に係る事務又は事業を主管する部長が、普通財産については財産主管部長が行うものと

する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 行政財産(教育財産を除く。)の管理に関する事務は、当該行政財産に係る事務又は事業を主管する部長が行う。

3 普通財産の管理に関する事務は、財産主管部長が行う。

以下、省略。

以上を要するに、公有財産とは不動産等を意味し(地方自治法第238条)、そのうち不動産とは、土地及び建物を意味している。そのうち建物としては、建物躯体とその附属設備を意味している。このことを前提として、公有財産としての建物を財産台帳に登載する際には、「建物とその従物(附属設備)」(カッコ内は外部監査人が記載した。)について、その「建築又は製造に要した額」を取得価格として登載し、それらの「実態を明らかに」しておかなければならない(船橋市公有財産規則第32条、第34条第6号イ)。

また、公有財産管理の総合的調整権は地方公共団体の長にあり(地方自治法第238条の2)、公有財産の総括は財産主管部長にある(船橋市公有財産規則第4条)。一方、公有財産の事務分掌として、公有財産の取得及び処分並びに管理に関する事務は、行政財産に関しては当該行政財産に係る事務又は事業を主管する部長が行い、また、普通財産に関しては、財産主管部長が行うこととされている(同規則第5条第1項、第2項、第3項)。

このような規定内容に基づき、事務事業を所管する部長は、建設工事予算(工事請負費予算：普通建設事業費)の執行により、取得した建物やその従物は公有財産台帳にその適切な取得価格で登載し、登載する単位についても、建物躯体とその従物(附属設備)毎に登載されることが地方自治法や公有財産規則に基づく財産台帳であっても、予定されているものであったと考えられる。

## ② 公有財産の管理をめぐる論点とその検討について

外部監査の実施上、公有財産の管理に関して様々な論点が認識されており、次のような主張がなされることも少なくないのが現状である。

- i 公有財産のうち建物は従来から建物躯体とその附属設備を区分することなく公有財産台帳(建物台帳)に搭載していたのであるから、それらを区分していなくても指摘事項には該当しない。
- ii 工事予算によって建物の一部である電気設備や機械設備等を大改修した場合でも、従来から公有財産台帳には登載してこなかったため、指摘事項には該当しない。
- iii そもそも公有財産台帳に記載される取得価格という金額情報は、必ずしも記載すべき必要項目ではないとされているため、取得価格が登載されていなくても指摘事項には該当しない。

第一の論点としては、確かに、公有財産のうち建物に関して、従来から建物躯体とその



附属設備を区分して公有財産台帳に登載する団体はごくまれであった。民間企業の場合は、減価償却費の計算を計画的に行い、期間損益を適正に算定する必要があり、また、税務計算においては損金算入可能な範囲で有利な税額を算定することができるというモチベーションが存在する。一方、地方公共団体の場合は現金主義会計であり、税務計算の必要がないことで、資産の種類ごとに、耐用年数が異なるごとに区分して公有財産台帳に登載することがなかったとも言われる。しかし、そのような理由は民間企業との差異を列挙しただけであり、そのことが公有財産台帳には従来から建物ひとつで登載されていた積極的な理由にはならないものと考えられる。

公有財産台帳は、財産管理の重要なツールでもあり、事務事業の所管部門が現場において建物等の財産がその機能を十分に発現しているか、老朽化の進行状況が異なるその附属設備の取替履歴が分からないと適正な維持管理の職責が果たせないものである。また、当該建物が行政財産として管理され、その中の施設を会議室等で市民の利用に供する場合、使用料を適正に算定するためには、減価償却費を適正に算定する作業が、本来、地方公共団体においても求められていたものと考えられる。ちなみに、そのような適正な使用料計算がこれまで実施されなかった理由として、従来からの公有財産台帳に登載される財産の単位が建物1棟ずつの登載を慣習的に行ってきたためとされることがある。明らかに循環論法で矛盾した議論となっている。

ちなみに、現在、船橋市では「行財政改革推進プラン」（平成31年3月）が策定され、その中で設定された6つの柱のうちのひとつに受益者負担の見直しがあり、それに関して公共施設の使用料の基本的な考え方が示されている。それらの見直し事項のひとつとして、「資本費の算入」が位置付けられ、使用料原価へ固定資産台帳に基づく減価償却費（国庫補助金等の控除後の取得価額から算定）が算入される予定となっている（令和2年4月から使用料の改定予定）。このように、船橋市の使用料の見直しにおいては、公有財産台帳ではなく、よりきめ細かい資産管理を行っている固定資産台帳の管理データが活用されている。

また、第二の論点として、工事予算によって建物の一部である電気設備や機械設備等を大改修した場合でも、従来から公有財産台帳に登載してこなかったことの原因として、公有財産台帳が決算書である「財産に関する調書」のためだけに管理されており、その「財産に関する調書」の掲載内容のうち、建物等の記載項目には金額項目がなく、面積データが記載されていることをその理由に挙げる場合が見受けられる。そして、大規模改修等の価値を増加させ、耐用年数を延長させる工事であっても、その延べ床面積が既存の面積と比較して増減しない限り、公有財産台帳に登載する義務はないとまで主張される場合がある。しかし、建物の延べ床面積が増減しない限り、どのような大規模な改修工事を行ったとしても、公有財産台帳に登載しなくても良いとすると、所有しない建物の中のひとつのフロアを長期で賃借し、そのフロアを行政財産として使用するために数億円の建設工事予算を執行して、トイレや間仕切り部屋などを建設し、電気設備工事や電気設備又は給排水

設備の追加工事を行った場合、整備費予算の執行の結果が財産の取得につながらない、不自然な結果を容認することとなり、不当であると考えられる。

更に、第三の論点として、そもそも公有財産台帳に記載される取得価格という金額情報は、必ずしも記載すべき必要項目ではないとされているため、取得価格が登載されていなくても良いとする意見がある。しかし、公有財産台帳は建物や土地などに関して金額データを掲載しない「財産に関する調書」の補助簿として位置付ける公式の定義があるものではない。逆に、船橋市公有財産規則に規定されているとおり、公有財産の金額データとしては、取得価格の定義が規則上で明文化されており、記載すべき項目のひとつとなっている。また、最近では総務省が主導する新公会計基準として、統一的な基準による作成要領には次のような記述があることをもって、従来から公有財産台帳には金額データを必ずしも記載する必要がなかったとする意見が出される場合がある。

「公有財産台帳や各種法定台帳は、主として財産の運用管理、現況把握を目的として備えることとされているものであり、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない。」

(総務省(平成26年4月)「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」266項前段より)

しかし、その記述をもってしても、公有財産台帳にはその記載項目として金額項目があり、その金額項目として取得価格の定義を規則が規定していることまで否定する趣旨であるとは考えられない。仮に上記の記述がそのような趣旨であったとしても、総務省の委員会報告の中で、統一的な基準による財務書類の作成を促進するために作成され公表された報告書の中の記述が、規則等よりも効力が強いなどありえないことである。

### ③ 新地方公会計制度に基づく資産台帳の整備の手法に係る論点とその検討について

船橋市は、新地方公会計制度に基づく資産台帳を既に整備し、毎年度、財産管理の結果として、そのデータを実態に即して更新している。外部監査の対象となった事務事業に係る資産データの整備手法に関しては、一般的に次のような主要な論点があり、毎年度意見の交換を行う結果となっている。

- i 統一的な基準により整備した資産台帳には、開始貸借対照表作成時に、建物を1棟単位で把握している状況がある。
- ii 大規模改修工事等により、既存の建物の一部を取替・更新したとしても、開始貸借対照表作成前のものについては登載していない。
- iii 大規模改修工事等により、既存の建物の一部を取替・更新した場合、資産台帳に資本的支出として登載するにしても、既に1棟ごとで集約して登載されている資産の内訳を、改めて区分登載していない。

まず、第一の論点について、開始貸借対照表を作成する際に過去に整備した資産を資産

台帳に登載するときには1棟ごとに取得価額を算定し、その1棟単位で登載するのは原則ではなく、容認された手法である（「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（以下この項目においては「資産台帳整備の手引」という。）」（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」平成27年1月）の36項参照）。原則としては、資産の種類ごと、耐用年数が異なるごとに建物躯体やその附属設備ごとに取得価額を算定し登載する必要がある（資産台帳整備の手引33項）。

次に、第二の論点について、例えば、建設工事費（普通建設事業費）予算を執行して、資本的支出となる資産価値の増加等をもたらした場合に、資産台帳に登載しなければ、コストとしての処理を行うこととなる。しかし、そのような処理を容認することは、予算統制・管理上、建設工事費という普通建設事業費であり資本的支出であることと矛盾する。したがって、資産管理の際に現物の照合が可能となり、取替や更新を行う際に効果的、効率的に会計処理ができるよう、大規模改修工事により取得した資産は資産台帳に個別に登載する必要がある（資産台帳整備の手引32項、33項参照）。

更に、第3の論点について、開始貸借対照表の作成時、1棟ごとに取得価額を算定し資産台帳に登載している資産であっても、大規模改修等の資本的支出を行った場合には、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとされている（資産台帳整備の手引36項ただし書）。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれるとまで記載されている（資産台帳整備の手引36項なお書）。

このような内容について、資産台帳整備の手引には次のとおり規定されている。

## 【固定資産の区分把握の原則と許容】

### V 固定資産台帳の記載単位 1 総則

32. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、

- ① 現物との照合が可能な単位であること
- ② 取替や更新を行う単位であること

という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。

33. すなわち、資産として記載する「1単位」の区分については、①により、固定資産について、その現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となります。

34. このように資産の「1単位」を区分した上で、統一的な基準では、具体的に固定資産台帳に記載すべき資産単位は、棟、個、台、筆、㎡、m等を基本とします。

36. また、開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。

ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

出典：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」平成27年1月）より

## ④ 財産管理の人材育成等について

公有財産管理や固定資産管理に関するこのような論点と検討内容については、公有財産の総合調整権に係る事務を所管する財産管理課はもちろん熟知しているものと考えられる。しかし、毎年度の外部監査において、同様の論点が監査要点として検証される際に、指摘事項等が検出されるのも事実である。

地方自治法や船橋市公有財産規則等により取得、管理及び処分される財産の管理手法や近年、総務省が進めている新公会計制度としての統一的な基準による資産台帳整備の実務に、財産管理課だけではなく、事務事業の所管課もある程度は熟知する必要があるものと考えられる。事務事業の所管課は、その執行責任を果たす際に市民の使用に供する行政財産等の第一次的な管理責任を有することを忘れてはならない。財産管理は財産管理課が所管しているという誤った認識を有することなく、事務事業執行部門の職員も、財産管理の基本的な仕組み、法令の規定及び実際の台帳管理と現場での現物・機能の管理等にも意を

用いることを期待する。

また、人材育成面とともに人材の配置の面でも、財産管理課での財産管理事務の経験者が、事業執行部門への異動の際に、その部門の財産管理の所掌を有する部署へ配置されるような配慮を人事政策としても期待するものである。

## 2. 「点検・評価」、「学校評価」及び「教職員人事評価」の縦割り管理について

### (1) 概 要

市教育委員会では、教育行政上の主要な評価としては、「点検・評価」、「学校評価」及び「教職員人事評価」の3つの評価が実施されている。市教育委員会におけるそれぞれの所管課を見ると、「点検・評価」は教育総務課の所管であり、「学校評価」は指導課の所管であり、「教職員人事評価」は学務課の所管である。それぞれの評価制度は、法的にも各別に根拠を有するものであり、形式的には別の仕組みとして実施されているように見える。しかし、それらの構造や実施項目等を分析すると、相互に関連しているか、又は相互に有機的な関連性を意識して実施すべきものと考えられる。市教育委員会において、また、学校現場において、そのように相互に、有機的な関連性を有することに関して十分に認識されて制度を運用しているか、外部監査人としては少なからず疑問を有しており、今年度の外部監査においては、財務監査における内部統制の評価や実証手続や経済性・効率性及び有効性等の監査を実施するに当たり、監査対象部門の基本的なリスク要因として位置付けて監査を実施した。

以下では、それぞれの評価制度の概要を把握し、それぞれの制度的な関連性を述べることとする。なお、それぞれの詳細は、外部監査の結果の各論を参照されたい。

#### ① 「点検・評価」について

まず、市教育委員会が実施する「点検・評価」は「船橋の教育」に掲載されている事務事業等の進行管理と併せて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条<sup>注</sup>に基づき、重点とする施策及び事務事業を対象に点検・評価を実施するものである。

注：第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

このように、「点検・評価」の制度は法律に基づき実施されるものであるが、その対象となる施策及び事務事業は、船橋市が独自に策定した「船橋の教育」に位置付けられているものである。

## ② 「学校評価」及び「教職員人事評価」について

一方、「学校評価」及び「教職員人事評価」のそれぞれの仕組みは、文部科学省のガイドライン及び千葉県教育委員会の実施要領・手引に基づき実施されており、市教育委員会の独自の制度や実施方法等で行うべきものとは認識されていない。

前者である「学校評価」は文部科学省が公表している学校評価ガイドラインに基づき実施されている。市教育委員会での所管課は指導課である。「学校評価」の実施方法の概略は、次のとおりである。

### ア．学校評価の目的

- (ア) 各学校の教育活動及び学校運営の目標を設定し、その達成状況や取組の適切さ等の評価により、組織的・継続的な改善を図ること。
- (イ) 自己評価や学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により適切な説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民の理解と参画を得て学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- (ウ) 各学校設置者が学校評価の結果に応じて学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

### イ．船橋市全校での実施内容

- (ア) 自己評価及び学校関係者評価の実施と結果及び改善方策の公表
  - a. 外部アンケート等を活用し、自己評価を実施する
  - b. 学校関係者評価委員会を組織し、学校関係者評価を実施する。
  - c. 自己評価及び学校関係者評価の結果と改善方策を学校だよりやウェブサイト等で公表する。
- (イ) 「いじめ防止等に対する取組」に関する評価の実施
- (ウ) 「学校教育相談体制の充実」に関する評価の実施

また、後者である船橋市の「教職員人事評価」は、千葉県教育委員会所管の「千葉県公立学校職員の人事評価実施要領」に基づき実施されている。市教育委員会での所管課は学務課である。人事評価の実施方法は、次のとおりである。

- i 業績評価：目標申告シートにより実施する。
- ii 能力評価：職務能力発揮シートにより実施する。
- iii 総合評価：i 及び ii の結果に基づき実施する。

業績評価の実施のための目標申告シートには、「学校教育目標（重点目標）」が記載され、

例示された項目ごとに「本年度の具体的目標」を設定することとなっている。その項目としては、「学校経営」、「教育内容の管理」及び「職員の育成・管理」が例示されている。また、能力評価の実施のための職務能力発揮シートには、標準的な職（校長、教頭、主幹教諭、教諭、事務長、主査、副主査及び主事等）ごとに設定された評価項目と標準職務遂行能力、それらの評価の着眼点の各項目に従い、自己評価、一次評価・二次評価及び能力総合評価等が実施される。

これらの3つの評価制度の運用実態に関して、それぞれの所管課及び現場往査した学校での校長・教頭等との質疑等の内容を踏まえて、更には、市立小中学校等へのアンケートの結果に基づいて、有機的な連携の視点の重要性を意見として述べることとする。

## （2）3つの評価制度の相互の有機的関連性に基づく意識的な制度運用について

概要でも述べたとおり、「点検・評価」、「学校評価」及び「教職員人事評価」の3つの評価はそれぞれ所管課が異なり、実施する根拠法令等も各別に存在し、異なる時期に実施されている。そして、「船橋の教育」に掲げられている2つの「船橋の教育目標」、8つの「基本方針」、それぞれの「基本方針」のもとに設定された「推進目標」とその推進手段である「施策」と「事務事業」の「点検・評価」が、「学校評価」や「教職員人事評価」の実施において、市教育委員会や学校現場において、意識的に連携して有機的な関連付けを試みているような事例を把握することは容易ではない。

例えば、平成30年度における「点検・評価」の事例として次のような小中一貫教育に係る評価事例が公表されている。すなわち、「船橋の教育」において、「基本方針2：学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります」⇒「推進目標2：今日的な教育課題に対応する教育の推進」⇒「施策2：小中一貫英語教育の推進」に対応する2つの事務事業のうち、「小中一貫英語教育の推進：指導課所管」が位置付けられている。その平成30年度の取組としては、「小学校において、船橋の English Curriculum による授業を1年生から実施した」という記載がある。その担当所属の所見としては、「小中それぞれの教材を周知し、相互の指導内容を意識して授業展開できた」として、「A」と評価している。

このような「点検・評価」は学校現場において、「学校評価」等と有機的に連携して浸透していることを把握することは難しい。現場往査に当たり、全校に対してアンケート調査を実施した際に、「研究学校」に指定されている豊富中学校からは、「小中一貫教育研究指定」が「基本方針2」に該当するものと回答を得ていた。そのうえで、平成30年度の「学校評価」における同校の結果報告書を閲覧すると、小中一貫教育研究指定に関する記述は「評価項目」や「達成・取り組み状況の評価」の欄に見いだせない。

学校現場においても、「船橋の教育」に掲げられている2つの「船橋の教育目標」、8つの「基本方針」、それぞれの「基本方針」のもとに設定された「推進目標」とその推進手段

である「施策」と「事務事業」の内容を熟知して、各学校で毎年度行われている「学校評価」の「評価項目」として具体的に取り上げたり、その「達成・取り組み状況の評価」の欄に的確に記載したりして、それらの有機的な連携を図るよう期待する。

また、「教職員人事評価」においても、校長が年度当初に自らの学校の教職員に提示する「学校教育目標（重点目標）」を記載する際に、「船橋の教育」で掲げられている2つの「船橋の教育目標」、8つの「基本方針」、その「推進目標」や「施策」の中から、今年度の目標を設定することも必要であり、それが、「教職員人事評価」と「点検・評価」との有機的な連携を可能にするものと期待する。各教職員が自らの年間指標を設定する際にも、「船橋の教育」とその「点検・評価」の記載項目に十分に意を用いて、年間目標等を設定することも重要であり、校長は教職員との個別の面談に際してもそのように助言することを期待するものである。

### 3. 東日本大震災の教訓と市教育委員会及び市立学校の備えについて

#### (1) 概 要

市教育委員会では、東日本大震災の教訓を踏まえて、危機管理課と協議し、船橋市地域防災計画の見直しに合わせて、当該震災前の学校における防災対策の見直しを行っている。

従来から、市教育委員会では毎年、各学校に対して、船橋市立小学校及び中学校管理規則第37条第1項（船橋市立高等学校管理規則第63条第1項、船橋市立特別支援学校管理規則第64条第1項）に基づく、「危険等発生時対処要領（消防法に基づく避難計画の写しも含む。）並びに「震災時対処要領」の提出を求めており、併せて「震災時対応マニュアル」のひな形を配付している。

そのうち、「震災時対応マニュアル」のひな形は、その目的について「災害発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることを目的としている」と定め、避難所の運営について「事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図る」こと、災害発生後の児童の引き渡しについて「保護者に対し「引き渡しの基準」や「引き渡しの実施の周知方法（メール・ホームページ等）」を事前に周知する必要がある」こと、安否確認における各家庭の聞き取りに関し「聞き取った内容については教育再開計画の重要な情報となることから、報告体制を規定しておくことが必須である」こと等が記載されている。

そこで各学校は、この「震災時対応マニュアル」のひな形等を参考に、各学校の実情に応じたマニュアルを作成し、市教育委員会へ提出しており、平成30年度は全ての学校が市教育委員会へマニュアルを提出している。

また、市教育委員会では、毎年、千葉県教育委員会からの依頼により「防災教育調査」を実施する際に、各学校に対して、質問事項・調査票を配付し、各学校からの回答を取り



まとめたうえで県教育委員会に報告している。

## (2) 監査手続

震災時対応マニュアル、平成30年度「防災教育調査」質問事項、平成30年度「防災教育調査」回答（小学校54校、中学校27校、高等学校1校、特別支援学校2校）危険発生時対処マニュアル（湊町小学校）、学校における地震防災マニュアル（千葉県教育委員会）等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

### ① 各学校作成の震災時対応マニュアルに係る是正・指導について【保健体育課】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

市教育委員会は、各学校に対して「震災時対応マニュアル」のひな形を配付し、各学校はそのひな形に基づいて、「震災時対応マニュアル」を作成することとなっている。しかし、市所管課である保健体育課では、各学校が作成する震災時対応マニュアルの提出を受けて、担当レベルでは保管・管理を行っているが、課全体としてその情報を共有していなかった。また、各学校のマニュアルが現状と異なる場合などはマニュアルの記載内容を見直すよう指導しているが、その後の確認が取れていなかったものと考えられる。例えば、各学校に配付したひな形では求められている避難所の運営に関して、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備が図られているか、災害発生後の児童の引き渡しにおける保護者に対し「引き渡しの基準」や「引き渡しの実施の周知方法（メール・ホームページ等）」が事前に周知されているか、安否確認における各家庭の聞き取り内容の報告体制が記載されているかについて、保健体育課としてはこれまで確認作業が十分には行われていなかった。そこで保健体育課は、監査過程において改めて該当する学校に確認を行った結果、次の事実を把握した。すなわち、「引き渡しの基準」は震災時対応マニュアルに記載はあるが、保護者への連絡手段として運用されている学校メール配信（「すぐメール」）の活用が、震災時対応マニュアルには記載されていない。また、報告体制については以前から構築されているが、震災時対応マニュアルには記載がないなどである。必要な内容は各学校の震災時対応マニュアルに記載するよう各学校への指導が必要であると考ええる。

実際に震災時対応マニュアルを見ると、前述したとおり、安否確認における各家庭の聞

き取り内容に関する報告体制は確立されているが、震災時対応マニュアルに記載されていない学校もある。このように各学校に配付している「震災時対応マニュアル」のひな形に報告体制のフローを記載するなど手直しも必要であると考えられる。

また、船橋市立小学校及び中学校管理規則第 37 条第 1 項は「校長は、非常変災その他急迫の事態に備えて、児童又は生徒の避難その他職員の講ずべき処置等に関する計画を年度当初に策定し、教育委員会に報告しなければならない。」と規定し、船橋市立特別支援学校管理規則第 64 条第 1 項も同様に規定している。船橋市立高等学校管理規則第 63 条第 1 項では、校長は「非常変災その他急迫の事態に備えて、生徒の避難及び管理その他職員のとるべき処置等について計画を作成しなければならない。」と規定されている。

この点、平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震後の津波により、石巻市立大川小学校に在学していた児童 74 名及び教職員 10 名が死亡した事故に関し、石巻市等を被告とする国家賠償請求訴訟の平成 30 年 4 月 26 日仙台高等裁判所判決（確定）は、石巻市教育委員会の学校保健安全法上の義務について、概ね以下のとおり判示している。

ア．石巻市教育委員会は、石巻市が処理する教育に関する事務で、校長、教員その他の教育関係職員の研修に関する事、並びに校長、教員その他の教育関係職員及び生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事を管理し、執行する職務権限を有する（地方教育行政法第 23 条第 8 号、第 9 号）。

イ．したがって、石巻市教育委員会は、大川小の校長及び教員の研修、並びに大川小の校長、教員及び児童の安全（学校における安全には、安全教育と安全管理の 2 つの領域があり、同法第 23 条第 9 号にいう「安全」にはその両領域が含まれるものと解される。）に関する事を管理し、執行する職務権限を有していたと認められる。

ウ．学校保健安全法第 26 条は、学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故、加害行為、災害等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるべきことを定めるから、石巻市教育委員会は、大川小の児童の安全の確保を図るため、大川小において、災害により児童に生ずる危険を防止し、及び災害により児童に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、大川小の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるべき義務があったと認められる。

エ．平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の発生や平成 13 年 6 月 8 日の大阪教育大学附属池田小学校での児童・教員殺傷事件の発生など、学校という公共施設に通う児童生徒の安全を取り巻く状況は緊迫度を増し、施設建物を建築して児童生徒をそこに集めれば児童生徒の安全が確保されるというような生易しい社会情勢ではないという

認識が国民全体に浸透してきた。そこに、学校保健安全法を改正し、法律の明文をもって、学校安全に関する地域の実情や児童生徒の実態を踏まえつつ、各学校において共通して取り組まれるべき事項について規定を整備するとともに、学校の設置者の責務を定める等の措置を講ずることを規定する必要性が生まれたとすることができる。

オ. 上記改正によって新設された同法第 26 条ないし第 29 条は、地方公共団体が設置する学校に関していえば、教育委員会、その運営主体である学校及びその運営責任者である校長に対し、公教育制度を円滑に運営するための根源的義務を明文化したものと解することができる。

カ. したがって、教育委員会は、同法第 26 条ないし第 29 条の新設により、上記根源的義務を全うするため、児童生徒の安全、とりわけ危機管理マニュアルの作成を含む安全管理の領域について、学校に対する細部にわたる個別具体的な関与を通じた管理、執行が求められるに至ったと解するのが相当である。

キ. 石巻市教育委員会が、毎年、石巻市内の各小中学校から教育計画の提出を受けていた事実に照らせば、同一の小中学校について、継続的にその実情を蓄積し易い立場にあったのはむしろ石巻市教育委員会であるといえる。また、石巻市内の小中学校の全体状況に照らした各小中学校の位置付けを把握できる情報を保有しているのは、石巻市教育委員会のみである。

ク. 石巻市教育委員会は、学校保健安全法第 29 条第 1 項に基づき、大川小に対し、在籍児童の安全の確保を図るため、大川小の実情に応じて、危険等発生時において大川小の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルを作成すべきことを指導し、作成された危機管理マニュアルが大川小の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があったと認めるのが相当である。

上記判決の判断枠組みによれば、市教育委員会も学校保健安全法第 29 条第 1 項に基づき、各学校により作成された危機管理マニュアルが各学校の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、内容に不備があるときにはその是正を指示・指導すべき義務があると解される。なお、上記判決については、市側が最高裁に上告したものの、最高裁は令和元年 10 月 10 日付で上告を退けており、仙台高等裁判所の判決が確定している。

市教育委員会としては、予め各学校に「震災時対応マニュアル」のひな形を配付している以上、各学校が作成している「震災時対応マニュアル」の内容について、作成目的を十分に達成できる内容であるか否かを確認する必要がある。特に災害発生後の児童の引き渡し基準や引き渡し実施の周知方法については、保護者から市教育委員会に直接問合せがある可能性もある。そのような問合せに対して児童生徒の安全を守る立場からの確に対応するためには各学校が作成した震災時対応マニュアルの内容を十分に把握して重要な点で不足する事項がある場合は的確な指導を行うなどの対応をし、上記判決の判断枠組みにお

ける市教育委員会の法的義務を履行しなければならない。

仮に、各学校作成の震災時対応マニュアルが不十分であり、震災時対応マニュアルに基づいた対応の結果、児童等に損害が生じた場合には、「震災時対応マニュアル」のひな形を配付し各学校から震災時対応マニュアルの提出を受けている市教育委員会としては、予め各学校へ震災時対応マニュアルの内容について是正を指示、指導することが可能であった以上、市の児童等に対する損害賠償責任が発生する可能性は高い。

#### 【結果】

保健体育課において、各学校から提出があった震災時対応マニュアルについて内容を確認する必要がある。特に、震災時対応マニュアルが各学校の立地する地域の実情や在籍児童の実態を踏まえた内容となっているか等を確認し、その内容に不備があるときにはその是正を指示、指導する仕組みを構築する必要があるものと考えられる。現在、ひな形を参考に各学校で震災時対応マニュアルを作成することとなっているが、より実効性のあるマニュアルの作成に向けて、各学校との連携を深められたい。

### ② 「防災教育調査」の回答結果への対応不備について【保健体育課】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

「防災教育調査」の項目には、「災害発生時の保護者への連絡手段」に関して、「連絡手段を周知している」という項目が存在するが、7校が「×」とする回答を行っている。また、「地域と連携した防災体制」において「連携する団体」という項目が存在するところ、10校が空欄で回答している。

保健体育課が各学校に配付している「震災時対応マニュアル」のひな形においては、災害発生後の児童の引き渡しについて、保護者に対し「引き渡しの基準」や「引き渡しの実施の周知方法（メール・ホームページ等）」を事前に周知する必要があることや避難所の運営について、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図ることが求められている。しかし、上記の回答を行った学校については「震災時対応マニュアル」のひな形で求められている対応がとられていないことが懸念される。これに関しては、保健体育課では、「防災教育調査」の回答結果を集計し、県へ報告しているが、各学校の回答内容に具体的な不備が存在する場合、適切な是正対応を指導していないものと考えられる。

これに関して、保健体育課の認識としては、次のとおりであった。

すなわち、千葉県調査である「防災教育調査」の回答内容については、各学校の回答内容について、課として独自に確認等の作業を行っていない。しかし、自然災害等が発生した場合にはマニュアルに沿って行動するよう、各学校に対しては指導しており、また、各学校のマニュアルの内容が現状と異なる場合などにはマニュアルの記載内容を見直すよう指導している。更に、国や県から学校の防災体制の見直しやマニュアルの整備・見直しに関する通知が発出された場合は、その都度、各学校に対して的確に対応するよう文書

にて依頼しているというものであった。

ちなみに、平成 30 年度の調査結果では、その当時の集計と県への報告においては、「地域と連携した防災体制」に係る回答で 10 校が空欄であったことは確かであったが、外部監査の実施過程で指摘したところ、保健体育課はその 10 校にあらためて問合せを行い、次の回答を得ている。

- i 当該空欄であった 10 校は、「地域との連携」の概念に係る理解が不足していたことが原因で、回答欄が空欄となっていたことが分かった。
- ii その概念を説明した結果、全ての学校について他の学校と同様、当該連携を実施していることが分かった。

保健体育課は、今回のこのような再確認の作業の重要性を十分に認識して、県の調査であっても極力その回答結果を精査し、改善事項が存在する学校を把握して、現在も行っている学校訪問等の際に、是正指導のための重要な情報として今後は位置づける必要があるという認識になった。

#### 【結 果】

保健体育課は、県が実施している「防災教育調査」の回答項目の中でも少なくとも、「災害発生時の保護者への連絡手段」において「連絡手段を周知している」という項目に対して 7 校が「×」とする回答を行っていることなど、その回答が事後的な確認により回答ミスであったと判明したとしても、その時点では、災害発生後の児童生徒の引き渡しの障害になりうる回答結果については、十分に精査を行うことが求められているものと考えられる。したがって、保健体育課は「防災教育調査」の結果を取りまとめたうえで県教育委員会に報告するとともに、それらの回答内容を精査し、その内容に不備が見受けられる学校に対しては、マニュアルの再整備も含めて適時、適切な改善指導等を行われたい。

### Ⅲ 各論としての外部監査結果

#### Ⅲ-1 財務監査の結果

##### 1. 市立学校における施設改修工事等について

###### (1) 概 要

市立学校における施設整備について、平成 30 年度に実施された施設課関連の工事は次のとおりである。なお、市立船橋高等学校については、直接市立船橋高等学校が執行している。

【平成 30 年度施設課関連の工事一覧】

(単位：円)

学校名	工事内容	負担行為額
湊町小学校	教室改修工事	3,672,000
宮本小学校	消火栓設備改修工事	5,661,360
峰台小学校	体育館塗装工事	26,136,000
法典東小学校・前原小学校	体育館天井等改修工事	62,091,360
中野木小学校	消火栓設備改修工事	10,314,000
高根台第二小学校	空調設備設置工事他	12,553,380
法典東小学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事他	108,953,640
高郷小学校	給食室改修工事他	170,330,040
古和釜小学校	トイレ改修工事他	37,443,600
飯山満小学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事	116,803,080
習志野台第二小学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事	209,852,640
金杉台小学校	給水設備改修工事	11,012,760
高根東小学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事他	223,868,880
薬円台南小学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事	127,700,280
丸山小学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事他	169,737,120
二和小学校	体育倉庫新築工事他	19,541,520
七林小学校	プール循環浄化装置改修工事他	13,908,240
田喜野井小学校	消火栓設備改修工事	4,363,200
市場小学校	普通教室改修工事	5,670,000
(仮称)塚田第二小学校	放課後ルーム新築工事他	52,157,000
宮本中学校	消火管改修工事	9,720,000

御滝中学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事	36,993,240
前原中学校	教室改修工事	2,916,000
若松中学校	校舎改修工事他	103,158,360
行田中学校	外壁剥落防止・屋上防水改修工事	107,784,000
小室中学校	給水管改修工事他	14,265,720
坪井中学校	校舎改修工事他	80,794,800
法田中学校	防球ネット設置工事	11,342,868
船橋特別支援学校金堀校舎	消防用設備改修工事他	65,865,760
船橋特別支援学校高根台校舎	増築工事他	502,377,760

出典：施設課提出資料より監査人作成

施設関連経費の推移については、平成25年度からの直近5か年において、平均は50.3億円/年となっている（耐震改修費を除く）。なお、平成27年度で全ての校舎及び体育館の構造体における耐震化は完了しており、空調設備については、平成23～24年度に全ての普通教室及び特別教室に設置済みとなっている。

【大事業別決算額調】

単位：円

区分		平成29年度		平成30年度	
		予算現額	決算額	予算現額	決算額
事務局諸経費	事	418,024	352,407	573,000	505,921
学校施設管理費	小	483,054,960	481,360,525	460,995,513	435,392,455
	中	333,758,000	320,029,618	300,079,698	292,318,380
	特	25,618,000	23,500,689	17,799,321	16,399,278
校舎等整備費	小	5,486,055,640	3,666,411,565	2,723,192,487	1,345,912,956
	中	3,027,621,920	2,119,009,620	616,156,170	368,692,116
(仮称)塚田第二小学校建設費	小	123,400,000	99,156,948	54,228,672	53,291,000
学校用地購入費	小	2,475,857,000	2,472,472,134	2,000,000	648,000
	中	125,319,000	120,519,389		
学校建設諸経費	小	60,344,400	44,025,139	4,937,328	4,937,328
	中	52,099,000	50,017,500	1,202,000	225,720
施設整備費	特	575,952,000	284,767,290	770,197,000	568,333,592
公共用地先行取得事業費	公	999,500,000	999,480,611		
教育総務費		418,024	352,407	573,000	505,921
小学校費		8,628,712,000	6,763,426,311	3,245,354,000	1,840,181,739
中学校費		3,538,797,920	2,609,576,127	917,437,868	661,236,216
特別支援学校費		601,570,000	308,267,979	787,996,321	584,732,870
公共用地先行取得事業費		999,500,000	999,480,611	0	0
合計		13,768,997,944	10,681,103,435	4,951,361,189	3,086,656,746

出典：各年度の決算説明書より監査人作成

平成25年5月に策定された船橋市公共建築物保全計画に基づく学校施設の長寿命化の対象は、平成31年3月時点で市が保有する小学校54校、中学校27校、特別支援学校1校及び高等学校1校の計83校となっている。

## (2) 監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 市立学校の施設改修について【施設課】（意見）

#### 【現状・問題点】

施設課の所掌事務は以下のとおりである。

施設課	庶務係	(1) 学校施設（給食施設を除く。）の国庫補助金等 (2) 公有財産の記録管理 (3) 学校用地及び建物の借受け (4) 学校用地の取得及び物件の移転補償 (5) 学校施設の目的外使用許可 (6) 学校施設の寄附採納
	施設第一係	(1) 学校施設の建築計画 (2) 学校施設台帳の整備 (3) 学校施設の修繕 (4) 学校施設の維持管理 (5) 学校緑化の計画、調査、推進及び指導 (6) 学校地内の樹木、芝等の保全及び病虫害の防除



	施設第二係	(1) 学校施設の建築計画 (2) 学校施設台帳の整備 (3) 学校施設の修繕 (4) 学校施設の維持管理 (5) 学校施設の用途変更及び廃止
--	-------	---

出典：教育要覧

市立船橋高等学校の施設改修を除き、市立学校施設の建築、修繕、維持管理、台帳の整備に関する事務を行うこととなっている。

施設課は、市立学校から施設改修の要望書が提出されると、全ての要望書について現地調査を行い、要望が出た該当箇所について写真を撮影する。そして、必要に応じて一級建築士等の専門職種の職員が再度現地調査を実施している。その後、改修要否の判断について課内審査が行われる。その課内審査では、撮影された写真をもとに専門職種の職員による説明が行われる。

このとき、現地調査時の改修要否の判断方法について、施設改修の要否を確認するためのマニュアルや指針、チェックリスト等が整備されているかを施設課に確認した。その結果としては、現地調査時の施設改修の要否に関する判断方法は目視であり、例えば、外壁の場合、塗膜の剥離、鉄筋の爆裂、モルタル・コンクリートの剥離が確認されれば、改修の必要ありと判断する等の基準はある。しかし、それらを明文化したマニュアルや指針、チェックリスト等は特にないということであった。このように、現地調査時のチェック内容や所見等が文書として残されていないため、適切な現地調査が行われたかを事後的に検証できない。

また、現地調査で改修が必要と判断した案件については、課内審査が行われ、そこで要改修であることが確認されると、予算要求候補として列挙される。しかし、施設改修は予算の制約があるため、優先順位付けが行われ、その結果をまとめた事業優先度順位計画表が作成されている。このとき、施設改修の必要な案件に関して、優先順位をどのようにつけているかを施設課に確認したところ、まず、法令で定められている点検改修を最優先にして、次に、現地調査で確認した要改修度の高いものから順位をつけていき、その結果、要改修度が同程度であった場合、前回改修からの経過年数、築年数を加味して最終的な改修・予算要求の優先順位を決定するということであった。

## 【結 果】

現地調査が適切に行われたことを事後的に検証可能となるように、目視確認の際の改修判断に係るマニュアルや指針、チェックリスト等を作成し、そのうえで、現地調査の際に記録として撮影する写真の他にも、必須チェック項目や所見の記載等を整備した報告書を作成するよう要望する。現地調査が適切に行われることへの牽制となるからである。

また、当該チェックリスト等は、要改修度の優先順位判断に合理的かつ客観的な資料として利用できるような書式にすることも効果的な業務遂行に有用であると考えられる。例えば、チェックリストの項目に点数を割り振り、要改善度の合計点数を集計し、その点数

順に事業優先度順位計画表を作成するといったことである。そうすることで、施設の改修判断が適切な意思決定により行われたかどうかを事後的にも検証できることから有用であると考ええる。

## ② 公有財産台帳の整備について【施設課】（指 摘：1件、意 見：2件）

### 【現状・問題点】

市立学校の施設の大規模修繕や改修工事が実施された場合には、既存の老朽化した施設の一部が新たな施設として生まれ変わり、利用者である児童や生徒及び教職員等に新たな満足を提供することとなる。そのような施設の管理手法としては、台帳による管理と現場における現物管理や機能管理が行われている。そのうち、施設の台帳管理としては、地方自治法に規定する公有財産に係る台帳管理が従来から公有財産管理の基本とされてきた。一方、近年では、総務省が主導する新地方公会計制度で示されている固定資産台帳が整備されなければならないようになっており（「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日公表））、船橋市においても固定資産台帳を整備し、平成30年3月より、公表している。

そこで、学校施設に対して改修工事が行われた場合、どのような台帳管理を実施してきたかについて検証してみたが、従来から、資産価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる資本的支出があったとしても、その学校施設の延べ床面積に増減がなければ、公有財産台帳には当該工事の結果として整備された施設は登載されていないことが分かった。

平成30年度に完了した改修工事で、負担行為額が1億円を超える案件は以下のとおりである。

#### 【平成30年度完了改修工事：1億円超案件】

（単位：円）

工事内容	負担行為額
高郷小学校給食室改修工事	103,680,000
飯山満小学校外壁剥落防止・屋上防水改修工事	116,803,080
丸山小学校外壁剥落防止・屋上防水改修工事	139,682,880
葉円台南小学校外壁剥落防止・屋上防水改修工事	127,700,280
習志野台第二小学校外壁剥落防止・屋上防水改修工事	209,852,640
高根東小学校外壁剥落防止・屋上防水改修工事	217,968,840
行田中学校外壁剥落防止・屋上防水改修工事	107,784,000

出典：施設課提出資料より監査人作成

上記改修工事については、延べ床面積が増減していないことから公有財産台帳へ登載されていない。そのため、公有財産台帳においては、改修履歴や設備の取換えの実態が忠実

に反映されていないこととなる。(なお、平成 30 年度の固定資産台帳は監査時点(12月現在)で公表されていないため、確認することはできなかった。)

この件について、施設課に対して、資本的支出に係る改修工事によって取得した財産を固定資産台帳への登載以外に公有財産台帳にも登載すべきであるか確認した。その結果、総務省作成の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(以下「総務省手引き」という。)第1頁第3段落を論拠として、資産価値を向上させる改修工事などについては、公有財産台帳へは計上しないものの、固定資産台帳へ登載しているため、資産金額の把握には固定資産台帳を使用しているという回答を得た。

ちなみにこの点について、総務省手引きには次のとおり記載している。

## II 固定資産台帳の整備目的

3. 現行制度上、各地方公共団体では、「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号)に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、すべての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていないのが現状です。

この総務省手引きの内容を検討すると、公有財産台帳と固定資産台帳との主な保有目的の相違を述べているにすぎないものと考えられる。また、決算書類のひとつとしての「財産に関する調書」の記載ルールと公有財産の管理手法のひとつとしての台帳管理とを同一に論じる誤解が、地方公共団体の財産管理の現場に生じることが懸念される。

従来からも、公有財産台帳等の整備においては、延べ床面積等の数量に増減がなくても、普通建設事業費のうち取得原価に含まれるものとして、工事請負費の建設工事費等により確保した予算の執行に当たって取得した財産については、単なる修繕ではなく財産価値を形成するものとして取り扱うべきものと考えられる。そのため、資本的支出に該当する工事請負費の執行による取得財産については、建物や附帯設備等の資産の種類別に、建物台帳や工作物台帳等の公有財産台帳にも登載されるべきものとする。

また、現在の固定資産台帳の整備状況を見ると、固定資産台帳開始時に登載された市立学校の建物等については、資産の種類ごとに、また、耐用年数が異なるごとには登載されていない。このような登載方法であると、現在実施されているトイレの改修工事や給排水施設の取替工事等、大規模改修工事の際に、除却すべき旧施設部分の特定などができず、資産規模の調整が実態を忠実に表さないものになってしまう。

### 【結果①：指摘】

従来から延べ床面積が増減しない限り、いかなる大規模改修工事による取得財産も公有財産台帳へ登載されてこなかったが、予算上も普通建設事業費のうち取得原価に含まれる

ものとして建設工事予算が確保され、その予算執行として改修工事がなされて、財産が取得された場合には、公有財産台帳にも当然に登載されることが求められるものと考えられる。したがって、資本的支出に係る改修工事により取得された財産は、市全体の調整を行う財産管理課と協議して公有財産台帳にも登載されるよう配慮されたい。

**【結果②：意見】**

同一の予算執行により取得した財産の台帳管理については管理番号を連携させているが、固定資産台帳への登載が公有財産台帳の整備とは別途行われている現状では、業務の効率的な実施に支障が生じるものと懸念される。したがって、公有財産台帳と固定資産台帳の整備が一体として実行されるよう、現在は詳細に整備されている固定資産台帳による管理に、公有財産台帳の登載事項を統合することも検討するよう要望する。

**【結果③：意見】**

固定資産台帳の現状としては、市立学校の資産登載単位が、建物ごとに建築費が合算されて取得価額とされているものがあるが、今後は判明次第、建物の内訳としての建物躯体と電気、機械又は給排水設備等の資産の種類ごと、耐用年数が異なるごとに区分した状態に修正し、将来の改修工事の際に除却や新規登載が可能なように、固定資産台帳の整備を計画的に精緻化するよう要望する。

## 2. 備品管理の現状について

### (1) 概要

#### ① 市立学校における備品管理について

市立学校のうち、市立船橋高等学校を除き、備品の出納・保管の責任者は、基本的に物品出納員である学務課長である。その事務のうち、一定の事務を物品分任出納員に指定されている各学校長に委ねている。したがって、各学校では備品台帳の管理は行っておらず、学校長は、市立船橋高等学校長を除き、学務課で備品予算を持ち、その予算執行により取得した備品の受入れ・払出しの出納と保管の一部を実施しているものと考えられる。備品台帳は学務課長が整備することとなっている。

学校における備品は、実際には理科室や音楽室、家庭科室などの特別教室等で使用する教職員の責任で管理し使用され、現物の使用価値が著しく低下しない限り、物品出納員である学務課長に物品分任出納員である学校長を通して返納されることはない。すなわち、現物の備品は学校現場で機能的にも物理的にも管理されており、一方、備品台帳管理は、基本的に学務課長の権限で行われている。そのため、備品の台帳管理と現物管理は学務課長と学校長に分かれて実施されている。なお、市立船橋高等学校は、それら二つの管理を学校長が所管している。

市立学校の現場における備品の管理の一環として、年度に1度は少なくとも現物の実査を行っている。その際の商品リストは、学務課から送付された備品一覧等の備品台帳データに基づいているが、備品の現物実査の方法は、それぞれの学校の実施方法で行われており、書類上も現物実査の様式などが定められているわけではない。

現物実査に際して、機能的に陳腐化したり、使用に耐えない備品が把握されたりした場合は、物品返納書により学校長から学務課長へ報告し、学務課長は備品台帳から当該備品を削除することとなる。一方、備品が備品台帳上は存在するが、現物が無くなっている場合は、亡失の事実を市長又は副市長へ報告しなければならない。

以上のような備品管理に関して、船橋市物品管理規則に規定されており、市立学校における備品管理は同規則に基づき実施されている。以下では同規則の規定のうち、指摘及び意見に関連する条項を中心に掲載し、解説することとする。

## ② 備品の定義

備品とは、「その性質又は形状を変えることなく比較的長期にわたり継続使用できる物で、予定価格又は見積価格が3万円以上（税込）の物」として、学務課は「予算執行説明会資料」により学校現場に対して周知している。

ちなみに、船橋市の物品管理規則によると、備品とは、「性質又は形状を変えることなくおおむね3年以上の使用に耐える物で予定価格又は見積価格が3万円以上のもの」と規定している（船橋市物品管理規則第5条第1項第1号）。一方、物品のうち、消耗品の定義は「1回又は短期間の使用によって消費する物、使用により消耗し、又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供しえなくなる物、譲与又は配布を目的とする物及び試験、研究又は実験材料として使用する物」と規定している（同項第2号）。

学校現場で管理する備品には、大きく2つの備品が存在する。ひとつは、「一般、教材、特別活動用備品」であり、もうひとつは、「理科備品」である。いずれも予算科目は備品購入費（第18節）の学校備品購入費（細節）であるが、後者の理科備品は、国からの補助金交付対象となるものである。

## ③ 備品の出納及び保管の権限及び委任について

備品の管理の主体に関しては、会計管理者が管理することとなっているが、その事務を補助させるために物品出納員として課長を指定し、その権限に属する事務のうち、物品の出納及び保管の事務（小中学校及び特別支援学校では返納に関する事務を含む。）を委任する。その物品出納員（学務課長）は自らの委任により、小中学校及び特別支援学校の校長を物品分任出納員として指定している（同規則第8条、第9条及び別表）。

#### ④ 備品の調査等について

学校現場では、年度に1～2回は備品の実査を行っている。通常、学校が夏季休暇に入る7月～8月にかけて、教職員の管理下にある備品が学務課から送付される「備品一覧」等の備品台帳データに基づいて管理されているか、個別に確認する作業を手分けして、実施している。

ちなみに備品の調査に関しては、規則上は、次のとおり規定されている(同規則第22条)。

「課長は、毎年度、その所管に係る物品の保管状況を調査し、別に定めるところにより翌年度の4月末日までに会計管理者に報告しなければならない。」

#### ⑤ 物品の使用上の責任について

物品の使用に係る責任を有する者は、特定の職員が専ら使用する物品については当該職員とされ、その他の物品については課長とされている(同規則第15条)。

#### ⑥ 備品の返納について

学校において使用している備品が使用できなくなったときなどは、学校長は、備品を使用している職員から返納を受け、直ちに学務課長(物品出納員)へ当該物品を返納することとなっており(同規則第20条)、その際、規則上規定はないが、運用上「物品返納書」という様式を使用して物品返納手続を行っている。

#### ⑦ 亡失又は損傷について

学校において使用している備品が亡失又は損傷した場合は、必要書類を作成して、直ちに財産主管の部課及び会計管理者を経て市長(損害の額又は見積額が200万円以下の場合にあつては、副市長)に届け出なければならない(同規則第24条)。

#### ⑧ 寄附等による備品の取得について

寄附や贈与の申出があった備品を受け入れるときは、部長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない(同規則第11条)。その際、規則上規定はないが、運用上「寄附受入伺書」という様式を使用して当該手続を行っている。

## (2) 監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E 監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場往査、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場往査、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 寄附備品の受入について【学務課・海神中学校】（指 摘：2件）

#### 【現状・問題点】

現場往査を実施した海神中学校では、平成 30 年度に同校の P T A から寄附を受けた 4 種類 6 点の備品のうち、会議用テーブル（取得価格：88,992 円、規格：W1800×D900×H720）の受入処理が行われていなかった。

このテーブルについては、同校の現場往査の際に把握したものであるが、空調のないひとつの会議室でその入口近くに設置されている広い会議用テーブルを使用して、数人の外国人中学生が特別に日本語の授業を受けていた。施設の視察後、その会議用テーブルの受け入れ状況を確認したところ、平成 30 年度に P T A がバザーを行い、その収益で数点の備品等を購入し、同校へ寄附したものであることが分かった。この会議用テーブルが受入処理をされていない背景には、普通教室にある生徒専用の備品と違い、会議室に設置され

ていることや生徒専用の備品であれば本来予算措置をすべきであることなどの認識があったことによる。そのため、他の5点の備品の寄附受入処理と異なり、このテーブルだけは受入処理を行わなかったようである。

寄附の受入処理に関する船橋市物品管理規則の規定では、概要で記載したとおり、寄附や贈与の申出があった備品を受け入れるときは、部長の決裁を受け、会計管理者に通知しなければならない（同規則第11条）とされている。そこで、備品台帳の管理を所掌事務のひとつとする学務課にこの件を質問したところ、当該学校からの相談を受けたことはなく、寄附として当該備品を受け入れることには問題がないという回答であった。

#### 【結果①：海神中学校】

海神中学校としては、会議室で使用しているテーブルは平成30年度にPTAからの寄附として事実上受け入れて実際に使用しているが、寄附受入手続がなされていない。したがって、早急に「寄附受入伺書」を作成し、学務課へ提出されたい。

#### 【結果②：学務課】

当該テーブルは未だ備品台帳に登録されていないため、船橋市物品管理規則の規定に従い、適正な受入処理を実施するため、当該中学校に対して「寄附受入伺書」を提出するよう指示を行い、学務課において備品台帳への登録等の必要な受入処理を早急を実施されたい。

### ② テレビの廃棄処理について【学務課・海神中学校】（指 摘：2件）

#### 【現状・問題点】

海神中学校への現場往査を実施した際に、備品の実査状況を書類により検証したが、極めて詳細な備品管理が実施されている中で、平成29年度の備品の返納処理のうち、次の処理に問題がある点を把握した。

すなわち、平成29年10月10日に「物品返納書」により学務課長（物品出納員）へ学校長（物品分任出納員）が8台のテレビを「老朽著しく使用不可のため」という理由により返納していた。学務課もその返納書を正式に受領していた。それらのテレビは平成9年度から平成19年度にかけて取得したものであるが、その処理状況に関する質問の結果、それらのテレビはブラウン管を使用しているものが多かったが、通常の処理によらず、知り合いの業者に無料で処理を引き受けてもらい事実上廃棄処理を行ったという回答であった。

しかし、本来であれば、テレビの廃棄処理を行う場合には、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）の趣旨（地球環境への負荷の低減等）及び規定に従い、廃棄処理手数料を支払い、他の備品とは異なる処理を依頼する必要がある。依頼した学校側も、その業者がどのように処理を行ったかについては把握していなかった。

また、学務課に「物品返納書」を正式に受けた後にどのような手続や連絡を行ったかに



ついて質問したところ、学校側から正式な処理の申請書類（家電製品廃棄依頼書）が提出されなかったために、現時点でも正式な処理を行っていないという回答であった。今回の外部監査で確認したところ、学務課は平成 29 年度に「物品返納書」を受け取っていたが、学務課から積極的にテレビの特別な廃棄処理を行うための申請書類を提出するよう、催促したという事実も記憶もないということであった。

この件に関する学務課からの正式な回答は概ね次のとおりであった。

当時、該当物品の返納書は提出されているので、その際に、備品処分決議票は作成している。家電リサイクル法に関わる物品の処分は「家電製品廃棄依頼書」の提出をもって対応をしているが、海神中学校からは提出されていない。そのため、当該物品の廃棄処理に関わる対応は学務課では行っていない。当該中学校に確認したところ、学校が選んだ特定の業者に処分依頼をしたということであり、当時の受渡しに関する書類等はないということであった。今後は、このようなことのないよう、改めて学校に周知を行うこととする。

なお、学務課からは家電リサイクル法に関わる物品の処理方法について、次のような流れで処理を行うという回答を得た。

- i 学校から学務課へ物品返納書と併せて家電製品廃棄依頼書を同時に提出。
- ii 物品返納書及び家電製品廃棄依頼書に不備がなければ、学務課で業者を手配。
- iii 業者から家電リサイクル券を受領後、リサイクル料等の支出を行う。

#### 【結果①：海神中学校】

海神中学校は、その管理する備品のうち、特に家電リサイクル法の規制対象となる電化製品（テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及びエアコン）を返納する際には、通常の前品の返納処理の際に作成し提出する「物品返納書」に加えて、「家電製品廃棄依頼書」を作成し提出することに関して、相当な注意をもって、返納手続の遂行に努められたい。

#### 【結果②：学務課】

海神中学校の事例のように、「物品返納書」を学校から提出を受けた場合、その内容を確認する際に、家電リサイクル法の規制対象となる備品が含まれる場合は、相当の注意をもって、「物品返納書」と共に「家電製品廃棄依頼書」も同時に提出されているかどうか、確認し、備品の返納処理及び廃棄処理の事務手続が円滑に実施されるよう、留意されたい。

### ③ 返納備品の理由の特定について【学務課・特別支援学校】（意見）

#### 【現状・問題点】

学校現場での管理備品数は極めて多く、その中には既に備品として使用することができないものも、毎年度の実査により初めて把握される場合がある。そのような場合には、返納理由を「廃棄処理の手続き漏れ」として学校から「物品返納書」が提出される場合がある。

たとえば、船橋特別支援学校において、「2019年6月27日」付けで起案・決裁され、学

務課に提出されている「物品返納書」には、返納・廃棄される予定の備品が 18 件、記載されていた。その「物品返納書」の内訳をみると、テレビが 13 台（2010 年 2 月取得）、裁断機が 2 機（1989 年 2 月、2009 年 4 月取得）、ミシンが 3 台（1991 年 6 月～1998 年 11 月取得）であると記載されている。なお、これらの備品のうち、テレビ 13 台は実際にはテレビ 5 台とテレビ台 8 台であることが最終的に分かった。

それらの備品の返納理由については、学校側では「廃棄処理の手続き漏れ」と印字されていたところを、学務課において「~~廃棄処理の手続き漏れ~~」で修正印を押印し、その横に手書きで、「老朽著しく、使用不可のため」と修正記載されていた。これらの備品のうち、テレビ 4 台は従来から重複した登録が行われており、「物品返納書」では「重複登録の修正」等として、実態に合った理由を記載する必要がある。また、実際にはテレビの廃棄処理が発生しないことから、処理費用の執行も必要ないこととなる。したがって、「物品返納書」の作成やその収受に当たっては、学校側でもまた学務課側でも十分に留意する必要がある。

この点に関して、学務課によると、一般的には学校から提出された「物品返納書」の記載内容に誤りがある場合は、電話にて学校と齟齬内容についての確認を行い、学務課の担当者が修正を行うことはあるということであった。学務課での返納処理の決裁後、修正した学校からの提出・保管分の物品返納書を返送することを行っていることから、事務効率上、改めて学校へ書類の再提出を求めているということである。

また、物品分任出納員である校長には、物品の出納及び保管の事務が委任されており、不用物品の返納に関する事務については学務課長のみの委任となっている（船橋市物品管理規則第 20 条及び同規則別表参照）。そのため、学校において作成している「物品返納書」は、学務課での備品処分決議票作成の際の根拠資料という位置付けであり、記載内容の修正は返納処理の権限を有する学務課が実施しているということであった。

そして、物品返納書の理由欄は、通常「老朽著しく、使用不可のため」という趣旨の文言を記載しており、返納については、機器入替の際など、返納事務処理と物品の廃棄が前後してしまうケースもあることから、本件についても、そのようなケースととらえ修正を行ったものとしている。

これに関しては、学務課長の返納処理の権限に関する回答に関して問題ないものと考えられるが、現在の現物管理の実態に関しては、事実に基づき、返納処理を行うか、又は亡失等の処理を行うか、調査し、学務課としても正式に決定する必要があるものと考えられる。

学務課の権限により、学校現場から提出された「物品返納書」の記載内容を通常の返納趣旨に修正する前提としては、現物の数量及び機能状況の確認を質問等により確認することは最低限実施すべきことである。

## 【結 果】

学校現場で管理する備品が返納される際には、学校側から提出される「物品返納書」の

「理由」記載欄に書かれている返納の根拠が通常の原因とは異なる場合、「老朽化著しく、使用不可のため」というのではなく、単に「廃棄処理漏れ」であるのか、現物が何らかの理由で不存であるか等の理由を追求することが必要であり、その確認ルールを事務処理の中に根付かせる仕組みを構築されるよう要望する。

なお、当該処理案件とは異なり、通常テレビの返納である場合、「物品返納書」と共に「家電製品廃棄依頼書」も同時に提出するよう仕組みを改革するよう要望する。

#### ④ 備品の実査のルール化及び学校への周知について【学務課】（指 摘）

##### 【現状・問題点】

学校現場で使用する備品の管理には、備品の点数が多く、また、各特別教室（理科室、家庭科室、音楽室等）で担当教員が管理し使用しているものが多いことなどの特徴がある。それらの備品の実査については、明文の規定があるわけではないが、学校の授業や行事が比較的入らない夏季休暇の期間に行う慣例になっている。その点については、市所管課である学務課からは、年度当初（4月上旬）に予算執行説明会を開催して、その中で、備品管理についても説明を行っている。その説明会参加者に配付される「予算執行説明会資料」には、学校備品管理として次の項目で説明されている。

- ア． 備品の登録
- イ． 物品の返納
- ウ． 保管転換

ここからも分かる通り、学校が管理する備品に対する実査の方法については明記されていない。

今回の外部監査において、学校現場の往査を実施した際に、学校によって、様々な手法や判断で、その管理する学校備品の実査を行っていることが分かった。

まず、備品の実査手法として、ひとつの学校では、学務課から電子ベースで送付されてくる備品台帳のシステムデータを活用して、各担当教員別に物品一覧を作成し、その物品一覧に記載されている備品を夏季休暇の期間にひとつずつ現物と照合しており、その照合過程で「老朽化が著しく、廃棄の必要があるもの」があれば、学校事務室の担当に物品一覧の該当備品にメモを残して、物品返納書の作成対象となるものを特定している。

また、別の学校（金杉小学校、御滝中学校）においては、備品管理システム導入前（平成25年度まで）の備品につき、従来使用していたカードを使用して備品の実査を行い、備品管理システム導入後に取得した備品に関しては、当該システムのデータ一覧に基づいて、実査を行うという2段階の管理を行っている。

次に、備品実査の結果、現物が確認できない台帳登録備品がある場合、その年度に「廃棄処理の手続き漏れ」として処理を行う学校（船橋特別支援学校）もあれば、すぐには処理をせず、例えば3年程度は継続して所在の調査を行い、その結果をもって手続漏れとす

るか、亡失処理を行うか、判断を行うとする学校（金杉小学校）もある。

このように現場往査に伺った学校だけでも、備品実査の手法や判断基準に異なるところが見受けられ、学務課を中心に学校備品の統一的な取扱いのルールが明確化されておらず周知されていない実態が把握された。

#### 【結果】

学校現場における学校備品の実査の手法に関しては、統一的により効率的な手法を周知されたい。例えば、現在の備品管理システムに登録された備品一覧を表計算ソフト（エクセル）で各学校に提供している実態に合わせて、学校現場ではその一覧表を活用して、各担当教員別に切り分けた一覧表を作成し、その一覧表に実査の実施日や実査の証跡の記載及び返納や亡失等の報告手続の必要性を記載する欄を設けて、組織的、機能的に実査を実施することができるよう、様式を調べて各学校へ周知するなどである。

また、実査の結果、備品台帳と現物管理に齟齬が生じている場合には、当該事案の発見年度に、物品管理規則上の必要な処理を適時的確に実施することを周知されたい。例えば、ある学校において担当者限りで事実上判断していることではあるが、複数年度の判断猶予という、いわばローカル・ルールに基づき、発見年度に十分な調査に基づく処理を実施せずに、複数年度の間、同じ状態が継続した場合に初めて、事案の性格に合わせて返納処理や亡失処理を実施するなどの方法に関しては、学務課としての見解を明確に示し、一般的なルールを徹底するなどである。

### 3. 奨学金貸付制度の運用状況について

#### (1) 概要

船橋市では、経済的理由により進学することが困難な方に対して、その援助として入学資金（入学準備金）の貸付けをし、将来の有用な人材を育成するために、船橋市独自の入学準備金貸付制度を設けている。また、奨学金の返還については、奨学金の貸付けを受けて入学した学校を卒業後、3年以内に無利子で全額を返還することとされ、進学等により在学中の場合は、申請により返還を猶予することができる。

同様に、経済的理由により修学が困難な方に対して、月々の修学上必要な資金として奨学金（修学金）の貸付けをし、将来の有用な人材を育成するために、船橋市独自の修学金貸付制度を設けている。また、奨学金の返還については、奨学金の貸付け（複数年貸付けを受けた場合は、最後の貸付け）が終了した後、1年間据え置き、2年目から貸付けを受けた期間の2倍の期間以内に無利子で全額を返還することとされ、返還開始年度に在学中等の場合は、申請により返還を猶予することができる。

なお、奨学金貸付制度に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

## 【奨学金に係る未収債権の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	30/28	30/29
予算現額	31,753,000	29,708,000	27,128,000	85.4%	91.3%
調定額	50,649,196	45,389,294	42,694,524	84.3%	94.1%
修学金	30,127,849	27,431,926	25,740,024	85.4%	93.8%
現年度分	15,939,000	15,189,000	14,772,000	92.7%	97.3%
滞納繰越分	14,188,849	12,242,926	10,968,024	77.3%	89.6%
入学準備金	20,521,347	17,957,368	16,954,500	82.6%	94.4%
現年度分	10,448,000	9,937,000	10,290,000	98.5%	103.6%
滞納繰越分	10,073,347	8,020,368	6,664,500	66.2%	83.1%
収入済額	30,385,902	27,756,770	27,688,592	91.1%	99.8%
修学金	17,884,923	16,463,902	16,493,000	92.2%	100.2%
現年度分	14,336,000	14,009,000	14,219,500	99.2%	101.5%
滞納繰越分	3,548,923	2,454,902	2,273,500	64.1%	92.6%
入学準備金	12,500,979	11,292,868	11,195,592	89.6%	99.1%
現年度分	9,068,500	8,806,500	8,986,000	99.1%	102.0%
滞納繰越分	3,432,479	2,486,368	2,209,592	64.4%	88.9%
収入未済額	20,263,294	17,632,524	15,005,932	74.1%	85.1%
修学金	12,242,926	10,968,024	9,247,024	75.5%	84.3%
現年度分	1,603,000	1,180,000	552,500	34.5%	46.8%
滞納繰越分	10,639,926	9,788,024	8,694,524	81.7%	88.8%
入学準備金	8,020,368	6,664,500	5,758,908	71.8%	86.4%
現年度分	1,379,500	1,130,500	1,304,000	94.5%	115.3%
滞納繰越分	6,640,868	5,534,000	4,454,908	67.1%	80.5%
収納率	60.0%	61.2%	64.9%	4.9%	3.7%
修学金	59.4%	60.0%	64.1%	107.9%	106.8%
現年度分	89.9%	92.2%	96.3%	107.0%	104.4%
滞納繰越分	25.0%	20.1%	20.7%	82.9%	103.4%
入学準備金	60.9%	62.9%	66.0%	108.4%	105.0%
現年度分	86.8%	88.6%	87.3%	100.6%	98.5%
滞納繰越分	34.1%	31.0%	33.2%	97.3%	106.9%

出典：市所管課作成資料より監査人作成

平成30年度における奨学金貸付制度の調定額合計は4,269万円、収納率は64.9%であり、その結果、収入未済額は1,501万円であった。また、収納率については、現年度分は修学金が96.3%、入学準備金が87.3%であり、現年度分の収納率は概ね改善傾向にあると認められる。また、滞納繰越分は修学金が20.7%、入学準備金が33.2%である。平成28年度に滞納者が一括で返済したり、債権管理課に対応を依頼した案件が片付いたりした結果、一時的に例年より収納率が上がっていることを確認したが、滞納繰越分の収納率は概ね横ばい傾向にあると言える。

【奨学金に係る未収債権の滞納年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳（平成30年度末）】

滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
	件数	構成割合	滞納額	構成割合
0～1年以内	18	11.8%	1,856,500	12.4%
修学金	4	4.9%	552,500	6.0%
入学準備金	14	20.0%	1,304,000	22.6%
1年超～2年以内	14	9.2%	1,437,000	9.6%
修学金	5	6.1%	720,000	7.8%
入学準備金	9	12.9%	717,000	12.5%
2年超～3年以内	13	8.6%	1,593,500	10.6%
修学金	7	8.5%	993,000	10.7%
入学準備金	6	8.6%	600,500	10.4%
3年超～4年以内	17	11.2%	1,778,926	11.9%
修学金	10	12.2%	1,144,926	12.4%
入学準備金	7	10.0%	634,000	11.0%
4年超～5年以内	14	9.2%	1,384,774	9.2%
修学金	7	8.5%	837,500	9.1%
入学準備金	7	10.0%	547,274	9.5%
5年超	76	50.0%	6,955,232	46.3%
修学金	49	59.8%	4,999,098	54.1%
入学準備金	27	38.6%	1,956,134	34.0%
合 計	152	100.0%	15,005,932	100.0%
修学金	82	100.0%	9,247,024	100.0%
入学準備金	70	100.0%	5,758,908	100.0%

出典：市所管課作成資料より監査人一部加工

注：「滞納年齢」とは未収債権の滞納年数のうちの特定の期間を指す。

平成30年度末における奨学金貸付制度の滞納件数は152件、滞納している収入未済額合計は1,501万円であった。そのうち、滞納年齢5年超のものは46.3%を占めている。

## （2）監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・

棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等)を実施した。

## ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続(資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等)を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 借受者ごとの納期限の管理について【学務課】(指 摘)

#### 【現状・問題点】

市所管課では、紙台帳である「奨学金貸付及び償還台帳」及びその内容の一部を表計算ソフト(エクセル)へ入力した「船橋市奨学金償還者一覧」により、奨学金を管理している。また、奨学金の返還の納期は、「船橋市奨学金借用証書」の作成時に選択した月賦(年12回)・半年賦(年2回)・年賦(年1回)・一括の中から自ら選択した返還方法によっており、借受者が月賦又は半年賦による返還を選択した場合、毎月又は半期ごとの納期限となる。

市所管課においては、紙台帳及びその内容の一部を表計算ソフトへ入力した台帳により管理していること等により、月賦・半年賦を選択した者の奨学金の個々の納期限の管理ができていないことから、返還額を年度毎の塊とみなしている。そのため、「船橋市奨学金借用証書」の作成時に借受者が自ら選択した方法ではなく、全ての借受者の納期限を3月31日とみなした取扱いを行っている。具体的には、月賦による返還を選択した借受者に対する納入通知の作成・送付は、1年間の返還金の合計額と納期限を記載した納入通知書兼領収書とともに、毎月の返還金と指定期限を記載した納付書を送付しており、次の表のとおり整理される。

#### 【納入通知の事例】

(単位:円)

区分	文書名	期限の名称	期限	金額	督促の対象
4月償還分	納付書	指定期限	4月30日	12,000	×
5月償還分			5月31日	11,000	×
6月償還分			6月30日	11,000	×
7月償還分			7月31日	11,000	×

8月償還分			8月31日	11,000	×
9月償還分			9月30日	11,000	×
10月償還分			10月31日	11,000	×
11月償還分			11月30日	11,000	×
12月償還分			12月31日	11,000	×
1月償還分			1月31日	11,000	×
2月償還分			2月28日	11,000	×
3月償還分			3月31日	11,000	×
年度合計分	納入通知書兼領収書	納期限	3月31日	133,000	○

出典：所管課提出資料から外部監査人が作成

納期限は、資産の保全の目的からも重要な視点であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、返還額を年度としての塊とみなし、全ての借受者の履行期限を3月31日とみなすことなく、月賦払については毎月ごとの納期限としたうえで、船橋市債権管理条例及び同施行規則に従った取扱いを徹底する必要がある。

また、督促とは、借受者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を促す行為であり、地方自治法施行令第171条では、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されている。船橋市債権管理条例第6条では、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されており、同条例施行規則第5条では、督促は履行期限後30日以内に行うこと（同条第1項）、督促において指定する期限は、督促を発した日から起算して10日を経過した日とすること（同条第2項）、督促は、書面により行うものと（同条第3項）と規定されている。

市所管課においては、全ての借受者の納期限を3月31日とみなしていることから、全ての借受者の履行期限を3月31日とし、年に1回、3月31日までに履行しない者に対して、4月に書面により督促を行っている。

督促には債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、その督促の効果は資産の保全の目的からも重要な視点であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、全ての借受者の履行期限を3月31日とみなすことなく、個々の借受者が選択した納期限ごとに確実に督促する必要がある。例えば、この事例においては、月賦による返還を選択した借受者に対する督促については、毎月末を納期限とし、毎月末の履行期限までに履行しない者に対しては、履行期限後30日以内に書面により督促する必要がある。

## 【結 果】

奨学金の返還の納期限については、一律に3月31日とみなすことなく、個々の借受者が選択した返還方法とおりの納期限とすることを徹底されたい。また、督促は、法令に従い必ず実施しなければならないものであり（船橋市債権管理条例第6条）、また、時効中



断の効力を有するものである（地方自治法第 236 条第 4 項）ことから、借受者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、船橋市債権管理条例施行規則第 5 条第 1 項に従い、履行期限後 30 日以内に督促する事務を徹底されたい。

## ② 遅延損害金の徴収について【学務課】（指 摘）

### 【現状・問題点】

地方自治法第 231 条の 3 第 2 項では、歳入について督促をした場合には、手数料及び延滞金を徴収することができる」と定めている。船橋市においては、船橋市債権管理条例の施行に伴い、履行期限内の納付者との公平を保つため、平成 25 年 4 月 1 日以後に発生した私債権については、履行期限を過ぎたものにつき民法で規定する法定利率 5%（ただし、他の法令や契約において特別の定めがある場合を除く。）の遅延損害金を徴収することとしている。奨学金貸付制度においても、納付書に記載された納期限までに納付がない場合は、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付書に記載された返還金額につき年 5%の割合を乗じて計算した遅延損害金額を加算して請求することとしている。なお、奨学金貸付制度の遅延損害金に係る未収債権についての予算・決算上の年度推移及び滞納債権の内訳等は、次のとおりである。

【遅延損害金に係る未収債権の年度推移】 (単位:円)

区 分	H28年度 ①	H29年度 ②	H30年度 ③	増減 ③÷①	増減 ③÷②
予算現額	0	0	0		
調定額	609,259	198,555	223,363	36.7%	112.5%
修学金	312,324	198,555	42,259	13.5%	21.3%
入学準備金	296,935	0	181,104	61.0%	
収入済額	477,161	156,296	209,104	43.8%	133.8%
修学金	180,226	156,296	30,000	16.6%	19.2%
入学準備金	296,935	0	179,104	60.3%	
収入未済額	132,098	42,259	14,259	10.8%	33.7%
修学金	132,098	42,259	12,259	9.3%	29.0%
入学準備金	0	0	2,000		
収納率	78.3%	78.7%	93.6%	15.3%	14.9%
修学金	57.7%	78.7%	71.0%	123.0%	90.2%
入学準備金	100.0%		98.9%	98.9%	

出典：市所管課作成資料より監査人作成

修学金の返還は、貸付けが終了した後、1年間据え置き、2年目から貸付けを受けた期間の2倍の期間以内に全額を返還する。例えば、平成25年度に借り受け、借受期間を4年間と仮定した場合、平成28年度に修学金の貸付けが終了し、1年間据え置き、平成30年度から返還が開始する。平成30年度における奨学金貸付制度に係る遅延損害金の調定額

合計は22万円、収納率は93.6%であり、その結果、収入未済額は1万円であった。

平成23年10月1日に施行された船橋市債権管理条例の徴収開始時期は平成25年4月1日以後に発生する公債権を対象としていたこと等から、平成25年3月31日以前に発生した私債権については、市所管課では遅延損害金を請求していない。このため、平成25年3月31日以前に貸し付けた債権に関する督促状においては、遅延損害金の額が記載されておらず、「上記遅延損害金は平成25年4月1日以後に貸し付けた債権に関するものです。平成25年3月31日以前に貸し付けた債権についても、法的措置として支払督促申立てや訴えの提起を行った場合は、併せて請求します。」旨が注記されている事例を確認することができた。

そもそも、私債権に係る遅延損害金の徴収に関する事項については、私人の有する私債権と同様に民法の規定を根拠とすることから条例に規定されていないが、他の法令等に特別な定めがない場合は、年5%の遅延損害金が発生している（民法第404条、同第419条第1項）。したがって、平成25年3月31日以前に発生した私債権についても、奨学金の滞納されている元金が納付されたときには遅延損害金の額が確定するため、その確定した遅延損害金は当該借受者に請求されなければならない。市所管課での事務処理として、平成25年3月31日以前に貸し付けた債権に係る遅延損害金について調定行為も借受者への請求行為も行われていない現状では、その影響額を過去に遡って算定することはその件数の規模や借受者への不利益等を勘案すると不可能に近い。このように、民法上は発生している遅延損害金に係る債権について会計処理を行わない現状では、資産の保全上、透明性に欠けるため問題があり、債権の網羅的な把握を行う統制ルールにももとのものとする。

#### 【結果】

平成25年3月31日以前に貸し付けた奨学金の延滞債権に係る遅延損害金についても、民法上は発生しており、当該延滞債権の納付があった段階で金額を算定することができる。公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図るためには、全ての借受者に対して遅延損害金を算定して調定を行い、借受者へ請求されたい。

なお、確定遅延損害金の調定の遡及については、行政事務の費用対効果、過去の不作為による遡及的な不利益等を市民に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、少なくとも過去に確定した遅延損害金については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。したがって、確定遅延損害金に関する調定行為や通知等の実施は、少なくとも平成25年4月1日以後に発生した私債権に対する措置であるとするのもやむを得ないものとする。

### ③ 履行延期の特約の解除による履行期限の繰上げについて【学務課】（意見）

#### 【現状・問題点】

地方自治法施行令第171条の3では、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないと規定されている。船橋市においても、船橋市債権管理条例第10条に、市の債権について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないと規定されている。なお、平成30年度において、履行延期の特約を解除し、履行期限を繰上げ、債権の一括請求をしている事例は、次の表のとおりである。

#### 【履行延期の特約を解除した事例】

（単位：円）

区 分	事案A	事案B	事案C
貸付金	400,000	400,000	1,080,000
一括請求額	313,000	290,000	955,000
事由	船橋市債権管理条例施行規則第11条第1項第4号アに該当するため。		
履行延期の特約の日	平成28年3月7日	平成28年3月7日	平成28年3月7日
最終履行日	平成28年11月25日	平成28年7月25日	平成28年11月25日
履行期限繰上通知日	平成30年8月24日	平成30年8月24日	平成30年8月24日
経過日数	1年9ヶ月	2年1ヶ月	1年9ヶ月

出典：履行期限繰上通知書（履行延期の特約等不履行）より監査人作成

船橋市債権管理条例施行規則第11条第1項第4号では、債権の全部又は一部について、法令又は契約に定めるもののほか、次に掲げる場合には、履行延期の特約等を解除し、又は取り消し、履行期限を繰り上げることができると規定されている。

- ア. 債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された金額についてその延期に係る履行期限から2月を経過した後においてもなお履行しないとき。
- イ. 債務者が、故意に財産を隠匿し、損壊し、若しくは処分したとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- ウ. 債務者が当該履行延期の特約等に付された条件に従わなかったとき。
- エ. 債務者の資力の状況その他事情の変化により、当該履行延期の特約等によることが不相当であると認められるとき。

市所管課では、紙台帳及びその内容の一部を表計算ソフトへ入力した台帳により、償還

計画に対する納付実績等の履行状況をモニタリングしており、履行延期の特約を認めた場合において、借受者が分割された金額についてその延期に係る履行期限から2月を経過した後においてもなお履行しないときであっても、該当する全ての借受者に対して、履行延期を繰り上げる旨の通知を行っていない。市所管課においては、債権管理課が平成28年度に作成した「履行延期の特約等の取扱いについて」にのっとりた事務を行っており、履行期限を繰り上げる旨の通知を行っていない理由として、本奨学金貸付制度は、経済的理由により進学・修学が困難な方に対する制度であり、借受者の返済意思と返済資力等に応じた柔軟な対応が必要であり、電話等の納付の折衝が円滑に進まない場合には、債権管理課とのヒヤリングや相談を経たうえで、履行延期の特約の解除を決定していると回答があった。

経済的理由により進学・修学が困難な方に対する制度である奨学金貸付制度において、分納が不履行となった場合に、所管課長の判断により柔軟に対応することは、一概に不合理とは言えない。一方で、「履行延期の特約等の取扱いについて」では、「履行延期の特約を取り消し、一括請求をしても、一括での支払が困難であることが明らかであり、かえって債権回収に支障が生じると想定される場合等は、所管課長の判断により、柔軟に対応することもできると思われませんが、支払督促の申立て等の法的措置に移行していない場合には、やはり速やかに履行延期の特約等を解除し、又は取り消し、履行期限を繰り上げ、一括請求し、法的措置に移行することが債権の回収につながると考えます。何度も分納を繰り返すことは、早期の債権回収には結びつきません」とも記載されている。所管課の判断により柔軟な対応を決定するときに、奨学金貸付制度の特徴を加味した、明文化された取扱いが設けられていない現況下では、所管課の判断に恣意性が介入する危険性がある。

#### 【結 果】

償還計画に係る履行期限から2ヶ月を経過した借受者に対しては、引き続き、納付実績等の履行状況を適時適切に管理するとともに、船橋市債権管理条例第10条に基づいて履行期限を繰り上げる旨の通知を行う場合の所管課の判断の指針となる取扱いを明文化することを要望する。

#### ④ 本人(奨学金貸付申請者)の借受意思の確認について【学務課】(意 見)

##### 【現状・問題点】

奨学金の申請手続には、本人(奨学金貸付申請者)と連帯保証人の自署・押印が必要である。また、連帯保証人は20歳から60歳までで、債務の返済能力があり、①申請者の父母又は親族、②申請者と同居の家族以外の方に該当する方それぞれ各1名とされている。なお、連帯保証人に対しては、申請書提出後、保証意思の確認のため文書を送付し、連帯保証人より保証意思がない旨の連絡があった場合は、連帯保証人を変更している。その他、奨学金貸付申請書の記入に当たっては、申請者本人、連帯保証人2名に自署・押印を徹底

し、借受け及び保証の意思を確認している。

「奨学金貸付及び償還台帳」を閲覧した結果、平成 19 年度から平成 20 年度の貸付けにおいて、奨学金の話をすると、本人(奨学金貸付申請者)は「親が全てやったことなので分からない。」と話し、本人が借受けの事実を認識していないと思われる事例が 1 件あった。この事例に対する市所管課の見解は、平成 18 年度船橋市奨学金募集要項から、本人が直接市所管課へ提出し、申請手続には本人(奨学金貸付申請者)の印鑑を持参することを明記していることから、この事例についても、本人の借受意思はあったと推定し、「奨学金貸付及び償還台帳」への記載については返済の実務を親任せにしていたのではないかと考えていると回答があった。

本人(奨学金貸付申請者)に借受意思の確認を怠ると、連帯保証人である父母等からの償還が滞った場合等には、債権回収に支障をきたす可能性がある。

#### 【結 果】

本人(奨学金貸付申請者)が市所管課窓口に貸付金申請書等の必要書類を持参した事実を証拠として残す等、引き続き、本人(奨学金貸付申請者)の借受意思の確認を徹底することを要望する。

### ⑤ 債権放棄について【学務課】(意 見)

#### 【現状・問題点】

船橋市債権管理条例第 14 条では、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる」と規定されている。

- (1) 債務者が生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 第 9 条の規定により強制執行等又は第 11 条の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 第 12 条の規定により徴収停止を行った場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不相当と認められるとき。
- (5) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合、又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行

をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (6) 私債権の時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。

出典：船橋市債権管理条例第 14 条

奨学金に関する収入未済額は、過去 3 か年継続して減少傾向にあり、直近では、平成 24 年度に 1 件、26 万円の奨学金（修学金）について、債権放棄に伴う不納欠損処理を行っている。

回収可能性が低い債権については、回収コストを投じるよりも債権放棄を検討すべき事象や著しい生活困窮状態が相当の期間継続しており、資力の回復が見込めない事象が生じた場合には、実質的に回収見込みがない債権の管理に係るコストの削減を図り、適正な債権管理を行っていく必要がある。事務事業の執行に関しては地方自治法の趣旨に基づき、公正かつ合理的・能率的な債権管理も必要であるが、回収の見込みのない借受者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化を妨げる一因となることから、業務の有効性及び効率性の目的からも、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄の要件が規定されている法令を遵守しながら債権放棄を適時適切に実施する必要がある。

#### 【結 果】

今後、少額な債権のために多額の費用を費やして回収する等明らかに非経済的、非効率な場合や回収困難な債権を長期間管理し続ける等管理コストの面から好ましくない場合が生じたときは、引き続き、当該債権を管理対象から外す、すなわち債権放棄等を行うことで、合理的・能率的な債権管理を行うことを要望する。

### ⑥ 口座振替制度について【学務課】（意 見）

#### 【現状・問題点】

現在、奨学金の返還方法は、船橋市から送付された納付書により、市指定の金融機関に個人で直接納めており、コンビニエンスストアでの収納や口座振替による納付方法は導入していない。そのため、船橋市では、貸付金の返還方法として、現行の納付書による金融機関での窓口払に加え、「口座振替制度」の導入を検討しており、「船橋の教育」では平成 32 年 3 月までに導入予定としている。なお、現在までの検討状況については、市所管課からは、口座振替制度については「システムの導入を含め口座振替を検討しておりましたが、コスト面で導入に至らず、現状としては予定しておりません。」旨の回答があった。

納付書による返還は、納付書発行に伴うコストが発生することから、納期限までの納付をより確実とするため、口座振替による納付が効果的である。なお、口座振替依頼書へ記入する方法は、記入するときの書き損じや銀行届出印との印鑑相違による差し戻し等によ

り口座振替設定の遅れや、口座振替依頼書の郵送コスト、職員が行う帳票仕分けやデータ入力等にかかる事務処理コストにも課題がある。一方、ネット口座振替受付方法は、地方公共団体の Web サイトと金融機関の Web サイトが連動しており、ネット上で口座振替契約手続を実現するサービスであり、借受者（納付者）は、都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・ネット専門銀行等の様々な金融機関から引落とし口座を選択可能であり、パソコン・スマートフォン等インターネットにつながる環境であれば 24 時間 365 日、いつでも口座設定・変更が可能となり、市役所の窓口に出向いたり、書類を郵送したりする手間がなくなる等のメリットがある。更に、債権者である船橋市においても、口座振替契約により収納率の向上が期待でき、職員の業務負荷の改善・納付書郵送コストの削減が期待できる。

#### 【結 果】

費用対効果の検討が前提ではあるが、口座振替制度やコンビニエンスストア収納等のように、納付に行く時間がないことを理由とした滞納を防止するとともに借受者の利便性向上につながる事務事業については、引き続き導入の可能性を検討することを要望する。

## 4. 公会計化後の学校給食業務の実施状況について

### (1) 概 要

学校給食に係る経費の取扱いは、平成 27 年度以降「学校ごとの校長管理（＝私会計制度）」から「市の歳入歳出予算としての管理（＝公会計制度）」へ移行している。具体的には、平成 27 年 4 月以降に実施した給食から、給食費については市が児童生徒保護者等から直接徴収し歳入予算に計上するとともに、支払いについても、歳出予算に計上したうえで市から食材納入業者へ直接支払いを行っている。

船橋市では、全校に給食の調理場が設置され、各学校に一人配置されている県又は市の栄養教諭・栄養職員が献立の作成及び食材料の発注を行う単独自校調理方式で給食の提供を行っている。小学校は単一献立であるが、中学校は A 献立（主食が米飯）・B 献立（主食がパン又は麺）の 2 献立の選択制となり、それぞれの献立は各学校で個別に趣向をこらして作成されている。中学校では選択制の給食と同時にミルク給食を実施しており、給食実施日には、お弁当か給食かに関わらず原則全生徒が牛乳を飲用する。

給食費の徴収については、小学校・特別支援学校では年間納付額（給食費日額×年間給食実施回数）を 5 で割り、1,000 円未満を切り上げた額を 1 期～4 期に徴収し、残額を 5 期に徴収とする。中学校では生徒の給食の申し込み状況に応じ、1 ヶ月分を給食実施の 2 ヶ月前の末日に徴収する前納制をとっている。なお、中学校の牛乳代は 8 月期に 1 年分を徴収する。

調理業務については、従来、市の直営で運営してきたが、厳しい財政状況の中で、学校給食を効率的に運営するとともにその充実を図るため、常勤の給食調理員の退職者不補充

に合わせ、中学校は平成 5 年度から、また、小学校と特別支援学校は平成 11 年度から順次、調理業務の民間委託を進めている。民間委託の内容は、点検・計量、調理、配食・配膳、食器の洗浄・消毒・保管、施設・設備の清掃・点検、残菜・厨芥の処理、その他「給食調理」に関連する業務である。平成 30 年度の調理業務の民間委託は、小学校では全 54 校中 40 校、中学校では全 27 校、そして特別支援学校金堀校舎で実施されている。

## (2) 監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E 監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 学校給食調理の業務委託について【保健体育課】

#### ア. 業務委託に係る入札について【保健体育課】（意見）

##### 【現状・問題点】

船橋市では学校給食調理の業務委託について、地方自治法第 234 条の規定により、一般



競争入札を実施し、当該業務委託先の決定を行っている。平成 30 年度に実施された学校給食調理の業務委託に係る入札状況は次の表のとおりであった。

なお、いずれも地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為による複数年契約により契約が締結されている。平成 30 年度に入札を行った契約については、高郷小学校を除いて、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 3 か年を対象とされている。高郷小学校については、給食室の改修工事完了後の業務委託となったため、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の契約期間となっている。

【学校給食調理業務委託の入札結果一覧】

区分	入札結果（金額：税抜き） 平成30年度	落札率		落札者		入札参加申込者数	
		平成30年度	平成27年度	平成30年度	平成27年度	平成30年度	平成27年度
若松小学校他 ・若松小学校 ・若松中学校 ・湊中学校	予定価格222,600千円 1位 222,552千円 2位 222,590千円 3位 222,600千円 3位 222,600千円	99.98%	95.00%	協立給食株式会社	協立給食株式会社	4	9
金杉小学校他 ・金杉小学校 ・金杉台小学校 ・御滝中学校	予定価格191,680千円 1位 187,800千円 2位 191,680千円 2位 191,680千円 2位 191,680千円	97.98%	92.00%	東京ケータリング株式会社	東京ケータリング株式会社	5	12
習志野台第二小学校他 ・習志野台第二小学校 ・習志野台中学校	予定価格164,400千円 1位 156,168千円 2位 164,000千円 3位 164,400千円 3位 164,400千円 3位 164,400千円	94.99%	97.09%	株式会社日京クリエイト	株式会社日京クリエイト	6	13
丸山小学校他 ・丸山小学校 ・旭中学校	予定価格143,860千円 1位 139,544千円 2位 143,715千円 3位 143,860千円 3位 143,860千円 3位 143,860千円 辞退	97.00%	99.59%	株式会社船食三幸	株式会社船食三幸	6	12
飯山満小学校他 ・飯山満小学校 ・飯山満南小学校	予定価格142,920千円 1位 135,700千円 2位 142,920千円 2位 142,920千円 2位 142,920千円 2位 142,920千円 辞退	94.95%	90.95%	東京ケータリング株式会社	東京ケータリング株式会社	7	7
高根台中学校他 ・高根台中学校 ・坪井中学校	予定価格138,860千円 1位 137,860千円 2位 138,860千円 2位 138,860千円	99.28%	98.38%	東都給食株式会社	東都給食株式会社	3	11
宮本中学校	予定価格101,350千円 1位 91,800千円 2位 93,550千円 3位 101,300千円 4位 101,350千円 4位 101,350千円 4位 101,350千円 4位 101,350千円	90.58%	90.00%	富士産業株式会社	富士産業株式会社	7	13
法典小学校	予定価格99,760千円 1位 99,300千円 2位 99,500千円 3位 99,760千円 3位 99,760千円 3位 99,760千円 3位 99,760千円	99.54%	98.85%	日本給食株式会社	日本給食株式会社	7	16
前原小学校	予定価格80,040千円 1位 74,930千円 2位 78,336千円 3位 80,040千円 3位 80,040千円 3位 80,040千円 無効 辞退 辞退 辞退	93.62%	88.71%	ACA Next株式会社	ハーベスト株式会社	9	12
法典西小学校	予定価格77,470千円 1位 75,000千円 2位 77,000千円 3位 77,470千円 3位 77,470千円 3位 77,470千円 3位 77,470千円 3位 77,470千円	96.81%	95.65%	株式会社メフォス	株式会社メフォス	7	10
高郷小学校	予定価格42,950千円 1位 39,520千円 2位 39,651千円 3位 40,160千円 4位 40,720千円 5位 41,210千円 6位 42,000千円 7位 42,840千円 8位 42,950千円 8位 42,950千円 8位 42,950千円 辞退 辞退 辞退	92.01%	-	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	-	13	-

	平成30年度	平成27年度
平均落札率	96.07%	94.62%

	平成30年度	平成27年度
平均入札参加申込者数	6.73	11.50

出典：保健体育課提出資料より監査人作成

上の表のとおり、予定価格及び最低制限価格が事前公表のもと、平成 30 年度では全 11 案件について入札が行われ、高郷小学校を除く 10 案件については前回平成 27 年度にも入札が行われている。このうち、前原小学校を除く 9 案件については、前回と同一事業者が落札している。落札率については、平成 30 年度の平均値として 96.0%という高い水準にあり、平成 27 年度の平均値 94.6%から 1.4 ポイント増加している。内訳をみても、最も高い落札率が若松小学校他で 99.9%、最も低い落札率で宮本中学校の 90.5%となっており、いずれの案件も落札率が 90%を超える状況となっている。また、案件ごとの平均入札参加申込者数については、平成 30 年度は 6.7 となっており、平成 27 年度の 11.5 から 4.7 減少している。

このような、前回入札時と同一事業者による落札が大部分を占め、かつ、前回より平均落札率は上昇し、落札率自体も平均 96.0%と高い水準にある状況について、不正入札の可能性も含め、全体的に分析検討しているかを確認したところ、本入札は誰もが入札に参加出来る一般競争入札であることから、不正な入札ではないと考えており、入札結果の分析検討は実施していないとのことであった。この点につき、確かに一般競争入札は原則的な入札方法であり、指名競争入札等、他の入札方法と比較して、公平性、競争性及び透明性が高い入札方法であるため、市と業者による癒着等の不正に対する対策として効果があるものと考えられる。しかし、それをもって不正な入札を完全に排除することができるものではないことから、依然として、業者間による談合等の不正な入札が行われるリスクは残されている。

次に、高落札率の入札案件が散見される状況について、受託事業者から積算の内訳書入手し落札価格の分析検討を実施しているかを確認したところ、積算の内訳書は入手しておらず、落札価格の分析検討も実施されていなかった。この点につき、仮に市および受託事業者の積算が適切であるとすれば、確かに予定価格と入札価格はそれほど乖離しないことについて合理的な説明はつく。しかし、受託事業者から積算の内訳書入手して落札価格の分析検討を実施していないため、高落札率が続く原因については不明となっている。

## 【結 果】

一般的に予定価格を事前に公表する際のメリットは職員に対する予定価格を探る行為を防止できることであり、デメリットとしては、談合が容易に行われる可能性があることや予定価格が目安となり競争性が低下し落札価格が高止まりになること等が挙げられる。

前回入札時と同一の事業者による高落札率が大部分を占める現状に照らしても、事業所管課として、契約相手方から入札価格の内訳書の提出を受け、落札価格の詳細な分析を実施し、設計額の積算の検討を行うこと、また、予定価格の公表方法も含めた改善提案を行うことを要望する。

## イ. 業務委託先の業務評価について【保健体育課】（意見）

### 【現状・問題点】

学校給食の調理業務委託契約は、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為による複数年契約である。現在の契約に係る競争入札自体は、仕様内容に基づく金額競争により事業者を決定する方式であり、当該契約に際しては、金額面だけの競争性が評価の対象となっているものと考えられる。一方で、仕様書に記載された業務水準を満たしているかどうかについては、プロポーザル方式による提案書の評価や指定管理者制度におけるモニタリング等の実施による期中や事後の評価とは異なり、制度的な評価が行われないリスクがある。

そこで、学校給食調理の受託事業者の業務実施内容について、指示した内容に基づきどのように調理が行われたかを評価しているか、また、そのような評価に際して事後的にでも評価項目を標準化して体系化しているかを確認したところ、実施していないという回答であった。その理由としては、当該調理業務委託の入札参加資格要件として、1 校につき予定食数 500 食以上の学校調理場（自校方式に限る。）における実績があることや各校毎に調理師等の資格や経験年数のある業務責任者・業務副責任者の設置を求めていることから、業務に精通している実績のある業者が受託していると保健体育課は考えているためということであった。

確かに、実績と品質に一定の相関はみられると考えられるが、それをもって実際の学校給食の調理業務の品質が現場においても担保されていると判断するには根拠として十分ではないと考える。現在の競争入札方式では、市側は業務委託の仕様書を作成し入札希望事業者に公表・説明するだけであり、受託事業者のノウハウを直接評価することはない。また、入札価格の競争のみで落札者が決まるため、入札参加者の業務実施の品質面を何ら保証するものではない。

競争入札方式で受託事業者を決定する方法を採用している場合であっても、事後に総合的な評価を行う必要性はあるものと考えられる。仮にプロポーザル方式による受託事業者の決定方法を採用している場合にでも、受託事業者の業務実施状況の評価は必須であると考えられる。また、契約方法の選択の結果だけによって、業務評価を実施しないことが正当化されるものとは考えられない。

また、事後評価を実施する際の重要な評価手法のひとつとして、サービス利用者である児童・生徒からの評価が考えられる。これを測定するためには、学校給食の利用者である児童・生徒の要望を聴く必要がある。しかし、学校給食に係る児童・生徒の要望を聴取する仕組みやアンケート調査の実施ルールなどは現在の仕組みの中には存在しない。これに対して、学校給食に係るアンケート調査を児童・生徒を対象に実施することにより、受託事業者による調理方法（食材の切り方等による食感への影響）や給食の温度による摂食感覚の違いなどに関する調理業務の満足度評価の有用な情報を得ることも意義があるものと考えられる。これらの要望を聴取する仕組みやアンケート調査による満足度調査等は、

受託事業者の評価手法のひとつとして活用することが考えられ、また、市教育委員会が進めている学校給食を通じた食育の推進に係る改善データにもなりうるものと考えられる。

#### 【結果】

プロポーザル方式を採用する場合には事後評価を基本的には実施するものと考えられる。また、現在の価格競争を前提とする受託事業者の決定方法を採用していることをもって、契約方法の違いだけで、受託業務の事後評価を実施する必要はないとする合理的な理由はない。したがって、業務受託者に対する事後に総合的な評価を実施するよう要望する。その際の重要な評価手法のひとつとして、学校給食のサービス利用者である児童・生徒による評価を設定し、満足度や要望等を把握するために、また、教育行政における食育の推進に対する評価のひとつとしても、学校給食へのアンケート調査を実施するよう要望する。

### ② 業務委託契約書に貼付する収入印紙について【保健体育課】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

船橋市では、一部の学校について給食調理の業務委託を実施している。契約締結にあたり、民間企業である給食調理業者と契約を交わす際に、業務委託契約書を2通作成し、市及び受託事業者の双方が1通ずつ保有している。その際、印紙税法第4条第5項において、国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者（以下「国等」という。）と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したものとみなすと規定されている。したがって、地方公共団体である市が保有する業務委託契約書は、受託事業者が作成したものであり、当該文書は請負業務に係るものであることから、受託事業者による収入印紙の貼付が必要になる（同法第2条）。なお、市が作成する受託事業者保有の業務委託契約書は非課税文書であることから、市による収入印紙の貼付は不要である（同法第5条第2号）。

平成30年度に入札が行われた給食調理業務委託の全11件について、市が保管する業務委託契約書を閲覧したところ、金杉小学校・金杉台小学校・御滝中学校（以下「金杉小学校他」という。）及び飯山満小学校・飯山満南小学校（以下「飯山満小学校他」という。）の業務委託契約書に貼付されている収入印紙について、印紙税法別表第一の2号文書として規定されている印紙税額と相違していた。金杉小学校他は契約金額1億8,780万円（消費税抜金額）、飯山満小学校他は1億3,570万円（消費税抜金額）であることから、両契約とも、印紙税法別表第一の2号文書であれば10万円の収入印紙の貼付が必要であるところ、4,000円の収入印紙が貼付されていた。なお、これら2件の契約以外は、全て契約金額に対応する収入印紙が貼付されていた。

当該業務委託がいずれも同一の業務委託先であり、また、4,000円は印紙税法別表第一の2号文書で規定されている印紙税額のいずれにも該当しないことから、保健体育課に確認したところ、保健体育課も他事業者と比べて印紙税額が低いことを認識し、当該理由に

ついて受託事業者を確認していた。そして、受託事業者より、所管税務署と協議をした結果、契約書は印紙税法別表 1 第 7 号文書「継続的取引の基本となる契約書」に該当するため、印紙税額を 4,000 円としたとの回答を得ていた。それに対して、市としても所管税務署である船橋税務署に問い合わせをしたかどうかを確認したところ、受注者が所管税務署と協議した結果作成した契約書について、市として印紙税額を他事業者と統一させる立場にないことから、船橋税務署への問い合わせはしていないという回答であった。

確かに、市が保有する業務委託契約書に貼付する収入印紙は受託事業者が貼付するものであるから、市に直接の責任はない。しかし、印紙税額に疑義がある場合でも受託事業者に必要な助言を実施しないのは、適正な国税の納付が行われていないことを見過ごすことになり、契約当事者として問題がある。また、給食調理の業務委託という同契約において、他事業者と文書の扱いを異にすることは、結果として受託事業者間で統一が図られておらず適切ではない。

上述のとおり、印紙税額の確定は必須と考えられるため、保健体育課を通じて船橋税務署の見解を確認したところ、印紙税法別表 1 第 7 号文書「継続的取引の基本となる契約書」に該当する要件として、「営業者の間における契約」である必要があるため、地方公共団体と請負業者との契約書が第 7 号文書に当たるとはならないという回答であった（印紙税法施行令第 26 条）。そして、船橋市との契約であれば、学校給食調理業務委託の契約書は印紙税法別表 1 第 2 号文書「請負に関する契約書」に該当するとの回答も得た。船橋税務署の見解は実際の要件に照らしても、外部監査人の理解と相違ない。したがって、当該契約書は 2 号文書として、本契約金額に基づき 10 万円の収入印紙の貼付が必要であったと考えられる。収入印紙の貼付額に間違いがあっても、それをもって契約が反故になるほどの影響はなく、契約は適法に成立するが、不適切な対応であったと考えざるを得ない。

#### 【結 果】

今後は契約締結時において、受託事業者が負担する印紙税額であっても、同種の契約にもかかわらず、受託事業者ごとに契約書に貼付されている収入印紙の額が違うといった場合には、受託事業者に対して所管税務署への確認を促し、必要に応じ市としても所管税務署に問い合わせる等の対応を行い、適正な収入印紙が貼付されるように契約当事者として必要な助言を実施されたい。

### ③ 学校給食費実費徴収金の収入未済額について【保健体育課】（意 見：2 件）

#### 【現状・問題点】

学校給食費の徴収事務の全ての業務については、平成 27 年度からの学校給食費の公会計化以降、徴収業務の多くを市所管課で行われることとなり、学校現場は関与しないこととなった。したがって、学校給食費の滞納に関する情報は、保健体育課で管理され、学校現場では基本的には使用されない状況となっている。

次の表は、学校給食費の公会計化が始まった平成 27 年度以降の学校給食費に係る収入未済額及びその回収率の年度推移である。

【学校給食費収入未済額等の年度推移】

(単位:円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
現年度分債権金額	10,784,984	15,371,844	15,080,619	18,866,062
回収率	99.57%	99.40%	99.41%	99.28%
過年度分債権金額	-	2,247,375	7,363,507	8,437,914
回収率	-	79.16%	58.21%	62.4%
合計(現年度分+過年度分)	10,784,984	17,619,219	22,444,126	27,303,976
回収率	99.57%	99.32%	99.13%	98.97%

出典：保健体育課提出資料より監査人作成

この表からは、学校給食費の現年度分の債権と過年度分の債権に関して、次のような特徴を把握することができる。

- i 現年度分の債権の回収率が、平成 27 年度で 99.57%から平成 30 年度では 99.28%と 0.29 ポイント低下していること。
- ii 過年度分の延滞債権についても、平成 28 年度の約 225 万円に対して平成 30 年度は約 844 万円と 2 年間で 3.8 倍に急伸していること。
- iii 併せて、過年度分の延滞債権の回収率も、回収率が平成 28 年度で 79.16%に対して、平成 30 年度は 62.40%と 16.76 ポイントも低下していること。
- iv 更に、現年度分及び過年度分の債権金額合計では、回収率が平成 27 年度で 99.57%に対して、平成 30 年度は 98.97%と 0.6 ポイントも低下していること。この低下には過年度分の債権の回収率の低下がより大きく影響しているものと考えられること。

したがって、現年度分の未収債権の新規発生に対しても対策を講じる必要があるが、更に延滞債権の回収対策にも注力することが求められているものと考えられる。

このような回収率の低下傾向の原因については、次のことが考えられる。

債権回収事務も含めて、保健体育課の学校給食費の管理には、正規職員が 3 人、非常勤職員が 3 人の体制で対応しているが、この体制では結果として回収率の低下に対する効果的な対応が不十分であるとも考えられる。

また、学校給食費の過年度分も含めた未収債権に対する回収業務については、平成 27 年度の学校給食費公会計化後は、学校現場の職員は関与しない体制となっているが、現在のこのような体制では未収債権の増加につながる危険性が少なくない。

ここで、学校給食費の徴収体制を評価する際には、回収率だけではなく、徴収体制に係るコストにも留意することが重要である。

保健体育課は学校給食費の延滞債権に係る回収コストについて特に把握していなかつ

た。職員人件費の予算上の区分の仕組みとしては、事業別に予算化されていないため、人件費を財務会計システムの執行データから直接把握することは難しいが、その他の関連する直接コスト（当該回収活動によって直接発生する予算科目の支出額）は把握することができるものと考えられる。例えば、督促や催告に係る印刷製本費、郵券などの通信費等である。また、学校給食費管理システムの償却費のうち、督促や催告に関連する開発割合のコストについても、直接経費と考えられる。

仮に、学校給食費の延滞債権の回収に関して、現在の保健体育課だけの回収体制ではなく、よりコストや時間的な負担がかからない形で、当該回収体制に学校現場が関与する方法（例えば、保護者面談などの学校行事に保護者が参加する際に担当教員等から延滞債権に該当する保護者に直接伝達するなどの方法）がある場合、延滞債権の回収コストも最小化され、現在より効果的な回収体制が実現することも考えられる。

#### 【結果①】

学校給食費の回収すべき延滞債権が年度ごとに大幅に増加している現実を、実際の決算データから把握し、その原因を分析することで、現在の回収体制等の見直しを含めた対応策の構築に早急に着手するよう要望する。その見直しの際には、現在の回収体制に対して人員的に強化するのか、又は学校現場に何らかの協力を求めるのかについて、検討することも必要である。

#### 【結果②】

学校給食費の回収コストのうち、直接経費だけでも本庁ベースのコストと学校現場にも状況に応じた何らかの協力を求める場合のコスト等とを把握し、それらを比較検討することで、学校給食費の回収事務全体の活動を評価する仕組みを構築するよう要望する。

このような比較検討の結果次第では、給食費の徴収事務について、現場からも一定の協力を受ける体制を構築するルールを整備・変更することも必要である。その際、学校現場が負う負担については、あくまで通常業務の範囲に付随する程度のものにして、本来の教育業務に支障が生じないよう配慮する必要がある。例えば、本来の教育業務での保護者面談の際や家庭訪問の際に声掛けをしてもらい、保有している児童生徒の保護者情報を相互に共有する、といったことである。督促や催告の活動を全て学校現場に負担させることは過大な負担になるものと考えられるが、通常の教育活動や学校行事等での付随的な活動として上記のような伝達等を行うこと自体については、学校現場に対する過大な負担になるものとは考えられない。また、学校給食費の延滞債権に係る保護者と必ず対面できる機会を活用することは、回収コストの面からも効果的・効率的であると考えられる。

### ④ 予算執行伺書の押印の意義について【保健体育課】（意見）

#### 【現状・問題点】

学校給食調理業務委託に係る予算執行伺書を閲覧した結果、高郷小学校の予算執行伺書



について、教育長の供覧の押印が漏れていた。保健体育課に確認したところ、予算会計規則上、教育長は予算の執行に関する決裁権がないことから、予算の執行に関する帳票類には供覧の欄を手書で加えていたこと及び教育長が押印していないことを確認することができず決裁を進めてしまったことを把握した。今回の教育長の押印漏れについては、そもそもその押印の必要性及び重要性についての認識を共有する必要があるものと考えられる。

**【結 果】**

教育長には予算の執行に関する決裁権はないものの、首長から独立した行政委員会の長である教育長として供覧の押印をすることが何を意味するのかについて、所管課内でその意義を共有する必要がある。したがって、最終決裁前に押印の有無を網羅的に確認して決裁文書が最終的に確定したことを確認する重要性についても意を用いて事務処理を行い、今回のような教育長供覧に係る押印漏れが発生することがないように要望する。

**5. 内部委託事業等（総合教育センターの委託事業及び補助事業）の財務管理について**

**（1）概 要**

**① 船橋市教育事情調査研究協議会に対する委託事業について**

船橋市教育事情調査研究協議会（以下「教育事情調査研究協議会」という。）では、教職員の資質・力量の向上を図るとともに、船橋市の教育の発展に資することを目的として、市立小・中・高・特別支援学校の教職員で一定の要件を満たす志願者から会員を選考し、1年間の任期で調査研究活動を実施している。

調査研究活動の内容は、先進的な教育や研究・経営実践をしている学校、公的機関及び民間企業等に会員を派遣して、実地調査及び社会体験を行い、研究成果を報告書にまとめるというものであり、毎年度、総合教育センターからの受託事業として行われている。

教育事情調査研究協議会の平成30年度の活動内容は概ね以下のとおりである。

年 月	内 容
平成30年5月	教育事情調査研究協議会会員志願書の提出締切 教育事情調査研究協議会会員の決定 第1回調査研究協議会（説明会）開催
平成30年6月	会員による調査研究計画書の提出締切 第2回調査研究協議会（説明会）開催
平成30年7月 ～11月	各会員による調査研究活動実施期間 （3日以上10日以内の実地調査研究を含む）
平成30年12月	調査研究報告書の提出締切

平成 31 年 1 月	第 3 回調査研究協議会（報告会）開催
-------------	---------------------

出典：平成 30 年度船橋市教育事情調査研究協議会研究委託実施要領

## ② 船橋市小・中・特別支援学校教務主任研究協議会に対する委託事業について

船橋市小・中・特別支援学校教務主任研究協議会（以下「教務主任研究協議会」という。）は、船橋市小・中・特別支援学校の教務主任を会員とし、会員相互の親和協力を図り、会員相互の研修に努め、船橋市の教育の振興を図ることを目的として構成される団体である。

教務主任研究協議会では、8つの部会が研究主題に沿った内容の研究を行い、研究成果を報告書に取りまとめて発刊及び研究発表会を行うほか、講師を招いて講演会を開催する等の活動を行っている。これらの活動は、毎年度、総合教育センターからの受託事業として行われている。

教務主任研究協議会の平成 30 年度の活動内容は概ね以下のとおりである。

### ア. 全体研修

年 月	内 容
平成 30 年 4 月	平成 30 年度総会
平成 30 年 5 月	講演会「道徳の教科化と教務主任の役割」（外部講師招聘）
平成 30 年 7 月	小・中合同研修会「若年層教員研修と働き方改革」
平成 30 年 9 月	講演会「道徳の評価について」（外部講師招聘）
平成 31 年 2 月	平成 30 年度研究発表会

### イ. 各部研修

年 月	内 容
平成 30 年 4 月	各部研究主題検討、役割分担、県外視察計画
平成 30 年 5 月	各部研究主題・研究計画検討、県外視察計画
平成 30 年 7 月 ～11 月	各部研究討議（5 回開催）
平成 30 年 11 月	研究紀要（報告書）原稿のまとめ

### ウ. 県外優良校視察

年月日	内 容
平成 30 年 6 月 7～8 日	小学校第三部会（新潟県）、小学校第四部会（群馬県）、中学校第一部会（静岡県・愛知県）
6 月 21～22 日	小学校第二部会（茨城県）、小学校第五部会（新潟県）、中学

	校第二部会（茨城県）
6月28～29日	小学校第一部会（新潟県）、中学校第三部会（静岡県）

出典：平成30年度教務主任研究協議会活動報告、平成30年度研究紀要

### ③ 船橋市特別支援教育研究連盟に対する委託事業及び補助事業について

船橋市特別支援教育研究連盟（以下「特別支援教育研究連盟」という。）は、特別支援学級設置校の校長、特別支援学校の校長及び教員、特別支援学級・通級指導教室の担任等を会員とし、心身障害児（者）に対する教育の充実と福祉の向上に努めることを目的として構成される団体である。

特別支援教育研究連盟では、講師を招いて研修会・講習会を開催するほか、研修会・講習会の内容を取りまとめた研究報告書「船橋の特別支援教育」の発刊を行っている。これらの研究活動は、毎年度、総合教育センターからの受託事業として行われている。

また、受託研究事業のほか、特別支援教育研究連盟では、障害のある児童生徒の社会的自立の育成を図ること等を目的とした各種行事を実施している。なお、小学校合同宿泊学習及び中学校合同キャンプについては、総合教育センターからの補助金を受けて実施している。

特別支援教育研究連盟の平成30年度の活動内容は概ね以下のとおりである。

#### ア. 研究活動

##### i 知的障害教育研究部会

年 月	内 容
平成30年5月	総合教育センター指導主事による講話
平成30年6月	実践報告（小中学校別、小グループでの実践報告と協議）
平成30年8月	四部会合同研修（部会ごとに課題等を報告及び質疑） 小学校実践報告（小グループでの実践報告と協議） 中学校調理実習（外部講師招聘） 合同宿泊学習・合同キャンプの報告、次年度に向けての討議
平成30年10月	中学校特別支援学級に係る授業研究会 （行田中、宮本中、高根台中）
平成30年11月	小学校特別支援学級に係る授業研究会 （法典小、湊町小、習志野台第二小、八木が谷北小、中野木小）
平成30年12月	外部講師による講話
平成31年2月	行事の成果と課題についての討議 研究のまとめ（研究の成果と課題、次年度の方向性）

ii 自閉症・情緒障害教育研究部会

年 月	内 容
平成 30 年 5 月	研修テーマ及び年間計画について討議 学級経営の課題について情報交換、意見交流
平成 30 年 6 月	個別の指導計画・個別の教育支援計画の検討 学級経営の課題について情報交換、意見交流
平成 30 年 8 月	四部会合同研修（部会ごとに課題等を報告及び質疑） 事例検討会（発達障害部会と合同研修）
平成 30 年 9 月	授業研究会（行田西小）
平成 30 年 10 月	施設見学・講話（明聖高等学校）
平成 31 年 1 月	授業研究会（法田中）
平成 31 年 2 月	研究のまとめ、進路報告、来年度の研修について総合教育センター指導主事より講話

iii 聴覚・言語障害教育研究部会

年 月	内 容
平成 30 年 5 月	聴覚部会協議会 言語部会協議会
平成 30 年 7 月	聴覚部会協議会 言語部会協議会
平成 30 年 8 月	四部会合同研修（部会ごとに課題等を報告及び質疑）
平成 30 年 10 月	言語部会授業研究会（二宮小） 言語部会事例・授業研究会（行田東小）
平成 30 年 11 月	聴覚部会協議会 言語部会授業研究会（船橋小）
平成 31 年 1 月	言語部会事例研究（高根台第三小） 聴覚部会協議会

iv 発達障害教育研究部会

年 月	内 容
平成 30 年 5 月	総合教育センター副主幹より講話
平成 30 年 6 月	事例検討（薬田台小）
平成 30 年 7 月	事例検討（習志野台中）
平成 30 年 8 月	四部会合同研修（部会ごとに課題等を報告及び質疑） 事例検討会（自閉症・情緒部会と合同研修）

平成30年11月	事例検討（行田西小）
平成30年12月	個別の教育支援計画の検討（チェックリスト修正）
平成31年1月	研修の成果と課題について講話
平成31年2月	来年度の研究方向性、年間計画について

v 特別支援学校教育研究部会

年 月	内 容
平成30年5月	研究推進委員会 全校研究会（研究提案）
平成30年7月	研究推進委員会
平成30年9月	全校授業研究会（小学部）
平成30年10月	全校授業研究会（中学部）
平成30年11月	全校授業研究会（高等部）
平成31年2月	研究推進委員会
平成31年3月	全校研究会（研究報告、次年度の方向性の提案）

出典：平成30年度船橋の特別支援教育

イ. 各種行事

行事名	開催日・開催期間	開催地	内 容
合同作品展	平成31年2月4日～8日及び2月12日～15日の2部制	船橋市役所 1階ロビー	県立船橋特別支援学校、県立船橋夏見特別支援学校、市立船橋特別支援学校、小・中学校特別支援学級の作品展示
ふなっ子バザール	平成30年12月8日	京成船橋駅接続デッキ、駅前コンコース	中学校特別支援学級の作業製品頒布会
合同発表会	平成30年12月12日～平成31年2月1日（全8回）	船橋市民文化ホール、習志野台公民館、市立船橋特別支援学校体育館 ほか	市内小・中・特別支援学校の児童・生徒の学習活動の発表会
小学校合同宿泊学習	平成30年7月23日～25日	千葉県少年自然の家	家庭から離れ、友達や教師と一緒に生活体験、グループ活動、工作、ゲーム等を2泊3

			日で実施
中学校合同 キャンプ	平成 30 年 6 月 18 日～20 日	一宮少年自然の 家	ウォークラリー、野外炊飯、 キャンプファイヤー等の活 動を行う 1 泊 2 日のキャン プ
ブロック交 流会	平成 30 年 6 月 26 日～9 月 25 日 (全 7 回)	行田中学校、船 橋中学校、若松 公園 ほか	自己紹介、レクリエーショ ン、ゲーム、運動等を通じた 児童生徒の交流会

出典：平成 30 年度船橋の特別支援教育に基づき監査人作成

## (2) 監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E 監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 委託先の任意団体における資金管理に係る内部統制の整備について【総合教育センター】  
 (指摘：1件、意見：1件)

【現状・問題点】

教務主任研究協議会、教育事情調査研究協議会及び特別支援教育研究連盟の3団体の資金管理に係る内部統制の状況について、総合教育センターへのヒヤリングにより確認したところ、任意団体における資金管理方法については明文の規定がないことから、以下のとおり団体によって資金管理の状況がまちまちであることが判明した。

【任意団体の会計管理等の状況】

団体名	団体内の現金に係る出納簿の作成	委託料に係る会計報告の監査	総合教育センターによる支出全件の証憑突合	問題点
教務主任研究協議会	○	△ 構成員による内部的監査	○	⇒ 支出の検証手続が非効率
教育事情調査研究協議会	×	×	○	⇒ 資金管理・監査体制の不備
特別支援教育研究連盟	○	△ 構成員による内部的監査	○	⇒ 支出の検証手続が非効率

出典：総合教育センターへの質問回答に基づき監査人作成

任意団体においては、現金の一時借用、不正流用の機会を抑えるために、現金の取扱者は最低限に特定し、現金の受払があったら都度出納簿に記録し、適時に現金取扱者以外の第三者がチェックするという資金管理体制を整備し運用する必要がある。そして総合教育センターとしては任意団体の資金管理体制の整備・運用についてルール化し、各団体に周知徹底する必要がある。

特に、教育事情調査研究協議会については、団体内の現金に係る出納簿の作成が行われていないことから、資金管理体制の整備が早急に求められていると考えられる。教育事情調査研究協議会では、市からの委託料の大部分が会員たる教職員による調査研究のための旅費交通費に充てられているが、現状では委託料の支払は後払いであることから、教職員による立替払が強いられている状況にある。そこで、団体の資金管理体制の整備を前提に、委託料の支払を前倒しすることで教職員による立替払の負担を解消することも可能であると考えられる。

また、委託料に係る会計報告については各団体で報告書が作成され総合教育センターに

提出されているが、教育事情調査研究協議会については、監査が実施されていないことから、全ての支出について総合教育センターにおいて証憑と突合する手間が発生している。一方で、教務主任研究協議会及び特別支援教育研究連盟については、会計報告についての監査が行われていることから、総合教育センターにおいて再度、支出全件の証憑突合を行うのは非効率な事務であると考えられる。構成員による内部的な監査ではあるものの、監査が行われている以上は、会計報告について一定の信頼性は付与されていると考えられるため、総合教育センターにおいてはサンプリングによる検証を行えば足りるものと考えられる。なお、この場合のサンプル件数については会計監査担当者の独立性・専門性等を勘案して決定することが考えられる。

#### 【結果①：指摘】

教職員で構成される任意団体における資金管理体制についてはルールを明文化されたい。また、資金管理体制が整備されていない団体に対しては体制の整備とその運用について指導されたい。具体的には出納担当者と監査担当者の設定及び出納簿の様式・マニュアルを作成したうえで、出納担当者によるマニュアルの運用と監査担当者による監査手続が行われるよう指導されたい。

#### 【結果②：意見】

任意団体における監査済みの会計報告の検証については、総合教育センターにおいて監査担当者に対して監査の実施方法・結果・結論に至る過程についてヒヤリングを行ったり、サンプルチェックを実施したりする等の方法により、監査結果を利用した効果的かつ効率的な検証を行うよう要望する。

### ② 研究成果の展開方法について【総合教育センター】（意見）

#### 【現状・問題点】

各研究委託事業については、成果物として報告書が制作されており、総合教育センターへのヒヤリングによると、関係機関のほか各学校に1部ずつ配付されているとのことである。しかし、紙媒体の報告書は全ての教職員の手に渡るわけではないため、研究成果に対して教職員がいつでもアクセスできる環境を紙媒体の報告書によって提供することは難しい。一方で、相当程度の部数を印刷することになるため、以下のとおり印刷費は相当程度の費用となっている。



【委託先別成果物及び経費の状況】

(単位：円)

委託先	成果物	委託料総額	うち印刷費
教務主任研究協議会	「研究紀要」	388,000	129,600
教育事情調査研究協議会	「教育事情調査研究報告書」	672,268	216,000
特別支援教育研究連盟	「船橋の特別支援教育」	339,730	269,730

出典：総合教育センターへの質問回答に基づき監査人作成

各学校への成果物の展開については、紙媒体による配付を廃止し、イントラネットにPDFファイルをアップロードすることで、各教職員が研究成果へアクセスできる環境が整備されるとともに印刷コストの削減も達成されるものと考えられる。なお、総合教育センターへのヒヤリングによると、教育事情調査研究協議会については既にイントラネット上での公表を行っているとのことである。

【結果】

教育事情調査研究協議会以外の団体についても、研究結果の成果物については、PDFファイル等のデータで保存し、教職員全員がアクセスできるイントラネットにアップロードすることによって公表することを検討するよう要望する。

また、紙媒体の報告書の印刷については、関係機関や調査研究依頼先等に配付するための必要最小限の部数にとどめ、印刷費の削減を図るよう要望する。

③ 教務主任研究協議会の研究業務に係るコスト認識について【総合教育センター】(意見)

【現状・問題点】

研究活動の一環で教務主任研究協議会の各部会で県外視察の担当者を設定し、県外の優良校等への視察を行っている。しかし、県外視察に係る旅費交通費については、委託料の会計報告に記載がなかったことから、所管課である総合教育センターに確認したところ、研究業務委託に係る委託料から負担されておらず、県費で賄われているということであった。

参考：教務主任研究協議会研究業務委託費の会計報告書

(単位：円)

平成30年度 船橋市小・中・特別支援学校教務主任研究協議会 市委託金会計(一部抜粋)

月	日	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
		市研究委託金 総合教育センター	258,400		258,400
5	11	講師報奨費		30,000	228,400
9	21	講師報奨費		30,000	198,400
10	10	研究資料書籍費		21,870	176,530
10	25	研究資料書籍費		24,624	151,906
10	25	研究資料書籍費		23,648	128,258
11	9	研究資料書籍費		24,800	103,458
11	13	研究資料書籍費		24,430	79,028
11	22	研究資料書籍費		21,320	57,708
11	25	研究資料書籍費		24,800	32,908
11	27	研究資料書籍費		24,800	8,108
12	5	研究紀要作成用用紙		8,108	0
3	11	市研究委託金 総合教育センター	129,600		129,600
3	12	印刷費 県外視察報告 研究紀要		129,600	0
		収支合計	388,000	388,000	0

出典：平成30年度船橋市小・中・特別支援学校教務主任研究協議会市委託金会計

しかし、制度上、県費職員の出張旅費は県費で賄うことになっているとしても、市から委託された研究業務に係る視察のために費消していることが明らかな経費については研究業務に要するコストとして総合教育センターにおいて把握しておく必要があると考える。現在の会計報告書に計上されている支出合計では、県外視察に係るコストが隠れてしまっていることから、研究業務全体のコストとしては明らかに過少であり、事業規模を正しく把握することができない状況にある。

#### 【結果】

教務主任研究協議会の研究業務に要する全体コストを正しく認識するために、県外視察に係る旅費交通費について、県外視察を実施した教務主任が属する学校に照会する等の方法により把握し、集計するよう要望する。

## 6. 学校現場における校納金等の管理及び教育委員会の指導等について

### (1) 概要

学校現場においては一般会計の教育費で会計処理を行うもの以外に、学年費等の会計事務処理を行っている。このような公費ではなく私費として、保護者から負担金を徴収し事実上会計事務を学校現場で行っているものを学校徴収金と称している。学校徴収金の具体

例としては、次のとおりである。

- ① 副教材費
- ② 学年費
- ③ 学級費
- ④ 積立金（修学旅行等）
- ⑤ P T A会費
- ⑥ その他の会計

学校現場においては、これらの会計事務を、事務室職員と関係する教員が分担して処理を行っている。ただし、このような学校徴収金の会計処理については、事務分掌の方法や会計処理の帳簿整備などにおいて必ずしも統一したルールがあるわけではない。

市教育委員会からの会計事務に係る統制のひとつとしては、法定諸表簿等の点検及び調査活動の中の一環として、学務課、教育総務課、保健体育課、指導課及び総合教育センターが各学校の立会いを求め、学校徴収金会計事務処理の精算（集金・返金）事務及び再発防止策の実施状況等の調査を行っているものである。

- i 法定諸表簿等の点検：毎年度7月実施
- ii 学校徴収金会計事務処理の精算（集金・返金）事務及び再発防止策の実施状況等の調査：毎年度2月実施

なお、学校徴収金の具体的な例は、上記の①～⑥に示したとおりであるが、iの点検で調査を行い、結果を一覧表にまとめるのは、上記の①副教材費及び④修学旅行積立金であり、③学級費や⑤P T A会費については、点検及び調査の対象には正式には含まれておらず、上記iiの調査の際は、費目の別なく精算（集金・返金）事務が行われたものについて一覧表にまとめている。

また、これらの点検及び調査の対象範囲は、船橋市立小・中学校及び特別支援学校である。

それらの点検（上記i）の結果として、学校ごとに「通帳」、「出納簿」及び「領収書」の整備状況が「○」、「×」及び「△」で示された一覧表が作成され、また、調査（上記ii）の結果としては、同じく学校ごとに確認項目別に「○」、「×」及び「－」で示された一覧表が作成されている。

そして、点検及び調査の対象となった学校には、全体の結果を通知している。

## （2）監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 現金の受払に係る内部統制について【学務課、特別支援学校、豊富中学校】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

特別支援学校金堀校舎（以下「金堀校舎」という。）では、園芸、手工芸、食品加工、農耕等の各種の作業学習を行っており、作業学習の中で生徒が制作した成果物を販売会や学園祭の場で販売している。そのため、金堀校舎では釣銭を準備しておく必要があるため、金庫に釣銭用現金が保管されている。なお、釣銭用現金として金庫に保管しておく現金の残高は46,000円と決められており、月初に実査を行っているが、金庫からレジ等への出し入れに係る出納簿は作成していないため、それに係る月中の現金の出し入れについては記録されていない。ここで、現場往査時に金庫の現金実査を行ったところ、残高は35,000円であり、11,000円については一時的に釣銭として持ち出されているとのことであったが、いつ誰が持ち出したかを客観的に確認できる記録は残されていなかった。

また、豊富中学校においては、校納金の支払について、指定された支払日に口座引落しできなかった保護者からの支払については現金払を受け付けているため、学校で現金の出納・保管を行う機会が発生している。その際、豊富中学校では現金を受払する際の「立ち会い記録簿」を作成し、その内容や金額、受領者等を複数の職員で確認した後、金庫に保管していた。しかし、金庫で保管する現金受払に係る現金出納簿の作成並びに現金実査は

行っていなかった。

現金は事務ミスや不祥事のリスクが非常に高い資産であるため、学校において現金を取り扱う場合には相応のリスク対応策の整備・運用が必要となる。例えば、金庫内の現金現物の動きと帳簿の記録を同期化させ、帳簿によって金庫内の現金がいつ、どのような取引によって、幾ら動いたのか、その結果残高が幾らになったのかといった情報をリアルタイムに近い形で常に把握できるように管理しておくこと、そのための帳簿の様式を整備しておくことは、現金に係る事務ミスや不祥事を予防するために、また、適時に発見するために必要な最低限のリスク対応策であると考えられる。

#### 【結果】

学校で保管している現金については、受払のあった都度、日付、摘要、金額を記載し、受領者印、出納者印、確認者印を残しておくことをルール化し、運用されたい。そのために、既存の記録簿の様式を変更するか、若しくは、新たな様式で出納簿を作成する等の対応を図られたい。なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。

### ② 教職員による立替払の精算に係るモニタリングについて【学務課、特別支援学校】（指摘）

#### 【現状・問題点】

特別支援学校においては、保護者からの校納金が未納となり、保護者から直接回収できない場合であっても、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）<sup>注</sup>との相殺によって回収することが可能な仕組みになっている。そこで、保護者からの校納金の未納があったとしても、奨励費からの回収を当てにして、年度内において立替払によって現在の現金残高以上の支出を行うことがある。ここで、奨励費の支給は年3回であり、3回目の支給は年度終了後の5月になる。したがって、立替払の精算が年度をまたぐことがある。

ここで、特別支援学校高根台校舎への現場往査を実施したところ、2月に教職員が教材（知育玩具他）を立替払で購入したものの、精算については年度をまたいだ4月に行われている事例が発見された。4月精算となった理由は、活動費未納の保護者がいるため活動費の残高が不足し、当該保護者から年度内に未納金を回収できなかったため、年度内に精算できなかったことによるものである。このような実務は、当年度の保護者から回収した活動費は当年度の児童のために使用するという前提に立てばやむを得ないと考えるが、教職員による立替払の精算が適切に行われているかどうかを適時にモニタリングできる仕組みが整備されていることが必要である。

ここで、小学部活動費については現金出納帳に記録され、校長及びPTA役員の監査を受けることとなっているが、監査は3月11日及び3月15日で終了しており、監査に間に合わせるために4月に入金予定の未納金及び当該未納金入金後に精算予定の立替払につい

ては予定額を記入し日付は空欄とした状態で監査は終了してしまっている。そのため、4月の精算が適切に行われているかどうかについて、現金出納帳の記録と預金通帳及び証憑書類との照合等の監査手続が行われておらず、モニタリングが効かない仕組みになっている点で資金管理上の問題がある。

参考：小学部活動費の出納簿 (単位：円)

平成30年度 小学部活動費 現金出納帳(一部抜粋)

30年度		摘要	収入金額	支出金額	差引残高
月	日				
2	21	布他		3,993	74,582
3	1	ベストカラー他		3,952	70,630
3	1	リンクランナー他		5,093	65,537
3	1	ことば博士他		36,289	29,248
3	1	木製パズル他		25,372	3,876
3	1	A4ファイル他		3,872	4
3	1	未納者	2,000		2,004
3	1	未納者	10,176		12,180
3	7	未納者	1,824		14,004
		未納者	5,000		19,004
		知育玩具他		18,942	62
		PTAへ返金		62	0
		合計	526,129	526,129	0

平成31年3月11日 上記のとおり報告します。 担当者 ○○ ○○ 印  
 平成31年3月11日 上記のとおり報告を受けました 校長 ○○ ○○ 印  
 平成31年3月15日 監査の結果適正と認めます PTA役員 ○○ ○○○ 印

出典：平成30年度小学部活動費現金出納帳をもとに監査人作成

なお、知育玩具他 18,942 円の立替払については平成31年4月12日に精算済みであったが、平成30年度の現金出納帳からはその事実が確認できないため、平成31年4月から着任の管理者が、立替払が未精算であると誤認し、令和元年5月23日に預金口座から18,942円を引き出してしまうという事務ミスが発生している。

注：特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学級等に通う児童生徒や通常学級に通う障害のある児童生徒の保護者に対して、給食費・通学費・学用品費などを援助する国の制度である。特別支援学校においては、国より受ける奨励費の請求及び受領に係る事務を保護者に代わって特別支援学校が一括して行うこととしており、国から支給される奨励費は一旦特別支援学校の口座を経由して各保護者の校納金引落口座に振り込まれることにな

っている。そして、仮に保護者が校納金を滞納し、学校側の支払督促に応じない場合には、最終的に奨励費との相殺によって回収することとしており、その旨については年度初めの保護者会において保護者に対して説明している。

#### 【結 果】

小学部活動費に係る出納担当者による現金出納帳の締め切り並びに報告、校長による承認及びPTA役員による監査は、全ての現金の精算が完了した後に行うこととし、年度末の立替払の精算状況についてチェックが働く仕組みを整備・運用されたい。なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。

### ③ 教職員に対する家庭科実習費の前渡しについて【学務課、豊富中学校】（意 見）

#### 【現状・問題点】

現場往査を実施した豊富中学校では、1年分の家庭科実習費を担当教職員に前渡ししていた。なお、渡した現金については担当教職員が自分で管理しており、学校は年度の終わりに精算されるまでの間、担当教職員による管理状況について何ら把握していないとのことであった。したがって、教職員による校納金の一時借用が容易にできる環境にあり、内部統制上問題があると考えられる。なお、家庭科実習費以外の校納金については、校納金の種別ごとに金融機関で口座が開設されており、支出が必要な都度、担当教職員が伺い書を作成し、校長の決裁をもって口座から現金引出し又は振込みが行われている。

本来であれば家庭科実習費についても、他の校納金と同様の管理体制を構築すべきところ、豊富中学校の校納金の窓口となっている金融機関では、1団体が開くことのできる口座の数に制限があり、これ以上新たな口座を開くことができない状況であることから、現在の家庭科実習費の運用となっているとのことであった。

#### 【結 果】

家庭科実習費についても他の校納金と同様に口座で管理することが適当と考えられることから、校長名義で口座を新たに開設することができないのであれば、教頭名義で開設する、若しくは別の金融機関に口座を開設することを検討するよう要望する。

また、新たな口座の開設が難しいようであれば、現在のような担当教職員に現金を前渡しする方法は改め、学校の金庫で、家庭科実習費に係る現金を保管することとし、併せて現金出納簿の作成と定期的な現金実査を行うよう要望する。

なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。

④ 教職員による立替金の精算のタイミングについて【学務課、豊富中学校、海神中学校】  
(意見)

【現状・問題点】

現場往査した学校において、校納金の現金出納簿を閲覧・分析した結果、教職員による教材費等の仮払が遅滞なく精算されていない事例が散見された。例えば、海神中学校では理科実験費や調理実習費について、4月から立替払が始まり、その後も毎月のように立替払が行われており、12月19日まで精算されていなかった。その間、保護者からの校納金の徴収は行われており、遅くとも6月中には立替払の精算を行うとともに、その後の支払については担当教職員が立て替える必要はなかったと考えられる。また、豊富中学校においても、一部の学年の学年費について10月に保護者から徴収され学校に入金されているにもかかわらず、3月まで担当教職員による立替払の精算が行われていなかった。

参考：海神中学校の立替払の状況の事例 (単位：円)

海神中学校 理科実験費の支出			2学年調理実習費の支出		
	当月支出	当月末累計		当月支出	当月末累計
4月	5,075	5,075	4月	7,752	7,752
5月	13,325	18,400	5月	0	7,752
6月	11,688	30,088	6月	0	7,752
7月	7,287	37,375	7月	7,370	15,122
8月	3,311	40,686	8月	0	15,122
9月	11,532	52,218	9月	33,187	48,309
10月	3,141	55,359	10月	4,918	53,227
11月	0	55,359	11月	15,516	68,743

12月19日に副教材費の口座から現金を引き落として精算  
それまでの間は担当教職員が立替払

副教材費の入金		
	当月入金	当月末累計
4月	61,234	61,234
5月	12,000	73,234
6月	998,300	1,071,534
7月	3,099,600	4,171,134
8月	0	4,171,134
9月	184,527	4,355,661
10月	2,464,073	6,819,734
11月	1,858,796	8,678,530

4月～6月の時点で現金を引き落として  
理科実験費や調理実習費に充てることは可能

出典：海神中学校の平成30年度の校納金に係る出納簿をもとに監査人作成



保護者から校納金が徴収される前であり、学校に資金がない状況であれば担当教職員が立て替えておく必要性は理解できるが、当該立替金は保護者から校納金が徴収され学校に入金された時点で遅滞なく精算する必要がある。合理的な理由なく教職員による立替金の精算を遅延している実務は適当でなく、改める必要がある。

**【結果】**

やむを得ず教職員が立替払を行った場合には、校納金が入金された時点で遅滞なく精算しなければならない旨をルール化し、運用するよう要望する。なお、このような改善に当たっては、学務課と協議したうえで、措置を行うよう要望する。

**⑤ 教職員の立替金の解消策について【学務課】（意見）**

**【現状・問題点】**

学校往査の際に、副教材費や学年費と共に学級費の会計処理を閲覧・分析すると、保護者からの徴収金が配分される前に、資金が必要になった場合に、担当教職員がそれらの経費を立て替えて支払をする慣行が従来から継続的に行われている。その立替金は、実際に保護者からの徴収金が確保され配分された段階で精算されることとなる。しかし、事実上、精算されるまでは担当教職員の負担となっており、合理的な解消策が求められるものである。

一方で、学級費等の学校徴収金は、単年度ごとに精算され、執行の結果、事実上残高がゼロとなっている。したがって、年度当初から学校徴収金が納付され分配されるまでの間は、学校徴収金には資金的な残高が存在しない状態である。逆に、担当教職員の理不尽な立替えを無くすためには、何らかの資金手当を準備するしかないものと考えられる。

**【結果】**

従来からの慣行として、担当教職員が学級費等を自らの立替えで調達する実態については、本来、教職員の立替えを推奨しているものでもないにもかかわらず、教職員への過度な負担を増やし、内部統制上精算漏れ等のリスクが認識されるなど、会計処理上の課題を有していることは学校現場において暗黙の了解ごととなっている。その弊害を解消するためにも、繰越が認められる私費会計（例えば、PTA会費会計）の繰越資金を有効活用して、このような立替資金対策の基金を設置し、年度当初から資金手当がなされるまでの間、基金からの資金提供を受け、本来の徴収金が収納され配分された段階で、基金へ返納するという処理をすることにより、長年の担当教職員による立替えの課題解消につながるものとする。そのために、PTA会費等年度間の繰越資金を有する会計から基金を設定することで、課題の解消を目指すために、当該会計の関係者との協議を進めることを要望する。

⑥ 学校徴収金に係る出納簿の作成と様式の統一について【学務課、市立船橋高等学校】(指摘)

【現状・問題点】

市立船橋高等学校の現場往査の際に学校徴収金の管理状況を検証した。市立船橋高等学校における学校徴収金は概ね次のとおりである。

- i 父母と教師の会費会計
- ii 学年会費会計 (3つの学年ごとに3つの口座)
- iii 生徒会費会計

これらの会費は、原則として毎月末(26日)に保護者の預貯金口座から学校名の貯金口座に一括して振替引き落とされて入金される。毎月一括して入金された資金は、上記の3つの会計に振り替えられる。学年会費は3学年それぞれに開設されているため、口座は3つ存在していた。

これらの学校徴収金の管理に対する検査制度としては、概要において説明したとおり、市教育委員会が定期的に学校の表簿の提出を受け、点検を実施している。その「法定諸表簿等の点検」の実施の中で、学務課教職員係が様々な法定諸表簿のひとつとして「修学旅行積立金、校外活動費、卒業対策費、教材費に関わる通帳、出納簿及び領収書」の点検を行っている。

これに対して、市立船橋高等学校における学校徴収金の中でも、上記i父母と教師の会費会計及びii学年会費会計には、通帳、出納簿及び領収書が備えられていた。一方、iii生徒会費会計には、通帳、「払出表」及び領収書が整備されていたが、出納簿が作成されていなかった。ここで「払出表」とは、生徒会費会計の任意の独自様式であり、その内容としては、一括徴収口座からの受領日別に部活動名、顧問名別の「参加費」、「登録費」、「活動費」及び「文化祭助成」の金額が記載されて、受領者の受領印等を徴取する管理表として作成し保管されている。

現場往査時点では、平成30年度の3月分領収書綴りがなく、現場往査では領収書の照合ができなかったが、後日、3月分の領収書の綴りの提出を受け、各部の活動に対する領収書の確認を行った。しかし、出納簿が作成されておらず、「払出表」による各部顧問への資金助成とその受領の管理だけでは、生徒会費通帳からの預金の支払と各部への資金助成日の時系列の流れを把握することができなかった。

【結果】

現場往査の過程での指摘により、生徒会費に係る出納簿が新たに作成され、その出納簿が監査人側に提出されたが、預金通帳の記載に合わせた形での記載であり、複数期間の合計記帳であるため、今後は、事務室職員が作成している他の学校徴収金の出納簿と同様の様式で、取引が発生する際にその都度、出納簿に記帳する方法で作成することを徹底されたい。

⑦ 私費会計時代の学校給食費未収金の現在の管理について【保健体育課、市立学校】（意見）

【現状・問題点】

平成 26 年度まで制度として続いた、食材費に係る私費会計に基づく学校給食費（以下「旧給食費」という。）の未収金は、平成 27 年 4 月から公会計化された後も、学校現場での管理を行うことが求められていたものと考えられる。しかし、学校の現場往査を行った際に、平成 26 年度末現在の旧給食費の未収金が、事務的には有効に引き継がれないで手がつけられていない実態が分かった。

例えば、豊富中学校では旧給食費の徴収記録等を引き継ぐ際に、十分な記録を引き継ぐことができず、現時点で確認することができる記録は、平成 26 年度の記録の中にある「振替不納者一覧表」という帳票であった。その記録を閲覧した結果、平成 27 年 3 月の未収金が 15 件で 33,990 円であることが確認できる。しかし、その後の未収金の回収事務は行われていないという回答を得ている。

また、金杉小学校においては、旧給食費の徴収記録等としては収入簿だけが引き継がれているだけで、未収金の管理帳票については不明であるということであった。現場往査の際に当該収入簿を閲覧したが、旧給食費に係る出納記録簿であった。その出納記録簿は整然と記帳されており、平成 27 年 3 月 31 日現在の帳簿の締め記録には、「金杉小学校給食会計出納担当者」、「金杉小学校給食会計収入担当者」及び「金杉小学校給食会計支出担当者」のそれぞれの職員の署名押印が確認された。最終行の欄外には、「上記のとおり相違ないことを認めます。」という当時の金杉小学校校長の署名と校長印が押印されていた。これに対して、現在では当該小学校の当時の児童及び教職員の個人別、月日別の給食費の引落記録簿などは引き継がれていない。また、現在の事務職からのヒヤリングによると、前任者からは、未納者は 1 人であったが、1 万円程度であり、債務者の状況を勘案して学校長の責任により、これ以上催告を行わないという結論になったという回答であった。ただし、そのような記録は残されていない。

今回の現場往査は限られた学校に出向き、様々な往査項目を検証した中で、旧給食費の引継ぎの実態についても確認してきた。また、全学校へのアンケート調査においても、旧給食費の滞納金を引き継いでいるかに対する回答は、該当なしか又は空欄での回答であった。

現在、学務課が実施している法定諸表簿点検の項目の中に、旧給食費の会計帳簿や未収金の管理帳簿等を調査範囲として検証する仕組みにはなっていない。

このような結果を踏まえると、平成 26 年度まで実施してきた旧給食費の徴収及び未収金管理の結末に関しては、私費会計として未収金の時効経過期間が 2 年間であり、現時点では給食費の会計が公会計とされてから既に 5 年間経過していること、実態として平成 27

年度以降、学校現場では当時の責任者である校長も異動等しており、回収業務が継続できない実態が把握されることから、債務者である保護者等からの時効の援用がない状況であっても、事実上、学校長の責任で未収金管理を行う状況にはない点を市教育委員会としても共通認識のうえ、確認する必要がある。

**【結 果】**

旧給食費の未収金管理に関しては、私債権として民法上の規定に従い管理がなされてきたものと考えられるが、平成 27 年度から公会計化された現状を踏まえ、当時の学校長の責任による未収金管理の事実上の実施不可能な状況を確認することで、時効期間の経過に伴い、債務者が時効の援用を行うことも事実上不可能であることもあり、既に債権としての実態が確認できないことを市教育委員会として認識し、決定するよう要望する。そのうえで、学校現場に未整備な形で引き継がれている旧給食費の関連帳簿等に関しても、正式な文書管理の規定に従い、保管管理し保存期間が経過した文書類は、正式な決裁により廃棄処分を行うよう要望する。

**7. 総合教育センターにおける学習バス運営事業に係る財務管理について**

**(1) 概 要**

学習バス運営事業とは、船橋市立の小学校及び特別支援学校小学部の校外における学習及び教育長が認めた活動の充実を図るために、バスを借り上げ、配車する事業である。平成23年までは総合教育センターで学習バス（キッズ船橋1号・2号）を保有していたが、自動車NOx法・PM法の車種規制により運行できなくなったため、同年7月より民間会社へバスの手配を委託することとなった。当該委託事業は「学習バス借上げ事業」という業務名で指名競争入札により選定された民間事業者と1年間バスの借り上げ契約（単価契約）を行っている。委託料については、毎月、事業者が提出する業務完了報告書に基づいて運行距離・運行時間の実績と契約単価の積算が行われる。なお、平成30年度の契約単価は以下のとおりである。

大型車（12m）時間制運賃（1時間当たり）	5,310円（税抜）
大型車（12m）距離制運賃（1km当たり）	120円（税抜）
中型車（9m）時間制運賃（1時間当たり）	4,490円（税抜）
中型車（9m）距離制運賃（1km当たり）	100円（税抜）

出典：学習バス借上げ事業業務委託単価契約書

学習バスの配車については、一宮少年自然の家、プラネタリウム館、ふなばし三番瀬環境学習館、その他の校外学習において、それぞれ各校年1回の配車が可能となっている。参考までに過去3年間の学習バス運行実績を示すと以下のとおりである。なお、配車台数が学

校の数を大きく上回っているのは、1回の配車で複数台のバスを運行することがあるからである。

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一宮少年自然の家	233台	234台	246台
プラネタリウム館	109台	132台	100台
三番瀬環境学習館	—	163台	163台
校外学習	127台	162台	162台
その他	32台	29台	28台

出典：総合教育センター平成30年度事業報告書を基に監査人作成

## (2) 監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E 監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 事業者による請求内容の検証方法について【総合教育センター】（指摘：2件）

【現状・問題点】

学習バス借上げ事業業務委託に係る平成30年9月分の業務完了報告書を閲覧・分析したところ、当該業務完了報告書における運行時間の記載・集計に不備があり、9月25日に運行した中型バス1台に係る8時間分の時間料金について事業者が請求を漏らしていた。そのため、総合教育センターが業務委託契約に従って支払うべき委託料が35,920円過少となっていた。なお、支払過少の事実は今回の監査によって初めて判明したことであるため、監査実施時点において未精算であった。

参考1：請求漏れ金額の計算

種別	請求漏れ時間	単価	金額
中型バス	8時間	4,490円/時間	35,920円
		合計	35,920円

参考2：業務完了報告書における運行時間の記載漏れの状況

平成30年9月 業務完了報告書（一部抜粋、様式一部変更）

(1) 一宮少年自然の家

運行日	学校名(団体名)	運行経路	大型 中型	出庫前点 検時刻	出庫時刻	学校到着 時刻	学校戻り 時刻	帰庫時刻	帰庫後点 検時刻	運行実時間	請求運行 時間	回送距離	実車距離	実距離合計	請求距離 合計
9月6日	岡志野台第二小学校	車庫～学校～自然の家～樹の森～車庫	大型	6:40 AM	7:40 AM	8:30 AM		2:00 PM	3:00 PM	8時間20分	8時間	87km	76km	163km	170km
9月6日	岡志野台第二小学校	車庫～学校～自然の家～樹の森～車庫	大型	6:40 AM	7:40 AM	8:30 AM		2:00 PM	3:00 PM	8時間20分	8時間	87km	76km	163km	170km
9月28日	峰台小学校	車庫～自然の家～学校～車庫	大型	9:30 AM	10:30 AM		3:30 PM	4:50 PM	5:50 PM	8時間20分	8時間	92km	70km	162km	170km
9月28日	峰台小学校	車庫～自然の家～学校～車庫	大型	9:30 AM	10:30 AM		3:30 PM	4:50 PM	5:50 PM	8時間20分	8時間	92km	70km	162km	170km
9月28日	峰台小学校	車庫～自然の家～学校～車庫	中型	9:30 AM	10:30 AM		3:30 PM	4:50 PM	5:50 PM	8時間20分	8時間	92km	70km	162km	170km
合計			大型	53台							531時間			9,568km	9,830km
			中型	13台							102時間			2,137km	2,200km

記載漏れ！

記載漏れの時間は集計に含まれていない

出典：平成30年9月業務完了報告書をもとに監査人作成

請求漏れについては、第一義的には事業者のミスではあるものの、総合教育センターとしても業務完了報告書の確認が十分ではなかったため、事業者の請求漏れを看過してしまった点は、内部統制の運用状況に不備があったと言わざるを得ない。

【結果①】

実際にバスの運行を実施したにもかかわらず請求漏れとなっている35,920円については、事業者と協議の上、適切に支払われたい。

【結果②】

業務完了報告書に記載されている個々の運行実績についての運行計画等との照合や計算チェックといった実在性・正確性の観点からの詳細な検証は既に行われているが、今後は、業務完了報告書の全体を眺めて記載内容に違和感がないか、記載の漏れがないかという網羅性の観点からのチェックを取り入れる等、本件のような事務ミスの再発防止に資す

る具体的な検証方法を研究し実践されたい。

## ② 事業者によるバス点検状況の検証について【総合教育センター】（意見）

### 【現状・問題点】

学習バス借上げ事業業務委託仕様書によると、1回の配車につき出庫前及び帰庫後各1時間、計2時間が点検に要する時間として請求時間に含まれている。これは国土交通省が発出している「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」（平成26年3月26日関東運輸局長公示）に規定されている「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」にのっとったものである。

#### ② 定義

本仕様書において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

##### (1) 点検時間

出庫前及び帰庫後各1時間の点検等に要する時間とする。

#### ⑤ 一運行あたりの業務料

##### 1 計算方法

##### (1) 時間制運賃

点検時間・回送時間と配車場所から目的地往復時間を合算した時間に、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。また、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

出典：学習バス借上げ事業業務委託仕様書

しかし、委託者である総合教育センターは、実際に事業者が出庫前及び帰庫後に各1時間をかけて点検を行っているかどうかの確認は行っていない。

委託事業に係る内部統制の整備・運用については委託者が責任を負っている。実際に内部統制を整備・運用するのは受託者であるが、委託者としては受託者による内部統制の整備・運用状況を検証する必要がある。現状では、児童生徒の安全のリスクに事業者が適切に対処しているかについて、委託者としての検証が不十分であり、また、事業者による点検時間の架空請求、水増し請求の機会を与えることにもなりかねない。

### 【結果】

総合教育センターは、仕様書に点検実施状況の現地確認や点検報告書の提出を要求できる旨の規定を織り込んだうえで、定期又は不定期に事業者による点検実施状況を自ら検証するよう要望する。

③ 請求距離の端数処理方法の経済合理性について【総合教育センター】（意見）

【現状・問題点】

学習バス借上げ事業業務委託仕様書においては、事業者は10km未満の走行距離を10kmに切り上げて請求できることが定められている。これは国土交通省が発出している「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」に規定されている「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」にのっとりたものである。

⑤ 一運行当たりの業務料
1 計算方法
(2) 距離制運賃
走行距離に1km当たりの運賃額を乗じた額とする。ただし、10km未満の端数は10kmに切り上げるものとする。

出典：学習バス借上げ事業業務委託仕様書

しかし、単価は1km当たりで計算されているので、1km未満の端数を1kmに切り上げることについての合理性はあると考えられるが、10km未満の端数をあえて10kmに切り上げることの合理性については疑問が残る。国土交通省による一般貸切旅客自動車運送事業の新たな運賃・料金制度の公示の趣旨が安全コストを運賃・料金に適切に反映させることにあることを勘案するならば、強いて言えば、バス事業者の安全確保の取組のためのコストを補助する効果を期待することが考えられるが、それ以外に委託者側にとっての経済合理性は見出し難い。

次の表のとおり、平成30年9月分だけを見ても、走行距離の10km未満切上げによって事業者に対して10万円以上も追加的に支払っていることになる。仮に事業者が十分なコストをかけて安全確保のための取組を行っていなかったとしたら、端数切上げ分については、合規性違反はないとしても結果として公金が不当に流出していると考えられる。

【走行距離10km切上げに伴う追加支払の状況】

種別	実際走行距離	請求距離	差異	単価	端数切上げ分の金額
大型バス	16,181km	16,850km	669km	120円/km	80,280円
中型バス	4,413km	4,660km	247km	100円/km	24,700円
合 計					104,980円

出典：平成30年9月分業務完了報告書をもとに監査人作成

そのため、委託者である総合教育センターは、事業者が十分なコストをかけて安全確保の取組を行っているのか確認する必要がある。形式的に国土交通省の要領にのっとり事務を行っ



ていることをもって、総合教育センターが受託事業者による実際の安全確認の取組を検証・確認しなくても良いとする理由にはならないものと考えられる。

#### 【結果】

総合教育センターは、事業者からヒヤリングを行ったり、決算書や会計帳簿等を入手して閲覧・検査したりすること等により、安全確保のために十分なコストをかけているか評価するよう要望する。

### 8. 市立船橋高等学校における財務事務の執行状況について

#### (1) 概要

船橋市の次代を担う市民を養成する学校という創立の趣旨に沿って、普通、商業、体育の3学科を設置し、地域社会の要望に応えるよう努力するとともに、将来の船橋市や千葉県、日本を担う人材を育成する中核市の市立高等学校として、地域とともに歩み続けながら、更に発展していくよう努めている。また、充実した施設を利用して学習、部活動等に生徒の自主的な活動が行われている。教師と生徒、生徒同士のコミュニケーションづくりを重視し、伸び伸びとした雰囲気の中で、全人的な教育を行っていることが、全体の大きな特色である。また、市立高等学校の予算は、市立高等学校が自校の教育課題を検証し、能動的に教育活動を計画し、その予算を獲得するという予算面から見た自主性・自立性が確保されている。このため、教育職人件費や学校運営費等の事業以外に、学校施設管理費や施設整備費の事業に関する権限も委譲されている。

#### (2) 監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等(3E監査要点)の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。

##### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続(資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等)を実施した。

## ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 随意契約の根拠法令と理由の未記載について【市立高等学校】（意見）

#### 【現状・問題点】

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号では、随意契約によることができる場合として、請負その他の契約でその予定価格が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするときと規定されている。この規定を受け、船橋市契約規則第 25 条では、その規則で定める額は、次の区分に応じて定めるとおりとすると規定されている。

- (ア) 工事又は製造の請負 130 万円
- (イ) 財産の買入れ 80 万円
- (ウ) 物件の借入れ 40 万円
- (エ) 財産の売払い 30 万円
- (オ) 物件の貸付け 30 万円
- (カ) その他の契約 50 万円

平成 30 年度の市立高等学校における財務事務の執行状況を確認したところ、次の契約事例については、「契約明細書」の根拠法令欄には「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」との記載があるのみで、随契理由欄への記載もされていなかった。

#### 【根拠法令欄と随意理由欄への記載漏れの契約事例】

(単位：円)

支出命令番号	負担行為番号	摘要	支出命令金額
86934	84823	車検整備手数料として	417,928
55808	31408	樹木剪定業務手数料	291,600

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人作成

随意契約は、一般競争入札に比して手続が簡略であり、かつ、経費の面でも負担が少な

くて済むため、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮することができるため、随意契約により契約を締結する場合には、根拠法令と具体的な随契理由を明示したうえで、契約を締結する必要がある。

**【結果】**

根拠法令欄には、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号だけでなく、船橋市契約規則第25条等の該当する根拠法令の条項を記載するとともに、随契理由欄には、契約金額が法令で定める額を超えない等の具体的な理由を記載することを要望する。

**② 検査完了の口頭での報告について【市立高等学校】（意見）**

**【現状・問題点】**

船橋市契約規則第38条第1項では、契約の相手方が給付を完了したときは、当該契約に基づく給付の完了等の確認をするため必要な検査をしなければならないと規定されている。

平成30年度の市立高等学校における財務事務の執行状況を確認したところ、次の契約事例については、業務終了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者へ報告しなければならない（業務委託契約書第20条）と規定されているが、検査の結果は口頭で受注者へ報告しており、また、検査内容の記録もなかった。

**【口頭での検査結果報告の契約事例】**

（単位：円）

支出命令番号	負担行為番号	摘要	支出命令金額
65006	64453	学籍簿データ入力業務委託	248,400
66430	56720	プール循環配管修繕	702,000

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人作成

当該契約書では、受注者へ書面で報告することは義務付けられてはいないが、委託業務終了後の検査は、業務内容が契約書や仕様書等の内容に適合しているかどうかを確かめるものであり、検査の結果、不合格のものについては、受注者に対して完全な履行の請求や損害賠償の請求を行うためにも必要であることから、検査内容を記録することが必要である。また、検査内容の記録は、契約書及び仕様書のとおり履行されていることを確認したことだけでなく、具体的な検査内容をも記録することが必要である。

**【結果】**

業務委託契約において、受注者からの業務終了の通知を受けたときは、業務内容の報告に基づく完了検査の内容を記録し、検査の結果を受注者へ書面により報告する等し、完了した業務が契約書や仕様書等の内容に適合しているか確認することができる体制を整え

るよう要望する。

### ③ 契約書作成日付の遡及について【市立高等学校】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

支出負担行為は、地方自治法第 232 条の 3 において、支出の原因となるべき契約その他の行為と定義されており、支出の原因という言葉のとおり、予算執行の一連の流れの中で一番初めの行為となる。したがって、業務委託における支出に係る一連の手続の中では、契約を締結したときが支出負担行為のときに該当する。そのため、船橋市予算会計規則第 53 条第 1 項では、予算を執行しようとするときは、契約締結兼支出負担行為伺書により決裁責任者の決裁を受けなければならないと規定されている。

平成 30 年度の市立高等学校における財務事務の執行状況を確認したところ、次の契約事務については、検査日と請求日の間に相当期間の乖離があった。市立高等学校からは、いずれのケースにおいても委託業者からの請求が遅れたため、支払が遅延したとの回答があった。しかし、負担行為番号や契約番号は、会計年度による一連番号を付しているため、本件契約事務に関連する公文書に付された支出負担行為番号や契約番号からは、契約締結兼支出負担行為伺書と支出命令書は、同じタイミングで起案されているものとする。具体的には、委託業者からの請求が到着した 9 月になって、作成日を 4 月とした業務委託契約書を遡及して作成するとともに、契約締結兼支出負担行為伺書と支出命令書を同時に作成した結果、契約時に行うべき支出負担行為伺書を事後的に決裁しているものとする。

#### 【契約書日付の遡及作成の契約事例】

（単位：円）

支出負担行為決裁日	検査日	請求日	支出命令書決裁日	摘要	支出命令金額
4月1日	4月3日	9月3日	9月5日	学籍簿データ入力業務委託	248,400
4月12日	4月27日	9月4日	9月7日	プール循環配管修繕	702,000

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人作成

事務処理が過度に遅れることは許容されるべきではなく、前年度中に行うことができる予算の執行に該当しない準備行為については前倒しで取り組む等、年度当初の早い時期に事務処理を終えることができるように努める必要がある。

#### 【結 果】

支出負担行為を単なる形式的な手続とは捉えず、業務委託契約書の作成日は事実関係に沿った内容で適正に作成する等、関係法令を遵守した適正な契約事務を執行されたい。

#### ④ 支出負担行為伺書の誤記載について【市立高等学校】（意見）

##### 【現状・問題点】

平成 30 年度の市立高等学校における財務事務の執行状況を確認したところ、次の支出命令については、支出負担行為伺書の決裁日付より前に、支出命令書の決裁が行われていた。なお、市立高等学校からは、支出負担行為伺書の決裁日は、正しくは 10 月 1 日と記載すべきところ、誤って 10 月 4 日と記載した旨の回答があった。

##### 【決裁日の誤記載の契約事例】

（単位：円）

支出負担行為決裁日	検査日	請求日	支出命令書決裁日	摘要	支出命令金額
10月4日	10月1日	10月3日	10月3日	ソフトボール部部室修繕	183,600

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人作成

市立高等学校においては、起案者が起案日を記載した支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書を起案している。その後、決裁権限者の決裁は押印によって行われ、起案文書が決裁済みとなり、事務局職員が整理するときに決裁日を記載している。

支出負担行為と支出命令とは全く別の概念であるので、支出負担行為の決裁前に支出手続を行うことはできない。公金の支出については、厳正かつ確実な処理が求められていることから、それを確保するためにも、支出の手続の一番初めとなる支出負担行為は重要であり、誤記載が発生しないように文書主任等が審査し、適正な財務事務を執行することが必要である。

##### 【結果】

起案文書が決裁済みとなったときは、文書主任等が決裁に使用した帳票の所定の欄に記入漏れや誤記載がないか等を審査し、適正な財務事務を執行することを要望する。

#### ⑤ 支出負担行為伺書の様式について【市立高等学校】（意見）

##### 【現状・問題点】

船橋市予算会計規則第 53 条第 2 項では、契約を締結するときは、支出負担行為伺書（第 26 号様式）により決裁責任者の決裁を受けなければならないと規定されている。また、第 26 号様式としては、（その 1）支出負担行為伺書、（その 2）支出負担行為伺書（単価契約）、（その 3）支出負担行為伺書（単価契約物品）、（その 4）変更支出負担行為伺書、（その 5）継続支出負担行為伺書の 5 つの様式が制定されている。

平成 30 年度の市立高等学校における財務事務の執行状況を確認したところ、平成 29 年度以前に締結された長期継続契約に係る支出命令については、第 26 号様式（その 5）継続

支出負担行為伺書を用いていた。

【第 26 号様式（その 5）を用いている事例】

（単位：円）

支出命令番号	負担行為番号	摘 要	支出命令金額
7082	8437	第 1 パソコン教室機器賃貸借契約 4 月分	453,654
9363	7795	第 2 パソコン教室機器賃貸借契約 4 月分	277,214
9369	10852	第 3 パソコン教室機器賃貸借契約 4 月分	302,324
9371	10856	トレーニング機器賃貸借契約 4 月分	231,984
10397	12064	端末等調達及びネットワーク構築賃貸借 4 月分	442,638
10434	12116	成績管理システム賃貸借 4 月分	179,118
6511	7832	第 3 体育館体操器具リース 4 月分	3,880,116

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人作成

一方、平成 30 年度に締結された長期継続契約に係る支出命令については、第 26 号様式（その 1）支出負担行為伺書を用いていた。

【第 26 号様式（その 1）を用いている使用事例】

（単位：円）

支出命令番号	負担行為番号	摘 要	支出命令金額
23646	12118	エレベーター保守点検業務 4 月分	52,920
34312	10183	自動ドア保守管理業務委託	38,880

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人使用

市立高等学校からは、長期継続契約を締結した場合の支出負担行為の手続として、契約年度は第 26 号様式（その 1）支出負担行為伺書を用いており、契約締結年度の翌年度以降は第 26 号様式（その 5）継続支出負担行為伺書を用いている旨の回答があった。

船橋市予算会計規則では、第 26 号様式として支出負担行為伺書の様式をその支出負担行為の区分に応じてその 1 からその 5 までの異なる 5 つの様式を制定している。長期継続契約に係る支出負担行為をしようとするときは、当該支出負担行為が長期継続契約に該当するものである旨を明らかにするためにも、支出負担行為の区分に応じた適切な様式を用いることが必要である。

しかし、船橋市予算会計規則には明文の規定はないが、その運用面でのマニュアルである「長期継続契約の手引き」や財務会計システムの運用マニュアルでは、長期継続契約の初年度における支出負担行為の手続としては、支出負担行為伺書を使用する旨の記載がある。そのため、実際の財務会計システムによる支出負担行為の手続では、長期継続契約に係る支出負担行為の入力に際して、支出負担行為伺書の様式でしか書類が作成されないこととなっている。

## 【結果】

船橋市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に規定する契約に基づく支出負担行為の手続については、契約締結年度において、財務会計システムで支出負担行為伺書を作成する際に、その記載項目のひとつである「件名」欄の記載に当たって長期継続契約であることが分かるような文言（例えば、「長期継続」）を付与するなどの工夫をするよう要望する。

## ⑥ 概算払の精算遅延について【市立高等学校】（指 摘）

### 【現状・問題点】

船橋市予算会計規則第 70 条では、概算払をした債権金額が確定したときは、当該概算払を受けた者をして遅滞なく精算の手続をさせるとともに、精算書を作成し、証拠書類を添えて会計管理者に送付しなければならないと規定されている。

平成 30 年度の市立高等学校における財務事務の執行状況を確認したところ、次の概算払については、出張の帰着日から 2 ヶ月以上、精算の手続が行われていない。なお、市立高等学校からは、出張に係る旅行の手配を依頼している業者からの領収書の発行が遅れたことにより精算が遅れたとの回答があった。しかし、サッカー部ヨーロッパ遠征における航空運賃及び宿泊料については、領収書の一部が平成 30 年 8 月 29 日付けで再発行されてはいるが、渡航前に銀行振込にて支払済みであり、債権金額は確定している。また、男子バスケット・インターハイ引率における宿泊料の領収書日付は、平成 30 年 8 月 3 日と平成 30 年 9 月 12 日であり、領収書発行日から 1 ヶ月以上、精算の手続が行われていない。

### 【概算払の精算遅れの事例】

（単位：円）

出張日	精算日	摘 要	支出命令金額
7 月 20 日～29 日	9 月 28 日	サッカー部ヨーロッパ遠征	306,054
7 月 30 日～8 月 7 日	10 月 24 日	男子バスケット・インターハイ引率	275,440

出典：支出命令書及び契約締結兼支出負担行為伺書より監査人作成

船橋市予算会計規則第 67 条第 1 項では、資金前渡職員は、その目的を達成した後「速やかに」精算書を作成するとともに、精算書の作成後 7 日以内に決裁責任者の決裁を受けた後、「速やかに」会計管理者に送付しなければならないと規定されている。「速やかに」とは「可能な限りはやく」という意味であり、法令でこの言葉が使われるときは、訓示的な意味で使われる場合が多いとされている。一方、概算払について、船橋市予算会計規則第 70 条では、概算払をした債権金額が確定したときは、「遅滞なく」精算の手続をさせると規定されている。「遅滞なく」とは、「事情の許す限りはやく」という意味であり、合理的理由があればその遅れは許されるとされており、時間的即時性は「速やかに」よりも弱い。

しかし、出張の帰着日から2ヶ月以上、概算払の精算の手続が行われていない事務の執行状況を鑑みると、「遅滞なく」精算の手続が行われているとは認められず、業者からの領収書の発行遅れについても合理的な理由とは認められない。

#### 【結果】

概算払をした債権金額が確定したときは、当該概算払を受けた者は、遅滞なく精算の手続を実施されたい。

### ⑦ 薬品の在庫管理について【市立高等学校】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

薬品及び農薬の管理に当たっては、「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」、「毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日付け薬発第313号）」、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成12年1月11日付け文初高代501号）」が参考となる。

#### 毒物及び劇物取締法

第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

#### 毒物及び劇物の保管管理について

2 毒劇物取扱責任者の業務については、（中略）毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

また、毒物及び劇物の表示については、毒物及び劇物取締法第12条では、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されている。更に、この条文を踏まえ、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（四）では、「毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。」との通達がなされている。

市立高等学校では、平成29年度の監査委員による定期監査では、管理記録が整備されておらず、使用量及び在庫量が把握されていない旨が指摘されている。監査委員の指摘を受け、市立高等学校では、管理職を含め担当教職員と毒物及び劇物の適正な管理方法について検討し、薬品管理・点検表及び理科薬品使用簿を作成して適正に管理すること、古くからある不要な薬品の処分を行うこと、保管場所の鍵の管理と人事異動での引継ぎを適切に行っていくこととしている。



市立高等学校の現場視察においては、薬品管理・点検表及び理科薬品使用簿を作成するとともに保管場所である準備室の鍵の管理を行い、適正に管理していることが確認できた。しかし、毒物及び劇物を含む全ての薬品を鍵のかかる準備室に保管、管理しているのみで、毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他のものを貯蔵、陳列等する場所と明確には区分されて保管、管理されていなかった。また、市立高等学校では、古くからある不要な薬品の処分を行うこととしているが、現場視察においても、古くからある大量の使用見込みのない薬品を保管していることが確認できた。なお、薬品管理・点検表（平成30年度）において未使用に区分されている薬品は、次の表のとおりである。

【未使用に区分された薬品】

(単位：g)

分 類	薬 品 名	種 類	現 有 量
単体 非金属	硫黄他	4	920
単体 金属	アルミニウム他	11	2,510
Cl-塩及びハロゲン塩	塩化アルミニウム6水他	13	3,900
塩素酸塩	次亜塩素酸ナトリウム他	13	3,900
NO <sub>3</sub> -、NO <sub>2</sub> -塩	硝酸アルミニウム9水他	9	2,700
有機酸の塩	酢酸アルミニウム4水他	10	4,000
CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> 、HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> 塩	炭酸ナトリウム他	5	1,500
ケイ酸、ホウ酸、リン酸塩	ケイ酸ナトリウム他	6	2,400
O <sup>2-</sup> 塩化物	酸化カルシウム	8	2,400
S <sup>2-</sup> 硫化物	硫化鉄	1	400
重金属塩	ニクロム酸カリウム	1	400
OH-水酸化物	ソーダ石灰他	5	2,600
強酸	濃塩酸	1	100
強酸	濃硝酸	1	5(0)
強酸 NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> 塩	酸化アンモニウム	5	2,000
弱酸 NH <sub>4</sub> <sup>+</sup> 塩	クエン酸アンモニウム	4	1,600
有機酸	酢酸	15	6,000
芳香族酸	コハク酸	8	3,200
炭化水素	ヘキサン	7	2,800
アルデヒド、ケトン	アセアルデヒド	6	2,400
アルコール、エーテル	メタノール	13	5,200
エステル	酢酸エチル	4	2,000
指示薬検出	ニンヒドリン		600

出典：薬品管理・点検表（平成30年度）

市立高等学校からは、古くからある不要な薬品については、予算を措置して薬品の成分

検査等を実施し、少しずつ処分していく旨の回答があった。授業に用いられる薬品は担当教職員により異なるため、一定の期間でその使用が止まり、使用見込みのない薬品が累積的に増えていく傾向がある。薬品には様々な成分が含有されており、薬品の取扱方法を誤ると、怪我や環境汚染等の危険性があるため、薬品の処分は専門業者に委託し、速やかに処分する必要がある。

**【結 果】**

管理のための諸法令や文部科学省からの通知等に基づき、適正かつ安全な薬品の保管、管理を徹底し、使用の見込みがない薬品は速やかに処分されたい。

## Ⅲ-2 業務監査の結果

### 1. 「点検・評価」及びその対象事業等について

#### (1) 「点検・評価」の概要について

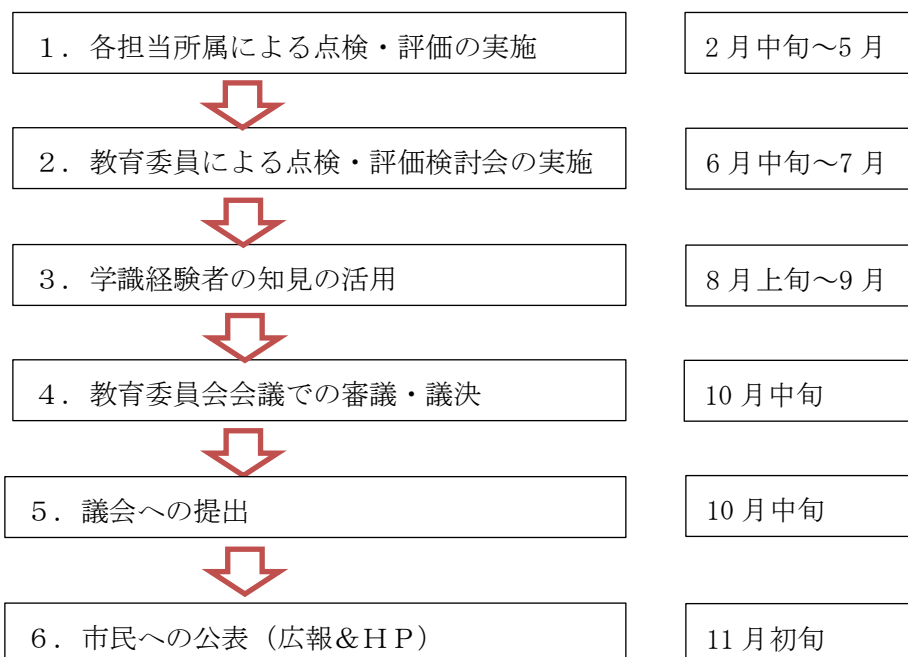
「点検・評価」とは、船橋市教育委員会が実施する「点検・評価」であり、「船橋の教育」に位置付けられている事務事業等の進行管理と併せて各施策を対象に「点検・評価」を実施している（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条）。

#### ① 点検評価の対象

- ア. 「船橋の教育」で重点とする施策及び事務事業
- イ. その他重要と考える事務事業

#### ② 「点検・評価」の方法

概ね、次の流れ及びスケジュールで「点検・評価」が毎年度、実施されている。



### ③ とりまとめ所管課

船橋市教育委員会管理部教育総務課

### ④ 「船橋の教育」の体系の概略

#### 船橋の教育目標

1. 地域の教育力の向上を図り生涯学習社会を実現する
2. 社会の中で協調し自立できる子供を育成する



#### 8つの基本方針

1. 地域の教育力向上を図ります
2. 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります
3. 豊かな心を育成し社会性を高めます
4. 健やかな体づくりを進め体力の向上を図ります
5. 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります
6. ニーズに応じた支援の充実を図ります
7. 安全・安心で質の高い教育環境を整備します
8. 市民の期待に応える教育体制を実現します



#### 25の推進目標



#### 施策 ⇒ 事務事業

### ⑤ 後期重点施策（3つのキーワード）

- |               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| <b>【未 来】</b>  | 子供たちや市民の未来を拓く教育を推進します。                |
| <b>【学 び】</b>  | 市民の誰もが生涯を通じて学びあうまちを目指します。             |
| <b>【つながり】</b> | 学校・家庭・地域社会がつながり、新たな地域コミュニティの構築を目指します。 |

## (2) 監査手続

「点検・評価」の実施プロセスや実施結果の効果を検証するために、外部監査の初期段階ではいまだ平成 30 年度の「点検・評価」が作成中であるため、まず、平成 29 年度の「点検・評価」の結果を各所管課の施策・事務事業ごとに検証した。次に、平成 30 年度版が事実上完成した段階で、その内容を閲覧し、各施策を推進する事務事業の評価結果等を検証した。

また、「点検・評価」における施策や事務事業が予算事業とどのように関連しているのかについて、市教育委員会の各所管課における認識を確認し、有機的な関連性の状況を確認した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 「点検・評価」の仕組みについて

#### ア. 施策の総合評価について【教育総務課】（意見）

##### 【現状・問題点】

「点検・評価」の仕組みにおいて、直接評価される項目は、「船橋の教育」の体系図のうち、最も細分化された単位である事務事業単位である。その事務事業の評価の手法を把握するために、各年度の「取組内容」の事実確認や「担当所属の所見」の記載内容をエビデンス（科学的証拠）に基づいて分析する監査手続を行った結果、まず、各施策を推進するために位置付けられた事務事業においては、その事務事業を評価するための指標の中で明記された活動を実施したかどうかを確認することにより、「A」（3点）～「D」（0点）が付与されていることが分かる。

次に、それらの複数の事務事業の評価結果をより上位の施策の評価に反映する手法は、各事務事業の評価の点数の平均点により、「A」（2.55 点以上（85%以上））～「D」（1.0 点未満（33%未満））のいずれかに位置付けられている。

「点検・評価」の評価の仕組みは、以上のようにその評価体系の最小単位である事務事業の評価を実施し、それらの事務事業を束ねる 1 つの施策の評価へと集約される。

ここで、施策の上位目標である推進目標や基本方針、更には教育目標に至るより上位概念の評価は、定量的にも又は定性的にも、明示的には実施されていない。仮に、複数の施策を束ねる推進目標を評価する手法を検討する際には、事務事業評価や施策評価と同様の

点数化によるランク付けと同様の手法が適切であるのか、逆に、各施策や推進目標の重要性の違いから、推進目標の評価の際に各施策の評価結果を他の施策の結果と同じ重み付けで単純合算等による評価を行うことはできないとする意見がある場合は、一定の見識であるとして条件付きながら同意せざるを得ない。

しかし、毎年度実施される法定の評価において、「船橋の教育」の確立した体系として位置付けられた「教育目標」⇒「基本方針」⇒「推進目標」⇒「施策」⇒「事務事業」の全体を評価するうえでは、細分化された末端の「施策」⇒「事務事業」だけでよいか、その上位概念の評価は、市民等の読者に暗黙のうちに委ねるということでよいかなど、疑問が残る。

結局、市教育委員会は「船橋の教育」で示した体系図がどのような目標値で、総合的にはどのように達成されているのかに関しては、教育行政として明示的には説明を行っていないものと考えられる。このような状況は、「点検・評価」の実施努力にも拘らず、市民へ教育行政の結果を分かりやすく説明する仕組みを構築することがいかに難しいものであるかを示している。

#### 【結果】

「点検・評価」の実施において、現在実施されている「施策」と「事務事業」の数値による評価に加えて、更に上位に位置付けられている「推進目標」、「基本方針」及び「教育目標」を総合的に評価する手法を常に研究し、数値による評価と文章による定性的な評価とを織り交ぜて市民に対してより分かりやすく説明する仕組みを構築するよう要望する。

### イ. 事務事業評価の手法の見直しについて【教育総務課】（意見：4件）

#### 【現状・問題点】

事務事業を評価するに当たり、その年度の「取組内容」の事実確認や「担当所属の所見」の記載内容を分析することにより、評価手法の問題点を次のとおり指摘することができる。

- i 施策における達成指標としてひとつの施策に複数の指標が設定されているが、それぞれの指標は、施策を実施したかどうか、その実施学校数や研修・会議・イベント等の実施回数などを目標値として設定しているため、アウトプットに関わる指標や目標値が主たる属性であると考えられる。そのアウトプット指標に対応する、各年度の「取組内容」を分析すると、それぞれの実施回数だけではなく、実施結果としての効果・成果などにも言及している指標が見受けられる。例えば、「基本方針3」⇒「推進目標1」⇒「施策1」の第4番目の指標（人権教室（小学校）及び人権作文（中学校）に取り組んだ学校数：指導課）に対して、事務事業の第5番目の「取組内容」には、次のとおりの記載がある。

- (i) 事務事業第5番目：「人権教育の充実：指導課」⇒「取組内容（全教育活動を通して、人権に対しての感性や人権への配慮が、態度や行動に表れるような人権感覚を

育成した。）」とあるように、「人権感覚を育成した」という成果に言及しているようにも見える。これに対して、「担当所属の所見」では、「各学校の校務分掌に学校人権教育担当が位置付けられている。人権教育全体計画、年間指導計画の作成が全ての小中学校で行われていることが確認できた。人権擁護委員協議会の人権作文や人権教室への取組に積極的であったため、」評価を「A」としている。評価は基本的にはアウトプット指標の達成度に評価の焦点を当てて評価しているが、一部、実施結果としての成果やその有効性にも触れて評価しているようにも理解できる内容である。

- (ii) なお、事務事業第4番目についても、次に示すとおり「実施回数だけではなく、実施結果としての効果・成果などにも言及している指標」の事例であると考えられる。

事務事業第4番目：「心の教育推進キャンペーン」の推進：指導課 ⇒ 「取組内容（心の教育推進キャンペーンのポスターや実践事例集を活用し、児童生徒の道徳性を育成した。）」とあるように、「児童生徒の道徳性を育成した」という成果に言及しているようにも見える。これに対して、「担当所属の所見」では、「学校訪問、要請訪問時にポスターの掲示や実践事例集の活用を確認することができたため、」評価を「A」としている。評価はアウトプットのみで評価の焦点を当てて評価しているものと考えられ、「取組内容」の記述との対応に整合性がないものとする。

- ii 「点検・評価」の体系に位置付けられている施策と事務事業には、1対多の関係にある施策も少なくない。そのように複数の事務事業を束ねる施策を総合的に評価する手法は前述したが、各事務事業の評価である「A」（3点）～「D」（0点）の評価はそのまま同じ荷重で数値的に合算してよいものであるかどうか、疑問である。現実には、施策の評価を行う際には、各事務事業の単位での評価結果は平等に合算され、平均化されて、それらの上位施策の評価として点数が付与され、その結果、「A」（2.55点以上（85%以上））～「D」（1.0点未満（33%未満））というレベルに位置付けられている。上記iと同じ事例で説明すると、施策の評価指標が4つであるのに対して、その施策を推進する事務事業は5つに分かれており、各指標と事務事業との対応関係を分析すると、達成指標の第1番目（学校訪問、要請訪問で道徳の授業について指導・助言した学校数：指導課）に対しては、事務事業の第1番目（各学校における道徳教育の実践への支援：指導課）と第4番目（「心の教育推進キャンペーン」の推進）の2つの事務事業が対応しているものと考えられる。その際に、他の3つ事務事業との関係で第1番目と第4番目の事務事業の荷重は平等でよいものか、疑問が残る。

平成29年度の事務事業評価を見ると、第2番目と第3番目は「B」評価であった。仮に、第1番目と第4番目の評価「A」が、施策評価への合算に当たって荷重が0.5であった場合、平成29年度の施策の総合評価は、「A」ではなく、「B」であった可能性がある。

iii 現在の「点検・評価」は、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの期間を前提に毎年度実施しているものである。その期間内に、施策における達成指標の個別の目標値を、実績が上回った場合、適時見直している課もあれば、見直していない課もあり、見直しルールが存在の有無も含めて不透明である。例えば、「基本方針3」⇒「推進目標1」⇒「施策1」の第1番目の指標（学校訪問、要請訪問で道徳の授業について指導・助言した学校数：指導課）については、平成29年度に実施した小学校の目標数（30校）を実績（39校）が超過したことから、平成30年度はその目標数を35校に変更している。その35校という目標数は小学校全校（54校）のうち、64.8%であり、適切な実施割合であるかについては判然としない。ちなみに、令和元年度の目標数も35校にとどまり、平成29年度の実施数（39校）や平成30年度の実施数（38校）よりも低く設定している。また、「基本方針4」⇒「推進目標2」⇒「施策1」の第1番目の指標（学校保健委員会の設置率と実施率：保健体育課）については、平成29年度の目標値に対して、平成29年度はその実施率が未達成であった。それに対して、平成30年度の実績では、実施率が81.5%と目標値を超過しており、評価が「B」評価から「A」評価に上昇している。しかし、令和元年度の目標値の実施率の目標値は、80%と見直しがなされていない。実施率80%という数値を維持する合理的な理由は読み取れない。

iv 「点検・評価」の制度を運用する際には、エビデンスとしての実績データを学校現場から入手する必要があるものも少なくない。その際に、「点検・評価」での指標の位置付けに関して、学校現場と意識を共有することが市教育委員会と学校現場の一体感の増進に資するものと考えられる。今回の外部監査において実施したアンケート調査においては、「点検・評価」の各施策や事務事業と学校で実施している学校評価等の内容との有機的な関連性を共有している学校が多いと評価するには至らなかった。

#### 【結果①】

「点検・評価」を閲覧する市民の適切な理解のためにも、施策の評価を行う各指標の内容と施策の内訳としての各事務事業の「取組内容」及び「担当所属の所見」との間には、指標の属性としてのアウトプット指標やアウトカム指標の峻別を踏まえた、首尾一貫した属性での事実認定・把握とその評価を実施するよう要望する。

#### 【結果②】

上位施策の評価に際して、下位の複数の事務事業を評価して点数化することは、評価の客観性の面では重要な手法であると考えられる。しかし、それぞれが単純に合算されて平均化される仕組みは、それぞれの事務事業が有する上位施策への貢献度等が異なるものと考えられるため、見直しを要するものとする。確かに上位の施策に対する各事務事業の貢献度を因果関係等により評価し位置付ける手法はその開発が容易ではないが、施策評価への総合化の過程で、各事務事業の位置付けを見直し、可能であれば、個別に荷重するなどの変更を加えるなど、施策の評価手法に工夫を凝らすことを要望する。



### 【結果③】

施策における達成指標の目標値に対して、実績数値が超過した場合、「点検・評価」のルールとして、目標値を見直すことを検討し、実際にも目標値を設定し直すか、据置きにするにしても、その据え置いた目標値に合理性があるかどうかに関する説明を明記するなどのルールを設定するよう要望する。なお、本年度の点検評価報告書を作成する過程では、このような意見の取り込みを独自に実施しているという報告を教育総務課から聴取した。

### 【結果④】

「点検・評価」を実施するに当たり、市教育委員会の各担当課は、その中で体系的に位置付けられている施策や事務事業の重要性について、各学校現場と意識を共有する必要がある、その効果の表れとして、学校現場で実施している学校評価における「学校教育目標」や9つの分野ごとの重点目標等に具体的に反映するなどの有機的な連携を推進するよう要望する。

## ウ. 予算事業との関係について【教育総務課】（意見）

### 【現状・問題点】

「点検・評価」の対象となる施策及びその下位の事務事業には、全く予算データが付与されていない。そもそも「点検・評価」で位置付けられている事務事業の設定手法には、予算における事務事業とのすり合わせが実施される仕組みが想定されていないものと考えられる。学校教育に関する監査テーマを設定して、事務事業の説明を市教育委員会に依頼した段階で、平成29年度の「点検・評価」の内容について教育総務課から説明を受けた。しかし、前述した「船橋の教育」の体系に沿った説明はあったが、一般会計の教育費という款の下位の科目である項及び目や予算事業との関係については、どのように関連するのか、又は全く関係なく評価対象の事務事業が設定されているのか、不明であった。全国的に実施されている法定の「点検・評価」の最小単位での対象である事務事業には、予算事業との直接的な結びつきがなく、毎年度、「点検・評価」がなされていたことが分かった。

一方で、地方公共団体の予算制度では伝統的に職員の人件費が事業ごとに割り振られたり、按分されたりすることなく、各款・項・目別の総務費の内訳予算に集計されている実態もある。今回の「点検・評価」の対象となっている事務事業に仮に予算事業との関連性を意識したコスト情報を付与する仕組みを構築するとしても、その事務事業に従事する職員の人件費は予算事業にも割り振られたり、按分されたりしていないため、予算事業とのすり合わせは現実的ではないものとも考えられる。

しかし、外部監査の初期の段階で予算事業との関連性を質問した結果、教育総務課は8つの基本方針のそれぞれに含まれる予算事業を特定し、それらの予算・決算の年度推移を把握する作業を行った。8つの基本方針は市教育委員会における重要なセグメントである

と位置付けることができるため、それらの重要なセグメント別に、予算と決算の対比や予算統制による決算の管理を行うことは、内部統制制度の試行を行っている船橋市にとっても、重要な管理手法のひとつであると考えられる。

## 【結果】

「点検・評価」における事務事業を予算事業との関連で対比分析することも重要であり、予算事業に比べて、より詳細な業務か、さらに細分化された活動レベルの事務事業である場合もあり、それらの異同を十分に認識する価値は高いものと考えられる。また、「点検・評価」における8つの基本方針ごとに集約された予算上の事務事業をセグメント情報と位置付けることは重要である。確かに、業務委託などの事業費が設定されている事務事業と職員人件費等を中心に実施される事務事業とが存在し、後者における直接のコスト情報は収集が容易ではないが、「点検・評価」における事務事業とそのセグメント情報としての予算事業との異同を常に意識して、「船橋の教育」を構成する「点検・評価」の事務事業に係るコスト情報を効果的に予算管理するよう要望する。

## ② 施設課所管の「点検・評価」について

### ア. 点検・評価項目の評価指標・効果測定の在り方について【施設課】（意見）

#### 【現状・問題点】

施設課所管の点検・評価項目として、「基本方針7」⇒「推進目標1」⇒「施策2：学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」に4つの事務事業が位置付けられている。それらの4つの事務事業に対応する指標が4つ設定され、そのうちの2つが、施設課所管の「トイレ改修工事件数」及び「学校のエレベーター設置工事数」である。これらの指標は、いずれもアウトプット指標であり、アウトカム指標に基づく効果測定が行われていない。

施設課としては、施設改修は予算措置上の制約が存在するため、施設改修件数を評価指標とすることについて必ずしも適切ではないとも考えている。施設改修の指標としては、現在のような施設改修件数を設定することも考えられるが、その場合は、本来施設改修が必要な施設が全体でどの程度の件数であり、そのうち当該年度までに改修することができた施設はどの程度であるかという進捗率とその目標値での評価を行うことも、読者にとって分かりやすく、より全体性を評価することにもつながるものと考えられる。

また、学校施設の利用者である児童・生徒やその保護者等の学校施設に対する満足度についてもアウトカム評価の指標として、重要な指標である。例えば、学校現場における児童・生徒やその保護者からの学校評価アンケート等では、施設整備の要望が学校の魅力のひとつの要素として位置付けられているものと考えられる。学校評価アンケートの中には、児童・生徒からのアンケートを実施し、回答結果を集計しており、また、アンケートの自由記載欄では、施設に対する満足度、整備要求及び要望を集約している。可能な範囲でこ

のような現場におけるアンケート調査を活用することも考慮する価値はあるものと考えられる。そうすることが、「点検・評価」の業務と現場における学校評価の業務を有機的に連携させる仕組みにもつながるものと期待される。

#### 【結 果】

「点検・評価」の実施における各事務事業に対応する評価指標の在り方として、単年度の施設整備の実施件数のみの設定に基づく評価ではなく、全体の施設整備計画に基づく達成度評価や児童・生徒等の施設に関する満足度評価という学校評価の実施により収集できるデータに基づく評価指標を設定するなど、より全体性の評価や学校評価との連携に基づく評価指標の設定に心掛けるよう、指標の在り方の見直しを要望する。

例えば、学校評価アンケートでのマイナス評価の件数を評価指標とすることも考えられる。そのマイナス評価であるクレームに対して、どのように対応し改善したか、その結果、マイナス評価の件数がどの程度減少したか等に関するデータを収集し、その指標の改善状況をモニタリングする仕組みを考案することもアウトカム指標のひとつになり得るものと考えられる。

### イ. 評価指標としてのトイレ改修工事件数について【施設課】（意 見）

#### 【現状・問題点】

アと同様の事案で、「基本方針 7」⇒「推進目標 1」⇒「施策 2：学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」の 4 つの事務事業に対応する指標のうち、「トイレ改修工事件数」について、毎年度の予算確保による工事の実施はアウトプットであり、その実施により施設の改修・修繕が成された件数の合計はアウトカムにつながる指標である。確かに、現在の指標はアウトカム指標に近似する指標として意味のあるものである。しかし、当該年度の予算の工事案件を目標として、その実施により整備された施設だけを成果とする指標の位置付けには違和感がある。なぜならば、実績である工事实施を評価する際の目標値は、全体計画の中の今年度の予算獲得の工事案件という位置付けではなく、予算を既に獲得している案件について、目標としているというものであり、予算を確実に執行していることだけを評価しているにすぎないためである。

当該年度の予算の確実な執行により、市立学校全体として必要なトイレ工事の目標値に対してどの程度達成されたかという中長期目標の件数が目標として位置付けるべきものと考えられる。その目標値に対する達成がなされるまでは、「A」評価ではなく、「B」評価であるという考え方も検討する必要がある。

#### 【結 果】

「基本方針 7」⇒「推進目標 1」⇒「施策 2：学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」の 4 つの事務事業に対応する指標のうち、「トイレ改修工事件数」は、単年度予算を目標値としており、その達成による評価を「A」としている。確かに、施設整備予算の制限によ

り、「トイレ改修工事」という事務事業に係る指標設置の難しさはあるが、単年度の予算の執行件数を目標とし毎年度「A」評価を前提としてこの事案の「点検・評価」を継続することは、施設整備を待つ他の学校の実情を考慮すると、「A」評価には違和感がある。まず、全体計画を示す説明責任があり、その計画に基づく全体の施設整備件数を目標とするなど、ストック（全累計）ベースの指標設定を検討するよう要望する。

#### ウ. エレベーター設置工事数について【施設課】（意見）

##### 【現状・問題点】

アと同様の事案で、「基本方針7」⇒「推進目標1」⇒「施策2：学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」の4つの事務事業に対応する指標のうち、「学校のエレベーター設置工事数」については、エレベーターは計画的な整備方針があるわけではなく、身体に障害のある児童・生徒の就学状況に応じて設置している。そのため、年度によっては工事が実施されないことがあり、その場合には評価が行われないこととなる。

しかし、そもそも身体に障害のある児童・生徒に対応する施設整備は、「学校のエレベーター設置工事数」だけでなく、スロープ、階段昇降機、多機能トイレ、昇降式洗面台、手すり、あるいは現場視察でも把握することができたが、棟ごとの移動の際の開放廊下の整備対策等々、バリアフリー対策の整備工事についても、目標の対象範囲に含めることも検討に値するものと考えられる。

##### 【結果】

「基本方針7」⇒「推進目標1」⇒「施策2：学校及び社会教育施設の改修・修繕の実施」の3つの事務事業に対応する指標のうち、「学校のエレベーター設置工事数」だけを指標の対象範囲としていることについて見直すことを要望する。

確かに、「エレベーター設置工事」は身体に障害がある児童・生徒にとって、垂直移動にとって重要な施設整備であることは確かである。しかし、その指標だけを評価指標とする必然性は強く感じられず、施設課の所掌工事の範囲でも、学校生活を円滑に送るために必要な施設整備としてバリアフリー工事に入るものは包括的に、「バリアフリー工事実施件数」等の指標を設置することも検討に値するものと考えられる。

#### ③ 学務課所管の「点検・評価」について

##### ア. 施策の目標と「船橋の教育」との関連性について【学務課】（意見）

##### 【現状・問題点】

点検・評価の対象とする施策及び事務事業のうち、学務課が担当所属として点検・評価を実施している施策「教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止」の施策の目標と施

策の達成指標は、次の表のとおりである。

【「教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止」の施策の目標と施策の達成指標】

区 分	内 容
基本方針	5 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります
推進目標	2 教職員の信頼性向上
施策	1 教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止
施策の総合評価	A
施策の目標	・校内モラルアップ委員会が活性化され、教職員のモラルの向上及び不祥事に対する意識の向上が図られるよう、各学校への指導・啓発を行う。また、個人情報取扱いについては、「個人情報取扱いの手引き」改訂版の配付や不祥事根絶研修会の実施により、教職員の意識改革を図る。
施策における達成指標	1 校内モラルアップ委員会によるボトムアップ型研修の実施 2 学務課職員による研修会の実施校数
施策に係る事務事業	1 校内モラルアップ委員会活動の活性化 2 教職員不祥事の対応と意識改革 3 学校における個人情報の管理

出典：『点検・評価報告書』より監査人作成

また、点検・評価の対象とする施策等は、「船橋の教育」で重点とする施策等であり、「船橋の教育」では、施策「教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止」における現状と課題は、次の表のように記載されている。

【「教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止」における現状と課題】

現状と課題	<p>教職員のモラル(士気)の向上を図るために、全校に校内モラルアップ委員会が設置されています。管理職から教職員へ指導するトップダウン型から、自らの職責を認識し意識の向上を図るボトムアップ型への取り組みが充実するよう各学校へ指導及び啓発を強化しています。</p> <p>教職員の不祥事防止については、これまで通知文や校長会議等を通して、繰り返し指導してきました。特に個人情報流出防止については「船橋市立学校における個人情報取扱いの手引き」「啓発ポスター」等を作成配付、個人情報管理点検カードの活用等を通して啓発に努めてきました。また、担当課職員の各校訪問による不祥事根絶研修会も実施してきました。</p> <p>引き続き、不祥事根絶を目指し、今後とも指導を継続・強化していきます。</p>
-------	--

出典：『船橋の教育』より監査人作成

『点検・評価報告書』での施策における達成指標としては、「校内モラールアップ委員会によるボトムアップ型研修の実施」と「学務課職員による研修会の実施校数」が位置付けられている。『点検・評価報告書』では、施策の総合評価は施策における事務事業の平均点（施策に係る事務事業の評価の合計点÷施策に係る事務事業数）で評価される。そのため、施策に係る事務事業である「校内モラールアップ委員会活動の活性化」「教職員不祥事の対応と意識改革」「学校における個人情報の管理」が計画どおりに遂行され、施策の目標達成に向けて十分効果が認められる場合には、教職員の懲戒処分事案が発生した場合であっても、施策の総合評価はAとなる可能性がある。

市所管課においては、評価の視点として教職員の懲戒処分事案の件数を参考にしており、教職員の懲戒処分事案が発生した場合は、結果的に施策の目標が達成できていないこと等から、教職員の懲戒処分事案の発生の有無を事務事業の評価に反映させている。なお、教職員の懲戒処分者数の推移等は次の表のとおりである。評価の視点として参考としている教職員の懲戒処分事案の発生件数は、平成 26 年度に 1 件、平成 27 年度に 3 件であり、対応する年度の施策の総合評価は、平成 27 年度はBとしている。

【教職員数と懲戒処分者数の推移表】 (単位:人)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
教職員数	2,640	2,653	2,656	2,692	2,698
懲戒処分者数	1	3	0	0	0
施策の総合評価	-	B	B	A	A

出典：市所管課作成資料より監査人作成

【懲戒処分者の年齢層別の推移表】 (単位:人)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
30 代	0	1	0	0	0
50 代以上	1	2	0	0	0
合 計	1	3	0	0	0

出典：市所管課作成資料より監査人作成

【懲戒処分者の学校種別の推移表】 (単位:人)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
小学校	0	2	0	0	0
中学校	1	1	0	0	0
合 計	1	3	0	0	0

出典：市所管課作成資料より監査人作成

【事案別懲戒処分者数の推移表】

(単位:人)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
体罰	1	0	0	0	0
個人情報の不適切な取扱い	0	1	0	0	0
その他	0	2	0	0	0
合 計	1	3	0	0	0

出典：市所管課作成資料より監査人作成

【種類別懲戒処分者数の推移】

(単位:人)

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
減給	1	1	0	0	0
戒告	0	2	0	0	0
合 計	1	3	0	0	0

出典：市所管課作成資料より監査人作成

船橋市においては、平成 28 年度以降、教職員の懲戒処分事案は発生していない。一方、文部科学省が実施した「平成 29 年度公立学校教職員の人事行政状況調査」では、都道府県及び政令指定都市の総計で、懲戒処分又は訓告等を受けた教育職員は 5,109 人であり、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント等の事案も発生している。市所管課においても、引き続き、不祥事根絶を目指し、教職員のモラル（士気）の向上を図る対策の継続・強化が必要である。

点検・評価の対象とする施策等は、「船橋の教育」で重点とする施策等であり、「船橋の教育」では、施策「教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止」における現状と課題では、不祥事根絶を目指すことが明記されていることから、「点検・評価報告書」における施策の目標は、「船橋の教育」と、より明瞭な整合性を持たせる必要がある。

【結 果】

「点検・評価報告書」における施策の目標は不祥事の根絶とするとともに、施策における達成指標についても不祥事の数値である懲戒処分者数を目標数値とする等、「船橋の教育」とより一層の明瞭な整合性を持たせることを要望する。

イ. 事務事業における点検・評価の文書化について【学務課】（意 見）

【現状・問題点】

点検・評価の対象とする施策及び事務事業のうち、学務課が担当所属として点検・評価を実施している施策「教職員のモラル（士気）の向上と不祥事防止」の施策に係る事務事業は、次の表のとおりである。

【「教職員のモラール（士気）の向上と不祥事防止」に係る事務事業】

事務事業名	H30 取組内容	担当所属の所見	H29 評価	H30 評価
校内モラールアップ委員会活動の活性化	学務課職員による研修会の中で、モラールアップの事例を紹介し、モラールアップ委員を中心に各校で実践させた。	モラールアップ委員会による活動が各校で定着しており、積極的な取組が見られた。よって評価をAとした。	A	A
教職員不祥事の対応と意識改革	学務課職員による研修会の中で、教職員不祥事の現状や、具体的事例を伝えた。	本年度も各校における不祥事根絶研修、講師や事務職員への研修、初任者や中堅教員への研修を実施し、意識を高めることができた。	A	A
学校における個人情報の管理	「個人情報取扱いの手引き」平成30年度改訂版や、「個人情報管理4つの約束」等のポスターを各学校に配付した。	教職員の情報管理に対する意識が向上しており、紙媒体の管理についても改善されつつあるため、評価をAとした。	B	A

出典：『点検・評価報告書』より抜粋

また、平成30年度に実施した事務事業を対象とした文書化の状況は、次の表に示すとおりである。

【事務事業における文書化の状況】

事務事業名	評価基準	文書化の状況
校内モラールアップ委員会活動の活性化	モラールアップ委員会による活動があった学校数	学務課職員による校長室訪問や教育長と学校長との面談等において口頭により聴取りを行い、その聴取内容から総合的に判断して評価しており、評価した根拠資料は作成していない。
教職員不祥事の対応と意識改革	不祥事根絶研修実施校において職員の意識が高められた学校数	研修に参加した教職員からのアンケート等はおらず、研修後の学校長からの感想をもとに評価しており、評価過程は記録していない。
学校における個人情報の管理	数による評価基準はない。	不祥事根絶研修の中で、情報管理のルールについてほとんどの教職員が理解していることを確認して評価しており、管理職場研修実施状況報告書以外の評価過程は記録していない。

出典：市所管課ヒヤリング等に基づき監査人作成



船橋の教育の進行管理は、主な施策及び事務事業について、計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Act)というPDCAのサイクルに基づいて行っている。しかし、事務事業の取組内容や実施状況を示す証拠資料が作成されていない。例えば、「学校における個人情報管理」事業においては、平成29年度はB評価、平成30年度評価はA評価と評価区分を変更している。平成29年度において、紙ベースのものが一時紛失するといった事例が数件起きていることからB評価とし、平成30年度においては、紙ベースのものが一時紛失するといった事例等が起きていないことからA評価としている。しかし、いずれの年度においても、結果を評価するための取組内容や実施状況を集計・評価した証拠資料が作成されておらず、市所管課が把握している紙媒体の管理事故の有無によってのみ評価されている。PDCAサイクルをより効果的に回すためには、事務事業の取組内容を文書化することが必要である。

**【結果】**

事務事業の取組内容の評価に際しては、取組内容や実施状況を集計・評価した証拠資料を作成して、集計及び評価の過程を文書化することを要望する。

**ウ. 施策における数値目標の明確化について【学務課】(意見)**

**【現状・問題点】**

点検・評価の対象とする施策及び事務事業のうち、学務課が担当所属として点検・評価を実施している施策「悩みを抱える教職員のための支援体制づくり」の施策の目標と施策の達成指標は、次の表のとおりである。

**【「悩みを抱える教職員のための支援体制づくり」の施策の目標と施策の達成指標】**

区分	内容
基本方針	5 教職員の力量を高め指導力を発揮できる環境をつくります
推進目標	3 教員が子供に向き合う体制の整備
施策	2 悩みを抱える教職員のための支援体制づくり
施策の総合評価	A
施策の目標	・学校現場での教育に関する悩み事相談のため、児童生徒・保護者及び教職員を対象とした相談業務を教育に関する経験が豊富な人材に委託する。
施策における達成指標	1 周知に向けた広報機会の数
施策に係る事務事業	1 教職員のカウンセリング

出典：『点検・評価報告書』より監査人作成

また、施策における達成指標の目標と実績の推移は、次の表のとおりである。

【達成指標の目標と実績の推移】

指標	H29		H30		R1 目標
	目標	実績	目標	実績	
周知に向けた広報機会の数	周知に向けた広報機会の数 ・3媒体 ・3機会	周知に向けた広報機会の数 ・3媒体 ・3機会	周知に向けた広報機会の数 ・3媒体以上 ・3機会以上	周知に向けた広報機会の数 ・3媒体 ・3機会	周知に向けた広報機会の数 ・3媒体以上 ・3機会以上

出典：『点検・評価報告書』

平成29年度の目標では、周知に向けた広報機会の数として3媒体・3機会とされ、平成30年度の目標では、周知に向けた広報機会の数として3媒体以上・3機会以上と変更されており、一見すると目標が上方修正されたように見受けられる。しかし、目標は3媒体「以上」・3機会「以上」であることから、平成30年度においても平成29年度と同じ広報機会の数である3媒体・3機会が実績であっても、目標値を100%達成することとなる。

P D C Aサイクルでは、結果を評価するための目標に対応した明確な数値目標がなければ、チェックの段階で課題の存在を把握できないため、P D C Aサイクルをより効果的に回すためには、目標に対応した明確な数値目標を設定することが必要である。具体的には、周知に向けた広報機会の数として3媒体・3機会が必要十分であり、既に目標を達成し、教職員が気軽に相談できる支援体制が整備されているとP D C Aサイクルにより評価している場合には、今後の目標を3媒体「以上」・3機会「以上」へと上方修正する必要はない。一方、教職員が気軽に相談できる支援体制が整備されていないとP D C Aサイクルにより評価している場合には、単純に今後の数値目標を3媒体「以上」・3機会「以上」へと上方修正するだけでなく、施策に係る事務事業「教職員のカウンセリング」の平成30年度における取組内容の改善の可否を検討する等、教職員一人一人が、子供や親との良好な信頼関係を築き自信をもって対応できるように、関係機関が積極的に関わる必要がある。

【結果】

施策に対してより明確な数値目標を設定するとともに、その評価に際しては、効率性、有効性及び必要性等の観点で評価することを要望する。

④ 指導課所管の「点検・評価」について

ア. 点検・評価項目の評価指標・効果測定の在り方について【指導課】（意見）

【現状・問題点】

指導課が所管する事務事業については、その多くで評価指標が「実施校数」、「開催回数」等のアウトプットデータのみとなっており、事務事業を実施することで達成すべき本来の目標が達成されたかどうか、例えば「〇〇教育の充実・推進」といった事業であれば「教育の効果があつたのかどうか」、「どの程度効果があつたのか」といったことについて科学的根拠データ（エビデンス）を児童生徒や保護者に対するアンケート調査等によって収集し、分析・評価している事例はほとんど見られなかった。

また、例えば「心の教育推進キャンペーン」の推進事業のように、そもそも具体的な達成指標が設定されておらず、評価の根拠が曖昧な事業も見受けられた。

参考：アウトプット評価の事例、評価根拠の曖昧な事例—道徳教育・人権教育の推進事業に係る平成30年度点検・評価結果

基本方針3 豊かな心を育成し社会性を高めます	施策の総合評価  <b>A</b>
推進目標1 道徳的実践力の向上と規範意識の向上	
<b>施策1 道徳教育・人権教育の推進</b>	
<b>施策の目標</b>	
<p>・道徳の時間においては、「私たちの道徳」や道徳研究委員会が作成している「指導資料」等を活用して児童生徒の道徳的実践力を育成する。道徳教育推進教師を中心に、児童生徒の心に響く授業ができるよう指導力の向上を目指す。いじめ防止や生命の尊重については、家庭や地域とともに教育活動を進めていく。〈指導〉</p>	

施策における達成指標

指標	H29		H30		R1目標
	目標	実績	目標	実績	
学校訪問、要請訪問で道徳の授業について指導・助言した学校数〈指導〉	小学校 30校 中学校 15校	小学校 39校 中学校 17校	小学校 35校 中学校 20校	小学校 38校 中学校 20校	小学校 35校 中学校 20校
映像教材を活用した学校数〈指導〉	全小中学校 (81校)	64校	全小中学校 (81校)	81校	全小中学校 (81校)
授業公開を行った学校数〈指導〉	全小中学校 (81校)	62校	全小中学校 (81校)	77校	全小中学校 (81校)
人権教室（小学校）及び人権作文（中学校）に取り組んだ学校数〈指導〉	設定なし	設定なし	小学校 10校 中学校 9校	小学校 44校 中学校 26校	小学校 40校 中学校 20校

施策に係る事務事業				
事務事業名	H30取組内容	担当所属の所見	H29 評価	H30 評価
各学校における 道徳教育の実践 への支援<指導>	新学習指導要領で示された「考え、議論する道徳」の授業改善の視点における指導助言や道徳科の評価の在り方について、学校訪問、要請訪問を通して行った。	平成30年度から道徳の教科化が始まったことを受け、授業改善の視点から指導助言や評価の在り方について研修会を実施することができた。各学校で授業研究が進み、道徳科の評価について共通理解を図ることができたため、評価をAとした。	A	A
「『いのち』のつながりと輝きを主題とした『いのちの授業』の教育課程への位置づけを奨励<指導>	各学校において、千葉県教育委員会作成の道徳教育映像教材を道徳科年間指導計画への位置付けを進めた。「いのちの授業」を教育課程を編成する際に位置付けるようにすすめた。	生命尊重を扱った「赤ちゃん講座」を積極的に行うことができた。千葉県教育委員会作成の映像教材「いのちがいっぱい」「思いやりの花が咲くとき」「お母さんのお母さん」等を道徳科年間指導計画へ位置付け、活用を啓発することができたため、評価をAとした。	B	A
道徳授業の公開<指導>	学校訪問、要請訪問、研修会等で、各学校において道徳授業の公開を推進するよう指導した。	小学校では全校で道徳科の授業を公開することができた。中学校では、85%の学校で授業参観時に道徳の授業を保護者、地域に公開することができた。中学校での公開授業が昨年度より増えたため、評価をAとした。今後もさらに保護者や地域への公開を進め、連携が図られるよう指導、助言する。	B	A
「心の教育推進キャンペーン」の推進<指導>	心の教育推進キャンペーンのポスターや実践事例集を活用し、児童生徒の道徳性を育成した。	学校訪問、要請訪問時にポスターの掲示や実践事例集の活用を確認することができたため、評価をAとした。	A	A
人権教育の充実<指導>	全教育活動を通して、人権に対する感性や人権への配慮が、態度や行動に表れるような人権感覚を育成した。	各学校の校務分掌に学校人権教育担当が位置付けられている。人権教育全体計画、年間指導計画の作成が全ての小中学校で行われていることが確認できた。人権擁護委員協議会の人権作文や人権教室への取組に積極的であったため、評価をAとした。	A	A
今後の施策の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科の授業を充実させるために、学校訪問・要請訪問等で基本的な授業展開について指導する。特に、学習指導要領で示されている「考え、議論する道徳」の視点における授業改善を図るとともに若年層教員の指導力の向上を図る。&lt;指導&gt;</li> </ul>				

出典：『点検・評価報告書』

事務事業については、実施すること自体が目的ではなく、実施することによって期待された効果を上げることが目的であることは言うまでもない。そのため、「実施したかどうか」、「どの程度実施したか」という指標ではなく、「効果があったのかなかったの

か」、「どの程度の効果があったのか」を測定するための指標を設定する必要がある。そのうえで、指標の目標値と実績値を比較して差異の原因を分析して次年度以降の改善策につなげていくというPDCAサイクルを回していくことでよりよい教育行政の実現が図られるものと期待される。

**【結果】**

効果測定のためには事業の対象者に対するアンケート調査の実施が考えられるが、効果の測定に資するようなアンケートの項目、実施方法、結果の検証方法について研究し、事業の効果測定のための指標として活用するよう要望する。

**イ. 小中一貫英語教育の推進事業について【指導課】（意見）**

**【現状・問題点】**

「小中一貫英語教育の推進」事業について、評価は「小中のそれぞれの教材を周知し、相互の指導内容を意識して授業展開できたことから、評価をAとした」ということである。しかし、これは評価者が小中学校の授業を参観する中で主観的に判断したものであり、客観的・定量的な評価基準にのっとった評価が行われているわけではない。

参考：小中一貫英語教育の推進事業に係る平成30年度点検・評価結果					
基本方針2 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります				施策の総合評価	
推進目標2 今日的な教育課題に対応する教育の推進				<b>A</b>	
施策2 小中一貫英語教育の推進					
施策の目標					
・小学校1年生からの英語教育、外国語指導助手（以下、ALT）や日本人コーディネーターなどの人的配置措置、小学校用の独自カリキュラムの作成などを通して、英語教育環境整備と英語指導法の工夫改善を進めることで、小中学校における英語教育の円滑な接続と英語教育の充実を図る。〈指導〉					
施策における達成指標					
指標	H29		H30		R1目標
	目標	実績	目標	実績	
小中一貫英語教育の推進〈指導〉	設定なし	設定なし	情報及び意見交換や相互授業参観など、小中連携に係る取組を15中学校区で実施する。	14中学校区で実施。	情報及び意見交換や相互授業参観など、小中連携に係る取組を15中学校区で実施する。
小・中・高等学校による交流授業〈指導〉	交流授業参加者を20人以上にする。	交流授業参加者7人	交流授業参加者を10人以上にする。	交流授業参加者18人	交流授業参加者を10人以上にする。

施策に係る事務事業				
事務事業名	H30取組内容	担当所属の所見	H29 評価	H30 評価
小中一貫英語教育の推進<指導>	小学校において、船橋市の English Curriculumによる授業を1年生から実施した。	小中それぞれの教材を周知し、相互の指導内容を意識して授業展開できたことから、評価をAとした。	A	A
小・中・高等学校による交流授業<指導>	市立船橋高等学校が実施した普通科国際教養コースの体験授業に、市内の中学生が参加した。	市内中学生18人が参加した。今後も英語発表会での市立船橋高等学校生徒による模範スピーチの機会に、高等学校の紹介の充実を図るなど、機会を捉えて体験授業について周知の強化に努めたので、評価をAとした。	C	A
今後の施策の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神田外語大学との連携により行った小中それぞれの英語教育実態調査の結果を今後の事業に反映させる。特に、英語教育における小中の円滑な接続に焦点を当てて取り組む。&lt;指導&gt;</li> <li>・ 次期学習指導要領の全面実施、先行実施の在り方を校長会、英語教育推進委員会などの場で協議し、円滑な導入や実施のため必要な準備を進める。</li> <li>・ 体験授業が平日開催であること及び国際教養コースという専門性のある授業内容であることで、年度ごとに、参加を希望する中学生の人数にばらつきが見られることから目標を10人以上と設定した。なお、今後も各中学校への周知努力をしていく。&lt;指導&gt;</li> </ul>				

出典：『点検・評価報告書』

一方で、点検評価の小中一貫英語教育の推進事業に関連して、予算事業である「英語教育推進事業費」においては、主に外国語指導助手（ALT）や日本人コーディネーター等の配置によって多額の予算が執行されており、非常に重要な事業であることは言うまでもない。このような事業の重要性を勘案すると評価基準の曖昧な定性的・主観的な評価では、公金を適切に使用したことを説明するには十分ではないと考えられる。

【英語教育推進事業費の年度推移】

（単位：千円）

事業番号/事業名	平成 28 年度 執行額	平成 29 年度 執行額	平成 30 年度 執行額
05213/英語教育推進事業費	296, 903	299, 547	320, 360

出典：教育総務課作成資料、平成 30 年度支出命令一覧より監査人作成

そこで、指導課に船橋市の小・中学校の英語教育推進事業の効果測定についてヒヤリングしたところ、「千葉県英語の学力状況調査<sup>注</sup>」において、英検 3 級以上相当の力がある生徒の割合が、県が 57.7%であるのに対し、船橋市は 64.5%であり、英語教育推進事業において小学校低学年から音声（聴く力、話す力）を重視した指導を行っていることの成果が表

れたものであると捉えているとのことであった。

【参考：千葉県英語の学力状況調査（英検 I B Aテスト）結果における中学 3 年生で 3 級程度以上の生徒の割合】

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
千葉県	42.1%	53.3%	57.7%
船橋市	47.0%	58.0%	64.5%

出典：指導課作成資料

調査の結果から読み取れる英語力向上という成果については、事務事業との間の因果関係について科学的に立証することは難しいかもしれないが、少なくとも、事務事業を実施したことの効果（アウトカム）である蓋然性のある客観的なデータであることは否定できないと考える。そのため、このような客観的なデータを点検・評価の達成指標として利用することは有用であると考えます。

注：千葉県教育委員会が、生徒の英語力の実態を調査・把握し、それを踏まえた指導を行うことで、各学校での英語教育の一層の充実を図るために、年度に 1 回（10 月第 2 週から 11 月第 2 週の間）実施する調査である。生徒の英語力に関する調査項目への回答方法は、英検 I B A を活用し、実際に 2 技能（リスニング、リーディング）の検査を行う。

#### 【結 果】

グローバル人材の育成という観点からの質的重要性、予算規模の金額的重要性を考えると、定性的・主観的な評価にとどまらず、客観的に評価できる定量的な指標の設定を要望する。例えば、英語教育の学力状況調査において定量的なスコアが確認できることから、これを点検評価の達成指標に織り込むことが考えられる。

### ウ. 理数教育の充実事業について【指導課】（意 見）

#### 【現状・問題点】

指導課においては、小学校児童の理科に対する興味関心を高めるとともに、学力の向上を図ることを目的として「学習サポーター派遣事業（理科の観察、実験をサポート）」という事業を実施している。これは、理科系大学の学生から希望者を募り、小学校の理科授業で観察・実験のサポートを重点的に行い、小学校理科教育の充実を図るものである。

参考：理数教育の充実事業に係る平成 30 年度点検・評価結果（指導課所管事業のみ抜粋）

基本方針 2 学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ります	施策の総合評価  <span style="font-size: 2em;">A</span>
推進目標 2 今日的な教育課題に対応する教育の推進	
<b>施策 3 理数教育の充実</b>	
<b>施策の目標</b> ・児童生徒の理科、算数・数学に対する興味関心を高めるとともに、学力の向上を図る。〈指導〉	

指標	H29		H30		R1目標
	目標	実績	目標	実績	
学習サポーター派遣校数(理科の観察、実験をサポート) 〈指導〉	現場小学校のニーズによる。	学校現場の要望の2校中2校	小学校での要望を調査し、要望のあった小学校へ派遣する。	学校現場の要望の2校中2校	小学校での要望を調査し、要望のあった小学校へ派遣する。

事務事業名	H30取組内容	担当所属の所見	H29評価	H30評価
学習サポーター派遣事業(理科の観察、実験をサポート) 〈指導〉	理科系大学の学生から希望者を募り、小学校の理科授業で観察・実験のサポートを重点的に行い、小学校理科教育の充実を図った。	現場の小学校では在籍する個別支援を要する児童へのサポートが急務となっており理科授業で観察・実験のサポートの要望が少なく、本年度の実施は2校であった。しかし要望のあった学校には配置できたため評価をAとした。	A	A

**今後の施策の方向性**

・児童の学ぶ意欲を育て確かな学力の向上を図ることを目的に、毎年市内全小学校に学習サポーターを派遣しているが、学校現場の実態として各学校・各学級に在籍する個別支援を要する児童のサポートが急務となっており、理科授業での要望の優先順位が低くなっている。また、一日に複数の学習サポーターを配置できる人員が確保できれば、理科専門の学生を配置して実験や観察の準備・片付け等で活用し、小学校理科教育の充実を図ることもできるものの、近年教職を目指す学生の減少が進み、学生の確保が難しいという課題もある。今年度は各学校の細かな要望や学習サポーターの活用の仕方、それに伴う効果を問うアンケートを実施し、今後の派遣の仕方について検討していくとともに、学習サポーターの人数を増やすために、大学での説明会の充実を図り、学校現場の需要と供給がバランスよく行われるようにしていきたい。〈指導〉

出典：『点検・評価報告書』

ところが、本事業は現場の小学校のニーズに適合しておらず、例年小学校からの派遣要望は2校程度と極めて少ない状況が続いている。

【理数サポーター派遣校数】 (単位：校)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象校数	54	54	54
要望校数	1	2	2
派遣校数	1	2	2

出典：指導課資料等に基づき監査人作成



本事業の達成指標としては、「現場小学校のニーズによる」という抽象的な目標を設定しており、実際の評価は、派遣要望校数に対する実際派遣校数の割合で評価している。そのため、例年、要望校数が極めて低い状況が続いているにも拘らず、達成率 100%でA評価となっている。平成 30 年度についても要望のあった 2 校中 2 校に派遣できたためA評価としている。

しかし、過去何年もの間、現場ニーズの低い事業を惰性的に続けていることに問題があり、理数教育の充実について、より現場ニーズに合った事業、全ての市立学校に受け入れられ、かつ、児童生徒の理科、算数・数学に対する興味関心を高めるとともに、学力の向上を図るという目的の達成に向けた効果が期待される事業を開発することが求められているものとする。

**【結果】**

形式的にA評価を付けて現場ニーズの低い事務事業を継続するのではなく、「理数教育の充実」という目的によりかなう事務事業を企画し、導入することを要望する。

**エ. スクールカウンセラーの配置事業について【指導課】（意見）**

**【現状・問題点】**

スクールカウンセラーの配置事業については、点検・評価においてアウトカム評価を実施している指導課では数少ない事例のひとつと言える。具体的には、各学校において学校評価の一環として実施している保護者アンケートにおいて、教育相談体制について 80%以上の保護者から肯定的評価を得ている学校の割合を達成指標としている。

参考：スクールカウンセラーの配置事業に係る平成 30 年度点検・評価結果					
基本方針 3 豊かな心を育成し社会性を高めます				施策の総合評価	
推進目標 3 生徒指導の機能の向上				<b>A</b>	
施策 3 学校教育相談体制の充実					
施策の目標					
・児童生徒の悩みを早期に学校が把握し、適切な対応をすることが問題行動や学校生活の不適應の解消に不可欠なことから、学校教育相談は生徒指導を推進していく上で重要な役割を持っている。そのため、学校における教育相談体制の整備、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携の強化、教職員の指導力の向上を図っていく。〈指導・総セ〉					
施策における達成指標					
指標	H29		H30		R1目標
	目標	実績	目標	実績	
教育相談体制の肯定的評価が80%以上の学校の割合<指導>	75%	74%	80%	75%	80%

施策に係る事務事業				
事務事業名	H30取組内容	担当所属の所見	H29 評価	H30 評価
スクールカウンセラーの配置 〈指導〉	年間43日配置している公立全小学校及び市立高校のスクールカウンセラーと、県が中学校に配置しているスクールカウンセラーを有効に活用することで、学校教育相談体制の充実を図った。	相談件数は増加しており、学校評価における肯定的評価も高かったため、評価をAとした。スクールソーシャルワーカーとは情報共有することで、連携することができた。	A	A
生徒指導担当者 の人材育成 〈指導〉	県主催の生徒指導、教育相談の指導者養成講座等の推薦研修に生徒指導を担当する教員を推薦し、専門的な知識等の習得と資質の向上を図った。	生徒指導、教育相談という分野で今後、リーダーシップをとるための知識やスキルを習得させることができた。千葉県教育研究会船橋支会生徒指導部の部長として、船橋支会の運営の中心的な立場で活動するとともに、生徒指導主事の中の相談役としてリーダーシップを発揮しているため、評価をAとした。	B	A
今後の施策の方向性				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育相談体制を充実させていくため、施策を継続するのみでなく、効果的な研修内容の検討やスクールカウンセラーと教職員・スクールソーシャルワーカーとの連携を強化していく。〈指導・総セ〉</li> </ul>				

出典：『点検・評価報告書』

しかし、スクールカウンセラーの利用の最近の実態としては、生徒や保護者による相談よりも、教職員による相談が多いことをスクールカウンセラー活動状況の調査結果や現場往査時のヒヤリングによって把握している。したがって、スクールカウンセラーの配置による効果、アウトカムの評価を適切に実施するためのエビデンスとしては、保護者アンケートの結果だけでは十分ではなく、教職員によるアンケート調査結果も活用することが適当である。

なお、現場往査を実施した学校の校長にヒヤリングの過程で、「スクールカウンセラーによるカウンセリングは週1回の予約制だが、すぐに予約が埋まってしまうため、スクールカウンセラーの週1回の勤務を週2回にしてほしい」という意見が聞かれた。また、指導課としても各学校に対するスクールカウンセラー活動状況等の調査によって現場のニーズは把握しており、平成30年度の調査では、8割を超える学校の校長が活動日数の増加を希望していたとのことである。

これらから推察されることは、確かにスクールカウンセラーを利用した人の満足度が高いのは事実かもしれないが、それゆえに需給のひっ迫が生じており、必ずしもカウンセリングを希望している児童生徒、教職員等に適時にカウンセリングの機会を提供できていない実態が少なからずあるものと考えられる。また、相談件数が増加していることから限ら

れた時間で対応しなければならないスクールカウンセラーへの負荷も相当程度かかっているものと推察される。

このような現状に対する指導課の対応状況としては、「今後ともより効果的なスクールカウンセラーの配置や活動日数について研究、要望をしていく」方針とのことであるが、現場の強いニーズに応えるための具体的な行動計画を確認することはできなかった。

#### 【結果】

スクールカウンセラーの増員や活動日数の増加のための施策について、例えば、小学校であれば市の予算確保、人員確保、人員配置等の計画、中学校であれば県との調整計画等について、具体的な行動計画を盛り込んだロードマップ（計画を時系列にまとめた行程表）等を早急に示すよう要望する。

### ⑤ 保健体育課所管の「点検・評価」について

#### ア. 学校給食に関する啓発の推進について【保健体育課】（意見）

##### 【現状・問題点】

保健体育課所管の点検・評価項目として、「基本方針4」⇒「推進目標2」⇒「施策2：食育の推進」に3つの事務事業が位置付けられている。それらの3つの事務事業のうちのひとつが、「学校給食に関する啓発の推進」事業である。

この「学校給食に関する啓発の推進」事業については、年1回開催される学校給食展で実施されたアンケート評価による満足度が高いこと及び減塩についての資料を3回発行することができたことをもってA評価としている。学校給食展のアンケート評価による効果測定は、①講演会、②食育ボランティア及び③食育実践発表の3項目において、回答が「大変良かった」「よかった」の割合を取組指標としている。確かに、学校給食展に参加した者の評価には意識の高い階層の評価として意義のあるデータであることは評価することができる。一方で、参加者の属性ごとのアンケート結果の評価手法や学校給食展そのものへの参加者数の増減とのクロス評価等も実施する意義があるものと考えられる。可能な限り、「学校における食育の指導体制と指導内容の充実を図る。」という施策目標にふさわしい評価手法や評価方法の開発にも意を用いる必要があるものとする。

##### 【結果】

保健体育課所管の点検・評価項目としての「学校給食に関する啓発の推進」事業を評価する指標として、実施するアンケート調査において項目や手法（参加者属性との回答結果のクロス評価等）を工夫し、成果との関連がより明確な指標の評価手法を開発するよう要望する。

## イ. 学校給食の充実について【保健体育課】（意見）

### 【現状・問題点】

保健体育課所管の点検・評価項目として、「基本方針 4」⇒「推進目標 2」⇒「施策 2：食育の推進」に 3 つの事務事業が位置付けられており、そのうちのひとつである「学校給食の充実」に対応する指標として「船橋の旬の食材を各月ごとに決めて学校給食に取り入れた学校数」が設定されている。

事務事業「学校給食の充実」の評価は、「船橋産の旬の食材を食べて知る日」という取組に 82 校全校が取り組んだことから A 評価としている。小・中・特別支援学校全校で、毎月「船橋産の旬の食材を食べて知る日」を設けるとともに、食材選定では、「①船橋産、②千葉県産、③国内産」の優先順位で積極的に地元農水産物を取り入れるよう努めているということであり、明確な視点をもって学校給食の食材の調達をしていることは評価することができる。

一方で、前々年度、前年度共に連続して達成率 100%で A 評価としているが、今後も継続して同様の取組指標が設定されている。ここで、取組指標の達成に向けて「船橋産の旬の食材」の調達手法等のプロセスの充実や改善に戦略的に取り組んでいる状況であれば、100%の達成率を確保した後も継続して同様の数値目標を設定する意義もあると考えられる。

しかし、当該事務事業については、「船橋産食材の 1 年」として各月に旬の食材が指定され、各校が毎月の「船橋産の旬の食材を食べて知る日」に当該食材を多く取り入れるという事実だけに基づき達成可能な指標であるとしていることから判断しても、「船橋産の旬の食材」の調達手法等のプロセスの充実や改善に戦略的に取り組んでいることが把握できない。また、当該取組指標はアウトプット指標と考えられ、「食育の推進」の施策を評価するアウトカム指標としての児童・生徒の満足度等の把握については、その効果測定が行われていない。

### 【結果】

保健体育課所管の点検・評価項目としての施策「食育の推進」に対する評価指標として「船橋の旬の食材を各月ごとに決めて学校給食に取り入れた学校数」が設定されているが、その施策「食育の推進」を評価する手法としては、学校給食の食材選定・食材調達手法の努力を評価の視点として取り入れることや地産地消の取組が児童・生徒の食育にどのような効果を上げているのか、アンケート調査を実施することなどを加味して、当該指標が 100%を達成した後の評価手法等を見直すことを要望する。

ウ. 「いきいきちばっ子ノート」の活用について【保健体育課】（意見）

【現状・問題点】

保健体育課所管の点検・評価項目として、「基本方針 4」⇒「推進目標 2」⇒「施策 2：食育の推進」に 3 つの事務事業が位置づけられている。それらの 3 つの事務事業のうちのひとつが、「いきいきちばっ子ノート」の活用」事業である。

この「いきいきちばっ子ノート」の各学校での活用率を実績値として集計しているが、活用の具体例を確認したところ、各校で児童生徒の実態から指導が必要と思われる食育上の課題について、効果的な資料となり得る部分をダウンロードし、学校栄養職員や担任教諭が授業にて使用することを想定している、という回答であった。

しかし、学校によって「いきいきちばっ子ノート」を使用する箇所が異なり、また、授業の主要教材として使用するのか、参考資料として使用するのか、宿題として使用するのかなど、活用の程度が各学校によって異なる実態が生じており、活用の定義が曖昧であると考えられる。このように、活用実態にバラつきがある中で、どのように活用率を集計しているのかを確認したところ、次の表に示すとおりであった。

【平成 30 年度 食育学習ノート「いきいきちばっ子」活用状況】

区 分		「いきいきちばっ子」を 1 度でも活用した			「いきいきちばっ子」を 1 度でも活用したことがない学校数
対象学校種	学校総数	授業で 1 度でも活用した学校数	授業以外で 1 度でも活用した学校数	課題や宿題で 1 度でも活用した学校数	
小学校	54	20	15	5	25

出典：保健体育課提出資料より一部監査人加工

上記の活用状況を示す一覧表によると、「1 度でも活用した」、「1 度も活用していない」をもとに活用率を集計しているが、前記のとおり、活用の定義が曖昧な状況で、1 度でも活用したことをもって、活用したものとして集計していることに問題があると考えられる。

次に、「いきいきちばっ子ノート」の活用の評価について、活用率の目標値、実績値及び評価の推移は次に示す表のとおりである。

【「いきいきちばっ子ノート」の活用率の目標値、実績値及び評価の推移】

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標	65.0%	80.0%	70.0%
実績	77.8%	64.8%	53.1%
実績/目標	119.7%	81.0%	75.9%
評価	A	B	B

出典：『点検・評価報告書』をもとに監査人作成

この表を見ると、年々、実績値が低下しているが、監査対象年度である平成 30 年度についても評価を「B」としている。確かに、「B」の評価基準には、「ほぼ計画どおり事務事業を遂行し、施策の目標達成に向けて効果があった。指標の目標値の 60%～85%未満の達成を目安とする」と規定しており、平成 30 年度は 75.9%で 60%～85%未満となっている。しかし、過年度から継続して実績率が低下している現状を見る限り、ほぼ計画どおり事務事業を遂行し、施策の目標達成に向けて効果があったという評価をすることには疑問がある。また、平成 30 年度の目標値そのものについては、前年度から 10 ポイント下げて 70%と設定されている。当該理由を確認したところ、着実に活用を促進することができることを目標とし、現実的な数値としたという回答であった。この点について、現実的な値として設定した目標値を実績値が下回ったのであるから、やはり施策の目標達成に向けて効果があったとすることには疑問がある。

#### 【結果】

保健体育課所管の点検・評価項目として、「基本方針 4」⇒「推進目標 2」⇒「施策 2：食育の推進」に位置付けられている 3つの事務事業のうちのひとつが、「いきいきちばっ子ノート」の活用」事業であるが、その「活用」の定義を再度見直す必要があり、また、活用状況の質問項目についても当該定義に即したものに直すことを検討するよう要望する。

なお、当該「活用」の定義等の見直しによって、現在の評価結果として「B」評価が「C」評価となるような場合には、他の事務事業評価に変更がない場合、施策 2「食育の推進」の評価における 3つの事務事業の平均点が 2.33 となるため、当該施策の総合評価が「A」ではなく「B」となっていたものと考えられる。

### エ. 危機管理課等市長部局及び学校現場との連携・評価について【保健体育課】（意見）

#### 【現状・問題点】

「点検・評価」において、「基本方針 7」⇒「推進目標 2」⇒「施策 1：安全体制の確立」に 2つの事務事業が位置付けられている。そのうち、東日本大震災の経験を踏まえて、「自助・共助を育む防災教育の推進（保健体育課）」が事務事業として設定されており、この事務事業に対する評価は「A」評価である。施策における達成指標は、「各学校における防災計画の見直しと作成率：保健体育課」と設定されている。

平成 30 年度における評価は「A」評価であった。平成 30 年度に行った取組としては、「取組内容」の記載によると、「教育委員会で作成した「震災時対応マニュアル」に基づき、各学校の立地等に応じた防災計画の見直しを行い、計画に基づく訓練を通じ防災教育を実施した」とされている。それに対する「担当所属の所見」として、「平成 30 年度も市立全校において「震災時対応マニュアル」に基づき、学校や地域の特性を考慮した防災計画を策定し、訓練等を通じて児童生徒に防災教育を実施することができた」ことで「A」評価

としたとされている。

危機管理課所管の地域防災計画が、東日本大震災の教訓を取り入れて大幅に改定されている（平成25年1月）。なお、市教育委員会に対応する箇所では、市立学校が宿泊可能避難所として指定され、避難所運営を組織的に実施されるよう、想定されている。また、避難所用として、備蓄倉庫が各学校に整備され、備蓄品目が準備されている。

市教育委員会の所管課である保健体育課としては、危機管理課と連携して、災害発生時及びその後の対応を取りまとめた「震災時対応マニュアル」のひな形を各学校に配付しており、それを受けて、各学校長は自らの責任で、立地の特性や地域住民との協力関係などを考慮して、その学校に合ったマニュアルを作成することとなっている。

各学校現場においては、概ね「震災時対応マニュアル」のひな形に記載されている内容を踏襲して、防災計画を見直し、学校安全計画を策定している。それらの内容について、学校現場往査を実施する過程で閲覧・分析すると、海の水門に近接する小学校や立地上、豪雨の被害を受ける学校などが、保健体育課から配付された「震災時対応マニュアル」のひな形の内容を的確に修正して、独自の災害対応マニュアルを作成して準備していると言いきれる学校ばかりではないことが分かった。

特に、東日本大震災の際に学校現場での児童の避難に係る対応が問題となった大川小学校の訴訟事例にもあるとおり、市教育委員会等が果たす役割が法的にも厳しく問われる可能性が高くなってきている。また、地震発生時の対応だけではなく、宿泊可能避難所となった学校がどのように運営され、適切に協力する方法について具体性をもって記載されているマニュアルを把握することは難しかった。また、教育再開計画そのものを具体的に準備している学校は、学校の現場往査では見当たらなかった。更に、「震災時対応マニュアル」のひな形に「応急教育計画の作成」が記載されているが、平時に防災教育を行う過程で、「応急教育計画」の内容の検討や準備が意識されていない。平時の防災訓練において、高所からの避難器具の取扱いを全て業者に任せていることから、発災時に高所からの避難を実際に指導することができる教職員が育っていないという現実も把握された。

## 【結 果】

「点検・評価」の策定には市教育委員会の担当所管課だけでは、施策や事務事業を的確に評価するための指標を設定することが必ずしもできるものではない。例えば、防災教育や応急教育の具体的な実施を平時から準備することが学校現場では求められている。市教育委員会の保健体育課は危機管理課と密接な連携をとり、学校現場での実態に合った防災教育や応急教育の具体化を検討し、学校が緊急避難所に指定されている現実の中で、発災時から教育再開までの一連のマニュアルを早急に整備されるよう要望する。

## 2. 学校評価の実施状況について

### (1) 概 要

#### ① 学校評価の概要

##### ア. 学校評価の経緯について

教育基本法は昭和22年に制定されたが、その後、教育を取り巻く環境が大きく変わったことから、平成18年に改正がなされた。改正後の教育基本法は「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育基本理念を明示した。

また、平成19年1月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」を初めとする教育3法の改正が提言された。

中央教育審議会において、これまでの審議の積み重ねの上に、教育再生会議の第一次報告も参考にしつつ、集中的な審議が行われ、答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」が取りまとめられたことから、国会審議を経て平成19年6月に学校教育法が改正された。

学校評価の実施は、小学校設置基準などにより従来、努力義務が課されており、平成18年3月には「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が示されていたが、改正された学校教育法においては、各種学校の目的及び目標の見直し等や副校長等の新たな職の設置などと並んで学校評価と情報提供に関する規定の整備が行われており、同法第42条で「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされ、学校評価の実施が義務付けられた。

平成19年10月には学校教育法施行規則において、i 自己評価の実施・公表、ii 保護者など学校関係者による評価の実施・公表、iii 自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられ、平成20年1月には文部科学省より「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」に代わる新たな「学校評価ガイドライン〔改訂〕」が示され、平成20年度より改正後の学校教育法に基づく学校評価が開始された。

さらに、学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、義務教育学校並びに小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校が発足することを踏まえ、小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を反映した「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」が示された。



## イ. 学校評価の現行制度について

学校評価は、子供たちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組であり、学校教育法第42条における「文部科学大臣の定めるところ」として学校教育法施行規則第66条以降において詳細が規定されている。

具体的には、同規則第66条において自己評価の実施・公表、第67条において保護者など学校関係者による評価の実施・公表、第68条においてそれらの評価結果の設置者への報告がそれぞれ定められている。すなわち、自己評価の実施・公表は義務付けられているが、一方で、学校関係者評価の実施・公表は努力義務として規定されている。

### 第66条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

### 第67条

小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

### 第68条

小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

出典：学校教育法施行規則

これらの規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）、専修学校（第189条）及び各種学校（第190条）にそれぞれ準用されている。

## (ア) 自己評価

自己評価については、学校教育法施行規則第66条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

出典：「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」

自己評価の実施の流れは以下のとおりである。

精選された具体的かつ明確な重点目標を設定



重点目標の達成に必要な取組等を自己評価の評価項目として設定  
評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定



(重点目標の達成を目指した具体的な取組を進める。)



学校運営に関する様々な情報・資料を、継続的に収集・整理



全教職員の参加により、組織的に自己評価を行う。その際、児童生徒・保護者を対象とするアンケート等（外部アンケート等）の結果を活用する。



自己評価の結果及び今後の改善方策について報告書に取りまとめる。



(学校関係者評価の実施)



自己評価の結果及び今後の改善方策について、広く保護者等に公表する。  
自己評価の結果及び今後の改善方策についての報告書を設置者に提出する。



今後の改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的な取組の改善を図る。

出典：「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」より抜粋

## (イ) 学校関係者評価

学校関係者評価については、学校教育法施行規則第67条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

出典：「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」

学校関係者評価の実施の流れは以下のとおりである。

学校は、保護者、地域住民、青少年健全育成関係団体など、学校と直接関係のある者を評価者とする学校関係者評価委員会を組織する。



学校は学校関係者評価委員会に対し、重点目標や自己評価の取組状況等を説明。



学校関係者評価委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員や児童生徒との対話を行う。



学校関係者評価委員会は、学校の自己評価の結果及び今後の改善方策、重点目標や評価項目等の在り方等について評価する。



学校関係者評価委員会は、その評価の結果をとりまとめる。



学校は、学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価の結果に基づく今後の改善方策を見直し、評価の結果と今後の改善方策を併せて報告書にとりまとめる。



学校は、(自己評価及び)学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策について、広く保護者等に公表する。  
学校は、学校関係者評価の結果及び今後の改善方策についての報告書を設置者に提出する。



学校は、改善方策に基づき、次年度の重点目標の設定や具体的取組の改善を図る。

出典：「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」より抜粋

### (ウ) 第三者評価

第三者評価とは、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

出典：「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」

第三者評価は、「学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりを進めていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図る」ことを趣旨とする。

第三者評価は、法令によって実施が義務付けられている自己評価や実施が努力義務となっている学校関係者評価に加えて実施する任意の評価である。「学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者」や「各学校と直接の関係を有しない者」によって行われる評価であり、任意の評価であることから、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行うなど、地域や学校の実情等に応じて、評価の実施体制は柔軟に対応する」ことができるものとされている。

## ② 船橋市における学校評価の取組状況について

船橋市では、指導課が各学校長宛てに通知文を出し、学校評価について次の i～iii の事項について、全校で確実に実施するよう要請している。

- i 自己評価及び学校関係者評価の実施と結果及び改善方策の公表
  - a. 教職員による評価と、児童生徒、保護者による外部アンケート等を活用し、自己評価を実施する。
  - b. 学校関係者評価委員会を組織し、学校関係者評価を実施する。
  - c. 自己評価及び学校関係者評価の結果と改善方策を、学校便りやウェブサイト等で公表する。
- ii 「いじめ防止等に対する取組」に関する評価の実施
  - a. いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況について評価する。
  - b. 学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- iii 「学校教育相談体制の充実」に関する評価の実施

各学校が実施した i～iii の評価結果の指導課への報告に当たっては、以下のような定型の様式を用意している。i の自己評価及び学校関係者評価の結果と改善方策については「様式1」を使用している。なお、様式1については詳細な記載例が示されているが、評価項目の在り方については特段指導課から指導することはなく、学校が任意に設定することになっている。また、ii の「いじめ防止等に対する取組」に関する評価の実施及びiii の「学校教育相談体制の充実」に関する評価の実施については「様式2」を使用して各学校における評価の実施状況を報告するよう要請している。

参考：指導課が各学校に通知した学校評価結果の報告様式

(様式1)

様式1(自己評価及び学校関係者評価)

平成〇〇年度 自己評価結果及び学校関係者評価結果報告書

参考 (学校番号 小・中 )

学校教育目標 ○相手のことを思いやり進んで協力できる子 ○よく考えて、進んで発表する子	○めあてを持って進んで運動する子	紙媒体は「長辺とじ」の「両面印刷」で提出願います	校長 ○ ○ ○ ○
---	------------------	--------------------------	------------

＜学校関係者評価委員会等の構成員＞

※該当する欄すべてに○印をつけ、下段に人数を記入してください(「その他」の欄には具体的に記述してください)

保護者	学校評議員	地域住民	青少年健全育成関係団体の関係者	接続する学校の教職員	その他
○	○			○ (◇◇小学校長)	○ (◇◇公民館館長)
2人	3人			1人	1人

【参考】船橋市後期教育振興基本計画 基本方針8「学校評価手法の改善」

評価の精度を向上させ成果と課題を正確に把握し学校経営の改善に役立てるために、学校関係者評価委員会に、接続する他段階(異校種)の学校教職員を加えるなど、評価手法の改善に努める。

＜公表の方法＞

※該当する欄すべてに○印をつけてください(「その他」の欄には具体的に記述してください)

	学校便り	学校のホームページ	その他
自己評価	○	○	保護者会で説明
学校関係者評価	○	○	

分野	重点目標	評価項目	達成・取り組み状況の評価	自己評価結果の考察に基づく今後の改善方策	学校関係者評価及び意見	自己評価結果と学校関係者評価結果を踏まえた今後の改善方策
教育目標	・道徳の時間の効果的な実践により、子供たちの思いやりの気持ちを育てる。 ・外遊びの奨励を行い、健康な体づくりを行う。 ・校内研修を充実させ、子供たちの言語力を育てる授業を創造する。	・道徳の時間が活用され、子供たち一人一人の思いやりの気持ちが育っている。 ・外遊びの時間が確保され、遊びの方法や内容が工夫されている。 ・校内研修により、子供たちの言語力を育てる学習過程が検討され、授業の改善が図られている。	・友だちに頼まれたら親切に対応する子供が増えた。一方、親切にされた時は感謝の気持ちを伝えるようにする指導が不足していた。 ・外遊びの実施計画を作成し、多様な集団遊びを楽しみながら運動するようになり、病欠が減ってきた。 ・言語活動を中心とした学習過程を工夫したことにより、子供たちの言語力が育てられてきた。	・担任が親切なことをした子や感謝の気持ちを言葉に表した子を皆の前でほめる。 ・今後、外遊びの効果を明らかにし、体育の時間での指導と関連させた指導に取り組む必要がある。 ・授業の質的な向上を図るために、指導案検討に時間をかけて授業研究の充実を図る。	・厳密な学校評価のもと学校経営のさらなる向上を目指して前進している。 ・授業の質的な向上を図るために、指導案検討に時間をかけて授業研究の充実を図る。	・取り組みの重点について、グランドデザインや学校だより、ホームページなどでお知らせするとともに、保護者会などでの話の中で、さらに伝えていく。

分野	重点目標	評価項目	達成・取り組み状況の評価	自己評価結果の考察に基づく今後の改善方策	学校関係者評価及び意見	自己評価結果と学校関係者評価結果を踏まえた今後の改善方策
教育課程・学習指導	・確かな学力を育成する教育課程の編成と言語活動を充実した授業の改善を行う。	・ドリルタイムを有効に活用し、基礎学力の向上が図られている。 ・個に応じたきめ細かな指導を積極的に行い、思考力の育成が図られている。 ・文章やグラフの読解に時間をかけ、読解した内容を説明する授業に改善されている。 ・子供たち同士で、話し合ったり、発表し合う活動が充実している授業が行われている。 ・掲示物は既習内容が分かり、今後の学習の手だてとなるように工夫されている。 ・ノートを活用方法を具体的に指導している。	・ドリルタイムの時間を確保し、算数の計算や漢字練習を中心に実施し、基礎学力の向上が図られた。 ・個に応じた指導が充実したことにより、子供たちは課題に対して自分なりの考えがもてるようになった。 ・課題解決に向けて、文章やグラフから読み取った内容を整理して、自分の考えをまとめ、分かりやすく表現できる授業に改善された。 ・授業中に、話し合う活動、発表する活動を意図的に設定したことにより、意欲的に自分の意見を発表する子供が増えた。 ・掲示物の作成に時間がかかったが、既習内容が分かりやすく構成できた。 ・授業で、考えを書く時間を十分に設けた。考えて表現する喜びを感じる子供が増えた。	・基礎学力の一層の向上を図るために、ドリルタイムを計画・実践する。 ・個に応じた学習指導に関しては、長期休業前と後に必ず打ち合わせの時間を設定して、思考力・判断力・表現力の一層の育成を図るために授業改善について検討する。 ・掲示物については、学級担任一人で学級の掲示物を作成するのではなく学年で協力したり、分掌で協力するなどの工夫を行う。 ・考えたことを分かりやすく発表する活動を学習過程に位置づけるなど、言語活動を一層充実させて言語力を育てる。	・学校で、授業についていけない子の支援を、お願いしたい。意欲のない子供が多いと思うので、小さな目標への達成を重ねるような補習をやったらどうか。 ・職員室前に子供が勉強できるスペースを作り、教師が質問に答えやすくする。 ・夏季休業中の補習やテスト前学習日を計画するなど、子供の質問に答える回数を増やしていく。	

組織運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちが充実した学校生活を送れるように、学校運営に関して明確かつ厳正な運営・責任体制を確立する。</li> <li>・校務分掌組織が分かりやすく、教職員一人一人が自分の分掌を理解して実践している。</li> <li>・教職員は、法令や通知文の内容をよく理解して、服務を厳正に行っている。</li> <li>・個人情報の管理を徹底して行っている。</li> <li>・学級経営が充実し、子供たちが学校生活を楽しんでいる。</li> <li>・会計マニュアルに則り、公金や徴収金は適切に処理されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校務分掌は、一人一役として役割分担を明確にしたため分かりやすかった。しかし、分掌の担当者が出張でない時は、誰が担当するのか不明瞭であった。</li> <li>・新しく制定された法令や通知文を打ち合わせで教職員に紹介したり、法令に基づいた服務の在り方について校内研修会を実施することにより、教職員の意識が高まった。</li> <li>・USBキー保管箱を設置した。電子データを校外で使用する場合は、管理職の了解を得た後にノートに記入するなど厳正に管理できた。</li> <li>・子供たちは「希望の登校、満足の下校」をしており、学校生活を楽しんでいる。</li> <li>・会計マニュアルに基づき校内体制を整備し適切に処理できた。</li> <li>・給食費の未納者が多く、有効な手段がとれなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の反省が生かされて、子供たちが充実した学校生活を送れるような学校運営について比較的良好な結果が出た。</li> <li>・来年度も学校運営に関して、なお一層明確かつ厳正な運営・責任体制を維持する。</li> <li>・校務分掌については、教職員の一人一役による役割の明確化は維持し、副担当者を付けて協力しながら分掌業務を行うなどの工夫を行う。</li> <li>・法令に基づいた、個人情報の保護について研修会を実施して教職員の個人情報の保護に関する意識を高める。</li> <li>・給食費の未納者については他校の事例を参考にして少しでも未納者を減らすよう努力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の相談や質問への対応が、職員によってばらつきがある。子供たちと先生方の関係が、かけがえのないものにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標申告や業績評価の面接時などでも確認していく。</li> </ul>
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導体制を確立し、生徒理解の深化と問題への適切な対応を図る。</li> <li>・基本的な生活習慣を育成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題行動等への生徒指導体制が整備され、機能している。</li> <li>・教育的な指導が整備され、機能している。</li> <li>・いじめを早期に見出し、早期対応が図られている。</li> <li>・子供たちは学校の規則を理解し、守られている。</li> <li>・家庭・地域・関係機関との連携が進められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導担当を中心とした組織が機能し、問題への迅速な対応ができた。</li> <li>・定期的な教育相談が有効であった。</li> <li>・スクールカウンセラーとの連携が有効に進められた。</li> <li>・いじめに関するアンケートと教育相談で、早期発見ができた。</li> <li>・遅刻は少なくなったが、服装面での違反が見られた。</li> <li>・不登校の子供については、関係機関との連携を一層進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導体制の一層の充実に向けて、教職員の迅速な情報共有の在り方と生徒指導上の危機対応の在り方を確立する。</li> <li>・不登校やいじめ等について、研修等をおとしてより一層効果的な対応策を考え、実践する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちの挨拶で、少し消極的な子が目立つようになった。どこへ行っても、誰と会ってもまずは挨拶で関係が始まること、最初の印象がとても大切であること、そしてなにより学校や地域で出会う人は何らかの形で世話になっているという認識を持たせたい。学校自慢の明るい挨拶が、いつまでも引き継がれていくことを願う。</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全計画に基づいた安全管理と危機管理体制の確立及び子供たちの危機対応能力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全点検が確実に実施され、子供たちに安全な学校環境が整備されている。</li> <li>・災害時、不測の事態を想定した適切な指導や避難訓練を行っている。</li> <li>・危機管理マニュアルが活用され子供たちは危機対応能力を身につけている。</li> <li>・安全に関して、家庭・地域・関係機関と連携を図り、適切に対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月安全点検しているが、点検項目が毎月同じなので、取り組む姿勢がやや形骸化している。</li> <li>・火事・地震・不審者の侵入などを想定した避難訓練を行う際、事前・事後指導を行った結果、子供たちの危機対応能力の向上がみられた。</li> <li>・危機管理マニュアルを教室に掲示して、子供たちも危機対応能力を身につけてきている。</li> <li>・保護者・地域の方がスクールガードを組織して、登下校時に通学路に立ち、子供の安全確保を行っている。また、教職員も校門で登下校の指導を行い、学校と家庭・地域の連携のもとに、子供たちの登下校の安全を確保している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の職員が点検を実施するなど改善を図る。危険箇所は早急に対応する。</li> <li>・避難訓練については危機管理マニュアルを活用して、教職員、子供たちの危機対応能力の向上に努める。</li> <li>・今後も子供たちの安全確保のために家庭・地域・関係機関との連携を密にしていこう。最近、新しい道路ができたので、通学路の見直しを行う。また学区地図を修正する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震など大災害が起きたときの、学校の対応について、しっかりとしているのか、保護者・地域への説明が不足している。</li> </ul>
保健管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画に基づいて子供の健康管理と心のケアの体制を整える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画に基づいて、子供たちの健康管理が行われている。</li> <li>・児童の病気やけがなど適切な処置を行い、家庭へ連絡している。</li> <li>・健康診断は、事前指導及び事後措置も確実に行っている。</li> <li>・子供の悩みを把握し、心のケアを行っている。</li> <li>・食に関する栄養・偏食・マナー等、食育に関する指導が充実している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画に基づいて、朝の健康観察をもとに、子供たちの健康管理を行った。</li> <li>・迅速かつ適切な処置と家庭への確実な連絡ができていた。</li> <li>・養護教諭と学級担任が連携して行った。また、管理職も立ち会い子供たちの健康管理に気を配ることができた。</li> <li>・栄養士とITによる授業を導入し、偏食や食の細かい子供への声かけを継続して行った。その結果、残菜が減少してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健計画は、毎年教師が作成し実施してきた。来年度の改善点として、保健委員会の活動を活性化するとともに、「保健」「健康」について、子供たちが考える時間を充実させ、「保健衛生」や「健康な生活」についての活動に取り組めるようにしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供が使用する石鹸を、液体石鹸に出来ないのか。</li> <li>・必要ところは切り替えていく。</li> </ul>
研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育課題に即して、専門職としての自覚と力量の向上を目指した校内研修を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修は学校の教育課題の解決が図られる研修内容である。</li> <li>・教科指導に関する研修により教師の授業力を高め、授業の改善が図られている。</li> <li>・学年ブロックでの研修は有効で、課題の解決が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科指導における授業改善の在り方や教育相談の方法など参考になる有意義な校内研修であった。</li> <li>・授業記録の取り方や学習過程の工夫など学んだ点が多く、授業の改善につながった。</li> <li>・学年ブロックでの研修は、子供たちの実態を考慮して取り組めるので有効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有意義な研修であったとの評価が多かったが、来年度は校内研修を一層充実するため、本校の教育課題を一層明確にして研修の方向や計画をより具体的に設定することに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>
保護者・地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会の期待や要望に応える連携体制をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・PTAとの連携はきちんと出来ている。</li> <li>・学校から保護者や地域への情報提供を適切に行っている。</li> <li>・子供たちの健全な育成のために「1000の所々二集会」を開き、参加者はそれぞれの立場で子供たちに期待し、子供たちの育成を図ろうとする熱意が感じられた。大きな成果が得られた。</li> <li>・保護者などの外部の教育力を活用している。</li> <li>・保護者や地域の方から寄せられた要望に適切に対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事や地域、PTAの行事などの様々な活動を通して、教職員や保護者、地域の人の交流に努め、言葉を交わすことにより気持ちが通じ、連携が深まってきた。</li> <li>・学校だよりや学年だより、ホームページなどを活用して情報提供を行っている。保護者から分かりやすく構成されているとの評価を得た。</li> <li>・「子供たちの言葉遣いが心配である」との意見が出されたので、この意見について話し合った。参加者はそれぞれの立場で子供たちに期待し、子供たちの育成を図ろうとする熱意が感じられた。大きな成果が得られた。</li> <li>・保護者や地域の方へアンケート調査を行い人材バンクを作成して、多くの方から協力をいただけた。</li> <li>・運動会時の音量が大きい、樹木が軒先にかかるなどの苦情があったが、すぐに対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、学校行事やPTA、地域の行事では、早めに教職員や保護者・地域の方々に参加していただくように案内する。また、教職員も積極的に、PTAや地域の行事に参加するように呼びかける。</li> <li>・ミニ集会では、テーマを事前に教職員、保護者、地域に知らせてミニ集会当日の話し合いが活性化するようにする。</li> <li>・外部の教育力の積極的な活用を図ってきたが、多分に単発的であったという反省がある。PTAや地域の方と年間計画を作成し、計画的かつ恒常的に継続できるように改善する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりなどに、家庭との連携が良くなった学校経営がでてきている。</li> <li>・ランドデザインの見直しと広報をさらに進めていく。</li> </ul>

特別支援教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>全教職員による特別な教育支援を必要とする子供の理解と指導・支援の協力体制をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内の特別な教育支援を必要とする子供への支援体制が整備されている。</li> <li>福祉交流の学習が計画的に行われている。</li> <li>特別支援が必要な子供の個別の指導計画及び教育支援計画を作成し、実践している。</li> <li>必要に応じて、医療・福祉などの関係機関との連携を適切に行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育コーディネーターを中心として、特別な支援を必要とする指導・支援体制が整備され個に応じた支援ができた。</li> <li>特別支援学級や敬老会と日常的に交流している。福祉のねらいが概ね達成された。</li> <li>計画され実践されているが、計画通りに実践できないときの修正が速やかに出来なかった。</li> <li>校内研修等により連携の仕方や在り方について理解を深めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の反省を生かし、校内の特別支援計画や支援体制を見直す。</li> <li>学級担任であった特別支援コーディネーターを来年度は校務分掌等に配慮しながら決めるなど、特別支援教育の推進に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援コーディネーターが誰なのか、子供や保護者に伝わっていないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内にポスターを掲示したり、保護者会で紹介するなど周知している。</li> </ul>
施設設備・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の有効活用と教育環境の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の使用は、留意事項を心得て有効に使用している。</li> <li>施設設備の点検を適切に行い、改善への努力を行っている。</li> <li>学習環境や生活環境を向上させるための整備を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>体育館、プールなどの施設の使用について、子供たちにも分かりやすく使用規定を定め、有効に活用していた。</li> <li>毎月の安全点検時に実施した。改善箇所については、出来ることから改善していた。</li> <li>学校で手に負えないところは市教委へ要望した。</li> <li>保護者や地域の方の協力を得て、学習環境や生活環境に目配り、気配りして整備できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備に対しては、保護者だけでなく地域の方からも苦情がある。学校で出来ることは限界があるので、引き続き市教委へ要望して修繕・改修を依頼する。</li> <li>学校の努力で修繕可能なものは、早急に対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委の対応を待たずに、学校沿いの歩道に飛び出している樹木の剪定を大至急するべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再度市教委へ要望していくとともに、おやじの会などに依頼するなど出来ることから対処していく。</li> </ul>

(様式2)

平成30年度 いじめ防止対策及び教育相談の充実に関する保護者アンケート結果報告書 (学校番号 小・中 )

【記入例】

様式2  
学校  
校長

1. 「いじめ防止等に対する取組み」に関する保護者アンケート結果

設 問	肯定的評価	否定的評価
1 学校いじめ防止基本法が公表され、学校のいじめ防止への取組を理解しているか。	%	%
2 学校は、アンケート調査を実施するなど、いじめの早期発見に努めているか。	%	%
3 学校は、いじめ防止に対して積極的に取り組んでいるか。	%	%
4	%	%
5	%	%
6	%	%

できるだけ、「いじめ防止」に特化した具体的な設問をする。

2. 「教育相談体制の充実」に関する保護者アンケート結果

設 問	肯定的評価	否定的評価
1 学校は、児童生徒に関する相談がしやすい体制ができている。	%	%
2 学校は、スクールカウンセラーに相談しやすい体制を作っている。	%	%
3	%	%
4	%	%
5	%	%
6	%	%

スクールカウンセラーの配置を踏まえた相談体制についての設問をする。

記入上の注意

- 「設問」は各学校の保護者アンケートの設問を記入してください。欄が不足する場合は、行を追加して構いません。
- 「肯定的評価」……「良い」「できている」「概ね良い」「概ねできている」など。
- 「否定的評価」……「悪い」「あまり良くない」「できていない」「あまりできていない」など。

出典：指導課作成資料

(2) 監査手続

学校評価に係る事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、次の監査手続を実施した。



- i 平成30年度の学校評価実施報告書を閲覧・分析し必要な質問等を行った。
- ii 市立学校への往査時において、校長や教頭等に必要な質問を行った。
- iii 学校評価の公表状況について、ウェブサイトや広報誌の閲覧を行った。
- iv 往査対象校に対して必要な照会を行った。
- v 所管課である指導課へ必要な質問を行った。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ① 自己評価の評価項目について【指導課】(意見)

##### 【現状・問題点】

自己評価の評価項目については、学校評価ガイドライン参考 2-1 において、「評価項目・指標等を検討する際の視点となる例」として学校運営における 12 分野ごとに例示されている。ただし、あくまで例示にすぎないものであり、各学校の特色に応じた取組を更に促進するため、重点目標等を達成するために必要な項目・指標等を設定することが重要であるとされている。

船橋市においては、指導課が各学校への学校評価実施依頼の通知文書の中で自己評価項目の記載例を示している。当該記載例は、ガイドラインの例示で示している学校運営における 12 分野を概ね網羅しており、分野ごとに重点目標、評価項目が具体的に例示されている。なお、指導課によると、当該記載例はあくまでも例示にすぎず、実際の評価項目の設定については各学校に委ねているとのことであった。

一方で、指導課は各学校に対して、自己評価に係る外部アンケートにおいて、「いじめ防止に対する取組に特化した具体的な設問」及び「教育相談体制の充実の一環としてスクールカウンセラーの配置を踏まえた相談体制についての設問」を入れるよう要求している。このことから、「いじめ防止に対する取組」と「教育相談体制」については事実上の必須項目になっていると言える。

しかし、各学校の「自己評価結果及び学校関係者評価結果報告書」を閲覧したところ、評価項目の設定として表 1 (177 頁以降) に記載のとおり、以下のような改善を図るべき事例が発見された。

- i いじめ防止の取組に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例
- ii 教育相談体制に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例
- iii 評価項目が少な過ぎて明らかに学校運営全般の評価になっていない事例

参考：評価項目が少な過ぎる学校の自己評価結果の事例

分野	重点目標	評価項目	達成・取り組み状況の評価
教育目標	質の高い学習指導の推進	基礎学力の充実	時間を守り確実に取り組ませている。
		授業内容の工夫	授業実践の相互参観を積極的に行う。

分野	重点目標	評価項目	達成・取り組み状況の評価
人権教育	全教育活動を通していじめを許さない心や態度を育てる。	いじめの早期発見に取り組んでいる。	教育相談等を通して、組織的対応を心がけている。
学習指導	生徒がわかる・できる喜びを獲得できる授業を進める。	子供は授業が楽しいと言っている。	授業研究を充実させ、よりよい学習活動の具現化に努めた。
		指導方法の工夫改善を図っている。	
生徒指導	人間的なふれあいを基盤として教育相談を深め生徒理解に努める。	悩みや相談に応じるとともに、保護者への連絡や意思疎通もきめ細かく行っている。	SCの協力を得て生徒理解に努め、集団生活における自己存在感をもてるように接している。
施設・環境	校内掲示物、教室環境等の美化・安全面について、定期的に確認する。	各教科で、教材・教具等を有効に使用し、使用後の整理や保管を適切に行っている。	教材・教具は、各授業で有効な使い方がされている。その保管については、整理することが必要である。
		施設・設備の点検を定期的に行い、適切な安全管理をしている。	老朽化に伴い、点検した結果を要望書という形で提出しているが、予算の関係から修繕までに時間のかかる場所がある。

出典：「平成 30 年度自己評価結果及び学校関係者評価結果報告書」（葛飾中）

ただし、前述のとおり、指導課においては評価項目の設定については各学校に委ねていることから、過去に評価項目の設定の在り方について問題点を認識したことはなく、学校に対して何らかの指導を行った実績もないとのことであった。

また、i 及び ii の事例については、指導課においては「様式 2」によって各学校が対応していることを確認していることから、特に問題として認識していなかった。しかし、「様式 1」の評価項目として設定されていない場合、各学校において実施状況を評価したうえ

で課題を認識し、改善策につなげていくというP D C Aサイクルの運用が担保されないという問題がある。

#### 【結 果】

学校運営の適切な評価に資する評価項目の設定の在り方について、指導課にて研究し、特に評価項目の設定方法について問題があると考えられる学校に対しては個別に指導するよう要望する。

## ② 自己評価の公表について

### ア. 自己評価結果の公表の有無に係る回答不備への対応について【指導課】（指 摘）

#### 【現状・問題点】

各学校の学校評価の公表状況について、指導課が実施している各学校への調査の回答（様式1）を閲覧した結果、自己評価の公表方法を回答する欄に「○」を付しておらず、公表の有無について回答していない学校が4校あった。そこで、指導課にヒヤリングを行ったところ、実際には当該4校はいずれも学校便りやホームページで自己評価結果の公表を行っていたという回答を得た。しかし、自己評価結果の公表の有無を適時に確認していたのであれば、当該4校に対して回答不備の修正を求めて然るべきところ、指導課ではそのような対応を行っていなかったことから、学校が自己評価結果を実際に公表しているかどうかの事実確認を指導課が適時に行っているという心証は得られなかった。

学校評価ガイドラインによると、設置者は各学校から提出された評価結果の報告書をもとに学校評価のP D C Aサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、必要な指導・助言を行うこととされている。ここで、自己評価の結果及び今後の改善方策について、広く保護者等に公表することは学校評価の基礎である自己評価のP D C Aサイクルの構成要素である。そのため、自己評価結果の公表が行われていない学校があれば、指導課は学校に対して適切な指導を行う必要があることから、その前提として、自己評価結果の公表の有無に係る事実確認を適時に行う必要がある。

参考：学校評価の在り方に関する指導・助言についての学校評価ガイドラインの規定

「設置者は、各学校から提出された評価結果の報告書をもとに、各学校の自己評価をはじめ学校評価が適切に行われたかどうかなど、学校評価のP D C Aサイクルが適切に機能しているかどうかを検証し、学校評価を通じた学校運営の改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う。」

出典：学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕

## 【結 果】

指導課においては、特に学校からの回答に不備があった場合には、学校が自己評価結果を実際に公表しているかどうかについて、口頭による確認のみではなく、学校便りやホームページ等を閲覧することによって事実確認されたい。また、指導課が求めている調査様式について、学校からの回答に不備があった場合には、適時に訂正版の回答を徴求されたい。

## イ. 自己評価結果の公表内容が不十分な事例について【指導課】（指 摘）

### 【現状・問題点】

各学校の学校評価の公表内容について、各学校のホームページの閲覧並びに現場往査を行った学校については学校便りの閲覧により公表内容を確認した結果、表 2（181 頁以降）に記載のとおり、学校は自己評価結果を公表していると回答しているものの、単に児童生徒や保護者に対するアンケート結果の公表にとどまっている事例が散見された。

ここで、学校評価ガイドラインによると、「自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する」とこととされている。したがって、児童生徒や保護者に対するアンケート結果の公表をもって自己評価結果を公表していると主張している学校については、学校評価ガイドラインが示している自己評価結果公表の水準を満たしていないことになる。

参考：自己評価結果の公表についての学校評価ガイドラインの規定

「自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、P.10「(1) 自己評価」に記述したように学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する。」

出典：学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕

指導課にヒヤリングを行ったところ、指導課ではそのような事実を把握しておらず、学校に対して特段指導を行っていないとのことであった。また、そもそも指導課では学校便り等の公表物を確認しておらず、学校が公表している自己評価結果の内容の確認を行っていないとのことであった。

## 【結 果】

指導課においては、各学校が公表している自己評価結果の内容を確認したうえで、自己評価結果の内容がガイドライン等に照らして不十分であると判断した学校に対しては、自己評価結果の公表内容を改めるよう指導されたい。

## ウ. 自己評価結果の公表方法を改善すべき事例について【指導課】(意見)

### 【現状・問題点】

学校評価の目的のひとつとして、「各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること」が学校評価ガイドラインに挙げられている。そこで、現在の児童生徒の保護者のみならず、地域住民やその学校への転校を検討している保護者など潜在的に学校と関わりを持つ可能性のある一般市民にまで、学校評価結果にいつでも容易にアクセスできる環境を整備しておくことが学校評価の趣旨にかなうものと考えられる。学校評価ガイドラインにおいても、学校のホームページを活用した情報提供については「積極的に利用することが望まれる」とされている。

そこで、各学校の学校評価のホームページによる公表状況について、各学校への調査の回答及び各学校のホームページを閲覧した結果、表2に記載のとおり、学校便りに掲載しているだけで、ホームページでは公表していない事例や、ホームページに掲載しているものの掲載期間が非常に短い事例<sup>注</sup>といった自己評価結果の公表方法を改善すべき事例が散見された。

指導課にヒヤリングを行ったところ、指導課ではそのような事実を把握しておらず、学校に対して特段指導を行っていないとのことであった。また、そもそも指導課ではホームページを閲覧して公表状況を確認していないとのことであった。

注：多くの学校では、学校評価結果のホームページによる公表方法として、学校評価結果が掲載されている学校便りをホームページにアップするという方法を採用しているが、新年度に入ると旧年度の学校便りはホームページから削除するという学校が散見された。学校評価結果が掲載されている学校便りがホームページにアップされるのは毎年2月頃であるため、このような学校では、結果として学校評価結果がホームページで公表される期間は2か月未満となってしまうことになる。

### 【結果】

指導課においては、自己評価結果を公表する趣旨に立ち返って、各学校が学校関係者・地域住民等に対して学校経営に係る説明責任を果たすために不相当と考えられる公表方法を採用している学校に対しては、より良い公表方法の在り方を指導するよう要望する。

### ③ 学校関係者評価について【指導課】（意見）

#### 【現状・問題点】

各学校の学校関係者評価委員会の構成員について、指導課が実施している各学校への調査の回答を閲覧した結果、以下のとおり学校関係者評価委員会の構成員について学校側が正しく認識していないと考えられる事例が散見された。

参考：学校関係者評価委員会の構成員について学校側が正しく認識していないと考えられる回答の事例

学校名	学校関係者評価委員会構成員
海神小学校	保護者 553 人、学校評議員 7 人
小栗原小学校	保護者 210 人、学校評議員 9 人、地域住民 17 人
金杉小学校	保護者 233 人、学校評議員 7 人、地域住民 20 人
法典東小学校	保護者 588 人、学校評議員 5 人、地域住民 3 人、青少年健全育成関係団体の関係者 1 人、接続する学校の教職員 1 人
小室小学校	保護者 235 人、学校評議員 5 人
宮本中学校	保護者 9 人 (626 人)、学校評議員 8 人、地域住民 3 人、青少年健全育成関係団体の関係者 1 人
海神中学校	保護者 710 人、学校評議員 8 人

出典：「平成 30 年度自己評価及び学校関係者評価結果報告書」をもとに監査人作成

このうち、現場往査を実施した海神中学校についてヒヤリングによる事実確認を行ったところ、保護者アンケートの回答人数を含めているとのことであり、他の学校についても同様であることが推察される。しかし、学校評価ガイドラインが示している学校評価の仕組みの中では、「アンケート等については、学校の自己評価を行ううえで、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するためのものと捉えることが適当であり、学校関係者評価とは異なる」ものとされている。

また、各学校の学校評価の公表状況について、指導課が実施している各学校への調査の回答の閲覧、各学校のホームページの閲覧及び現場往査を行った学校については現場でのヒヤリングにより確認した結果、保護者等の外部アンケートを学校関係者評価であると誤

って認識していると考えられる事例が散見された。

このような状況は各学校が、学校評価ガイドラインが示している学校評価の仕組み自体を正しく認識していないことの証左であり、学校関係者評価が適切に行われていない可能性があるため、指導課としては、各学校に対して学校関係者評価の在り方について正しい理解をするよう適切に指導する必要がある。

#### 【結 果】

指導課は、学校評価ガイドラインに準拠した学校関係者評価の在り方について、各学校に対して正しい理解をするよう適切に指導するよう要望する。

### ④ 第三者評価について【指導課】（意 見）

#### 【現状・問題点】

指導課としては、現状では、第三者評価の実施について各学校に対して何ら指針を提示しておらず、各学校が独自に第三者評価を実施しているかどうかについても把握していないとのことであった。

しかし、現場往査を実施した学校において学校評議員の名簿等の閲覧及びヒヤリングで確認したところによると、一部の学校においては、第三者評価の評価者の具体例としてガイドラインが示している「校長経験者や指導主事経験者など、学校運営に関与した経験のある者」や「PTAや青少年団体など学校と地域の連携に取り組んでいる団体の統括団体の役員など、学校と地域の連携に関する知見を有する者」を学校関係者評価委員会の構成員に加えることによって、「学校関係者評価と第三者評価の性格を併せもつ評価」が事実上行われているとも考えられる事例が見受けられた。

また、点検・評価では毎年大学教授等の学識経験者のレビューを受けているが、学校評価結果についても、併せて当該学識経験者にレビューを受けることによって、学校関係者評価とは独立した第三者評価を行うことも有用であると考えられる。

#### 【結 果】

指導課が主体となって、第三者評価のメリットと体制の整備・運用に当たっての課題を明らかにしたうえで、各学校に対して第三者評価の実施についての指針の提示に努めるよう要望する。

### ⑤ 学校評価結果の活用について【指導課】（意 見）

#### 【現状・問題点】

指導課においては、各学校より提出された「自己評価結果及び学校関係者評価結果報告書」を取りまとめ、学校評価結果の要約資料と全学校の「自己評価結果及び学校関係者評価結果報告書」の原本を教育委員会の事務局各課及び総合教育センターに供覧している。

ここで、現状の学校評価結果の要約資料は以下のようなA4紙面1枚のペーパーであり、自己評価及び学校関係者評価の実施の有無の集計と、学校評価結果から読み取れる事実の一部を簡単に紹介している程度の内容に終わっている。

参考：学校評価結果の要約資料

平成31年3月					
<b>30年度 学校評価の結果について</b>					
学校評価に関しては、平成20年度より自己評価の実施と結果の公表が義務化されたので100%実施されている。また、「船橋の教育」により平成26年度からは学校関係者評価とその結果の公表についても完全実施となっている。					
<b>1. 小学校（実施校）</b>					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
自己評価のみ	0	0	0	0	0
自己評価＋ 学校関係者評価	54校	54校	54校	54校	54校
<b>2. 中・高・特別支援学校（実施校）</b>					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
自己評価のみ	0	0	0	0	0
自己評価＋ 学校関係者評価	29校	29校	29校	29校	29校
<b>3. 全学校（実施校）</b>					
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
自己評価のみ	0	0	0	0	0
自己評価＋ 学校関係者評価	83校	83校	83校	83校	83校
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度からは実施、公表とも完全実施となった。</li> <li>・学校関係者評価委員会の構成員は学校評議員が兼ねている学校が多い。</li> <li>・公表については学校便等の文書やホームページ、保護者会や評議員会等での説明会で行っている。</li> <li>・道徳教育への取組の充実やS.Cの活用について肯定的な評価が増えている。</li> <li>・若年層教員の増加に伴う研修の在り方、働き方改革についての課題が増えている。</li> <li>・校舎の老朽化、若年層増加による指導力の向上に向けた取組み、また、高齢化に伴うスクールガードの減少について、課題をもっている学校が多い。</li> </ul>					

出典：30年度学校評価の結果について（平成31年3月指導課作成）

学校評価の目的のひとつとして、「各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、



その向上を図ること」が学校評価ガイドラインに挙げられている。市内 83 校の学校評価結果は学校経営の改善のために活用し得るデータの宝庫であると考えられるため、単に法に定められた制度への対応がきちんに行われているかという総括を行うだけではなく、学校評価結果について、例えば、テキストマイニング<sup>注</sup>の手法を活用した統計的なデータ分析を行うことで、科学的な根拠（エビデンス）に基づく改善施策を講じることが可能になることも考えられる。

また、各学校は、「他の学校がどのような学校経営を行っているのか」ということに興味を持っていることが学校現場の往査をする中で度々確認された。そこで、他校の事例を共有することで自らの学校の経営改善にいかされることが期待できるため、学校評価結果の分析結果については教育委員会の事務局各課や総合教育センターだけでなく、市内の全ての学校現場にも広く供覧すべきものであると考える。

注：テキストマイニングとは、文書形式のデータを品詞単位の単語に分解し、頻度を数えたり統計的な分析手法を駆使したりして文書全体を理解するための方法をいう。文書形式のデータを定量的なデータとして、数値データと同じように客観的に分析したり、分析結果を視覚化したりすることができるといった特長があると言われる。

#### 【結 果】

学校評価結果の取りまとめに当たっては、統計的なデータ分析を行う等、分析方法の在り方を研究し、学校経営の改善に資するような分析結果の提供に努めるよう要望する。また、学校評価結果の分析結果については、事務局各課及び総合教育センターにとどまらず、各学校にも供覧するよう要望する。

表 1：自己評価の評価項目について改善すべき事例の一覧

No.	学校名	いじめ防止の取組に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	教育相談体制に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	評価項目が少な過ぎて明らかに学校運営全般の評価になっていない事例
1	船橋 小学校			
2	湊町 小学校			
3	南本町 小学校			
4	宮本 小学校		✓	
5	若松 小学校			
6	峰台 小学校			
7	市場 小学校			
8	海神 小学校			
9	西海神 小学校			
10	海神南 小学校			

No.	学校名	いじめ防止の取組に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	教育相談体制に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	評価項目が少な過ぎて明らかに学校運営全般の評価になっていない事例
11	葛飾 小学校			
12	小栗原 小学校			
13	八栄 小学校		✓	
14	夏見台 小学校			
15	高根 小学校			
16	高根東 小学校	✓	✓	
17	金杉 小学校		✓	
18	三咲 小学校			
19	二和 小学校			
20	八木が谷 小学校			
21	八木が谷北 小学校		✓	
22	咲が丘 小学校		✓	
23	金杉台 小学校	✓	✓	
24	法典 小学校	✓		
25	丸山 小学校	✓	✓	
26	法典東 小学校			
27	法典西 小学校			
28	塚田 小学校			
29	行田東 小学校			
30	行田西 小学校			
31	前原 小学校			
32	中野木 小学校			
33	二宮 小学校			
34	飯山満 小学校			
35	飯山満南 小学校	✓	✓	
36	芝山東 小学校			
37	芝山西 小学校			
38	七林 小学校	✓		
39	薬円台 小学校	✓		
40	薬円台南 小学校			
41	田喜野井 小学校	✓		

No.	学校名	いじめ防止の取組に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	教育相談体制に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	評価項目が少な過ぎて明らかに学校運営全般の評価になっていない事例
42	三山 小学校			
43	三山東 小学校			
44	高根台第二 小学校		✓	
45	高根台第三 小学校			
46	高郷 小学校			
47	習志野台第一 小学校	✓		
48	習志野台第二 小学校			
49	古和釜 小学校			
50	坪井 小学校			
51	大穴 小学校	✓	✓	✓
52	大穴北 小学校			
53	豊富 小学校	✓		
54	小室 小学校			
55	船橋 中学校			
56	湊 中学校	✓		
57	宮本 中学校			
58	若松 中学校			
59	海神 中学校			
60	葛飾 中学校			✓
61	行田 中学校		✓	
62	法田 中学校			
63	旭 中学校		✓	
64	御滝 中学校			
65	高根 中学校			
66	八木が谷 中学校	✓		
67	金杉台 中学校			
68	前原 中学校	✓		
69	二宮 中学校		✓	
70	飯山満 中学校			
71	芝山 中学校			
72	七林 中学校	✓		

No.	学校名	いじめ防止の取組に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	教育相談体制に関する項目が自己評価の評価項目として設定されていない事例	評価項目が少な過ぎて明らかに学校運営全般の評価になっていない事例
73	三田 中学校			
74	三山 中学校			
75	高根台 中学校			
76	習志野台 中学校			
77	古和釜 中学校			
78	坪井 中学校			
79	大穴 中学校			
80	豊富 中学校			
81	小室 中学校			
82	船橋 特別支援学校	✓		
83	船橋 高等学校	✓		

(自己評価結果及び学校関係者評価結果報告書をもとに監査人作成)

表 2 : 自己評価結果の公表について改善すべき事例の一覧

No.	学校名	保護者等の外部アンケート結果を公表しているだけの事例	学校便り等に掲載しているだけで、ホームページで公表していない事例	ホームページに掲載しているが、掲載期間が非常に短い事例
1	船橋 小学校			✓
2	湊町 小学校			✓
3	南本町 小学校	✓		
4	宮本 小学校		✓	
5	若松 小学校			
6	峰台 小学校		✓	
7	市場 小学校	✓		
8	海神 小学校		✓	
9	西海神 小学校	✓		
10	海神南 小学校			✓
11	葛飾 小学校			✓
12	小栗原 小学校			
13	八栄 小学校			✓
14	夏見台 小学校			✓
15	高根 小学校		✓	
16	高根東 小学校			✓
17	金杉 小学校		✓	
18	三咲 小学校		✓	
19	二和 小学校	✓		
20	八木が谷 小学校			
21	八木が谷北 小学校	✓		
22	咲が丘 小学校			
23	金杉台 小学校			✓
24	法典 小学校			✓
25	丸山 小学校			
26	法典東 小学校	✓		
27	法典西 小学校	✓		
28	塚田 小学校		✓	
29	行田東 小学校		✓	
30	行田西 小学校	✓		
31	前原 小学校		✓	

No.	学校名	保護者等の外部アンケート結果を公表しているだけの事例	学校便り等に掲載しているだけで、ホームページで公表していない事例	ホームページに掲載しているが、掲載期間が非常に短い事例
32	中野木 小学校			✓
33	二宮 小学校		✓	
34	飯山満 小学校			✓
35	飯山満南 小学校		✓	
36	芝山東 小学校		✓	
37	芝山西 小学校		✓	
38	七林 小学校			✓
39	葉円台 小学校			✓
40	葉円台南 小学校			✓
41	田喜野井 小学校			✓
42	三山 小学校		✓	
43	三山東 小学校			✓
44	高根台第二 小学校		✓	
45	高根台第三 小学校			✓
46	高郷 小学校		✓	
47	習志野台第一 小学校			✓
48	習志野台第二 小学校		✓	
49	古和釜 小学校		✓	
50	坪井 小学校			✓
51	大穴 小学校		✓	
52	大穴北 小学校		✓	
53	豊富 小学校	✓		
54	小室 小学校		✓	
55	船橋 中学校	✓		
56	湊 中学校	✓		
57	宮本 中学校	✓		
58	若松 中学校			✓
59	海神 中学校	✓		
60	葛飾 中学校		✓	
61	行田 中学校		✓	
62	法田 中学校	✓		
63	旭 中学校	✓		

No.	学校名	保護者等の外部アンケート結果を公表しているだけの事例	学校便り等に掲載しているだけで、ホームページで公表していない事例	ホームページに掲載しているが、掲載期間が非常に短い事例
64	御滝 中学校	✓		
65	高根 中学校	✓		
66	八木が谷 中学校			✓
67	金杉台 中学校			✓
68	前原 中学校			✓
69	二宮 中学校			✓
70	飯山満 中学校	✓		
71	芝山 中学校	✓		
72	七林 中学校		✓	
73	三田 中学校			✓
74	三山 中学校		✓	
75	高根台 中学校			✓
76	習志野台 中学校		✓	
77	古和釜 中学校		✓	
78	坪井 中学校			✓
79	大穴 中学校		✓	
80	豊富 中学校			✓
81	小室 中学校	✓		
82	船橋 特別支援学校		✓	
83	船橋 高等学校			

(各学校ホームページ、学校便り等をもとに監査人作成)

### 3. 人事評価の実施状況について

#### (1) 概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）が平成 28 年 4 月 1 日付けで施行されたことに伴い、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事評価を定期的の実施するとともに、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが求められている。そのため市費負担及び県費負担教職員の人事評価については、職員の職務遂行過程において発揮される能力・意欲を評価する「能力評価」及び職員が校長の定める学校の教育目標を踏まえて職務上の目

標を設定し、その目標を達成するに当たり挙げた職務の実績を評価する「業績評価」により実施することが定められた。

人事評価の手引には、人事評価制度目的と評価方法について、次のように記載されている。

## ① 人事評価制度の目的

教職員一人一人の職務上の役割を明確化し、目標達成に向けて主体的に取り組み、そのプロセスを含めた結果が適正に評価されることにより、教職員一人一人の能力や資質の向上を図り、その評価結果を活用し、教職員一人一人の特性に応じた能力開発及び人材育成を行う。また、教職員一人一人の職務上の目標と学校教育目標（重点目標）とのつながりを明確化し、目標を学校全体で共有して教職員が協力し、意欲や連帯感を醸成し、学校組織の活性化を図る。

## ② 評価方法

市費負担及び県費負担の公立学校職員の教職員人事評価制度では、評価者は、評価対象者の職務に関し、評価の基礎資料となる把握した事実や指導・助言した内容を記録し、評価対象者が当該年度の「目標申告シート」に記入した目標の達成状況（業績評価）及び「職務能力発揮シート」による標準職務遂行能力の発揮状況（能力評価）を評価する。

「目標申告シート」による（業績）評価は、当該年度の学校教育目標（重点目標）と関連させて、評価対象者が果たすべき役割を踏まえて定めた目標の達成状況を項目ごとに評価し、評価は5段階の絶対評価により行う。また、「職務能力発揮シート」による（能力）評価は、標準的な職ごとに設定された標準職務遂行能力について、評価対象者が職務を遂行するうえで発揮した能力の程度を項目ごとに評価し、評価は5段階の絶対評価により行う。その後、業績総合評価と能力総合評価の結果を点数化し、職位に応じた比率の10分の1を乗じて算出した全体の評価点（上限5点）を基に、分布率の範囲内で総合評価を決定する。

## （2）監査手続

財務監査の諸要点及び経済性・効率性・有効性等（3E監査要点）の検証のために必要と認める次の監査手続を実施した。



### ① 財務監査実施の監査手続

財務監査を実施するために事務・事業に係る内部統制の整備・運用状況について統制上の要点等を設定して評価し、それを踏まえて、法令及び規則等、並びに各種契約等の内容に係る準拠性等を中心とした監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

### ② 3E 監査要点検証のための監査手続

監査対象である事務・事業の実施に係る経済性、効率性及び有効性、並びに公平性及び倫理性等の視点で監査要点を設定し、その監査要点を主として反証主義的に検証するための監査手続（資料閲覧、分析的手続、質問、現場視察、観察、資産等の実査・棚卸及び帳簿・証憑等関係書類の照合等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 観察・指導記録の様式の改訂について【学務課】（意見）

#### 【現状・問題点】

人事評価の手引によると、人事評価は能力評価と業績評価からなり、能力評価は、職員の職務遂行の過程において発揮されている能力及び意欲について公正かつ確実に評価し記録するものとされており、業績評価は、職員が校長の定める学校の教育目標を踏まえて自らの職務上の目標を設定しその目標を達成するに当たり挙げた職務の実績について公正かつ確実に評価し記録するものとされている。また、実際に評価を行うに当たっては、評価対象者の職務上の行動の把握を通して、評価対象事実を確定するため、評価対象者についての観察・指導記録等を作成して、日頃から評価対象者の職務をよく観察し、職務遂行の状況や達成の状況の把握に努めるとともに、評価対象者とのコミュニケーション等を大切に、必要な情報を収集するものとされている。

<「観察・指導記録」の様式のイメージ>

(例1)

No.		氏名	職名	教 諭	氏名	千葉 太郎	
No.	月日	把握した事実 (観察・指導事項)	指導・助言した内容等 (称賞・激励、指導・助言、対策等)	評価 項目	評価		
					業績	能力	
1							
2							
3							

(例2)

氏名	分掌等		
月/日	確認した事項 (称賞される行動) (改善することでよくなる行動) 等	月/日	評価者のとった対応 具体的な指導・助言等の内容 (称賞・激励、指導・助言、対策等)

上記の例以外にも

- ・授業観察のチェックリストを取り入れたもの
- ・授業だけでなく、その他の業務を含めたチェックリストを取り入れたもの
- ・各職員の申告内容を記載し、その内容に基づいて観察できるもの
- ・面談の記録を記入できるようにしたもの など

様々な工夫をすることが考えられます。各学校の実情に合わせて作成してください。

出典：『人事評価の手引』

人事評価の手引では、上記の例以外にも、授業観察のチェックリストを取り入れたもの、授業だけでなくその他の業務を含めたチェックリストを取り入れたもの、各職員の申告内容を記載しその内容に基づいて観察できるもの、面談の記録を記入できるようにしたもの等、様々な工夫をすることが考えられるため、各学校の実情に合わせて作成することとされている。

市立学校の現場往査では、市立高等学校や船橋特別支援学校において、各学校の実情に合わせた観察・指導記録が作成されていることを確認することができる。しかし、各学校において作成されている観察・指導記録は、校長の人事異動の範囲で共有されるにとどまっており、市立学校全校で共有されていない。観察・指導記録は、評価対象者の職務に関して把握した事実、指導・助言した内容等を記録した人事評価の基礎資料である。人事評価は、全ての教職員が納得する100点満点の正解やゴールはなく、より公正かつ確実に記録するために、観察・指導記録の様式は常により良い様式へと改訂することを心がける必要がある。

**【結果】**

観察・指導記録は評価対象者の職務をよく観察し、職務遂行の状況や達成の状況を公正かつ確実に記録するために作成されるものであることから、各学校で作成されている観察・指導記録の様式を収集し共有する等、観察・指導記録の様式をより良いものへと改訂することを要望する。

**② 多面的な授業評価について【学務課】（意見）**

**【現状・問題点】**

人事評価の手引では、「目標申告シート」及び「職務能力発揮シート」の各項目評価については、第一次評価者と第二次評価者がそれぞれ行い、各総合評価については第二次評価者が行うこととされている。また、人事評価の対象者は、原則として全ての教職員を対象としており、その評価体制は、次の表のとおりである。評価者は、評価対象者の個性、経験、能力等を十分に把握し、意欲を喚起させるような一人一人の特性に応じた指導・助言をすることが求められており、評価対象者の業務の達成及び職務の遂行状況を確認し、最終面談の後に、評価を行うこととされている。

**【評価体制（評価対象者と評価者の対応表）】**

評価対象者	第一次評価者	第二次評価者
校長	教育長が指定する者	教育長
副校長、教頭	職員の所属する学校の校長	
主幹教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭等	職員の所属する学校の副校長又は教頭	職員の所属する学校の校長
学校事務職員		

出典：『人事評価の手引』

民間企業において、部下からの360度評価を上司の人事評価に活用することは有意義はあるが、マネジメントを受ける側の部下が評価を行うことは、上司は部下の顔色をうかがって指導するようになり、厳しい指導を行いにくなる等の課題がある。

一方、教育現場において、授業の工夫改善を行うためには、授業を受けている児童生徒による授業評価を活用することは有意義である。実際に市立学校の現場往査では、担任の先生には知らせずに、児童からの担任の先生の評価を受ける仕組みを運用している事例（金杉小学校）を確認することができる。

確かに、児童生徒による授業評価には、好き嫌い評価に陥りやすい傾向があり、ときには厳しさも求められる教育現場において適正な評価が行われるか等の課題がある。そのため、児童生徒からの評価に加え、同じ学校内の他の教職員、保護者、学校関係者等の授業評価も取り入れる方法が考えられる。ひとつひとつの評価には視点の偏りがあるが、それらを組み合わせて多様な評価視点と方法を複合的・総合的に活用することで、より妥当性や納得性の高い授業評価となる。

#### 【結果】

同じ学校内の他の教師、児童生徒、保護者及び学校関係者等の多面的な授業評価を活用して授業改善を行う等、児童生徒の学力の向上に資する評価方法を検討することを要望する。

### ③ 目標申告シートにおけるチーム（集団）が行う業務について【学務課】（意見）

#### 【現状・問題点】

学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、子供に必要な資質・能力を育てていくためには、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を作り上げることが必要である。また、生徒指導等を充実していくためには、学校の機能を強化し、チームとしての学校の体制を整備することが必要である。さらに、チームとしての学校を実現していくためには、専門性に基づくチーム体制の構築、学校のマネジメント機能の強化、教員一人一人が力を発揮できる環境の整備の三つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。特に、教員が教育に関する専門性を共通の基盤として持ちつつ、学校の中の様々な教育活動をチームとして担うことが重要である。

学校教育は、組織として協働で営まれるものであり、個人が行い達成する業務とチーム（集団）が行い達成する業務を明確に区分することができる。組織の一員として業務を遂行していくには、個人及びチーム（集団）としてそれぞれの責任と義務があり、チーム（集団）として他者とどれくらい協働し、チーム（集団）に貢献できるかが大切であり、個人としての目標を明確に設定するとともに、チーム（集団）としての目標を明確に設定する必要がある。

市立学校では、人事評価の手引等に基づいて評価が実施されているため、教職員個人を対象に評価が実施されている。しかし、市立学校の現場往査では、人事評価の制度の課題等について校長等と議論する際に、評価の数値化に対するアレルギーと共に、個人を対象

とする人事評価の限界に関しても理解を示す校長等を確認することができる。

学校では、集団としての活動が大きな位置を占めることから、チーム（集団）としての活動を適切に評価する必要がある。

#### 【結 果】

今後は、学年・教科等の目標と担当業務内容との関連をより明確化し、より適切な目標を設定する等、学校の組織的な取組と個々人の取組が連鎖し、組織力の向上と教職員の資質向上につながることを要望する。

## 4. 教職員の労働時間の管理について

### (1) 概 要

#### ① 教職員の労働時間の把握について

各学校での教職員の勤怠管理について、出勤した教職員は、従来から勤務実態記録簿に勤務開始時刻と勤務終了時刻を記載し、勤務時間を超えたときは、超過勤務時間を記載している。各学校の校長は、勤務実態記録簿を毎日確認できるよう管理することとなっている。なお、令和元年12月1日からは、勤務時間開始時と勤務終了時については、ICカードを用いた記録が導入されている。

勤務実態記録簿は月単位の様式になっており、教職員は翌月の勤務日の初日に勤務実態記録簿に必要な事項を記載し、校長に提出する。勤務実態記録簿への主な記載事項は「出勤時刻」及び「退勤時刻」の他に、日ごとの「超過勤務時間」、「月当たり超過勤務時間」及び「主な業務内容」があり、「主な業務内容」は「1」から「5」までの番号に「○」を記入する運用になっており、「1」は校務分掌事務、「2」は学習指導業務・教材研究、「3」は教育相談・生活指導、「4」は部活動指導、「5」はその他とされており、その他については括弧内に業務内容を簡潔に記入することになっている。

#### ② 労働時間の把握後の校長の対応について

校長は、教職員から提出された勤務実態記録簿を確認し、教職員の勤務状況を把握し、教頭と共に勤務実態記録簿に押印する。

校長は、教職員の「月当たりの超過勤務時間」に応じて、以下のとおり対応する。

まず、月当たりの超過勤務時間が80時間を超えない教職員については、経過観察とする。

次に、月当たりの超過勤務時間が80時間以上100時間未満の教職員については、校長は面接指導を行い、健康状態及び超過勤務時間の内容を把握し、勤務状況の改善を図る。

校長は、勤務実態整理簿に必要事項を記載し、毎月 10 日までに学務課へ写しを提出し、経過観察とする。勤務実態整理簿への主な記載事項は「氏名」、「超過勤務時間」、「主な業務内容」、「面接実施日」及び「備考」がある。

更に、月当たりの超過勤務時間が 100 時間以上の教職員については、校長は面接指導を行い、健康状態及び超過勤務時間の内容を把握し、勤務状況の改善を図るとともに、産業医による面接指導を希望するかについて確認する。併せて、校長は、勤務実態整理簿に必要事項を記載し、毎月 10 日までに学務課へ写しを提出する。

教職員が産業医による面接指導を希望しない場合には、経過観察となる。教職員が産業医による面接指導を希望する場合は、学務課へ該当教職員の氏名、健康状態等を連絡し、学務課は、産業医による面接指導の実施日時について、校長に連絡する。その後、産業医による面接指導が実施されると、校長は産業医が作成した報告書をもとに、面接指導に関する報告書を作成し、学務課に提出し、経過観察とする。

### ③ 市教育委員会の超過勤務教職員に対する対応について

上記②に記載のとおり、学務課は校長から勤務実態整理簿及び面接指導に関する報告書の提出を受け、産業医による面接指導の実施日時について校長に連絡することとなっている。しかし、それら以外に、制度上、超過勤務教職員に対して対応することは想定されていない。

他方で、校長から提出を受けた勤務実態整理簿記載の教職員氏名から超過勤務が長期間継続していることを確認できた場合には、校長に対して当該教職員が記載した勤務実態記録簿を校長から取り寄せて勤務内容を把握しているということであった。

### ④ 平成 30 年度の勤務実態整理簿の状況について

平成 30 年度における勤務実態整理簿に基づき、平成 30 年度の小学校、中学校及び特別支援学校における教職員の超過勤務の実態を一覧表にしたものが次の表である。

【平成 30 年度教職員超過勤務の実態一覧表】

月	小学校		中学校・特別支援学校		小中学校合計	
	80～100時間未満	100時間以上	80～100時間未満	100時間以上	80時間以上	
4月	23名	6名	76名	17名	122名	4月
5月	39名	7名	153名	46名	245名	5月
6月	38名	5名	169名	47名	259名	6月
7月	1名	2名	15名	3名	21名	7月
8月	0名	0名	0名	0名	0名	8月
9月	15名	2名	61名	7名	85名	9月
10月	46名	8名	141名	38名	233名	10月
11月	30名	4名	117名	27名	178名	11月
12月	1名	0名	9名	3名	13名	12月
1月	2名	1名	20名	2名	25名	1月
2月	11名	0名	41名	3名	55名	2月
3月	3名	0名	17名	2名	22名	3月

出典：市所管課提出資料より監査人作成

(2) 監査手続

船橋市立学校における働き方改革推進計画、勤務実態記録簿、勤務実態整理簿、面接指導報告書、学校における働き方改革推進委員会議事録、学校における働き方改革推進会議事録等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 月 45 時間を超える超過勤務時間の把握について【学務課】（意見）

【現状・問題点】

文部科学省の平成 31 年 1 月 25 日付け「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイ

ドライン」は、勤務時間の目安時間について次のとおり示している。

すなわち、勤務時間の上限の目安時間としては「① 1 か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45 時間を超えないようにすること。② 1 年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360 時間を超えないようにすること。」として示し、特例的な扱いとして、「① 上記目安時間を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1 年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720 時間を超えないようにすること。この場合においては、1 か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 45 時間を超える月は、1 年間に 6 月までとすること。② また、1 か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 100 時間未満であるとともに、連続する複数月（2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の 1 か月当たりの平均が、80 時間を超えないようにすること。」と示している。

他方で、市教育委員会は、令和元年 7 月 5 日付け「船橋市立学校における働き方改革推進計画」においても、市教育委員会の目標として「月当たりの正規の勤務時間を 80 時間超えて在校する教職員を「0」にする。」と定めている。しかし、上記文部科学省のガイドラインが目安としている「1 月 45 時間」については特段目標とせず、教職員の勤務時間を把握するうえでも「1 月 45 時間」を反映する仕組みは導入しておらず、現状では「1 月 80 時間」をわずかに下回る教職員については、校長から市へ報告がなされる仕組みにはなっていない。

#### 【結 果】

市教育委員会の現在の仕組みでは、文部科学省のガイドラインが目安としている「1 月 45 時間」については特段目標としていないため、現在の勤務実態整理簿の様式を改め、「1 月 45 時間」を超える超過勤務についても記載する欄を設けて、市が「1 月 45 時間」を超える超過勤務を把握できるよう要望する。

## ② 産業医による面接の実施について【学務課】（意 見：2 件）

#### 【現状・問題点】

現在の勤務時間の管理制度の下では、超過勤務が 1 月 100 時間以上の教職員のみが産業医による面接指導の希望確認の対象となっており、超過勤務が 1 月 80 時間を超えても 100 時間未満であれば、複数月連続しても産業医による面接指導の希望確認の対象となっておらず、産業医による面接指導が困難となっている。厚生労働省労働基準局長通達（平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号）において、「恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等をその自然経過を



超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがある。」とされており、「発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」との基準が示されているところ、超過勤務が1月100時間未満であっても、1月80時間を超える月が複数月連続することは過労死につながる可能性が高く、産業医による面接指導を受ける必要性が高い。

そもそも、超過勤務が1月100時間以上の教職員についても、産業医による面接指導を希望する者は少数であり、校長の説得によって一定数の面接指導が実現しているものの、昨年度は15名が産業医による面接指導を受けたのみであり、市教育委員会も当初から15名分の産業医による面接指導のための予算しか確保していないということであった。また、産業医による面接指導を希望しない教職員に対して、市教育委員会が制度として関与することにはなっていない。

#### 【結果①】

超過勤務が1月100時間以上の教職員については、その全員が産業医による面接指導を受けられることを想定して予算確保を行うと共に、超過勤務が1月100時間未満であっても1月80時間を超える月が複数月連続する教職員についても、産業医による面接指導を受けられるよう予算の確保と制度の整備を行うよう要望する。

#### 【結果②】

産業医による面接指導の希望を確認の結果、産業医による面接指導を受けなかった教職員に対しては、市教育委員会から当該教職員に対して産業医による面接指導について再度希望を確認する機会を仕組みとして設けるよう要望する。

### ③ 教職員の超過勤務に対する市の関与について【学務課】（意見）

#### 【現状・問題点】

市教育委員会は、校長からの勤務実態整理簿の提出により、超過勤務が1月80時間を超える教職員の氏名と人数を学校ごとに把握している。平成30年度の学校別報告人数によれば、超過勤務が1月80時間を超える教職員の数が10名を超える学校も存在すれば、一年間を通して超過勤務が1月80時間を超える教職員が存在しない学校も存在するなど、学校ごとに大きな偏りがある。

他方で、超過勤務が1月80時間を超える教職員については、市教育委員会は当該教職員の氏名は把握しているものの、対応については校長に一任しており、1月100時間を超える月が複数月連続する教職員に対して、個別に市教育委員会による対応が検討される程度の関与しか行われていない。

そもそも、超過勤務が1月80時間を超える月が複数月連続する時点で、過労死の可能性が高まることから、校長のみの対応ではなく市教育委員会が積極的に当該教職員の労働

環境の改善に関与する必要がある。また、超過勤務が1月100時間を超える教職員については、1月であっても過労死の可能性が高まることから、やはり校長のみの対応ではなく市教育委員会が積極的に当該教職員の労働環境の改善に関与する必要がある。

また、学校ごとに超過勤務の教職員の人数に差が生じていることを把握している以上、市教育委員会は当該教職員の労働環境の改善の関与のみならず、当該学校の労働環境の改善にも積極的に関与する必要がある。

特に、現状では各教職員は、自身の勤務時間についての相談窓口が設置されておらず、校長への報告と校長による対応のみが事実上唯一の窓口となっており、校長への負担はもちろんのこと、校長による対応内容の第三者による検証可能性が乏しく、労働環境の改善が効果的に行われているかの判断も困難である。

#### 【結果】

現在の制度を改善し、超過勤務が1月100時間未満であっても80時間を超える月が複数月連続する教職員及び超過勤務が1月100時間を超える教職員について市教育委員会が当該教職員の労働環境の改善に関与すること並びに超過勤務の教職員が一定数以上の学校については、当該学校の労働環境の改善に市教育委員会が関与することを要望する。

## 5. 保護者からのクレーム対応について

### (1) 概要

市教育委員会では、保護者等から一般的な相談や要望以外の苦情や批判といったクレームについて、保護者等から市教育委員会に直接クレームが寄せられる場合や各学校からクレームについて相談があった場合には、学務課が窓口となり対応を行っている。具体的には、メールでクレームが寄せられた場合には、学務課の課長決裁を経たうえでメールにて回答を行い、電話でのクレームや各学校からの相談については、当該学校長と学務課が連携して対応している。

クレームの内容は、教職員への不満や生徒間のトラブル、学校の近隣とのトラブルなど多岐にわたり、教職員の指導方針への不満から教職員の生徒に対する暴力や暴言といった不祥事と評価される程度まで様々であり、生徒間のトラブルの内容もクラス替えの問題からいじめと評価される程度まで様々である。

これらのクレームへの対応については、市教育委員会は、学校長から相談を受けたり、学校長に指導をしたりするものの、最終的には対象となっている学校の校長に対応を任せ、市教育委員会は校長から口頭でてん末の報告を受ける仕組みになっている。

## (2) 監査手続

保護者等対応マニュアル、担当者作成のノート等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 情報の収集及び共有体制について【学務課】（意見：3件）

#### 【現状・問題点】

現在の保護者等からのクレーム及び各学校からの相談については、メールによる相談を除き、学務課の担当者の手書きのノートに相談内容が記載されているのみであり、前任者も手書きのノートを利用してクレーム内容を記録していた。学務課の担当者はクレームの内容によっては、学務課内で情報共有しているものの、全ての重要な情報が学務課内において網羅的に共有されているわけではない。

学務課の担当者の経験により、クレーム内容の重要性が判断されている。しかし、各学校の校長と連携する際に、その校長から当該クレームに関する資料の提出は受けていないということであった。また、各学校からの相談についても、相談内容がノートに記載されているものの、相談に関連する説明書類等は添付されていないのが現状である。

保護者等からのクレームや各学校からの相談については、学務課が校長と連携して対応している。しかし、学務課の担当者による情報共有に係る適切な判断や校長への指示及び助言の正確性について、検証可能な仕組みが整備されているかどうか、またその仕組みが機能しているかどうか、懸念される。そもそも、ノートの記載だけでは、学務課の担当者以外の職員が具体的な内容について判断することが困難であり、前任者からの引継ぎについても、直近の前任者以外との情報共有は困難な状況にある。

したがって、後日、保護者等からのクレームに対する校長の対応が問題となった場合に、学務課による校長への指示や助言の正確性に関して、説明し証明する手段が乏しく、対外的には学務課による校長への指示や助言が不十分であったと評価され得る可能性も生じるものと考えられる。

#### 【結果①】

保護者等からのクレーム及び各学校からの相談内容については、学務課において網羅的に把握できるよう、手書きのノートだけではなく、書式を定めた報告書を作成するよう要望する。

### 【結 果②】

学校からの相談については、各学校からの相談内容を付随する書類と共に提出する仕組みを構築するよう要望する。

### 【結 果③】

校長への指示や助言について、学務課として指示や助言の内容を正確に記載した書式を整備し、当該情報を共有することができるよう要望する。

## ② クレーム等の相談事案に係る処理結果の把握について【学務課】（意 見）

### 【現状・問題点】

学務課に寄せられた保護者等からのクレーム及び各学校からの相談については、最終的には対象となっている学校の校長に対応を任せ、学務課の担当者が校長から口頭でてん末の報告を受ける仕組みになっている。しかし、校長からの報告は口頭のみであり、学務課担当者のノートにも簡潔にてん末が記載されているだけであることから、校長によるクレーム対応や相談への対応が適切に行われたか否かについて、学務課が客観的に処理結果を把握する仕組みにはなっていない。

また、学校ごとにクレームや相談の発生状況が整理されておらず、学校ごとの問題点の把握が難しく、市教育委員会が積極的に再発防止策を講じることも困難な制度となっている。

### 【結 果】

各学校の校長からクレーム対応や相談対応の終結報告を受ける際には、口頭ではなく書面にて回答を求める制度に改めるよう要望する。それと共に、学校毎にクレームや相談の発生状況を取りまとめ、学校毎の問題状況の把握や市教育委員会としての積極的な再発防止策等を講じることができるよう情報の整理手法を構築するよう要望する。

## 6. 教職員の不祥事対策について

### (1) 概 要

市教育委員会では、「船橋市立学校県費負担教職員の指導措置の手続きに関する要綱」に従い、教職員が地方公務員法第 29 条第 1 項各号の一に該当するものの、懲戒処分に至らない場合、厳重注意、口頭訓告及び文書訓告（以下「訓告等」という。）を行っている。市教育委員会がそのような訓告等を行う場合には、その公正を期するために船橋市立学校県費負担教職員指導措置審査会（会長は教育委員会教育次長で各部長がメンバーとなっている。）を設置し、訓告等をする適否及び程度について審査会の意見を聴かなければならないことになっている。なお、平成 30 年度に訓告等を受けた教職員は 3 名である。

## (2) 監査手続

船橋市立学校県費負担教職員の指導措置の手続きに関する要綱、市・県教委における処分一覧（項目別）、事故報告書、文書訓告書、船橋市立学校県費負担教職員指導措置審査会答申内容等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 告知聴聞の機会の付与について【学務課】（意見）

#### 【現状・問題点】

市教育委員会が教職員に対し訓告等を行う場合、事前に船橋市立学校県費負担教職員指導措置審査会は当該職員からの聴取りを実施することなく、千葉県教育委員会に提出した事故報告書等の資料に基づいて訓告等の判断を行っている。

この点に関しては、教職員の不祥事が発覚した後、市教育委員会が千葉県教育委員会に提出する事故報告書を作成する際に、市教育委員会は当該教職員から事実関係の聴取りは実施しているものの、当該聴取りは訓告等を前提とするものではない。また、訓告等については人事評価そのものには影響を与えるものではないとされているが、訓告等を受けた記録は残るため、当該教職員にとって事実上の不利益な効果をもたらすものと考えられるため、訓告等を行う場合であっても当該教職員の手続保障が必要であると考えられる。

#### 【結果】

市教育委員会が、教職員の不祥事が発覚して、教職員に対して訓告等を行う場合には、現在、当該職員に対する告知・聴聞の機会を与えることなく実施されている。しかし、当該教職員に対して事実上の不利益を与える効果があり、今後は、船橋市立学校県費負担教職員指導措置審査会において、当該教職員に対する告知・聴聞の機会を与える仕組みを検討するよう要望する。

## 7. スクールロイヤー制度の導入及び課題について

### (1) 概 要

市教育委員会では、平成 30 年度からスクールロイヤー制度の導入について研究を行っている。当該研究に際しては、既にスクールロイヤーの導入を決定している近隣自治体（千葉県、千葉市、松戸市、市川市、浦安市及び流山市）から、電話にて人数や契約手法等の聴取りを行い、千葉県弁護士会の助言も得ながら、市所管課である指導課で研究を行っている。

現在、全国的にスクールロイヤー制度の導入が進んでいるが、スクールロイヤーに求められる業務内容については、次の項目が主な内容となっている。

- i 法的側面からの、問題の予防教育（消費者教育、いじめやSNSの危険等に関する授業や講演・教職員の研修等）
- ii 教育活動や学校事故に対する教職員からの相談等、学校からの法的相談
- iii 教育活動や学校事故、教育委員会の事業に対する、教育委員会からの法的相談
- iv 調査、研究等に対する検証、分析、助言等

市教育委員会では、スクールロイヤーに対して、学校が保護者等との関係において対応に苦慮している場合、法的観点からの支援を期待しており、教職員の心身の負担軽減を図ることに寄与できると考えているということである。

### (2) 監査手続

県及び近隣市配置の状況等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① スクールロイヤーの具体的な活動内容の類型化について【指導課】（意見）

##### 【現状・問題点】

市教育委員会では、スクールロイヤーについて常勤の職員としてではなく、外部の弁護士との連携としての活用を予定している。概要に記載したとおり、スクールロイヤーに求

める業務内容は多様であるが、スクールロイヤーがそのような業務を行う場合の立場を明確にする必要がある。

すなわち、学校現場における紛争は教職員、生徒及び保護者等の関係者が複数関与し、対立する構造が想定される。したがって、例えば、学校事故に対する教職員からの相談にスクールロイヤーが対応する場合、後日、当該学校事故に関し当該教職員の責任問題が生じた場合には、当該教職員と市教育委員会との利益が反する事態も想定される。この場合、そもそも学校現場からスクールロイヤーへの相談がちゅうちょされる可能性もあり、スクールロイヤーにとって十分な活動ができないことも予想される。

また、スクールロイヤーについては、明確な定義が定まっておらず、その活動範囲についても枠組みが定まっていない。日本弁護士連合会が発出した「スクールロイヤー」の整備を求める意見書（平成30年1月18日付け）においては、スクールロイヤーの役割について、「あくまでも学校側からの依頼により内部的に助言・指導を行うものであって、学校側の代理人となって対外的な活動を行うものではない」、また、「スクールロイヤーは、紛争発生後の対応以前に、まず対立構造になる前の段階から対立を予防する視点で関与することが求められることから、対外的にいずれかの立場を明らかにせざるを得ない代理人となることはふさわしくない」とされている。

更に、学校現場がスクールロイヤーに対して、保護者等のいわゆるクレーマーへの対応の役割を希望した場合、同意見書は「学校側の代理人になって保護者と対峙する立場に立つことになれば、学校に通っている子どもとの関係が混乱し、子どもの最善の観点から極めて難しい問題が生じる。度を過ぎた違法な要求があるために学校側の代理人が保護者等と直接交渉する必要がある場合には、別の弁護士が教育委員会ないし学校法人から委任を受けて行うべきであり、通常は顧問弁護士が担当することが多いものと思われる。」と言及している。このように、スクールロイヤーが可能な活動内容に対して、学校現場がスクールロイヤーにクレーマー対応の役割を希望しても、実際のスクールロイヤーの活動内容との間に齟齬が生じる可能性が高い。

したがって、スクールロイヤーを導入するにしても、各学校にスクールロイヤーの立場を明示したうえで、具体的な活動内容の周知を徹底しなければ、各学校としては、スクールロイヤーをあたかも自身の代理人として活動してくれるものと誤解することが懸念される。学校側がそのような誤った期待を前提に相談した場合に、学校側の代理人として活動してもらえないことへの不満が生じ、そもそもスクールロイヤーに提供した情報が将来的に学校側に不利に利用される可能性があるとするれば、スクールロイヤーへの相談がちゅうちょされる事態にもなり兼ねない。

もちろん、スクールロイヤー制度の導入自体については否定するものではない。しかし、現在学校が抱えている様々な問題が単にスクールロイヤーを導入してスクールロイヤーに対応を任せただけで劇的に改善するわけではなく、導入の仕方や仕組みによっては、スクールロイヤーの活動が研修等の極めて限定的な分野に限られる可能性がある。そして、

実際の学校紛争の解決に資することができなければ、スクールロイヤー制度の導入に対する予算が十分に活用されないことも懸念される。

#### 【結果】

スクールロイヤーの業務内容について、学校現場や法務課等の関係課とも十分な意見交換を実施し、想定される当事者や対立構造を紛争ごとに整理し、スクールロイヤーの具体的な活動内容を明らかにしたうえで、スクールロイヤーとして弁護士が関与できる活動範囲やその限界についても具体的に定めながら、スクールロイヤーの導入を進めるよう要望する。

### 8. 生徒の問題行動対策について

#### (1) 概要

市教育委員会では、生徒の問題行動が発覚した場合の対応マニュアルとして船橋市教育委員会作成の「問題対応及び関係機関マニュアル」を各学校に配付している。同マニュアルは、参考資料として「児童虐待の対応について」、「少年事件手続の流れ」及び「少年審判手続の特徴及び流れ」が添付されている他、児童相談所等の関係機関の名称、主な相談内容及び電話番号が記載されている。同マニュアルは、主に関係機関の連絡先の案内や児童虐待や少年事件の流れについて簡潔に説明する内容であり、実際に生徒の問題行動が発生した後の具体的な対応マニュアルについては、各学校が整備する扱いとなっている。

また、各学校からの生徒の問題行動に関する報告については、各学校の校長の判断に任されており、市教育委員会として報告の仕組みを整備していないものの、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」により、船橋市教育委員会学校教育部指導課が生徒による学校施設に対する器物損壊件数は把握している。過去5年間の器物損壊件数は次のとおりである。

【過去5年間の学校における器物損壊件数の推移】 (単位:件)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	8	6	16	20	15
中学校	42	62	34	27	41

#### (2) 監査手続

問題対応及び関係機関マニュアル、学校危機管理チェックリスト及び児童生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査結果等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。



### (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① 生徒の問題行動に関する報告体制の不備について【指導課】（意見）

##### 【現状・問題点】

市教育委員会では、生徒の問題行動が発生した場合の各学校からの報告体制について整備しておらず、各学校の校長に判断が一任されている。生徒の問題行動については、保護者等からの相談（上級生の下級生への暴力、生徒間の私物の盗難等）として、指導課を中心に関係各課へ直接情報が寄せられることもあり、その際には、指導課が必要に応じて校長に助言するものの、原則として校長に対応を一任している。

生徒の問題行動については、学校現場において対応することはもちろんであるが、市教育委員会としても、速やかに生徒の問題行動に関する情報を取得し、各学校が適切な対応を実施しているかを確認する必要がある。各学校の校長からの報告がなく、又は報告が遅れることで、市教育委員会が各学校の対応状況を把握できないまま問題行動が拡大（いじめへの発展や警察の捜査等）する可能性もある。

現状では、実際に生徒の問題行動が発生した後の具体的な対応マニュアルについては、各学校が整備する扱いとなっている。これに対して、市教育委員会は各学校にマニュアルの提出を求めておらず、マニュアルの内容を把握していない。また、各学校においてマニュアルが整備されているか否かの確認も行っていない。

市が各学校に配付している「問題対応及び関係機関マニュアル」も関係機関の連絡先の案内や児童虐待や少年事件の流れについて簡潔に説明してはいるが、各学校の具体的な対応内容は記載されておらず、実際の問題行動対応のマニュアルとして機能するとは言い難い内容である。また、市教育委員会は当該マニュアルを各学校に配付し、学校危機管理チェックリストを校長に説明する機会を設けてはいるが、各学校の現場における教職員に対して研修を実施してはいない。

そもそも生徒の問題行動対応については、対応方法について各学校の実情に合わせる必要性は必ずしも高いとは言えず、むしろ、市としては報告体制も含めて統一的な対応方法を定めることで、各学校において対応する際の学校側の負担を軽減できるものと考えられる。

##### 【結果】

生徒による問題行動対応について、市教育委員会が情報を適正に取得できるよう各学校からの報告基準や報告方法について、市教育委員会として統一的な仕組みを定め、問題行動への具体的な対応についても、統一的なマニュアルを作成して各学校に対し周知し、各

学校の現場における教職員に対しても研修を行うよう要望する。

## ② 生徒に対する損害賠償請求について【指導課】（意見：2件）

### 【現状・問題点】

生徒が学校施設や物品を破損した場合、不法行為責任として、当該生徒が事理弁識能力（ある物事の実態やその結果などについて理解することができ、自ら有効な意思表示ができる能力を言い、概ね小学校高学年であれば有していると解されている。）を有していれば、当該生徒が民法第712条に基づき損害賠償責任を負うこととなる。一方、当該生徒が事理弁識能力を有していなければ、当該生徒の保護者が民法第714条に基づき損害賠償責任を負うこととなっている。ただし、保護者が当該責任を免れるためには、監督義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったことを証明しなければならない。

また、判例によれば、当該生徒が損害賠償責任を負う場合であっても、保護者の監督義務違反が当該生徒の不法行為によって生じた結果と因果関係があれば、保護者に不法行為に基づく損害賠償責任が成立すると解されている。具体的には、日頃から生徒が加害行為に及びやすい危険性を有していることについて、保護者に連絡して指導の協力を求め保護者も生徒の危険性を認識していたような場合が想定される。

市教育委員会が当該生徒や保護者に対して損害賠償請求権を有している場合には、債権者として損害賠償請求を具体的に行う必要がある。しかし、現状は損害賠償請求については各学校に一任しており、市教育委員会は損害賠償請求の実行の有無や損害の補填について把握していない。

このように、市教育委員会が当該生徒や保護者に対して損害賠償請求権を有しているか否かについては、高度な法的判断を伴うため、各学校において判断させることは過大な負担であると考えられる。その結果、損害賠償請求権の適切な行使が阻害される要因ともなりかねない。

### 【結果①】

生徒が学校施設や物品を破損した場合は、市教育委員会は各学校から速やかに報告を受ける仕組みを整備するよう要望する。

### 【結果②】

現在のように各学校が当該生徒や保護者への損害賠償請求が可能か否かの判断を行う仕組みは、学校側に過大な負担を強いる危険性が懸念されるため、市教育委員会が学校と共に判断を行う仕組みを検討して、損害賠償請求が可能である場合には、適切に損害賠償請求を行うことができる体制とするよう要望する。

### Ⅲ-3 学校における防災対策の監査結果

#### 1. 市立学校における防災対策の現状を知るためのアンケート結果について

##### (1) 概 要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、市立小学校全 54 校（当時）のうち 48 校、市立中学校全 27 校（当時）のうち 26 校、そして市立船橋高校、特別支援学校、総合教育センターが何らかの被害を受けた。被害率は、小学校 89%、中学校 96%であった。

また、発災当時に震災対応に従事した所属長等に対して実施した、発災時から 3 月末までに行った災害対応についてのアンケートにおいて、市教育委員会・学校長（第 1 教育班～第 3 教育班）からは、「避難所の運営は、備蓄物資（毛布・食料等）の配布や仮設トイレの設置など多岐に亘る中で、市からの指示や応援もなかった」、「今回のように勤務時間内に災害が発生した場合は、早期に学校職員による運営から市職員による運営に移行できる体制を構築することが必要である」、「『子どもたち』というフレーズが含まれることで、震災に対する質問、震災後の対応について問い合わせが多くありました」、「指示系統がわからず、どこから最終的な指示が出されるのかわからないこともあった」、「部門ごとに現場に近いものが判断でき、対応策を講じられる体制を整える必要があり、判断できる範囲などを事前に決めておく必要がある」、「防災に関する行動マニュアル等が必要である」などの多くの課題が把握された（船橋市『<東日本大震災>船橋市の被害状況および一連の対応に関する記録』（平成 24 年 3 月））。

市教育委員会では、市立学校の防災対策について、例えば、小学校に対しては『〇〇小学校 震災時対応マニュアル～自助・共助の防災意識を高める防災教育』（「震災時対応マニュアル」のひな形）を作成し、このマニュアルに基づいて学校に従来からあったマニュアルの整理を行っている。また、『船橋市地域防災計画（平成 28 年 2 月）』において、第 2 部第 2 章第 15 節 応急教育と応急保育では、第 1. 応急教育として、1. 事前にとるべき措置、2. 災害発生直後の体制、3. 応急教育の実施、4. 学用品の調達及び供給、第 2. 応急保育として、1. 事前措置、2. 災害発生直後の体制、3. 応急保育の実施について明記されており、『船橋市避難所運営マニュアル（本編）（平成 30 年 6 月）』にも反映されている。更に、千葉県教育委員会『学校における地震防災マニュアル』（平成 24 年 3 月）では、平素の準備、地震発生以降の対応、防災教育についてまとめられており、市立学校の防災対策の参考になる資料は整っている。

しかし、各学校がこれらに記載されているような防災対策についてどの程度実施されているかについて、市教育委員会が一元的・体系的・継続的に把握し、必要に応じて指導する体制は整っていないために、今回、各学校の防災対策の現状を把握する全校アンケート

調査を実施した。

## (2) 監査手続

市立学校の安全管理分野に係る項目を、上記資料や文部科学省の資料などを参考にしながら 47 項目の防災対策を選定した調査票を作成し、市立学校の全 83 校に対してアンケート調査を実施した。実施期間は令和元年 8 月～9 月であった。未提出の学校については、個別に提出を促し、市立学校の全 83 校から回答を得られた。これらをもとに、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。また、一部学校に対して、直接学校に赴いてヒヤリング調査を実施して、学校の体制や回答の背景などについても尋ねる監査手続を併せて実施した。更にアンケートの実施と前後して、市教育委員会の担当課である保健体育課及び市長部局である危機管理課等に対して、47 項目の防災対策に関連した質問及び現場視察等を実施し、地域防災計画やそれに記載されている学校を中心とする防災対策等に係る現状の仕組みと運用状況を把握し評価した。

## (3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、多くの学校が実施している防災対策がある一方で、過半数に満たない学校でしか実施されていない防災対策があることも明らかになった。その主要な結果のいくつかについては、保健体育課や危機管理課等の職員に関連質問を行い、その内容の検証を行い、また、学校現場の視察の際に校長等への質問、資料閲覧及び施設確認等により確認を行っており、以下で示す対策不足のアンケート結果については、可能な限りの確認を実施しており、事実認識とその評価に関して、概ね信頼性に関する心証を得ている。

以下では、アンケート結果として、特に、対策不足が目立つ 9 分野について、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 応急教育の実施について【保健体育課】（意見）

#### 【現状・問題点】

防災教育・防災訓練について、「火事・地震・不審者の侵入等を想定した避難訓練」を平成 30 年度に実施した（Q2）のは、小学校の 96.3%・中学校の 100%、避難訓練前の指導は危機管理マニュアル等に基づいて実施した（Q3）のは、小学校の 96.3%・中学校の 100%と、消防法第 8 条第 1 項などにのっとり、ほとんどの学校で避難訓練は実施されていた（図 1）。なお、市立船橋高校、特別支援学校は、双方の問いともに Yes と回答した。

一方、応急教育の実施について尋ねたところ、平成 30 年度に防災教育又は応急教育を

実施した（Q4）のは、小学校の72.2%・中学校の70.4%、応急教育実施のためのマニュアルや指針等、実施のためのコンテンツを保有している（Q5）のは、小学校の27.8%、中学校の37.0%であった（図1）。なお、市立船橋高校、特別支援学校は、双方の問い共にYesと回答した。

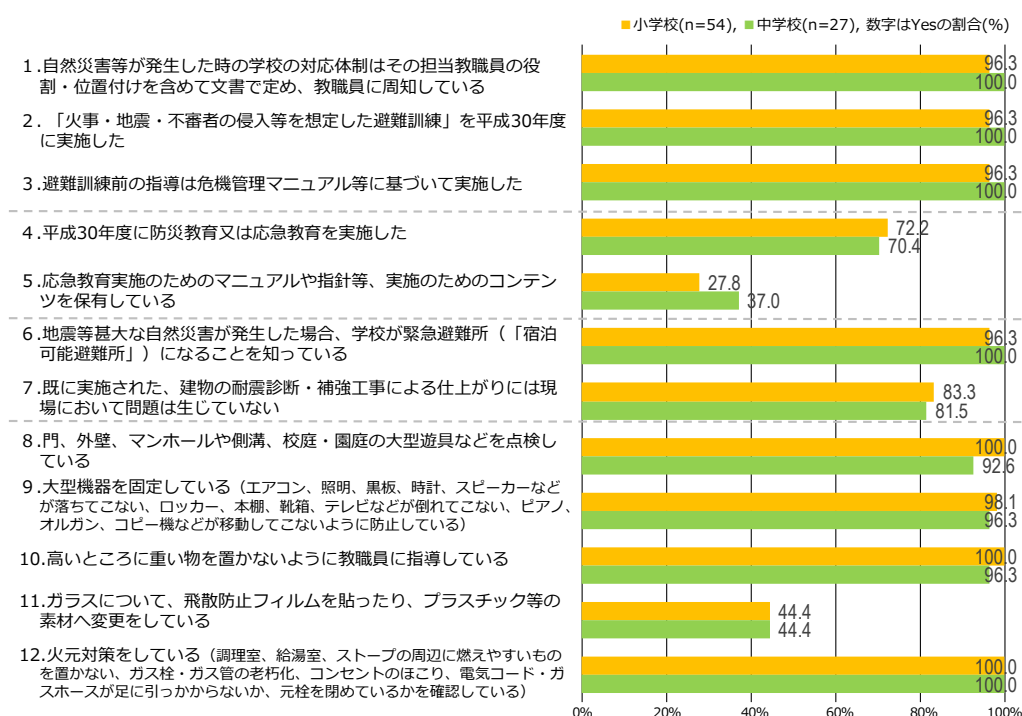


図1 アンケート結果（Q1～Q12）

## 【結果】

地域防災計画において応急教育の内容が定められているにもかかわらず、応急教育実施のためのマニュアルや指針、実施コンテンツを保有している学校が過半数に満たないということは、災害時に各学校が学校組織としての体制のもとで、各職員が自らの役割を認識しながら適切な対応ができない可能性を残していることが考えられる。

組織対応の基本としての、組織の構成員に対する応急教育実施のための体制・コンテンツの早期整備を要望する。

## ② ガラス飛散防止の実施について【保健体育課・危機管理課】（意見）

### 【現状・問題点】

学校設備・備品等に関する災害対策の実施について尋ねたところ、門、外壁、マンホールや側溝、校庭・園庭の大型遊具などを点検している（Q8）のは、小学校の100%・中学校の92.6%、大型機器を固定している（エアコン、照明、黒板、時計、スピーカーなどが落ちてこない、ロッカー、本棚、靴箱、テレビなどが倒れてこない、ピアノ、オルガン、

コピー機などが移動してこないように防止している) (Q9) のは、小学校の 98.1%・中学校の 96.3%、高いところに重い物を置かないように教職員に指導している (Q10) のは、小学校の 100%・中学校の 96.3%、火元対策をしている (調理室、給湯室、ストーブの周辺に燃えやすいものを置かない、ガス栓・ガス管の老朽化、コンセントのほこり、電気コード・ガスホースが足に引っかからないか、元栓を閉めているかを確認している) (Q12) のは、小学校・中学校ともに 100%であった (図 1)。なお、市立船橋高校は、Q8 のみ No、特別支援学校はすべての問いに Yes と回答した。

一方で、ガラスに対する防災対策について、飛散防止フィルムを貼ったり、プラスチック等の素材へ変更をしたりしている (Q11) は、小学校・中学校ともに 44.4%と過半数に達していなかった (図 1)。なお、市立船橋高校は No、特別支援学校は Yes と回答した。

狭い範囲で強い揺れに襲われた内陸直下型地震である阪神・淡路大震災 (平成 7 年) では、建物内部被害による怪我の原因として、家屋の倒壊が 3%、家具等の転倒落下が 46%、ガラスが 29%、その他が 18%、不明 3%となっており、ガラスが主要な怪我の要因になっていることがわかる (日本建築学会建築計画委員会『阪神淡路大震災 住宅内部被害調査報告書』 (平成 8 年))。

#### 【結 果】

ガラスの飛散防止対策を促進し完遂するためには、ガラスの枚数が多いために時間と手間がかかり、金銭的な問題も大きいために、すぐに完了できるような対策ではない。しかし、特に地震災害において命を守り怪我を軽減するためには、優先度の高い対策であり、各学校の努力だけでなく、市及び教育委員会が予算措置などで責任をもって実施することを要望する。

### ③ 物資の備蓄の充実と保管場所・使用方法の共有について【保健体育課・危機管理課】 (意見)

#### 【現状・問題点】

災害時の物資の備蓄について尋ねたところ、物資の備蓄について、非常用の物資・持ち出し袋を、ライフライン使用不可の事態などを考慮しながら備えている (Q16) のは、小学校の 68.5%・中学校の 63.0%、物資の備蓄について、非常用の物資・持ち出し袋の保管場所や使用方法を職員間で共有している (Q17) のは、小学校の 46.3%・中学校の 59.3%であった (図 2)。なお、市立船橋高校は、Q16 は非該当として回答し、Q17 は Yes、特別支援学校は双方の問いに Yes と回答した。

文部科学省『災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～』 (平成 26 年 3 月) の中で、避難所となる学校施設に必要な機能が大きく 3 つあり、1) 学校施設の基本的な条件として、耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性、2) 避難所として必要となる機能 (非常用) として、情報通信 (防災行政無線の受信設備、停

電に対応した校内放送、拡声機、役場等との相互通信可能な無線設備)、備蓄倉庫(想定される避難者数に応じた食糧・飲料・生活用品の備蓄)、電気・ガス・トイレ(可搬式発電機、LPガスやカセットコンロによる熱源、断水時の簡易トイレやマンホールトイレ、プールの水の配管・ポンプ等による利用)、3)避難所として必要なスペースとして、居住・運営スペース、災害時要配慮者スペース、炊き出し・着替えスペース、救援物資保管スペースが挙げられている。また昨今は、平成30年北海道胆振東部地震におけるブラックアウトによる停電、災害対応や被災者生活、交通・物流などに大きな影響を与えることがわかっている。

ライフライン使用不可を想定する中で、特に電気・ガス・上下水道が停止したときにどのような物資備蓄が必要なのかについては、市教育委員会等の指導のもと各学校が備蓄を進める必要がある。また、避難所として指定されている各学校に避難所用として配備・備蓄されている物資と併せて、物資の種類・数量を把握しておく必要がある。また、過去の災害では「折りたたみ担架があったが組み立て方・使い方がわからなかった」「自家発電機をどのように作動させればよいか前任校のものとタイプが違ったのでわからなかった」などという教員の声があった。令和元年度に発生した台風15号においても、千葉県が県内11カ所の防災倉庫などに468台保管されていた発電機のうち、約250台が活用されずに倉庫に置かれたままになっていたことが問題視されている(毎日新聞デジタル、2019年10月1日、千葉停電 防災倉庫の発電機半数以上使われず)。

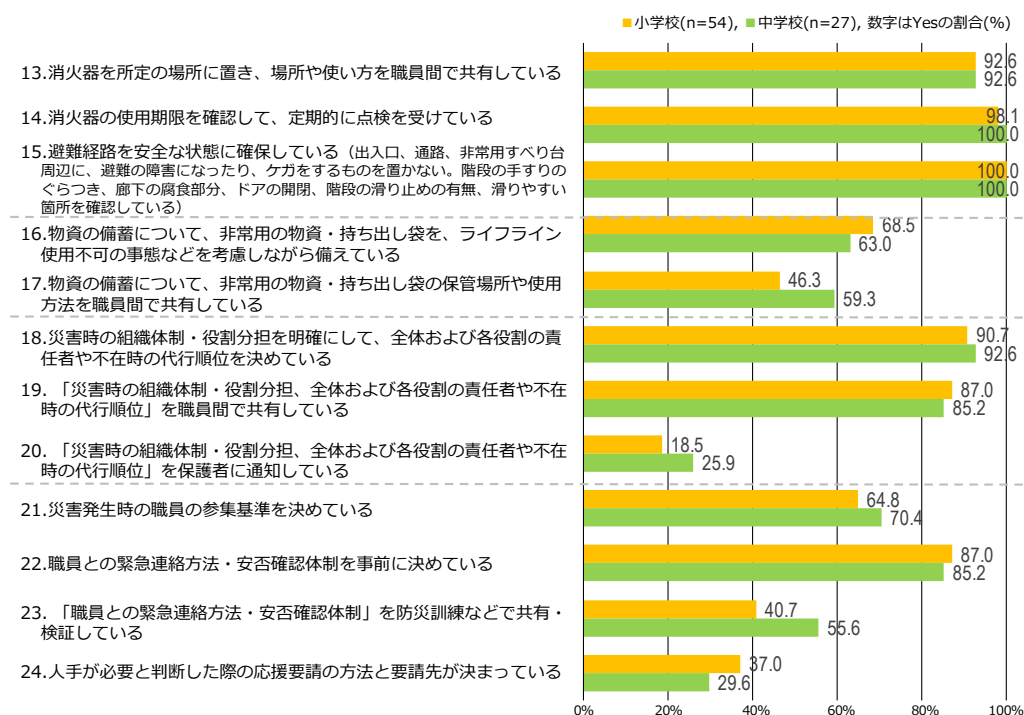


図2 アンケート結果(Q13~Q24)

## 【結 果】

防災対策に関する備蓄不足や、備蓄品の保管場所や使用方法の周知不足が発生しないためにも、特にライフライン使用不可の事態を考慮した備えの充実と、非常時の物資・持ち出し袋の保管場所や使用方法について、職員間で共有できるよう、応急教育などの機会において訓練を行うことを要望する。

## ④ 災害時の組織体制・役割分担等の保護者への通知について【保健体育課】（意 見）

### 【現状・問題点】

災害時の組織体制・役割分担について、災害時の組織体制・役割分担を明確にして、全体および各役割の責任者や不在時の代行順位を決めている（Q18）のは、小学校の90.7%・中学校の92.6%、「災害時の組織体制・役割分担、全体および各役割の責任者や不在時の代行順位」を職員間で共有している（Q19）のは、小学校の87.0%・中学校の85.2%であった（図2）。なお、市立船橋高校、特別支援学校共に双方の問いにYesと回答した。

一方で、「災害時の組織体制・役割分担、全体および各役割の責任者や不在時の代行順位」を保護者に通知している（Q20）のは、小学校の18.5%・中学校の25.9%であった（図2）。なお、市立船橋高校はNo、特別支援学校はYesと回答した。

船橋市が、東日本大震災発災時に震災対応に従事した所属長等に対して実施した、発災時から3月末までに行った災害対応についてのアンケートにおいて、市教育委員会・学校長（第1教育班～第3教育班）から「『子どもたち』というフレーズが含まれることで、震災に対する質問、震災後の対応について問い合わせが多くありました」との回答があった（船橋市『<東日本大震災>船橋市の被害状況および一連の対応に関する記録』（平成24年3月））。

### 【結 果】

児童・生徒の保護者に対して、学校が災害時にどのような体制で対応しながら子どもたちの命を守ろうとしているのかを事前に通知することは、子どもを預かる学校としての説明責任を果たすことにつながるだけでなく、発災時の多種多様な問合せへの対応の手間を減らし、災害対応を効果的に進めるためにも重要なことである。各学校は、年度初めなどに「お知らせ」のような形で、災害時の学校体制について通知することを要望する。

## ⑤ 職員との緊急連絡方法・安否確認体制などの情報収集体制と応援要請について【各学校・保健体育課・危機管理課】（指 摘：1件、意 見：2件）

### 【現状・問題点】

災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法、応援要請について、災害発生時



の職員の参集基準を決めている（Q21）のは、小学校の64.8%・中学校の70.4%、職員との緊急連絡方法・安否確認体制を事前に決めている（Q22）のは、小学校の87.0%・中学校の85.2%であった（図2）。なお、市立船橋高校、特別支援学校共に双方の問いにYesと回答した。

一方、「職員との緊急連絡方法・安否確認体制」を防災訓練などで共有・検証している（Q23）のは、小学校の40.7%・中学校の55.6%、人手が必要と判断した際の応援要請の方法と要請先が決まっている（Q24）のは、小学校の37.0%・中学校の29.6%、災害時に電気・電話が使用できない場合、携帯電話のバッテリーを多めに備蓄・充電したり、手回し・乾電池式ラジオなどで情報を自ら収集する体制が整ったりしている（Q25）のは、小学校の37.0%・中学校の48.1%であった（図2・図3）。なお、市立船橋高校はQ23・Q25がNoで、Q24が非該当、特別支援学校は全ての問いにYesと回答した。

職員が参集しなければ、災害対応の前提条件となる人的資源が確保されずに、迅速・的確な災害対応は達成されない。しかし、災害時には道路などが寸断される上、電話の輻輳などで連絡が取りにくくなるために、職員が参集する基準や安否を含めた情報の確認方法を、事前に計画で取り決めたうえで、訓練などを通して徹底させる必要がある。また災害時には停電などでテレビやラジオから情報収集できないために、自ら情報収集・発信をするための準備が必要である。また安否確認の結果、必要な職員数が確保できない場合には、速やかに市教育委員会等に応援要請をする必要がある。

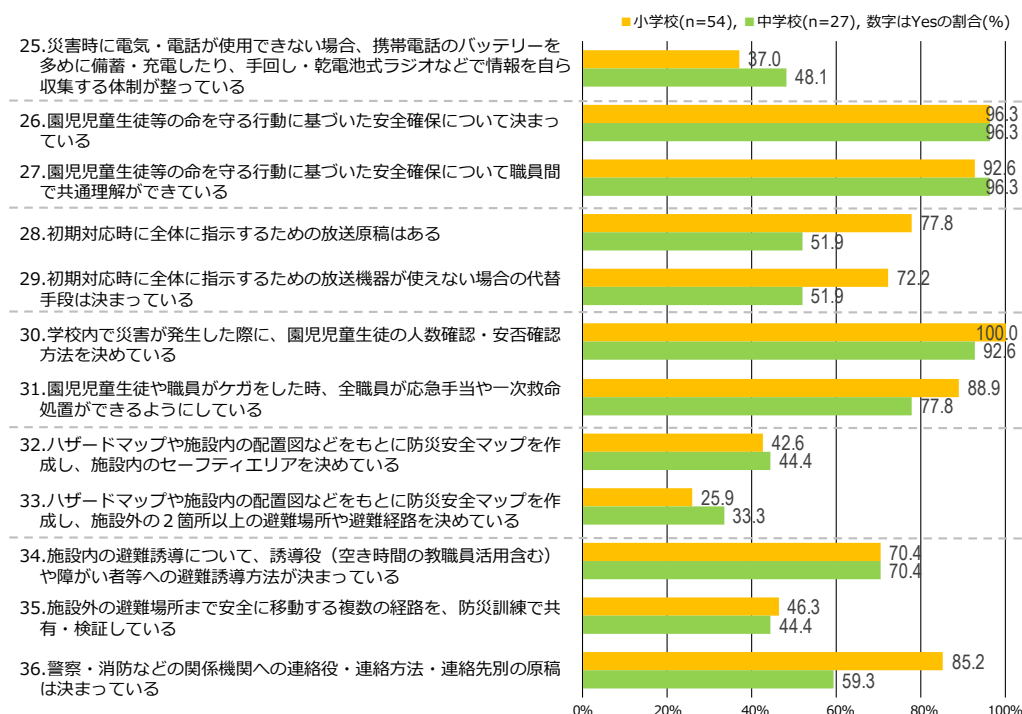


図3 アンケート結果（Q25～Q36）

**【結果①：指摘】**

災害時の職員参集基準・緊急連絡方法・安否確認方法を、事前計画によって作成し、継続的な訓練によって職員に方法を学習させるとともに、防災訓練を通して職員間で共有・検証するよう取り組まれない。

**【結果②：意見】**

また、安否確認の結果、必要な職員数が確保できない場合の、応援要請の方法・要請先を事前に決定しておくことを要望する。

**【結果③：意見】**

更に、各職員が、停電などの事態を想定したうえで、携帯電話のバッテリーの充電や手回し式ラジオの備蓄を行うことで情報収集・発信できるような体制を整えることを要望する。

**⑥ 初期対応時の全体指示のための放送手段・放送原稿について【各学校・保健体育課】（意見）**

**【現状・問題点】**

初期対応時の全体への指示について、初期対応時に全体に指示するための放送原稿がある（Q28）のは、小学校の77.8%・中学校の51.9%、また、初期対応時に全体に指示するための放送機器が使えない場合の代替手段が決まっている（Q29）のは、小学校の72.2%・中学校の51.9%であった（図3）。なお、市立船橋高校は、Q28はYes、Q29はNo、特別支援学校は双方の問いにYesと回答した。

災害が発生すると、人間にとっては急激な環境変化によって、災害の衝撃から強いストレスを受け、自分の身の回りで、一体何が起きているか客観的に把握することが困難な「失見当」（しつけんとう）という状態に陥ることが過去の災害でも確認されている。「何が起きたかわからない」、「どうすればよいかわからない」といった、一部の災害対応のプロ集団を除いて組織的な対応ができなくなる。特に、人生経験、災害経験が少なく、突発的な対応ができなくなる児童・生徒に対しては、災害時に端的な行動に関する指示を行う必要がある。しかし、そのような放送原稿を整備したり、放送機器が使えない時の複数の拡声機による声掛けなど代替手段について準備をしたりしていない学校が多い。またこれらの放送原稿は、千葉県教育委員会『学校における地震防災マニュアル』（平成24年）、千葉県教育委員会『安全管理の手引（三訂版）』（平成30年）にも記載されていない。

**【結果】**

災害時に適切な初期対応ができるように、全体指示のための放送原稿や、放送機器が使えない場合の代替手段について、各学校は既に整備している学校をモデルとしながら早急に整備し、定期的な訓練などを通して各学校の特性などに沿ったものとして機能するかを検証・改善していくことを要望する。

⑦ ハザードマップをもとにした施設内の防災安全マップ・施設外への避難方法について  
【各学校・保健体育課・危機管理課】（指 摘）

【現状・問題点】

ハザードマップや施設内の配置図などをもとにした施設内の防災安全マップ、施設外への避難方法について、ハザードマップや施設内の配置図などをもとに防災安全マップを作成し、施設内のセーフティエリアを決めている（Q32）のは、小学校の42.6%・中学校の44.4%、ハザードマップや施設内の配置図などをもとに防災安全マップを作成し、施設外の2箇所以上の避難場所や避難経路を決めている（Q33）のは、小学校の25.9%・中学校の33.3%、施設外の避難場所まで安全に移動する複数の経路を、防災訓練で共有・検証している（Q35）のは、小学校の46.3%・中学校の44.4%であった（図3）。なお、市立船橋高校は、Q32・Q33はNo、Q35は非該当、特別支援学校は全ての問いにYesと回答した。これは、施設内の避難誘導について、誘導役（空き時間の教職員活用含む）や障害者等への避難誘導方法が決まっている（Q34）のは、小学校・中学校共に70.4%であったことと対照的である（図3）。なお、市立船橋高校はNoと、また、特別支援学校はYesと回答した。

ハザードマップとは、災害による被害・影響が想定される区域と被害・影響の程度、更には避難場所・避難経路・関連施設など地域住民が対応行動に必要となる情報などを、地図上に明示したものである。災害発生時若しくは災害発生の危険が高まっている際において、地域住民に避難などの対応行動を迅速かつ的確に実行してもらうように、また、平時においては地域住民へ災害危険性や危険箇所などを周知したり、適切な防災対策を促進するための基礎資料にしたりすることを目的として作成されている（北原糸子・松浦律子・木村玲欧『日本歴史災害辞典』（平成24年）吉川弘文館より）。

ハザードマップによって、災害による被害・影響を科学的に把握することができ、適切な安全確保行動を行うことができる。しかし、本アンケートにおいて、ハザードマップの情報等を学校施設に適用した防災安全マップの作成や、施設外へ避難が必要となった場合の想定について過半数の学校が行っていないことが明らかになった。

東日本大震災において、宮城県石巻市立大川小学校では、地震後14分後の15時頃には児童は校庭に集合して教員が点呼をとることができた。しかし、大川小学校の防災危機管理マニュアルに津波時の学校以外の避難場所の取り決めがなく、その後の安全確保行動に関する想定を行っていないことなどが原因となって、学校以外の場所を避難場所として移動しようと結論づけるまでに40分以上が経過し、結局、津波によって校庭に避難していた児童108名中70名が死亡、4名が行方不明、教職員13名中、校内にいた11名のうち9名が死亡、1名が行方不明となった。

【結 果】

ハザードマップは科学的な被害・影響の想定結果であり、施設内の配置図などと併せて施設内の防災安全マップを作成したり、避難所として当該施設が使えない場合の避難場所・避難経路を決定したり、それらを職員間で共有・検証するために防災訓練を実施することは、児童・生徒の命を守るために必要な事前対策であり、市教育委員会及び危機管理課などの指導・調整のもとで、早急に実施・検証を行われたい。

## ⑧ 自治会等の地域組織との災害時の連携強化と防災倉庫管理・点検について【保健体育課・危機管理課】（意見）

### 【現状・問題点】

自治会などの地域組織との災害に関する連携について、自治会などの地域組織と災害時の対応や防災について日頃から情報共有をしている（Q41）のは、小学校・中学校共に59.3%、自治会などの地域組織と連携をして防災訓練などを共同で行っている（Q42）のは、小学校の51.9%・中学校の70.4%であった（図4）。なお、市立船橋高校は、Q41はNo、Q42はYes、特別支援学校は双方の問いにYesと回答した。

防災倉庫の管理・点検について、防災倉庫の鍵の管理は学校長も実施している（Q45）のは、小学校の90.7%・中学校の96.3%であるが、防災倉庫の管理責任は危機管理課にあります。学校長は現場での管理として何らかの管理を行っている（Q44）のは、小学校の63.0%・中学校の77.8%であった。さらに、防災倉庫に保管されている防災グッズ等の保管リスト（保管項目と数量等）を入手しその保管物等の内容を具体的に把握している（Q47）のは、小学校の51.9%・中学校の70.4%、防災倉庫が火災等で被害を受けそうになったときの緊急連絡網などの連絡体制を把握している（Q46）のは、小学校の37.0%・中学校の48.1%であった（図4）。なお、市立船橋高校は、全ての問いにYes、特別支援学校はQ47がNo、その他の問いにYesと回答した。

船橋市が、東日本大震災発災時に震災対応に従事した所属長等に対して実施した、発災時から3月末までに行った災害対応についてのアンケートにおいて、市教育委員会・学校長（第1教育班～第3教育班）から「避難所の運営は、備蓄物資（毛布・食料等）の配布や仮設トイレの設置など多岐に亘る中で、市からの指示や応援もなかった」、「今回のように勤務時間内に災害が発生した場合は、早期に学校職員による運営から市職員による運営に移行できる体制を構築することが必要である」との回答があった（船橋市『＜東日本大震災＞船橋市の被害状況および一連の対応に関する記録』（平成24年3月））

多くの学校は災害時に避難所としての機能を果たす。文部科学省『災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～』（平成26年）では、避難所の円滑な運営方法の確立として「避難所の運営を円滑に行うためには、あらかじめ、具体的な運営方法を定め、関係者の共通理解を得ることが不可欠である。このため、防災担当部局、学校設置者、学校、自主防災組織、地域住民等が互いに連携して地域防災に取

り組む体制を構築し、避難所としての学校施設利用計画や実践的な運営マニュアルを作成するとともに、これらに関係者に周知しておくことが重要である。」としている。また千葉県教育委員会『学校における地震防災マニュアル』（平成24年）においても、避難所協力について「避難所は地域防災計画に基づき、市町村が開設し、運営主体となるものです。学校は、大規模災害時に一定期間教職員がその業務を支援する状況が予測されることから、学校が避難所となった場合を想定した対応マニュアルを所在する市町村及び地域の防災組織等と協議しておくことが重要です。具体的には、学校が市町村の避難所の運営に、「どのような役割」を「どの程度」協力できるのか、市町村部局と確認しておく必要があります。」としている。

東日本大震災における課題と併せると、災害時の地域において学校は避難所などの災害対応拠点の役割を果たす。その役割を果たすためには、平時からの地域との協力体制の確立は必要不可欠である。例えば、学校は施設管理者として、避難所運営委員会などを、地域組織、行政職員などとともに平時から立ち上げ、意見交換や訓練などを通して、災害時の円滑な協力体制について合意しておく必要がある。また、防災倉庫についても、施設管理者として鍵を保管するだけでなく、防災倉庫の内容についても確認をし、地域の災害対応拠点・避難所運営のためにどのような物資が現存し、どのように管理体制をとっていくべきかについては事前に検討をする必要がある。

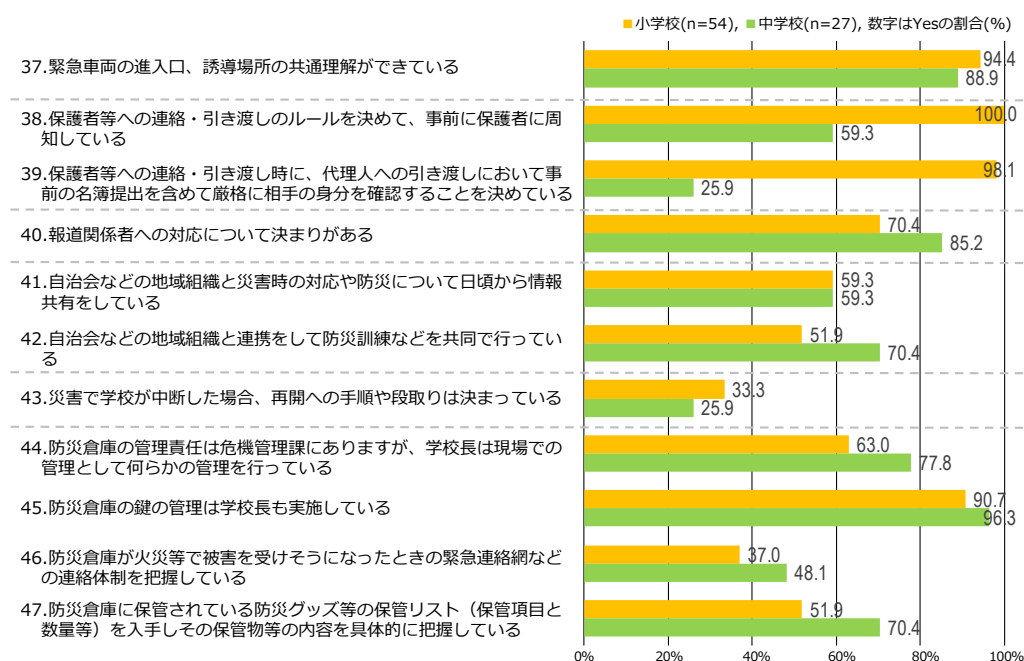


図4 アンケート結果（Q37～Q47）

【結果】

災害時の地域において学校は避難所などの災害対応拠点の役割を果たす。自治会などの

地域組織との災害に関する連携強化について、例えば、災害発生前から避難所運営委員会などを、地域組織、行政職員などとともに立ち上げ、防災や災害対応に関する意見交換や勉強会実施、合同訓練などを通して、災害時の円滑な協力体制について合意を図っておくことを要望する。また、防災倉庫について、施設管理者として鍵を保管するだけでなく、防災倉庫の内容物や管理体制・管理方法についても取り決めておくことを要望する。

## ⑨ 災害で学校の教育機能が中断した場合の再開への手順・段取りについて【保健体育課】 (意見)

### 【現状・問題点】

災害で学校の教育機能が中断した場合の再開への手順や段取りについて、災害で学校が中断した場合、再開への手順や段取りは決まっている（Q43）のは、小学校の33.3%・中学校の25.9%であった（図4）。なお、市立船橋高校はYes、特別支援学校はNoと回答した。

文部科学省『災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～』（平成26年）では、学校教育活動の早期再開について、「災害後の学校教育活動の早期再開は、地域が日常を取り戻し、災害からの復旧復興への第一歩となる。教育活動を早期に再開するためには、避難生活と教育活動が共存する際の対応について、学校施設利用計画に盛り込むとともに、教職員が教育活動再開に専念できる体制への移行等に関して、その運営方法を取り決めるなど、あらかじめ適切な対応を行うことが重要である。（一部省略）」と述べている。

千葉県教育委員会『学校における地震防災マニュアル』（平成24年）においては、「学校は、地域住民の一時的な避難所としての役割を担っていますが、本来、学校は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければなりません。したがって、学校の教育活動早期再開のため、日頃から発災時の状況を想定した対策を立てることが必要です。」と述べ、具体的な対策項目について列挙している。例えば、児童生徒等への対応としては、心のケアの体制整備、授業・校舎等への対応としては、学校給食の再開、学費の援助等の支援、授業再開に向けた日程の協議、欠課数の補充と授業の工夫、水道水等保健衛生の措置などである。

しかし、市教育委員会の「震災時対応マニュアル」のひな形については、「学校機能再開期」という簡単なフロー図等はあるものの、具体的にどのような手順・段取りで再開するかについては記述がない。

### 【結果】

教育施設としての学校機能を再開するためには、災害発生前から発災時の状況を想定した防災対策を立てておき、災害発生後、市教育委員会等と授業再開に向けた協議を続けながら、児童生徒等への対応、授業・校舎等への対応を進めていく必要がある。災害で学校

の機能が中断した場合の再開への手順や段取りを、各学校の特性に合わせた計画に記載し、訓練等によって継続的に共有・検証することを要望する。

## 2. 研究学校（防災モデル校）の指定及びその効果について

### （1）概 要

我が国においては、地震・津波、台風・集中豪雨等による災害が多数発生している。また、登下校中の児童生徒等が巻き込まれる交通事故、更には、学校内外において不審者による児童生徒等の安全を脅かす事件などが依然として発生しており、児童生徒等自身に安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育の充実、児童生徒等の生活の場である学校の安全管理体制の充実が求められている。

文部科学省の防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業は、上記の状況に鑑み、都道府県教育委員会等に委託する形で、専門家等のアドバイザーの指導・助言を受けながら、教育手法の開発、被災地支援を通して体験型防災教育の推進、学校の安全管理体制の充実等を目指した。千葉県教育委員会では、文部科学省から当該委託を受けた平成 29 年度において「命の大切さを考える防災教育公開事業」と題し、学校が行う防災に関する事業を地域と連携して行い、また、公開することで、災害や防災に対する両者の意識や取組を近づけ、同時に、自助・共助の意識の下に適確に行動できる人材を育成し、災害に強い学校とまちづくりに役立てることを目的とした事業を実施した。全部で8校のモデル校と、1つのモデル地域（市）を選定し、船橋市立三山中学校はモデル校の1校として選定された。三山中学校での実践成果を検討することで、防災モデル校における防災対策の成果について検討を行った。

### （2）監査手続

文部科学省・千葉県のホームページ等から関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### （3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

## ① 防災モデル校の指定の効果について【保健体育課】（意見）

### 【現状・問題点】

三山中学校では、1)防災や命の大切さについて考えさせる授業を実施し、保護者・地域、関係機関に公開する、2)学校、保護者・地域、関係機関等の連携による地域合同防災訓練に参加する、3)地域の避難所として機能するために、運営体制を整備する、4)生徒、保護者・地域住民、教職員を対象とした講演会等の防災啓発活動を実施するといった4つの事業概要について、1年間をかけて学校組織として体系的に防災対策を進めることができた。特に、学校が組織として関わり、地域合同防災訓練や市総合防災訓練にも参加することによって、生徒、保護者、地域住民、教職員といった幅広い関係者への防災教育・応急教育を実施することができ、地域の避難所としての学校の防災対策の推進など、地域防災力の向上にも大きく寄与することができた。一方で、今後の課題として「防災教育公開事業としては取り組むことができたが、モデル校としての期間が終わった後、日頃の取組の中でいかに継続していくか」が挙げられていた（千葉県教育庁『平成29年度防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業（命の大切さを考える防災教育公開事業）成果報告書（モデル校8校及びモデル地域1市の取組）』（平成30年度））。

### 【結果】

学校の防災対策を推進し、また児童生徒、教職員、保護者、地域住民といった関係者の災害時の対応力向上を図るためにも、県教育委員会等の事業や、市教育委員会独自の事業としてもモデル校を指定しながら、学校組織全体として集中的に防災対策を実施することを要望する。

また、モデル校としての期間だけの一過性の取組で終わらないように、市は資金面も含めて継続的な実施を支えていくことを要望する。

## 3. 今後の方向性等について（提言）

本節では、アンケート等をもとに以下の項目について指摘及び意見を述べた。それらの項目は次のとおりである。

- ① 応急教育実施のための体制・コンテンツの早期整備
- ② ガラスの飛散防止対策を促進・完遂
- ③ 物資の備蓄の充実と保管場所・使用方法の共有
- ④ 災害時の組織体制・役割分担等の保護者への通知
- ⑤ 職員との緊急連絡方法・安否確認体制などの情報収集体制と応援要請の確立
- ⑥ 初期対応時の全体指示のための放送手段・放送原稿の整備
- ⑦ ハザードマップをもとにした施設内の防災安全マップの整備と施設外への避難方法



## の検証・確立

- ⑧ 自治会などの地域組織との災害に関する連携強化と防災倉庫の管理・点検
- ⑨ 災害で学校の教育機能が中断した場合の再開への手順・段取りの確立
- ⑩ モデル校指定による学校組織全体としての集中的な防災対策の実施

令和時代、日本は「大災害時代」になることが予想されている。東日本大震災のような巨津波の可能性のある海溝型地震、阪神・淡路大震災や熊本地震のような我々の生活圏の真下が激しく揺れる内陸型（直下型）地震、地球温暖化が原因といわれる異常気象など、地震、台風、豪雨災害が、日本中で多発することが考えられる。これから生きる人々にとって、地震・火山や異常気象による災害は、「めったに起きないもの」ではなく、「頻繁に発生して、その度に命を脅かすもの」という認識を持つべきである。

しかし、上記の内容を理解していても、ヒヤリング等で「ではいったいどうすればよいのか」「現場教員の多忙さを知らないのではないか」という声も聞かれた。確かに簡単な解決策はなく、また、現場教職員が日常業務以外の時間がなかなか取れないことは事実であると思われる。しかし、災害は発生したその一回が命を奪う事態に発展しかねないリスクである。そのため、災害に関心を持つ一個人の教職員の頑張りではなく、学校組織の危機管理として、組織的・継続的・発展的に取り組んでいく必要がある。市教育委員会若しくは学校長のリーダーシップのもと、構成員である教職員の意識改革が必要である。また教育機関として、児童・生徒に、災害発生時に自ら判断して行動できるような教育機会を提供する必要がある。

特に強調したいのが「教職員に対する防災訓練・防災教育」である。訓練の内容を監査すると、多くが台本等のシナリオをもとに、児童・生徒と一緒に訓練をしていることがわかった。しかし、このような訓練方法では、児童・生徒に対する指導だけに頭と手足がとられてしまい、結局、その場でシナリオを見ながら機械的に指示を出すだけになる。

そこで教職員のための訓練・研修の実施を提案する。教職員の会議に合わせて、短い時間でもよいので、災害対応計画・マニュアルのある部分を全員で通読して、お互いの担当、やるべき行動、計画・マニュアルどおりにいかない想定事態とその時の対応策を意見出しして、計画・マニュアルを検証・改訂する。又は、学校に備えている消火器、折り畳み担架、簡易トイレ、自家発電機などの備品の使用訓練を試みる。教職員だけで、児童生徒が教室内にいると仮定したうえでの避難誘導、児童生徒の引渡しシミュレーションを試みる、などといった防災訓練によって、教職員の意識改革が児童・生徒の命を守るための素地となることが考えられる。

なお、学校の災害対応計画・マニュアルは、「事業継続マネジメント（BCM: Business Continuity Management）」の考え方を取り入れるべきである。事業継続マネジメントとは、事業継続に関する計画策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、事前対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のことである（内閣府『事業継続ガイドライン 第三版』（平成 25

年 8 月))。学校災害のような不測の事態が発生しても、人命や施設・設備を守る、速やかな災害対応を行う、たとえ被害・影響が発生しても可能な限り短い時間で復旧・復興させるためには、その方針・体制・手順等を事前にマニュアルのような計画にしておくことが必要である。

更に、マニュアルは作っただけでは完成せず、使ってみて初めて完成する。マニュアルを作成し (P: Plan)、そのマニュアルをもとに訓練を実施 (D: Do) し、訓練結果をもとにマニュアルを評価 (C: Check) し、評価結果をもとにマニュアルを改訂 (A: Action) するといった、「PDCA サイクル」によって事業継続マネジメントを平時から継続的に進めていくことが肝要である。

市教育委員会は、モデル校の成果や、各学校の計画やマニュアル等を継続的に収集・整理しながら、よい事例を積極的に発信することで、各学校はこれらをお手本としながら、実効性のある防災対策を強化させていくことができる。これからの「大災害時代」において、子どもたちや教職員の命を守り、学校機能を早期回復させ、地域の災害対応拠点として学校が機能するためには、市教育委員会は、災害発生前の平時から防災対策を組織的・継続的・発展的に進めていくような「防災文化」を各学校に醸成させていくことが重要である。

#### 第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。